

平成19年度版

環境白書

2007



奈良県

平成 19 年度版

環 境 白 書

2007

奈 良 県

● 表紙の写真 ●

奈良地方気象台の統計資料によると、過去 100 年の間に奈良県の平均気温は約 1℃上昇していますが、最近の調査結果によると、最悪の場合今世紀末には地球の平均気温は 6.4℃も上昇する可能性があるそうです。

私たちが暮らす奈良県には四季を彩る美しい風景がありますが、地球温暖化が進むとこのような風景も見られなくなるかもしれません。子や孫の世代に美しい奈良県を伝えるために取り組みましょう。

「今から、みんなで、ひとつずつ」

(写真) 左上 春を彩る桜並木 (川西町)
右上 すずらん群落地 (奈良市)
左下 溪谷の紅葉 (黒滝村)
右下 三峰山の樹氷 (御杖村)

※写真は、「奈良の景観宝探し」事業に応募いただいたものを中心に掲載しています。

はじめに



1300年前の今年は「和銅元年」にあたります。当時、地中から貴重な銅が見つかったことを祝い、年号を「和銅」に改元したといわれています。私は奈良県に都があった「和銅元年」の姿に思いをはせ、来年度の新しい行財政運営の取り組みを「和銅元年の発願」というタイトルでとりまとめました。

この“発願”では、県の基本施策の一つとして「元気で安全・安心・快適な地域づくり」を掲げ、環境対策では、地球温暖化はもとより、廃棄物の不法投棄や大和川の水質、幹線道路沿道等の奈良のイメージや魅力を損なう景観などの課題解決に取り組むこととしています。また、4月からは組織も「生活環境部」から「くらし創造部」に改め、特に「景観・環境局」を置いて体制の強化も図ります。

もちろん、環境問題は行政だけで解決できるものではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有効な資源を浪費して健全な物質循環を阻害し、地球環境に大きな負荷を与えています。私たち一人ひとりがそのことを意識してエネルギーや資源を浪費する生活スタイルを改め、次の世代に安心して暮らせる生活環境を残していく取り組みを今から実践することが求められています。

今は、行政も「経営の時代」だと言われています。施策の実をあげるには、3つの「実」が大事です。「実態」「実行」「実効」です。実態を的確に把握し、それに基づいて、計画的かつ着実に実行する、そして、その効果を客観的に評価して次の事業に生かしていくという、今風に言えば、P D C Aのサイクルを回していくことがこれからの県政に求められています。

この白書は、奈良県環境基本条例に基づき、本県における環境の現状と施策についてとりまとめたものです。言わば「実態」です。本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、自らの行動と環境の関わりについて認識を一層深めていただくとともに、様々な主体による環境保全活動（実行・実効）の輪が広がっていくことを期待しています。

平成 20 年 3 月

奈良県知事 **荒井正吾**

目 次

第1部	環境行政の総合的推進	(担当課・室)
第1章	環境行政の動向	1 (環境政策課)
第2章	奈良県環境基本条例の施行	
第1節	条例の背景及び基本理念	2 (環境政策課)
第2節	条例の構成	2 (環境政策課)
第3章	新奈良県環境総合計画等の推進	
第1節	新奈良県環境総合計画	
第1	計画の趣旨及び期間	4 (環境政策課)
第2	計画の概要	4 (環境政策課)
第3	計画の特色	4 (環境政策課)
第4	環境指標と進捗状況	6 (環境政策課)
第2節	奈良県循環型社会構築構想	
第1	構想の趣旨及び期間	9 (廃棄物対策課)
第2	構想の概要	9 (廃棄物対策課)
第3	構想の推進に向けた取組	10 (廃棄物対策課)
第3節	奈良地域公害防止計画	
第1	計画の趣旨	10 (環境政策課)
第2	計画の概要	10 (環境政策課)
第4節	環境影響評価制度	
第1	環境影響評価の制度化	12 (環境政策課)
第2	環境影響評価条例の概要	13 (環境政策課)
第3	環境影響評価の実施状況	13 (環境政策課)
第4章	環境施策の推進体制	
第1節	奈良県環境審議会	14 (環境政策課)
第2節	奈良県自然環境保全審議会	16 (風致保全課)
第3節	奈良県古都風致審議会	18 (風致保全課)
第2部	豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生	
第1章	優れた自然環境の保全	

第1節	自然公園等の現状		
第1	自然公園	19	(風致保全課)
第2	自然環境保全地域及び保全地区等	22	(風致保全課)
第2節	自然公園等の保全対策		
第1	自然公園及び保全地区等における法的規制	24	(風致保全課)
第2	大台ヶ原における保全対策	25	(風致保全課・森林保全課)
第2章	多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用		
第1節	森林・農地の現状		
第1	森林の現状	26	(林政課)
第2	農地の現状	26	(農地保全対策室)
第2節	適切な森林管理・整備の推進		
第1	適切な森林管理	27	(林政課)
第2	放置林対策	27	(林業基盤課・森林保全課)
第3	森林造成事業及び治山事業	28	(林業基盤課)
第4	森林病虫害等の防除	28	(森林保全課)
第3節	県産材需要の拡大		
第1	奈良県地域材認証制度の普及支援	28	(林政課)
第2	間伐材生産促進事業	28	(林政課)
第3	木材の新利用技術・森林林業技術の開発	29	(森林技術センター)
第4節	農村環境の保全と利用		
第1	担い手の確保	29	(農地保全対策室)
第2	中山間地域等直接支払制度などの活用	30	(農地保全対策室・耕地課)
第3	農村資源の保全対策	30	(農地保全対策室)
第3章	多様な生物の保全		
第1節	野生鳥獣の保護管理	31	(森林保全課)
第2節	大切にしたい野生動物の保護	32	(森林保全課)
第3節	水辺の生物の保全	32	(河川課)
第4章	自然と人とのふれあいの推進		
第1節	ふれあいの場づくり		
第1	自然公園の施設整備	33	(森林保全課)
第2	里山林の整備	33	(森林保全課)
第3	親水空間の整備	34	(河川課・耕地課)
第2節	ふれあいの機会づくり		
第1	森を育てる県民の集い	34	(森林保全課)
第2	都市と農山村の交流	34	(農政課)
第3	ふれあいのための情報提供等	34	(環境政策課)

第3節	ふれあいのための人づくり		
第1	森林環境教育指導者の養成	35	(教育研究所・林政課)
第2	自然公園指導員の活用	35	(風致保全課)

第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化への誇りと継承		
第1	文化財の保護	36	(文化財保存課)
第2	世界遺産の保存管理等	36	(文化財保存課)
第3	民俗文化財の保存	36	(文化財保存課) (民族博物館)
第2節	地域の活性化への活用		
第1	伝統的なまちなみの保存	37	(文化財保存課)
第2	第一次大極殿正殿の復原	37	(平城遷都1300年 記念事業推進局)
第3節	活用ネットワークの構築		
第1	自転車道の利用促進	38	(道路維持課)
第2	魅惑体験フェスティバルの実施	38	(交流対策課)

第3部 快適・安全な生活環境の創造

第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出		
第1	風致地区等の指定	39	(風致保全課)
第2	国営飛鳥歴史公園等の整備	41	(公園緑地室)
第2節	憩いのある緑の空間の創造		
第1	本県における都市公園の現況	42	(公園緑地室)
第2	代表的な都市公園整備事業	42	(公園緑地室・畜産課)
第3節	緑を育てる仕組みづくり		
第1	県民への意識啓発	43	(県民生活課) (農業水産振興課)
第2	事業者等への意識啓発	43	(環境政策課)
第4節	市街地内農地の活用	43	(農業水産振興課) (都市計画課)

第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

第1節	歴史的景観の形成		
第1	緑の保全対策パトロール	44	(風致保全課)
第2	NPOによる景観づくりの推進	44	(風致保全課)
第3	奈良の景観宝探しの実施	44	(風致保全課)
第4	歴史的風土保存のための買入れ地の保全	44	(風致保全課)
第5	電線類の地中化推進	45	(道路維持課)

第2節	田園・里山景観の形成		
第1	棚田の景観保全	45	(耕地課)
第2	里山の景観保全	45	(森林保全課)
第3節	都市景観の形成		
第1	良好な都市景観づくりのための整備事業の推進	46	(都市計画課)
第2	美化啓発・実践活動の促進	46	(県民生活課)
第3	ふるさと奈良景観づくり懇話会の開催	47	(風致保全課・都市計画課)
第4節	沿道景観の形成		
第1	屋外広告物の簡易除却活動の推進	47	(風致保全課)
第2	地域が育てる道づくりの推進	47	(道路維持課)
第3	「景観保全型広告整備地区」の指定	47	(風致保全課)
第3章	大気環境の保全		
第1節	大気汚染の現状		
第1	硫黄酸化物	49	(環境政策課)
第2	窒素酸化物	49	(環境政策課)
第3	浮遊粒子状物質	50	(環境政策課)
第4	一酸化炭素	51	(環境政策課)
第5	炭化水素	51	(環境政策課)
第6	降下ばいじん	52	(環境政策課)
第2節	大気汚染の防止対策		
第1	大気汚染常時監視体制	52	(環境政策課)
第2	工場・事業場等の固定発生源対策	54	(環境政策課)
第3	自動車等の移動発生源対策	56	(環境政策課 県警交通規制課)
第4	光化学オキシダント対策	56	(環境政策課)
第5	騒音・振動・悪臭の現状と対策	57	(環境政策課・道路維持課)
第4章	水環境の保全		
第1節	公共用水域の状況		
第1	監視測定状況	61	(環境政策課)
第2	水質保全に係る各種連絡会議等	68	(環境政策課)
第2節	生活排水対策の推進		
第1	下水道の整備	69	(下水道課)
第2	浄化槽の整備	70	(環境政策課)
第3	農業集落排水の整備	70	(耕地課)
第4	各種啓発の実施	70	(環境政策課)
第3節	工場・事業場等の排水対策の推進		
第1	工場・事業場への排出規制	71	(環境政策課)
第2	畜産事業場への指導	72	(畜産課)

第3	ゴルフ場への農薬適正使用の指導	72	(環境政策課)
第4節	河川愛護運動の推進		
第1	河川愛護の啓発事業	72	(河川課・環境政策課)
第2	「地域が育む川づくり」活動の推進	73	(河川課)
第5章 化学物質対策等の推進			
第1節	化学物質の総合的なリスク対策の推進		
第1	P R T R制度	74	(環境政策課)
第2	リスクコミュニケーション	74	(環境政策課)
第2節	重点的に進める化学物質対策の推進		
第1	アスベスト対策	75	(環境政策課)
第2	ダイオキシン類対策	77	(環境政策課)
第3	P C B廃棄物対策	77	(廃棄物対策課)
第3節	環境ホルモン対策の推進	77	(環境政策課)
第4節	土壌汚染対策の推進		
第1	農用地における土壌保全	78	(農業水産振興課)
第2	一般環境中の土壌保全	78	(環境政策課)

第4部 持続的発展が可能な循環型社会の構築

第1章 「ごみゼロ奈良」に向けた廃棄物対策の推進

第1節	廃棄物処理の現状		
第1	一般廃棄物の状況	79	(廃棄物対策課)
第2	産業廃棄物の状況	81	(廃棄物対策課)
第2節	廃棄物の発生抑制・循環的利用の推進		
第1	県民への啓発活動	81	(環境政策課)
第2	リサイクル認定制度	82	(廃棄物対策課)
第3	事業所のゼロエミッション取組の促進	82	(廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物の排出抑制に係る技術開発等に対する支援	82	(廃棄物対策課)
第3節	循環型社会構築のためのネットワークづくり		
第1	廃棄物情報交換システム	83	(廃棄物対策課)
第2	循環型社会推進協議会	83	(廃棄物対策課)
第3	事業者団体の連携促進	83	(廃棄物対策課)
第4節	適正処理の推進		
第1	未然防止	83	(廃棄物対策課)
第2	早期発見	84	(廃棄物対策課)
第3	早期解決	84	(廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物処理施設	84	(廃棄物対策課)

第2章 多様なエネルギーの有効活用

第1節 エネルギーの効率的利用

第1 家庭における省エネ活動の推進	85	(環境政策課)
第2 学校における省エネ学習の推進	85	(教育研究所)
第3 県の省エネ率先行動の推進	85	(環境政策課・下水道課)
第4 住宅の省エネの推進	85	(住宅課・環境政策課)
第5 交通円滑化の推進	86	(道路建設課 県警交通規制課)

第2節 再生可能エネルギーの活用

第1 公共施設での新エネルギーの利用	86	(商工課・水道局)
第2 バイオマスエネルギーの利用促進	86	(農業水産振興課)

第3章 健全な水循環の確保

第1節 水源かん養機能の強化	88	(水道局・林業基盤課)
第2節 保水機能の保全・回復	88	(耕地課、JR奈良駅連 統立体・街路事務所)
第3節 合理的・循環的な水利用の促進	88	(資源調整課・下水道課)

第4章 環境ビジネスの振興

第1節 産・研・学・民の連携による環境ビジネスの促進	89	(商工局・工業支援課)
第2節 環境ビジネスに対する支援		
第1 融資制度による支援	89	(金融・商業振興課)
第2 産廃税を活用した支援	90	(廃棄物対策課)
第3節 環境低負荷製品等の市場拡大		
第1 グリーン購入の推進	91	(環境政策課)
第2 環境にやさしい買い物キャンペーン	92	(環境政策課)

第5部 地球環境保全への取組の推進

第1章 温室効果ガスの発生抑制

第1節 地球温暖化対策の総合的な推進

第1 地球温暖化の現状	93	(環境政策課)
第2 ならストップ温暖化アクションプラン	93	(環境政策課)
第3 県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員	94	(環境政策課)

第2節 二酸化炭素排出抑制対策の推進

第1 温暖化防止に向けた県の率先行動	95	(環境政策課)
第2 地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進	98	(環境政策課)
第3 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進	98	(環境政策課・交流政策課)

第3節 二酸化炭素以外の排出抑制対策の推進	101	(畜産課)
-----------------------	-----	-------

第2章	温室効果ガスの吸収源対策		
第1節	健全な森林の整備		
第1	森林吸収源対策推進プラン	102	(林政課)
第2	森林環境税を活用した取組	102	(林政課)
第3章	オゾン層保護・酸性雨被害への取組		
第1節	オゾン層保護の推進	105	(環境政策課)
第2節	酸性雨対策の推進	105	(環境政策課)
第4章	国際協力の推進	107	(環境政策課)

第6部 参加と協働による環境保全への取組の推進

第1章	環境教育・環境学習の推進		
第1節	環境教育・環境学習を担う人材育成と活用		
第1	ストップ温暖化推進員の養成	109	(環境政策課)
第2	環境教育リーダー研修基礎講座の開催	109	(環境政策課)
第3	環境アドバイザー派遣及びどこでもエコ教室の講師派遣	109	(環境政策課)
第4	森林環境税を使った人材養成事業	110	(教育研究所)
第2節	環境教育・環境学習のプログラムの整備	110	(教育研究所・環境政策課)
第3節	環境教育・環境学習の機会と場の提供		
第1	環境教育実践モデル事業	110	(教育研究所)
第2	ストップ温暖化科学教育推進事業	110	(教育研究所)
第3	こどもエコクラブ	111	(環境政策課)
第4	川の教室の開催	111	(環境政策課)
第2章	環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進		
第1節	環境に配慮した事業活動や日常行動の推進		
第1	環境月間行事	112	(環境政策課)
第2	自然公園等における美化推進活動	114	(風致保全課)
第3	親切・美化県民運動における環境美化活動	114	(県民生活課)
第4	みんなで守ロード事業	115	(道路維持課)
第2節	環境配慮に向けた制度とネットワークの展開		
第1	環境マネジメントシステム	115	(環境政策課)
第2	連携の仕組みづくり	116	(環境政策課)

第7部 共通的基盤施策の推進

第1章 環境情報の提供と情報共有の促進

第1節	環境情報の提供	119	(環境政策課)
第2節	環境に関する公聴		
第1	公害苦情の発生状況	119	(環境政策課)
第2	公害苦情の処理状況	121	(環境政策課)
第3	奈良県公害審査会	122	(環境政策課)

第2章 県の試験研究機関等における環境関連技術等の研究開発

第1節	保健環境研究センター	123	(保健環境研究センター)
第2節	工業技術センター	123	(工業技術センター)
第3節	農業総合センター	124	(農業総合センター)
第4節	森林技術センター	124	(森林技術センター)

第 1 部

環境行政の総合的推進

第1章 環境行政の動向 (環境政策課)

本県は、古代律令国家誕生の地として、飛鳥・白鳳・天平など数多くの歴史的文化遺産を有するとともに、奈良盆地と美しい青垣の山並みに代表される景観、吉野等の山地が持つ雄大な自然など、「日本人の心のふるさと」としての恵まれた環境をいにしえから継承してきた。

かつて、昭和30年代からの高度成長期において、全国各地で環境の汚染や自然の破壊など、環境の悪化が進行し、大きな社会問題となった。

本県では、昭和44年4月に公害防止条例を制定し、法的な整備を進めるとともに、行政機構の整備充実、規制及び監視体制の強化を行うなどの公害対策を進めるとともに、昭和47年3月に自然環境保全条例を制定し、豊かな自然環境の保全に努めてきた。

これらの施策は、県民、事業者等の協力ともあいまって一定の成果を挙げ、本県の環境は全般的に良好に維持されてきた。また、最近では、身近な緑や水辺、歴史的風土と調和した景観など、生活に潤いや安らぎを与えるアメニティ（快適環境）へのニーズも高まってきている。

一方、都市化の進展、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、ライフスタイルの変化等に伴う環境への負荷が増大し、本県でも、生活排水等による河川の水質汚濁、廃棄物の増大などいわゆる都市・生活型の環境問題が生じている。

また、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球的規模での環境への影響や将来の世代に対して影響を及ぼすような環境問題も起こっている。

本県では、このような状況に適切に対応し、地域社会における責任ある行政主体として、世界に誇るべき文化遺産や歴史的風土、恵まれた自然などの環境特性を踏まえた環境行政の体系的な推進を図るため、また、県民及び事業者がそれぞれの立場でより良い環境の保全と創造に向けた取り組みを進める際の環境づくりの指針として、平成8年3月に奈良県環境総合計画を策定した（平成18年3月に新計画に改訂）。

さらに、環境保全に対する新たな理念を定め、環境の保全と創造に関する新しい法的な枠組みとして、平成8年12月に奈良県環境基本条例を制定し、同時にこれに合わせて、従来の奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定した。

また、地方公共団体も地域における一事業者として、通常为社会経済活動の主体であるとの認識のもと、平成13年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」を策定し、県自らの環境負荷の低減に率先して取り組むとともに、平成14年3月15日にはISO 14001環境マネジメントシステムを認証取得した。

平成15年3月には、資源循環型の社会づくりを進めるため、6Rの推進を基調とする「奈良県循環型社会構築構想」、「奈良県廃棄物処理計画」を策定したほか、16年度からは「産業廃棄物税」、18年度からは「森林環境税」を導入して、財源面からも環境施策の推進を図っている。

17年度は、全国規模の社会問題となったアスベストによる健康被害問題が発生したが、本県ではいち早く「アスベスト問題対策会議」を設置し、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な取り組みを行ってきた。

18年度は、喫緊の課題である地球温暖化防止に向け「ストップ温暖化アクションプラン」を策定し、県民・事業者・民間団体・行政が一体となった取り組みを進める基盤である「奈良県ストップ温暖化県民会議」を中心に今後取り組みを進めていくこととした。

今後の環境行政においては、平成17年度に策定した「新奈良県環境総合計画」の基本理念である「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」を実現するため、持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然環境と優れた歴史環境を将来にわたって継承し、快適な生活環境を保全することを目指して施策の展開を図っていくことが必要である。

第2章 奈良県環境基本条例の施行 (環境政策課)

この条例は、環境の保全と創造について、基本的な理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるもので、県の環境関係例規の中心となる条例である。なお本条例は平成8年12月に制定し、平成9年4月から施行した。

第1節 条例の背景及び基本理念

都市・生活型環境問題や地球環境保全などの新たな課題の発生、快適環境に対する県民ニーズの増大など、環境をめぐる状況は刻々と変化している。

そこで、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、本県の歴史的風土や多様な自然環境を活かしながら、潤いと安らぎのある快適な環境を創造し、各主体が一体となって総合的・計画的な取り組みを進めていくため、次の4つの事項を基本理念としている。

- (1) 県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を受けると将来にわたる維持
- (2) 全ての者が環境負荷の低減を行うことと持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 歴史的風土や自然環境を生かした潤いと安らぎのある快適環境の確保
- (4) 地域環境が地球に及ぼす関わりを鑑みながらの地球環境保全への対応

第2節 条例の構成

図1-2-1のとおり、全文2章27条から成っている。

図1-2-1 奈良県環境基本条例の構成

奈良県環境基本条例	
前 文	
第1章 総則	
第1条 目的	第4条 県の責務
第2条 定義	第5条 市町村の責務
第3条 基本理念	第6条 事業者の責務
	第7条 県民の責務
	第8条 環境の状況等の公表
第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	
第1節 施策の基本指針	
第9条 施策の基本指針	
第2節 環境総合計画	
第10条 環境総合計画	
第3節 環境の保全及び創造のための施策等	
第11条 県の施策の策定等に当たっての配慮	第18条 資源の循環的な利用等の促進
第12条 環境への配慮の促進	第19条 環境管理の促進
第13条 環境影響評価の推進	第20条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等
第14条 規制の措置	第21条 民間団体等の自発的な活動の促進
第15条 技術的助言等の措置	第22条 情報の提供
第16条 環境の保全及び創造に資する施設の整備等の推進	第23条 調査研究の実施
第17条 良好な景観の形成	第24条 監視等の実施
第4節 地球環境の保全の推進	
第25条 地球環境の保全の推進	
第5節 推進体制の整備等	
第26条 推進体制の整備	
第27条 国及び他の地方公共団体との協力	

第3章 新奈良県環境総合計画等の推進

第1節 新奈良県環境総合計画（環境政策課）

第1 計画の趣旨及び期間

近年、少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展など、社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、経済の低成長に伴い心の豊かさを求める者が増加する中で人々の価値観も多様化し、ライフスタイルや仕事のあり方なども大きく変わりつつある。また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題は極めて深刻であり、廃棄物の増大、ダイオキシン類等の化学物質による汚染など私たちを取り巻く今日の環境問題はますます複雑多様化している。

このような環境問題を解決していくためには、私たちの生活行動や経済活動のあり方そのものを環境の保全と創造のしくみが組み込まれたものに変えていくことが必要であり、「環境と経済の好循環」や「参画と協働」といった視点での取り組みが重要となっている。

そこで、前計画が平成17年度に期間満了となることを機に、今日の環境問題の態様の変化、内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築し次の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいくため、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的として「新奈良県環境総合計画」を平成18年3月に策定した。新計画の期間は、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までの10年間である。

第2 計画の概要

新計画では、持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然環境と優れた歴史環境を将来にわたって継承し、快適な生活環境を保全することを目指して計画の基本理念を「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」と定めるとともに、次の5つの基本目標を設定している。

- (1) 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生
- (2) 快適・安全な生活環境の創造
- (3) 持続的発展が可能な循環型社会の構築
- (4) 地球環境保全への取り組みの推進
- (5) 参加と協働による環境保全への取り組みの推進

第3 計画の特色

上記5つの基本目標の達成に向け、計画の着実な推進への実効性を担保するとともに、県民の視点に立ったわかりやすい説明の仕組みを構築するため、新計画では新たに「環境指標」及び「重点プロジェクト」を設定した。

(1) 環境指標

将来の目標値を県民の皆様にはわかりやすくなるよう、具体的に45項目の数値で示している。今後、この環境白書等を通じ県民の皆様に進捗状況を公表する。

(2) 重点プロジェクト

基本目標の達成に向け、県として戦略的かつ重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけている。計画期間中に5つの重点プロジェクトを推進していく。

図1-3-1 新奈良県環境総合計画の構成



第4 環境指標と進捗状況

計画に記載している指標とその進捗状況は下記のとおりである。

基本目標Ⅰ 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生 (11)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H18)	目標値 (H27)
○県土に占める自然公園の割合 (自然公園面積)	%	17.2 (63,328ha)	17.2 (H17)	17.3以上 (63,817ha)
○自然豊かな広葉樹林等の割合 (森林における広葉樹林等の割合)	%	38 (H12)	38	40
○間伐実施面積(累計)	ha	5,126	5,205	22,500 (H18～H22)
○県内における県産材の利用割合 (県内木材需要に対する県産材の供給率)	%	50 (H15)	48	55
○奈良県版レッドデータブックにおける希少動植物種数	-	(調査中)	(調査中)	維持する
○県内で確認された渡り鳥(ガン・カモ)の種類数	-	14	15	減少させない
○ホテルが生息する河川延長の割合	%	10 (H15)	10.1	16.7
○奈良の自然とふれあった人の数 (中山間地域への来訪者数) <small>※数値の()書きは17年度から「月ヶ瀬」地域の数値をとっていないため、比較のために現況値・目標値に月ヶ瀬以外の合計値を記載したもの</small>	万人	735(675) (H15)	686 (H17)	845(776) (H15年度比10%増)
○里山林の整備箇所数(累計)	箇所	0	16	50
○県内で指定・登録されている文化財数 (国・県指定分の合計)	件	2,157	2,190	2,320
○歴史文化等の拠点エリアへの来訪者数	万人	3,507 (H15)	3,429 (H17)	3,770 (H15年度比7%増)

基本目標Ⅱ 快適・安全な生活環境の創造 (12)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H18)	目標値 (H27)
○一人あたりの都市公園面積	m ² /人	11.1	11.5	12.0 (H22)
○花とみどりのまちづくり実践活動箇所数	箇所	5	11	20
○奈良の景観を美しいと感じる人の割合	%	84.2 (H17)	未調査	90
○クリーンアップならキャンペーン参加者数	人	62,000	63,000	140,000
○快適で魅力ある沿道景観が創出された数(累計) (沿道地区のまちづくりに関するルール締結数)	-	23	31	50
○低公害車導入率	%	20	30	75
○公害苦情件数(騒音・振動・悪臭)	件	287	230	200以下

基本目標Ⅱ 快適・安全な生活環境の創造（つづき）

環境指標	単位	現況値(H16)	直近値(H18)	目標値(H27)
○清らかで安全な河川・湖沼の割合(環境基準達成率) (大和川水系) (淀川水系) (紀の川水系) (新宮川水系)	%	52.4 (11/21)	52 (11/21)	90.5 (19/21)
		75.0 (21/28)	82.1 (23/28)	89.3 (25/28)
		80 (4/5)	80 (4/5)	100 (5/5)
		100 (10/10)	100 (10/10)	100 (10/10)
○汚水処理人口普及率	%	77.8	80.6	87.6
○ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100	100
○環境中に排出される化学物質の量	t	1,540 (H15)	1,164 (H17)	1,400
○PCBの適正処理実施率	%	0	0	100 (H28)

基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築（10）

環境指標	単位	現況値(H16)	直近値(H18)	目標値(H27)
○廃棄物排出量 (一般廃棄物:県民一人一日当たり) (産業廃棄物)	g/日・人	1,004 (H15)	983 (H17)	890 (H24)
	千t	1,508 (H13)	1,696 (H17)	1,550 (H24)
○リサイクル率 (一般廃棄物) (産業廃棄物)	%	14.8 (H15)	15.1 (H17)	25.0 (H24)
	%	42 (H13)	48 (H17)	48 (H24)
○埋立処分量(最終処分量) (一般廃棄物) (産業廃棄物)	千t	86 (H15)	78 (H17)	70 (H24)
	千t	184 (H13)	99 (H17)	120 (H24)
○県民一人当たりのエネルギー消費量	原油L/年・人	1,261 (H15)	1,356 (H17)	1,043 (H12年度比-20%)
○太陽光、風力発電出力量	kW	12,713	18,806	49,100 (H22)
○木質バイオマスエネルギー利用量	t	6,700	9,900	12,000
○保水機能が高い水源かん養保安林の面積	ha	59,733	61,183	60,228 (H22)
○透水性舗装面積(累計)	m ²	112,350	139,658	172,350
○環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数(累計)	件	30	34	100
○環境にやさしい買い物キャンペーン参加店舗数	店	781 (H17)	858	1,000

基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進（7）

環境指標	単位	現況値(H16)	直近値(H18)	目標値(H27)
○地球温暖化の主な要因であるCO2排出量	万t	558 (H15)	594 (H17)	465 (H12年度比-20%)
○二酸化炭素の吸収源として整備された森林面積	ha	141,000 (H15)	150,000	172,000 (H22)
○県民等からの募金により新たに植樹された樹木数(累計)	本	1,138	1,997	10,000
○木質バイオマスエネルギー利用量(再掲)	t	6,700	9,900	12,000
○大気中のフロン濃度(フロン12)	μg/ m ³	3.2	2.8	悪化させない
○雨水のpH値	pH	4.8	5.1	悪化させない
○環境分野での海外からの研修員受け入れ者数(累計)	人	1	0	15 (H18～H27)

基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進（5）

環境指標	単位	現況値(H16)	直近値(H18)	目標値(H27)
○環境学習活動への講師派遣回数	回	44	50	60
○環境教育・学習に係る情報収集活動数	回	97,000 (H15)	207,560	200,000
○環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	団体	51	76	140
○環境配慮活動に積極的に取り組む事業所数	事業所	96	146	250
○地球温暖化防止に向けた率先行動を行っている県内市町村の割合	%	9(4/46)	21(8/39)	100

第2節 奈良県循環型社会構築構想（廃棄物対策課）

第1 構想の趣旨及び期間

県では、地域の特性を活かした本県がめざすべき循環型社会の姿を明らかにし、県民・事業者・行政が環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するという共通の認識を持って、一体的な取り組みが進められることを目的として、平成14年度に「奈良県循環型社会構築構想」を策定した。本構想は概ね平成24年度までを展望するが、新たな方策・制度改正等に対応するため策定後5年で見直すこととしている。

第2 構想の概要

概要は下図のとおりである。

1 基本目標



2 基本方針

- ① 6つの「R」の推進
- ② 都市と農山村の交流を通じた循環型社会の構築
- ③ 地域産業の振興とともに進めるゼロ・エミッション
- ④ 世界に誇る歴史・文化遺産と豊かな自然環境の保全

※6R:「Reduce（減量削減）」「Reuse（再利用）」「Recycle（再生利用）」「Refuse（資源消費等の拒否）」
「Reduce（削減）」「Rental（レンタル）」

3 取組みの視点

- ① 環境に配慮した生活様式・事業活動への転換
- ② 地域ネットワークが活発になる社会づくり
- ③ リサイクルが軌道に乗る社会システムの構築
- ④ 「再生可能資源」の積極的な活用
- ⑤ 適正処理の推進
- ⑥ 経済的手法の導入
- ⑦ 自然環境保全のための環境配慮行動の展開

第3 構想の推進に向けた取組

県では、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成16年度より産業廃棄物税を導入した。県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、搬入された産業廃棄物に対し1トンにつき千円の割合で税を課している。

この産業廃棄物税は、排出事業場を対象としたゼロ・エミッション推進支援、リサイクル製品の研究開発支援、不法投棄撲滅に向けた県民意識の醸成のための県民大会の開催など、廃棄物の減量化、適正処理の推進を通じた循環型社会の構築に役立っている。

< 循環型社会とは >

循環型社会とは、廃棄物等の発生の抑制、循環資源の循環的な利用（再使用、再生使用、回収）、やむを得ず廃棄物として処分する場合には適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

第3節 奈良地域公害防止計画（環境政策課）

第1 計画の趣旨

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか、または著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じる必要があると認められる地域について、環境大臣の策定指示により、都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を受けた公害防止のための地域計画である。

本県においては、昭和47年度に大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和62年度に奈良地域公害防止計画として再編）、前期計画（平成9年度～13年度）に至るまで、6期30年間にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。その結果全般的に環境質の改善が見られるものの未だ計画の目標を達成するには至っていない状況である。このため、各種の公害防止施策等の推進により、未達成の目標を達成することに重点をおいて、今次計画（平成14年度～18年度）を策定し、推進しているところである。なお、平成19年度には計画策定地域の見直しが行われる予定である。

第2 計画の概要（平成14年度～18年度）

1 計画の基本的事項

(1) 地域の範囲

計画を策定している範囲は、次の大和平野5市5町（奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・生駒市・三郷町・田原本町・王寺町・広陵町・河合町）である。

（奈良市については旧都祁村、旧月ヶ瀬村を合併する前のエリアである）

(2) 計画の目標

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音について、環境基準の達成を図る。

(3) 計画の期間

平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間とする。

(4) 計画の主要課題

自動車交通公害対策

騒音の著しい沿道における騒音の防止を図る。

河川の水質汚濁対策

水質汚濁の著しい河川の水質汚濁の防止を図り、併せて大阪湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及び燐による富栄養化を防止するため、大阪湾に流入する河川の水質汚濁の防止を図る。

2 公害防止等に関する施策

(1) 公害防止施策

自動車交通公害対策

主要幹線道路沿道における騒音の防止対策として、自動車単体規制、低公害車の普及促進等の発生源対策を実施するほか、右折レーンの設置、交通管制システム等の整備、パークアンドバスライドシステムの実施、マイカー自粛の促進等の交通流・交通量対策を進める。また、必要に応じて、遮音壁等の設置、低騒音舗装の施工等の道路構造対策、道路交通公害の影響に配慮した沿道対策を推進する。

環境基準の達成状況を把握するため、監視測定体制の整備を図り、計画的な騒音の監視測定を引き続き実施する。

河川の水質汚濁対策

河川の水質汚濁防止対策の一層の推進を図り、併せて大阪湾の水質汚濁を防止するため、下水道の整備、浄化槽・農業集落排水処理施設・し尿処理施設等の整備など、生活排水対策、工場事業場対策、畜産排水対策、河川浄化対策等を実施する。

広域的な観点から大阪湾の水質汚濁を防止するため、COD、窒素及び燐に係る総量削減計画等の対策の推進を図る。

主要課題以外の公害対策

その他の公害対策は、表 1 - 3 - 1 のとおりである。

表 1 - 3 - 1 主要課題以外の公害対策

区 分	概 要
大 気 汚 染 対 策	光化学オキシダント対策、浮遊粒子状物質対策
水 質 汚 濁 対 策	地下水汚染対策
土 壌 汚 染 対 策	法に基づく土壌汚染対策
自 動 車 騒 音 対 策	交通流・交通量施策、道路構造対策
廃棄物・リサイクル対策	廃棄物等の発生抑制、循環資源の適正な循環的な利用の推進、廃棄物の適正な処理の推進

土 地 利 用 対 策	土地利用計画の適正な運用
監視観測体制の整備等	発生源の監視、環境の監視、調査研究の充実
環 境 影 響 評 価 等	法・条例に基づく環境影響評価の適正な運用
環 境 保 健 対 策	健康被害の救済及び予防
公 害 紛 争 処 理	公害紛争処理、公害苦情処理
環 境 犯 罪 対 策	環境犯罪に対する取締体制等の整備、環境犯罪の抑制と環境破壊の拡大防止のための取組みの強化

(2) 自然環境及び地球環境の保全

自然環境の保全

環境影響評価法又は奈良県環境影響評価条例又は環境配慮指針に基づき、適切な環境保全措置を講じ、自然環境の保全を図る。

地球環境の保全

地球温暖化対策をはじめとした地球環境の保全は、国際的な環境問題であると同時に地域からの取り組みが重要となってくる。

地域からの取り組みにより、各環境質の改善を図り環境への負荷を少なくすることで地球環境の保全に資する。

(3) 各主体の自主的積極的取り組みに対する支援施策

各主体の取り組み

「循環」と「共生」を基調とした地域づくりの展開に際しては、各主体となる地方公共団体、事業者、住民、民間団体が環境からみた持続可能性を共有し、地域づくりに関するそれぞれの施策を推進する。

環境教育・環境学習等の推進

第 4 節 環境影響評価制度 (環境政策課)

第 1 環境影響評価の制度化

環境影響評価は、土地の形状の変更並びに工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境に及ぼす影響を総合的に評価するものである。国においては、平成 9 年 6 月 13 日に環境影響評価法が公布され、平成 11 年 6 月 12 日に施行された。

一方、本県においては「奈良県環境影響評価条例」を平成 11 年 12 月に施行した。また本条例の施行に先立ち、平成 11 年 9 月 21 日に、環境影響評価の項目並びに当該項目に係わる調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項及び環境の保全のための措置に関する事項を定める環境影響評価技術指針を告示し施行した。

第2 環境影響評価条例の概要

1 目的

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、本県において環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に反映させるための措置をとること等により、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものである。

2 対象事業

道路の新設、廃棄物処理施設の設置、住宅団地の造成などの事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとし、その規模など詳細は平成11年6月8日に奈良県環境影響評価条例施行規則で定め、平成11年12月21日に施行した。

3 手続

手続の概略は、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、事業着手後の届出等であり、原則として事業者が行うものとしている。

第3 環境影響評価の実施状況

環境影響評価の実施状況は表1-3-2のとおりである。

表1-3-2 環境影響評価の実施状況

事業名称	規模	事業主体	審査状況	根拠
京奈和自動車道（御所道路）	一般国道4車線 13.4 km	建設省	平成3年度 評価書終了	閣議要綱
京奈和自動車道（大和道路）	一般国道4車線 13.8 km	建設省	平成8年度 評価書終了	〃
（仮称）大和都市計画事業 高山土地区画整理事業	288ha	都市基盤 整備公団	平成12年度 評価書終了	閣議要綱 及び環境 影響評価法
シャープ天理事業所 都市ガスCGS導入計画	排出ガス量（最大） 現状約 38,000N ^m ³ /h 変更後 約 260,000N ^m ³ /h	シャープ 株式会社	平成13年度 評価書終了	奈良県環境 影響評価条例
三和澱粉工業株式会社 CGS導入計画（仮称）	排出ガス量（最大） 現状約 126,744N ^m ³ /h 変更後 約 372,700N ^m ³ /h	三和澱粉工業 株式会社	平成17年度 評価書終了	奈良県環境 影響評価条例
京奈和自動車道 （大和北道路）	一般国道（自動車専用 道路）4車線 約 12 km	国土交通省	平成18年度 準備書審議中	環境影響 評価法

第4章 環境施策の推進体制

第1節 奈良県環境審議会（環境政策課）

環境問題への対策には、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な面からの判断を要請される。また、具体的な環境行政に地域の有識者等の意見を反映させる必要がある。

環境基本法第43条は、都道府県が一定の環境保全施策を定める場合、都道府県環境審議会に調査審議等させることを定めている。さらに、全国レベルでの環境行政の一定水準の確保及び審議の質的確保を図るため、審議事項について表1-4-1のとおり関係法令等で定められている。

本県では、昭和42年に奈良県公害対策審議会を設置し、昭和44年9月から奈良県公害対策審議会規則に基づく審議会に、昭和46年7月から奈良県公害対策審議会条例に基づく審議会に、平成6年8月からは奈良県環境審議会条例に基づく審議会として、本県の環境行政に対する基本的な重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況及び答申状況は、表1-4-2と資料編表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 環境審議会の法定（条例によるものを含む）審議事項

区分	項目	根拠条文
環境全般	知事が環境総合計画を策定または変更しようとするとき	奈良県環境基本条例第10条
大気汚染	(1) 知事が指定ばい煙総量削減計画を策定または変更するとき (2) 知事がばい煙等発生施設、ばい煙等規制基準を定めまたは変更しようとするとき	大気汚染防止法第5条の3 奈良県生活環境保全条例第58条
水質汚濁	(1) 県の区域の公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 (2) 知事が汚水等排出施設、排水基準を定めまたは変更しようとするとき	水質汚濁防止法第21条 奈良県生活環境保全条例第58条
騒音・振動	(1) 知事が騒音等発生施設、騒音等規制基準を定めまたは変更しようとするとき (2) 知事が特定建設作業、これに伴い発生する騒音・振動の基準を定めまたは変更しようとするとき	奈良県生活環境保全条例第58条 奈良県生活環境保全条例第58条
土壌汚染	(1) 知事が農用地土壌汚染対策地域を指定、変更または解除するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条・第4条

土 壤 汚 染	(2) 知事が農用地土壌汚染対策計画の承認申請または変更申請するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第5条・第6条
廃 棄 物	知事が産業廃棄物処理計画を策定するとき	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3
そ の 他	(1) 施行者が公害防止事業に係る費用負担計画を策定または変更するとき (2) 知事が公害の防止に関する重要事項を定めまたは変更しようとするとき	公害防止事業費事業者負担法第6条・第8条 奈良県生活環境保全条例第58条

表1-4-2 奈良県環境審議会の答申状況（最近5年間）

年度	諮 問 事 項 等	答 申 年 月 日	答 申 内 容
平成14年度	平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成15年3月17日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	「廃棄物処理計画(概要)」に対する意見について	平成15年3月17日 (環審第3号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3第1項の規定に基づき、奈良県廃棄物処理計画を策定することについて、諮問どおり答申した。
平成15年度	水質環境基準に係る水域類型指定について	平成16年3月23日 (環審第1号)	環境基本法第16条第2項にもとづく、水質環境基準に係る水域類型の設定について、布目ダム貯水池の水域類型を湖沼A湖沼(全窒素の項目の基準値を除く)と答申した。
	平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成16年3月23日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成16年度	平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成17年3月23日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成17年度	平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成18年2月16日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定に

平成17年度	次期「奈良県環境総合計画」の策定について	平成18年2月16日 (環審第2号)	についての計画案を答申した。 環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画案について諮問どおり答申した。
平成18年度	平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定並びに窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定について	平成19年2月14日 (環審第2号) 平成19年2月14日 (環審第3号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。 国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、知事が一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」の改定について諮問どおり答申した。

第2節 奈良県自然環境保全審議会 (風致保全課)

この審議会は、奈良県自然環境保全条例に基づき、学識経験者・県議会議員・市町村長・関係行政機関の職員で組織され、奈良県立自然公園条例、奈良県立公園条例、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律及び温泉法の規定により、その権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況は表1-4-3のとおりである。

表1-4-3 奈良県自然環境保全審議会開催状況(最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成14年度	平成14年5月31日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分(案)について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分(案)について

平成14年度	平成14年11月27日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
平成15年度	平成15年5月29日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について"
	平成15年9月17日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について
平成15年度	平成16年1月27日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 十津川温泉郷国民保養温泉地計画の変更（案）について
平成16年度	平成16年5月21日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成16年11月26日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
平成17年度	平成17年6月2日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分（案）について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成17年11月15日	温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分（案）について
	平成18年2月15日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について
平成18年度	—————	—————

第3節 奈良県古都風致審議会（風致保全課）

県の附属機関として昭和42年4月に奈良県古都風致審議会が設置され、委員16人以内をもって組織し、次のような事務を担当している。なお、最近5年間の開催状況は表1-4-4のとおりである。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定による第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む。）の区域内における行為の規制に関する重要事項、並びに歴史的風土保存区域の指定・変更及び廃止についての調査・審議並びに建議に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく風致地区の区域内における行為の規制に関する重要事項についての調査・審議並びに建議に関する事務

表1-4-4 奈良県古都風致審議会の開催状況（最近5年間）

年 度	開催年月日	議 題 等
平成14年度	平成15年3月18日	神奈備の郷・川づくり計画について（報告） 岩井川ダム建設計画の進捗状況について（報告） 風致政令の改正について（報告）
平成15年度	平成15年6月19日	会長等の選任について 飛鳥寺境内保安整備計画について 風致地区条例の一部改正について（素案）（報告）
	平成15年9月11日	飛鳥寺境内保安整備計画について
	平成15年12月17日（小）	風致地区条例の一部改正（案）について（報告）
	平成16年1月19日	風致地区条例の一部改正（案）について（報告）
	平成16年3月25日	法隆寺西院北側防災堀の設置について 神奈備の郷・川づくり計画について（報告） 岩井川ダム建設計画の進捗状況について（報告） 風致地区条例に基づく許可の審査指針について（報告）
平成16年度	平成16年9月6日	同寺改修計画について 飛鳥寺隣接地における店舗付住宅の建替について（報告） 高円山採石場跡地法面緑化計画について（報告）
	平成17年3月2日	雷丘植栽整備計画について
平成17年度	平成17年4月27日（懇）	雷丘植栽整備計画について（報告）
	平成17年7月1日	（仮称）総合交流拠点施設「明日香夢市」新築について
	平成18年2月28日	明日香村真弓地区の村道新設及び周辺農地整備について
平成18年度	平成19年2月16日	神奈備の郷・川づくり計画について

（注）開催年月日の（小）は小委員会、（懇）は懇談会である。

第 2 部

豊かな自然及び
歴史的文化遺産と
県民生活との共生

第1章 優れた自然環境の保全

第1節 自然公園等の現状

第1 自然公園（風致保全課）

自然公園法に基づく本県の自然公園は、図2-1-1のとおり国立公園1ヶ所・国定公園4ヶ所・県立自然公園3ヶ所の計8ヶ所である。県土に占める割合は、全国平均16.7%を上回る17.2%で、規模・景観の質・設置目的等においてそれぞれ特色を持っている。

(1) 吉野熊野国立公園【昭和11年2月1日指定 面積31,313 ha】

本公園は、十和田八幡平・富士箱根伊豆・大山隠岐と並び昭和11年に指定された我が国でも歴史の古い国立公園である。吉野山の桜と史跡、大台ヶ原山・大峰山系の山岳と優れた自然が代表的な景観である。特別地域の占める割合は約30%と非常に低く、また吉野林業地帯に属し、公園区域のほとんどが民有地であることから、保護管理上種々の問題点を持っている。

なかでも、普通地域をも含めて大峰山系・大台ヶ原地区の原生林保存の問題が重要視されている。

(2) 金剛生駒紀泉国定公園【昭和33年4月10日指定 面積4,880 ha】

本公園は、大和青垣国定公園・県立矢田自然公園とともに奈良盆地周辺の青垣山を形成し、付近住民の健康の維持・休養・野外教育の場所として重要なものとなっている。

都市部に近い地理的条件から住宅建設等が多く行われ、今後、本公園の良好な自然環境を維持するために、これらの行為等に対する調整が最も重要である。

なお、平成8年10月に大阪府・和歌山県側への公園地域が拡大され、名称が「金剛生駒紀泉国定公園」に改められた。

(3) 大和青垣国定公園【昭和45年12月28日指定 面積5,742 ha】

本公園は、昔から青垣山と称せられている奈良盆地の四周を囲む山地のうち、盆地の東部の山並の景観を保護・整備するため指定された公園である。

この公園内及びその周辺には、数多くの古社寺及び古墳が存在し、森林・田園景観とも調和し、良好な自然環境を維持している。

特に、本公園の北端に接する春日山及び本公園南部の与喜山は、高位な暖地性原生林で学術上特に重要である。

土地利用面については、古都保存法・文化財保護法・風致地区条例等の諸法令の規制と重複する地域が多く、総合的な環境の保全に努めている。

(4) 室生赤目青山国定公園【昭和45年12月28日指定 面積12,744 ha】

本公園は、鎧岳・屏風岩などの室生火山群、高見山地のブナ及びウラジロモミなどの自然林、俱

留尊高原の草原など優れた自然と景勝地が多い。

また、本公園は林業地帯であるので、特に林道の開設、森林伐採など林業との調整及び地域振興に関連した諸事業との調整が重要である。

(5) 高野龍神国定公園【昭和 42 年 3 月 23 日指定 面積 5,156 ha】

本公園は、伯母子岳・荒神岳及び護摩壇山を中心とする地域で、特に伯母子岳は、モミ・ツガ及びブナの自然林並びにツツジ類の群落が見られ、豊かな自然が展開している。

関係村は、野迫川村及び十津川村であり、林道の開設、森林伐採など林業との調整が重要である。

(6) 県立自然公園

県立自然公園は、二次的な自然林・人工林などのなかに農耕地及び集落が混在して調和のある良好な自然環境を維持しているが、農林業地帯でもあり、それら生業との調整を図りながら自然環境の保全をすすめている。

県立矢田自然公園【昭和 42 年 3 月 7 日指定 面積 524 ha】

本公園は、最高 330 m のなだらかな矢田丘陵が主軸で、豊かな森林に覆われ、都市化がすすむ奈良盆地の中にあって貴重な里山として自然環境の保全と整備が図られている。

県立吉野川津風呂自然公園【昭和 47 年 4 月 28 日指定 面積 2,462 ha】

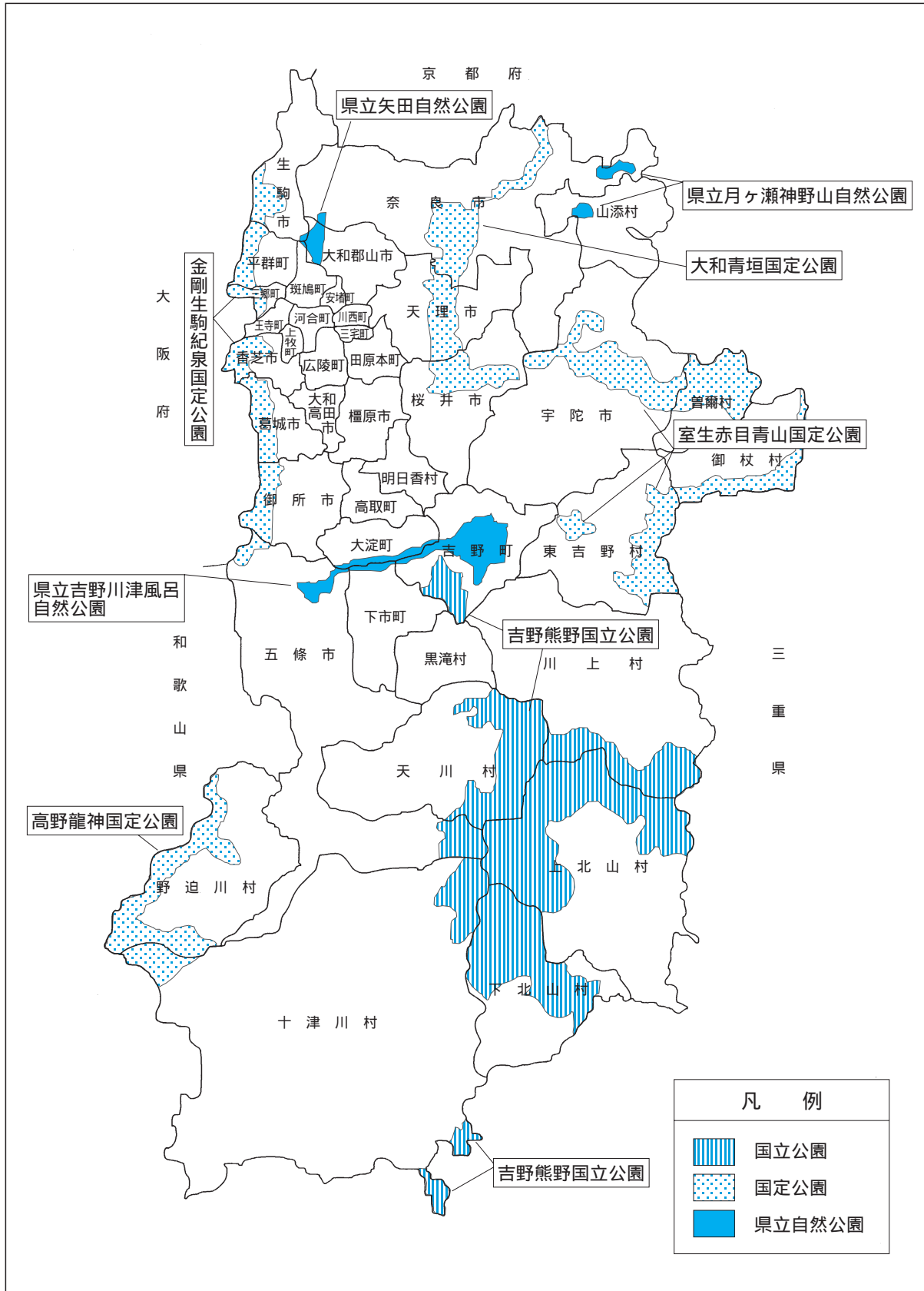
本公園は、海を持たない本県にあって水辺の公園として、水と親しむことのできる貴重な場所であり、吉野川の清流を保護し、津風呂湖とともに貴重な水辺の景観を保存すべく指定された公園である。

県立月ヶ瀬神野山自然公園【昭和 50 年 7 月 1 日指定 面積 507 ha】

本公園は、梅の名所月ヶ瀬及びつつじの名所神野山を中心として指定されており、自然環境を保護するとともに、多くの人々が自然とふれあう場として利用のため指定された公園である。

図 2 - 1 - 1 自然公園地域

(平成 19 年 3 月 31 日現在)



第2 自然環境保全地域及び保全地区等（風致保全課）

本県の自然環境保全地域及び保全地区等は、表2-1-1の区分によって、県自然環境保全地域1ヶ所92ha、景観保全地区11ヶ所9,962ha、環境保全地区9ヶ所2,680haが指定されている。これらの合計は、21ヶ所12,734haであり、県土面積の3.5%を占めている。

保護樹木は、県内に46本を指定している。

表2-1-1 自然環境保全地域及び保全地区等の区分

区 分	概 要
県自然環境保全地域	高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域、優れた天然林が相当部分を占める森林区域等
景 観 保 全 地 区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
環 境 保 全 地 区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために、積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
保 護 樹 木	由緒・由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木

自然環境保全地域及び保全地区等の指定状況は、図2-1-2のとおりである。

(1) 玉置山県自然環境保全地域

十津川村に位置する当保全地域は、自然植生ないし自然植生に近いブナ・モミ・ツガ・ミズナラ等の温帯性天然林からかなり遷移途上形態を呈している。

また、山頂近くの玉置神社境内には推定樹齢500年から600年以上、境内隣接地には推定樹齢200年程度の杉の巨木林を形成している。

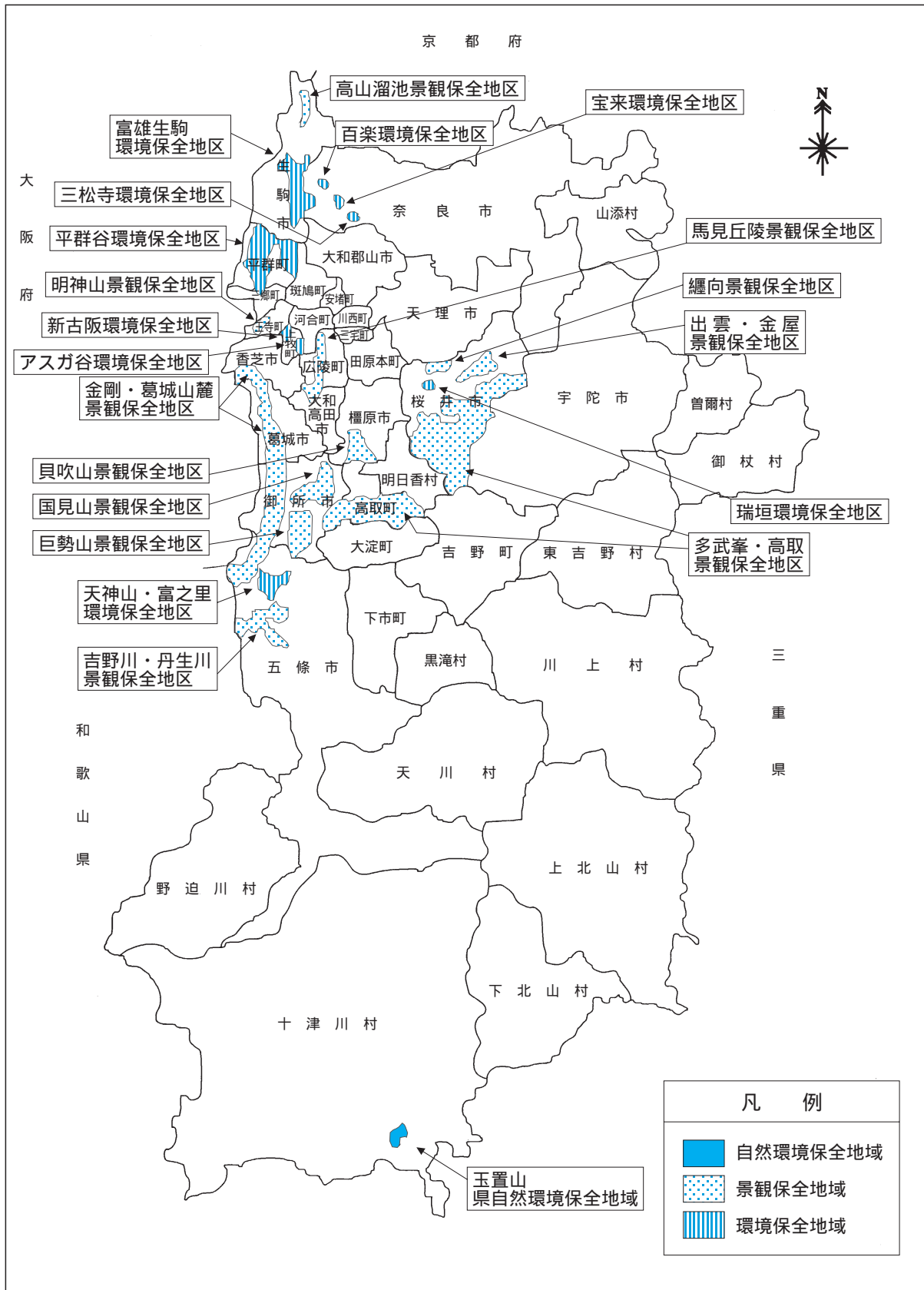
この良好な自然を保護するため昭和54年11月に県下で初めての県自然環境保全地域に指定された。

(2) 保全地区及び保護樹木

県内の自然景観及び良好な環境を保全する目的で、昭和47年に奈良県自然環境保全条例が制定され、現在、景観保全地区11地区、環境保全地区9地区及び保護樹木46本が指定されている。

図 2 - 1 - 2 自然環境保全地域及び保全地区等

(平成 19 年 3 月 31 日現在)



第2節 自然公園等の保全対策

第1 自然公園及び保全地区等における法的規制（風致保全課）

自然公園法及び奈良県立自然公園条例による平成18年度中の許認可取り扱い件数は、表2-1-2のとおり128件である。また諸行為のうち工作物の新增改築が108件（84%）を占めていることが特徴的である。

また、平成18年度の奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区内の届出件数は、表2-1-3のとおり307件である。届出のうち、建築物の新增改築が257件（83%）とほとんどを占めている。

表2-1-2 自然公園許認可等件数

公園別許可等件数（平成18年度）

自然公園名	件数	備考
金剛生駒紀泉国定公園	46	うち届出6 協議2
高野龍神国定公園	8	うち協議2
大和青垣国定公園	20	うち協議1
室生赤目青山国定公園	13	うち届出2
県立矢田自然公園	5	
県立吉野川津風呂自然公園	22	うち届出2 協議2
県立月ヶ瀬神野山自然公園	14	
合計	128	

行為別許可件数（平成18年度）

行為の種類	件数
工作物の新改増築	108
土地の形状変更	20
木竹の伐採	4
その他	4
合計	128

表 2 - 1 - 3 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数 (平成 18 年度)

行 為 の 種 類	件 数
工 作 物 の 新 改 増 築	2 5 7
土 地 の 形 状 変 更	4 2
木 竹 の 伐 採	4
そ の 他	4
合 計	3 0 7

第 2 大台ヶ原における保全対策 (風致保全課、森林保全課)

大台ヶ原はトウヒ群落を主とする「東大台地区」と、ウラジロモミ - ブナ群落を主とする「西大台地区」に大別される。西大台地区は相対的に良好な自然が残されているが、利用圧の増加による自然環境への負荷の増大、利用マナーの低下などによる自然環境への影響が懸念されている。そこで、公園管理者である国（環境省）では、検討協議会等の開催を通じて地元関係者等の利用調整に向けた合意形成を図り、立ち入り規制による利用量のコントロールや質の改善を図ることを目的とした吉野熊野国立公園の公園計画の変更を行った。平成 18 年 12 月 26 日付け官報により西大台利用調整地区の指定を告示し、平成 19 年 9 月 1 日より開始の予定となっている。

第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

第1節 森林・農地の現状

第1 森林の現状（林政課）

本県の森林面積は28万4千haで、県総面積36万9千haの77%を占め、うち民有林の面積は27万1千haで森林面積の95%となっており、そのほとんどが私有林である。国有林は13千haと5%に過ぎない。また、本県の民有林のうち人工林面積は16万8千haで人工林率は62%と全国でも高い水準にある。

このように、本県は自然的条件に恵まれ、古くから林業が発達し、紀の川（吉野川）流域を中心として全国的に傑出した林業地帯を形成している。森林は、木材等の生産のみならず、水資源のかん養、県土の保全、自然環境の保全形成、保健・文化・教育的利用、さらには二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能など多くの公益的機能を有し、県民の生活に深く結びついている。

本県の森林がもっている機能ごとの面積を森林計画区別に示すと表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 機能別の森林面積

（平成19年3月31日現在）（単位千ha）

森林計画区	木材等生産機能	水源かん養機能	山地災害防止機能	生活環境保全機能	保健文化機能	対象となる森林の区域
大和・木津川	63	49	31	32	28	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・山辺郡・生駒郡(安堵町を除く)・宇陀郡・高市郡・北葛城郡
吉野	66	77	34	6	13	五條市・吉野郡(吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・川上村・東吉野村)
北山・十津川	95	125	48	-	32	吉野郡(天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村)
計	224	251	113	38	74	

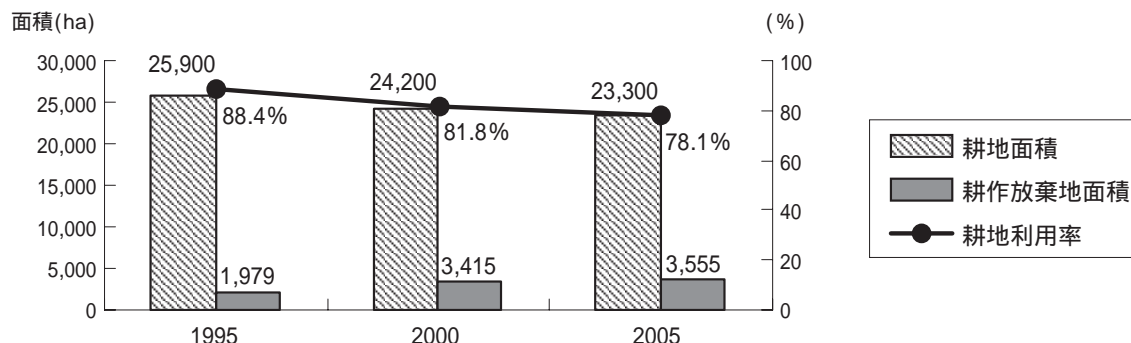
(注) 地域森林計画の対象とする森林である。
機能が重複しているものは、それぞれに計上している。
計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

第2 農地の現状（農地保全対策室）

2005年度の農林業センサス等によると、図2-2-1のとおり、本県の耕地面積は23,300ha、耕作放棄地面積は3,555ha、耕地利用率は78.1%となっている。10年前の1995年度に比べると、耕地面

積が約 10 % 減少し、耕作放棄地面積は約 1.8 倍になっている。農地には、自然環境の維持、農村景観の形成などの多面的な機能があるため、遊休農地の解消・活用は県政の喫緊の課題となっている。

図 2 - 2 - 1 耕地耕作放棄地面積及び耕地利用率の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農林水産年報」

第 2 節 適切な森林管理・整備の推進

近年、都市化の進展や県土の開発などに伴って、良好な生活環境の保全形成、水資源のかん養など森林の持つ公益的機能に対する要請が一段と高まっている。

このような中で、本県においては、保安林の整備、治山事業の推進、森林病虫害の防除、林野火災の防止及び林地の開発規制等の森林保全対策を積極的に実施し、健全な森林の維持造成に努めている。

第 1 適切な森林管理（林政課）

森林の状態とその変化との動向を全国を統一した手法に基づき把握、評価することにより、地域森林計画における森林整備の基本的事項を定めるのに必要な客観的資料を得るために定期的を実施しており、18年度は大和・木津川地域の31点の調査プロットで実施した。

また、18年度は、森林整備地域活動支援交付金を19市町村に交付し、森林施業を集約化する際に必要な森林情報の収集活動や森林施業の実施に必要な施業実施区域の明確化作業、歩道の整備などの地域活動を支援した。

第 2 放置林対策（林業基盤課、森林保全課）

放置人工林の減少を図るため、県では放置人工林を調査し、その所有者に対して森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が担っている多様な公益的機能についての普及活動を行う「奈良の元気な森林づくり推進事業」を行っている。18年度は18市町村で緊急間伐マネージャー23名を任命し、放置人工林の調査と森林整備の普及啓発等を行った。また、放置人工林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、強度な間伐を緊急に実施する「森林環境保全緊急間伐事業」では、17市町村で538haの緊急間伐を実施した。

一方、放置された里山林については、平成 18 年度、12 市町村の 16 箇所において、NPO やボランティア団体による県民参加の森づくりを実施し、里山地域における優れた景観の回復に努めた。

第 3 森林造成事業及び治山事業（林業基盤課）

森林の有する多面的機能をより高めていくために、重視すべき森林の機能区分（「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源循環林」）に応じた森林整備の促進とともに、複層林への誘導、針広混交林化を図っている。18 年度は、造林 40 ha、間伐 3,399 ha、枝打ち 462 ha、下刈り 536 ha の整備を行った。

また、治山事業として、18 年度は、林地荒廃、荒廃危険山地等の復旧・整備等を行う「山地治山事業」を 17 箇所、保安林の機能を維持・強化するために森林整備を行う「保安林整備事業」を 28 箇所、水源地域にて、荒廃森林の総合的整備を行う「水源地域整備事業」を 3 箇所行い、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全、水源のかん養や生活環境の保全・形成を図っている。

第 4 森林病虫害等の防除（森林保全課）

森林資源の保続及び県民の生活環境、自然環境等の公益的に重要な松林を対策対象森林と位置づけ、これら松林を保全するため、特別防除、樹幹注入、伐倒駆除等の事業を実施している。18 年度の実績は、特別防除 97 ha、樹幹注入 52 本、伐倒駆除 226 m³である。

また、上記の対策対象森林区域外の松林においては、自然環境上及び風致上保全すべき松林に対して伐倒駆除、樹幹注入を行うことにより、松くい虫被害の拡大を抑制し、松林の保全を図っている。18 年度の実績は、伐倒駆除 229 m³、樹幹注入 235 本である。

第 3 節 県産材需要の拡大

第 1 奈良県地域材認証制度の普及支援（林政課）

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、県産材の需要拡大を図ることが重要であることから、消費者の求める品質・性質を備えた県産材の安定的な供給を目的として林業・木材業界が実施する「奈良県地域材認証制度」の普及のため、18 年度は認証材の展示会・認証材センターのホームページの開設等の取り組みを支援した。

第 2 間伐材生産促進事業（林政課）

間伐等の森林整備を推進するためには、森林所有者の間伐費用負担の軽減と未利用のものを含む間伐材の利活用を図ることが重要であり、間伐材の生産に要する経費の一部を助成することにより、未整備の森林整備を図っている。

第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発（森林技術センター）

県産材の需要を拡大することは、地域の林業・林産業を活性化させ、森林が持つ多面的な機能を高めることから、県森林技術センターでは、木材の需要拡大を図るための試験研究を行っている。例えば、山づくりから木材の伐採・搬出及び流通まで含めた木材生産コストを低減させることにより、木材を安定的に供給するシステムの開発や、木材が今までに使用できなかったところでも使用が可能な木材の開発など、時代のニーズに対応した新しい技術開発を行っている。

18年度は、(株)ヨコタニ、独立行政法人産業技術総合研究所および県森林技術センターの共同研究により、不燃木材を開発し、実用化した。このことから、従来は、建築基準法により木材を使用できなかった場所、例えば、高層建築物、百貨店および地下街等に不燃木材の使用が可能となった。今後、この不燃木材の需要増が期待される。

第4節 農村環境の保全と利用

県では、農地の持つ多面的機能の維持・増進や良好な田園空間の形成を図るため、農業者だけでなく、都市住民等多様な主体の参画による農地の活用や保全を図る事業を行い、遊休農地の解消・活用を進めている。

第1 担い手の確保（農地保全対策室）

県では、農地の流動化や農作業受委託を円滑に促進するため、JAが中心となっている担い手バンクシステムを支援している。これは、農業経営の規模拡大や、農作業の受託を望んでいる農家（受け手農家）と、奈良県内に所有する農地の維持管理に困っている人（出し手農家）を登録し、お互いの出会いをサポートするもので、平成18年には1,812アールのマッチングが行われた。また、本システムの下で、新たに農地を貸借、農作業を受託する農家を支援するとともに、地域営農組織のモデルの構築を行った。

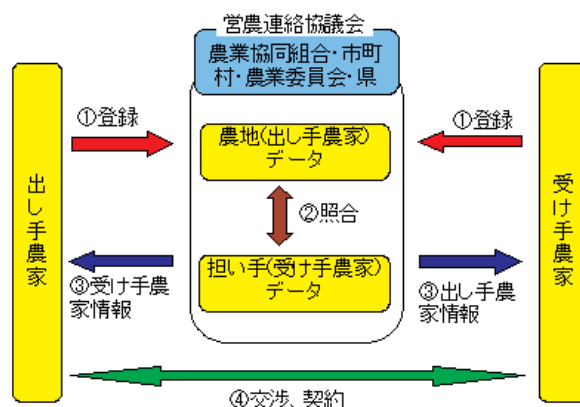


図2-2-3 担い手バンクシステムの概要

また、農地法施行規則の改正により、平成17年9月1日以降は、知事が農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」を公示することで、地域の実情に応じ原則50アールの下限面積を10アール以上に緩和できることになったため、この制度を活用し新たな担い手の育成、遊休農地の解消と発生防止を図っている。平成18年度は、川西町、吉野町、下市町、天川村、東吉野村、高取町（平成

18年4月1日から)、宇陀市(平成18年10月1日から)、十津川村(平成19年1月1日から)において下限面積が緩和された。

第2 中山間地域等直接支払制度などの活用 (農地保全対策室・耕地課)

中山間地域等では、過疎化・高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。このため、農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対し直接支払いを実施している。18年度は14市町村において、385件の集落協定が締結され、3,269haの農用地での農業生産活動等が維持された。

また、中山間地域における土地改良施設の多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動を活性化するために、「奈良県中山間ふるさと保全基金」を造成し、その運用益によって、明日香村における棚田の現況把握や広報誌(棚田かわら版)の発行などを実施している。

第3 農村資源の保全対策 (農地保全対策室)

農地・農業用水等の農村の資源を、将来にわたり良好な状態で保全管理する施策体系の構築に向けて、活動指針や資源保全手法を確立するためのモデル的な取り組みとして、18年度は県内7地区(奈良市大柳生、天理市和爾、五條市火打、葛城市大畑、田原本町宮古、平群町椿井、山添村伏拝)の取り組みを支援した。

さらに、地域ごとに、資源や農村環境を適切に保全する体制を実験的に整備し、資源保全活動を実施したことにより、施策の実効性や現地適合性を検証した。

その結果、農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図るため、農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみで先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を19年度から23年度まで実施することとなっている。

第3章 多様な生物の保全

第1節 野生鳥獣の保護管理 (森林保全課)

野生鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく鳥獣保護事業計画を策定して、保護を図っている。中でも、野生鳥獣保護の重要な拠点となる鳥獣保護区は、第9次鳥獣保護事業計画(平成14年度～平成18年度)に基づいて既設保護区の内容充実を図るとともに、必要と認められる地域については設定期間を更新した。その結果、第9次現在における鳥獣保護区は22ヶ所、39,188 ha(県土の10.6%)である。

鳥獣保護法に基づく狩猟等規制区域の区分は、表2-3-1のとおりである。

表2-3-1 鳥獣保護のための規制区域の区分

区 分	概 要
鳥 獣 保 護 区	鳥獣の保護繁殖を図る地区であり、国又は都道府県が、区域内の土地又は立木竹に鳥獣の生育や繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることができる。
特 別 保 護 地 区	鳥獣保護区のうち、鳥獣の生育や繁殖を図るため、特に保護が必要な地区であり、保護繁殖に影響を与えるような水面埋立、立木竹伐採、工作物設置等の行為に許可制を採っている。
休 獵 区	一定の地域において、狩猟鳥獣が減少し、その増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定される区域。
銃 獵 禁 止 区 域	危険予防等のため、銃獵を禁止する区域。
銃 獵 制 限 区 域	危険予防等のため、知事の承認がなければ銃獵ができない区域。
鉛 散 弾 規 制 地 域	水鳥の中毒事故を防止するため、鉛散弾による狩猟を規制した地域。
その他の鳥獣捕獲禁止区域	公道・自然公園法第14条1項の特別保護地区・都市公園・原生自然環境保全地域・社寺境内・墓地は、自然環境の保全・危険予防・社会秩序の維持などの観点から捕獲等は一般的に禁止される。

(各区域の指定状況は資料編 表2-3-1～5のとおり)

県では、野生動物の保護のため、毎年1月中旬に行うガン・カモ類の生息数調査など、各種の調査を実施し、生息状況の把握に努めている。また、野生動物保護活動の様々な啓発事業も行っており、18年度は野生生物保護モデル校を10校指定したほか、野鳥観察会の開催、愛鳥週間のポスター募集等を実施した。また、傷病等により自力で生息できなくなった野生鳥獣を保護し、適切に治療を行い自然に復帰させる「傷病鳥獣保護活動」により、18年度は鳥類277個体、獣類40個体の保護・治療等を行った。

なお、これらの保護対策の実施によって野生動物の保護が図られているが、一方では農林業に被害を与える野生動物の増加も避けられないため、住民生活及び農林産物等に対する野生鳥獣による被害の防止・軽減を目的として、市町村が駆除隊(猟友会各支部)を編成して有害鳥獣捕獲を行う経費を

支援している。18年度は奈良市、大和郡山市、天理市をはじめ、28の市町村において実施した。

第2節 大切にしたい野生動植物の保護（森林保全課）

県では、本県に生息する野生生物の現況を調査し、貴重な野生生物種を選定・評価することにより、地域の自然特性を明らかにし、県民の郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15年度から「奈良県版レッドデータブック」を作成するための調査を実施している。この奈良県版レッドデータブックは4分野あり、平成17年度に「哺乳類、鳥類」、「両生・爬虫類、魚類」の2分野について成果をとりまとめ公表を行ったところであるが、18年度は、残りの「植物」、「昆虫類」の成果の取りまとめ（19年度末を予定）に向けて、必要な調査・検討等を行った。

また、レッドデータブック作成に向けた調査の結果を踏まえた今後の野生生物の保護のあり方について検討するため、有識者・県民代表等からなる「奈良県希少野生動植物の保護のあり方に関する検討会」が設置され、平成19年3月に「奈良県における希少野生動植物の保護のあり方に関する提言」が策定された。

第3節 水辺の生物の保全（河川課）

県では、河川環境の整備にあたっては、瀬や淵をつくり、流れに変化をもたせ、それぞれの区間でその川らしい植生となるよう水辺や護岸の緑化を図るなど、人と自然の共存を念頭に、自然な川の流れを基本として、多様な生物が生息・生育できるような多自然の河川環境づくりを行っている。18年度には、自然豊かな河川延長距離は87.30kmとなっている。

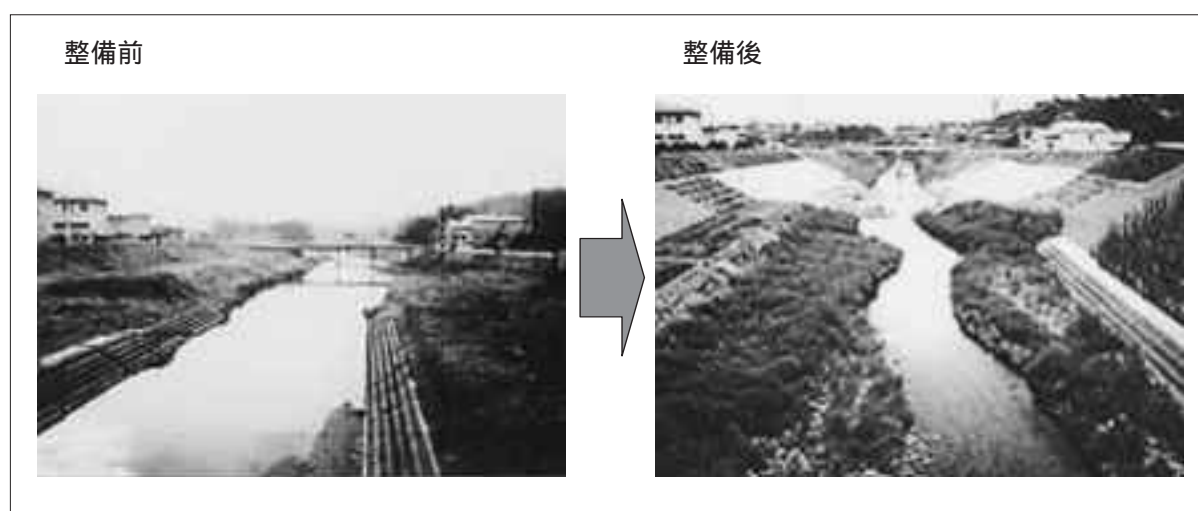


図2-3-1 多自然の河川環境づくりの例

第4章 自然と人とのふれあいの推進

第1節 ふれあいの場づくり

第1 自然公園の施設整備 (森林保全課)

県では、自然公園を活用した県民の自然とのふれあいを促進するために、拠点施設、歩道、トイレなど利用者に必要な施設の整備を進めている。

18年度は、三峰山麓公衆トイレのリフレッシュ(御杖村)、進入防止柵の設置による曽爾高原スキの植生保全(曽爾村)、老朽化した大台ヶ原旧ビジターセンターの撤去(上北山村)などを行った。

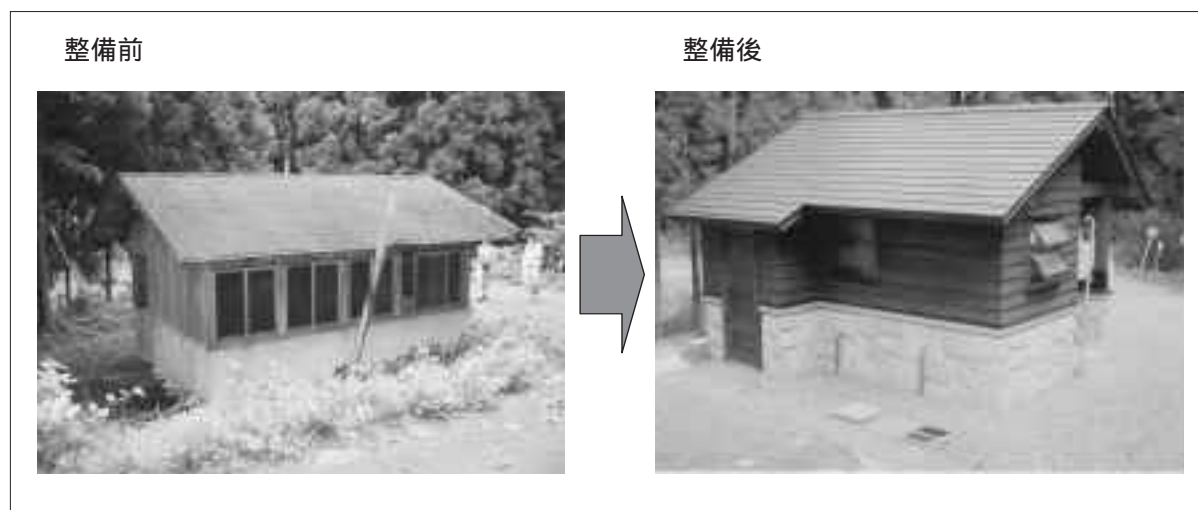


図2-4-1 自然公園の施設整備事例 (写真は三峰山麓公衆トイレ)

第2 里山林の整備 (森林保全課)

身近な里山林が自然とふれあう場として、また緑が心にうるおいをもたらす場として評価が高まっている。県では、このような里山林に対する意識の高まりにこたえるために、NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めている。

18年度は、12市町村の計16箇所事業が実施され、広葉樹3.50ha、竹林0.47haの整備が行われた。

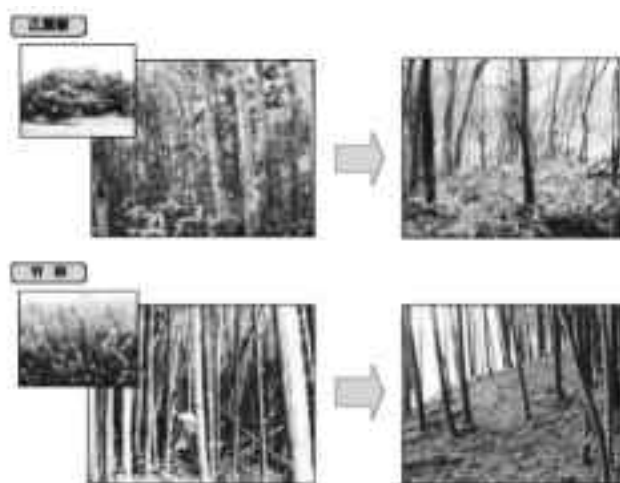


図2-4-2 里山林整備の事例

第3 親水空間の整備（河川課、耕地課）

県では、市街地を流れる河川においては、河川の維持管理にあたり、階段護岸、広場、散策路等を整備するなど、川に興味を持ち川に近づき、川で遊び、川に親しむことができる環境づくりを行っている。

また、農村地域に存在する水路、ため池、ダムなどの農業水利施設の整備と一体的に水辺を活用した親水・景観施設を整備しており、18年度は橿原市の中池地区の整備を行った。

第2節 ふれあいの機会づくり

第1 森を育てる県民の集い（森林保全課）

県では、森林とのふれあい体験を通して、県民参加の森づくりの輪を広げることを目的として、「矢田山遊びの森」において、森を育てる県民の集いを開催している。18年度から森林環境税の導入に併せ、県では、夏休み期間を「山と森林の月間」に制定したことから、7月22日（土）に実施し、300人の参加者が自然観察などを体験した。



図2-4-3 開催風景（記念植樹）

第2 都市と農山村の交流（農政課）

県では、都市部の住民が農山村の自然や、地域の人々とふれあう機会を確保するため、都市と農山村の交流の一環として、グリーン・ツーリズムを推進している。18年度は、HP・メルマガによる農山村体験情報の発信、グリーン・ツーリズム受け入れの人材育成のための研修会（2回、26人）を行った。また「農林業農山村いきいき体験キャンペーン」の実施により、奈良の農山村滞在ニーズ把握、施設PRに努めた結果、年間で545千人が農林業農山村体験施設を利用することとなった。

第3 ふれあいのための情報提供等（環境政策課）

県の環境情報サイト「エコなら」等において、県主催のものだけでなく、民間団体等が主催する自然とふれあうイベントの開催情報などを広く集めて掲載することで、地域における取り組み状況の発信を行っている。

第3節 ふれあいのための人づくり

第1 森林環境教育指導者の養成（教育研究所、林政課）

県では、18年度から導入された森林環境税を活用し、小中学校の教員や森林ボランティア、県民を対象とした森林環境教育の幅広い指導者養成研修を行っている。

学校教員向けには、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成を目的とした「教員現地研修」を実施し、18年度は延べ9回、計566人が参加した。学校教育以外での森林環境教育では、基本的な指導者養成研修や実技中心の体験型研修などを内容とする「指導者養成セミナー」を実施しており、18年度は延べ18日、計99人が参加した。

第2 自然公園指導員の活用（風致保全課）

県では、自然公園における風景の保護、利用の適正、動植物の愛護、環境衛生の維持及び事故の防止を図るため県立自然公園指導員の指導育成を行っている。また、環境省では国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、本県では47名が委嘱されている。これらの指導員は、県内の自然公園の利用者に対しマナー指導、自然公園のパトロールを行っている。

第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

我が国の古代国家の中心地であった奈良県は、飛鳥・藤原・平城の宮跡をはじめとして、古墳等の遺跡や古社寺など数多くの文化遺産が県内に散在し、その数は1万ヶ所を越えるといわれている。

本県は、世界に誇る貴重な文化遺産の宝庫であり、これらの文化遺産を保存活用することは、心豊かな生活の源となるとともに、優れた文化の創造と発展の基礎となるものである。

第1節 歴史文化への誇りと継承

第1 文化財の保護（文化財保存課）

県内の文化財の指定件数は、資料編表2-5-1~3のとおりである。建造物の国宝並びに史跡・名勝・天然記念物など記念物の国指定件数は、全国第1位であり、国指定文化財の総数では、東京都・京都府に次いで全国第3位である。これらの貴重な文化財を保護するため、県では、文化財保護法や文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財の現状調査や指導を行うほか、維持・管理や修理等の支援を行っている。（資料編 表2-5-4参照）

第2 世界遺産の保存管理等（文化財保存課）

本県では、平成5年に「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年に「古都奈良の文化財」が、また、平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産条約に基づく文化遺産として登録され、国内で唯一、県内に3つの世界遺産を持つ県となっている。これらの世界遺産の適正な保存管理を行うことを目的として、18年度は歴史の道整備計画（H14作成）に基づき、「紀伊山地の霊場と参詣道」内の「大峯奥駈道」「熊野参詣道小辺路」について、両古道にかかる関係町村が実施する保存整備に対して支援を行った。

なお、平成19年1月23日開催の国の文化審議会文化財分科会において、県内4番目の世界遺産候補である「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界遺産暫定一覧表に追加記載することが適当と判断された。

第3 民俗文化財の保存（文化財保存課・民俗博物館）

わが国には地域ごとに特色ある伝統的な祭り・行事が広く伝承されている。祭り・行事は、それぞれの地域の生活文化の核となり、地域住民が結集する大切な役割を果たしてきたが、今日の急激な社会環境等の変化により祭り・行事の形態が変貌し、消滅の危機に瀕しているのが現状である。そこで18年度は、県下全域の祭り・行事の基礎調査を実施し約800件の祭り・行事の情報を収集をした。この基礎調査をもとに19年度・20年度にかけて約200件の祭り・行事の実態の詳細調査をおこない、

20年度には詳細調査の成果を報告書としてまとめ文化財保存や生涯学習や教育等の活用に供する予定である。

また、平成19年3月7日付けで県立民俗博物館が所蔵する「吉野林業用具と林産加工用具」1,908点が国の重要有形民俗文化財の指定を受けたことを記念し、19年度にその特別展を開催する予定である。

第2節 地域の活性化への活用

第1 伝統的なまちなみの保存（文化財保存課）

城下町、宿場町、門前町などの歴史的な集落・町並みは市町村が都市計画もしくは条例により伝統的建造物群保存地区に指定しているが、その中でもさらに価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定している。県内では、平成5年に橿原市今井町が重要伝統的建造物群保存地区に指定されているが、18年7月に宇陀市松山地区が商家町として重要伝統的建造物群保存地区に選定された。この選定をきっかけに町並みが頻繁にマスメディアに登場するようになり、魅力的な町並み情報の発信がなされている。

第2 第一次大極殿正殿の復原（平城遷都1300年記念事業推進局）

平城京は、日本で初めての大規模な国際首都として栄え、現在、平城宮跡は特別史跡として、国民的な文化遺産となっている。この平城宮跡を、古代都城文化を体験的に理解できる場として次代に引き継ぐため、平成13年度より平城宮跡において、平城遷都1300年である2010年の完成を目指し、文化庁により第一次大極殿正殿の復原整備が進められている。

18年度には、多くの方々に平城宮跡に関心を持っていただくことなどを目的として、2回の工事現場の特別公開と記念講演会が実施され、延べ約3万人の来場者でにぎわった。



図2-5-1 大極殿正殿の特別公開の様子

第3節 活用ネットワークの構築

第1 自転車道の利用促進（道路維持課）

県では、大和平野における古都・史跡名勝である飛鳥・藤原京跡～法隆寺～平城京跡～奈良公園等を結ぶ大規模自転車道を整備し、環境にやさしい自転車での周遊観光の推進に努めており、県ホームページ上にサイクルマップと沿道史跡を一体的に閲覧できるマップを掲載して利用者の利便を図っている。また、既存の自歩道や路肩などの走行箇所において、自転車道としての走行空間を明確にするため、カラー舗装化や段差解消を実施しているほか、レンタサイクルの乗り捨てシステムの構築などのソフト施策の検討を行った。結果、18年度の自転車道の利用者数は、2,100人/12hとなっている。

第2 魅惑体験フェスティバルの実施（交流政策課）

18年度は、地域の自然、歴史、文化などの魅力を広く情報発信することにより、郷土愛の醸成と交流人口の増加を図ることをねらいとして、7月15日～10月22日の期間で「五條・吉野魅惑体験フェスティバル」を実施した。例えば、十津川村では、世界遺産に登録されている「大峯奥駈道」の代表的なコースである「玉置山周辺」を散策するウォーキングイベント、上北山村では、日本百名山「大台ヶ原山」を舞台に距離28km、標高差1,240mを自転車で駆け上るハードなヒルクライムレースなど、地域の資源を活用した交流イベントが行われた。



図2-5-2
大峯奥駈道魅惑体験・玉置山ウォーク

第 3 部

快適・安全な生活環境の創造

第1章 優れた歴史的文化的文化遺産の保護と活用

第1節 歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出

第1 風致地区等の指定（風致保全課）

(1) 風致地区

歴史的に重要な文化遺産を数多く有する本県においては、その文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するため、表3-1-1のとおり県土の3.35%について風致地区指定を行っている。

(資料編 3-1-1~4 参照)

表3-1-1 風致地区

(平成19年3月31日現在)

市町村名	地区名	面積 (ha)	指定年次
奈良市	春日山	2,801.8	昭和45年
	佐保山	488.8	昭和45年
	平城山	576.0	昭和57年
	あやめ池	413.2	昭和45年
	西の京	200.5	昭和45年
	富雄	247.6	昭和45年
大和郡山市	郡山城跡	67.0	昭和45年
	矢田山	411.0	昭和45年
生駒市	生駒山	1,010.0	昭和47年
橿原市	耳成山	40.4	昭和45年
	香久山	109.0	昭和46年
	畝傍山	173.0	昭和46年
	藤原宮跡	48.9	昭和45年
斑鳩町	斑鳩	628.4	昭和45年
天理市	山の辺	1,338.0	昭和45年
明日香村	明日香	2,418.0	昭和55年
桜井市	三輪山之辺	835.6	昭和45年
	鳥見山	423.1	昭和45年
	磐余	148.2	昭和45年
計	19地区	12,378.5	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

(2) 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存区域

わが国往時の政治・文化の中心地として、歴史上重要な地位を有する古都としてのユニークな自然環境を保全するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」という。）が公布施行された。この法律に基づき、わが国の歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、それを取り巻く周辺の自然環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を歴史的風土保存区域（以下「保存区域」という。）として、さらにこの区域の中で特に重要な地域については、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）として指定されている。

また、昭和 55 年には「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」(以下「明日香村特別措置法」という。)が公布施行され、明日香村全域がこの特別保存地区として指定されるに至った。

現在、本県の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区は、表 3-1-2 の区分によって、4 市 1 町 1 村に指定されている。(資料編 表 3-1-5 参照)

表 3-1-2 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の区分

区 分		概 要	根 拠 法
歴 史 的 風 土 保 存 区 域		歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周辺の自然環境と一体となして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	古 都 保 存 法
	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域の中で特に重要な地区	
明 日 香 村	第 1 種 地 区	明日香村歴史的風土特別保存地区の中で、特に重要な地区	古 都 保 存 法
	第 2 種 地 区	第 1 種地区を除く明日香村全域	明 日 香 村 特 別 措 置 法

保存区域内では、建築物その他の工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為を行う際には、知事へ事前の届出が必要であり、また、現状維持を目的としている特別保存地区内においては前記の行為に加えて建築物その他の工作物の色彩の変更、屋外広告物の表示又は掲出の行為を行う場合には、事前に知事の許可を受けなければならない。特に全域が特別保存地区に指定されている明日香村においては、地域の特性に応じて二段階規制がなされている。

なお、保存区域及び特別保存地区の指定状況は、表 3-1-3 と表 3-1-4 のとおりである。

(資料編 表 3-1-6~8 参照)

表 3-1-3 歴史的風土保存区域

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,743	昭 和 41 年
	平 城 宮 跡	919	昭 和 57 年
	西 の 京	114	昭 和 41 年
斑 鳩 町	斑 鳩	536	昭 和 41 年
天 理 市	石 上 三 輪	1,060	昭 和 42 年
桜 井 市	石 上 三 輪	836	昭 和 42 年
	鳥 見 山	242	昭 和 42 年
	磐 余	148	昭 和 42 年
橿 原 市	大 和 三 山	426	昭 和 46 年
計		6,024	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

表 3 - 1 - 4 歴史的風土特別保存地区

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,329.0	昭 和 57 年
	平 城 宮 跡	419.0	昭 和 57 年
	山 陵	17.0	昭 和 42 年
	聖 武 天 皇 陵	5.0	昭 和 57 年
	唐 招 提 寺	29.0	昭 和 42 年
	薬 師 寺	10.0	昭 和 42 年
斑 鳩 町	法 隆 寺	80.9	昭 和 42 年
天 理 市	石 上 神 宮	29.7	昭 和 43 年
	崇 神 景 行 天 皇 陵	52.5	昭 和 43 年
桜 井 市	三 輪 山	304.0	昭 和 43 年
檀 原 市	香 久 山	48.0	昭 和 43 年
	畝 傍 山	126.0	昭 和 43 年
	耳 成 山	16.0	昭 和 43 年
	藤 原 宮 跡	22.0	昭 和 43 年
明 日 香 村	飛 鳥 宮 跡 第 一 種 歴史的風土保存地区	105.6	昭 和 55 年
	石 舞 台 第 一 種 歴史的風土保存地区	5.0	昭 和 55 年
	岡 寺 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	高 松 塚 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	明 日 香 第 二 種 歴史的風土保存地区	2,278.4	昭 和 55 年
計		4,892.1	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

第 2 国営飛鳥歴史公園等の整備 (公園緑地室)

国営飛鳥歴史公園は、都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号の「(ロ) 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的遺産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園 (口号国営公園) で、文化的遺産の保存・活用を目的とした全国最初の国営公園である。現在、石舞台・高松塚周辺・祝戸・甘樫丘の 4 地区が供用されており、キトラ古墳周辺地区が現在整備中である。

なお、飛鳥里山クラブ等のボランティアが国営飛鳥歴史公園をフィールドとして里山あそびや自然観察等のイベントを実施し、環境や歴史文化学習の機会提供を行っている。

また、檀原市では古墳を利用した観光振興の拠点となる都市公園の整備の一環として、植山古墳公園の整備を進めている。

第2節 憩いのある緑の空間の創造

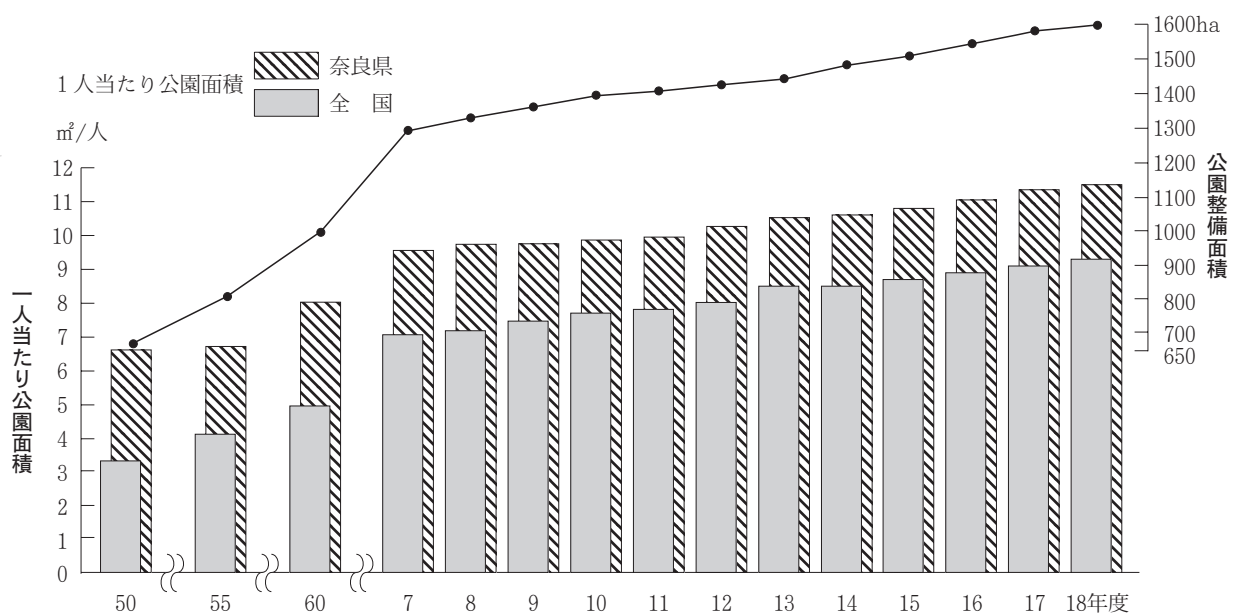
第1 本県における都市公園の現況（公園緑地室）

人々の生活環境と密接な関わりを持つ、身近な緑の代表として都市公園があげられる。都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観を潤いのあるものにする。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものである。

本県の都市公園の平成18年度末の状況を見ると、全体では2,095箇所、総面積1,596.86haであり、県民1人当たりの面積は11.49㎡/人で、全国平均（9.3㎡/人）を上回っている。

（資料編 表3-1-9参照）

図3-1-1 都市公園整備の推移



第2 代表的な都市公園整備事業（公園緑地室、畜産課）

(1) 馬見丘陵公園等

馬見丘陵は、大和平野のほぼ中央に位置し、わが国有数の古墳群と良好な自然環境を活用した「古墳と花と野鳥のとびかう公園」として、広く県民の方々に利用してもらうことを目標に整備している。

全体計画として、南、中央、北、緑道の4つのエリアに分け、芝生広場や複合遊具等を配し、「見て・楽しんで・学ぶ」という新しい都市公園のかたちをめざし、整備を進めている。18年度は、中央エリア東の「古墳の広場」整備を行った。ここを含めて平成19年秋に約7.6haを追加供用し、計画面積65.3haのうち供用面積は47.1haとなる見込みである。

その他、単独都市公園事業として、18年度は竜田公園の階段スロープ化、浄化センター公園ファ

ミリープール周辺塗装補修や馬見丘陵公園展示施設改修等を行った。

(2) (仮称) うだ・アニマルパーク

宇陀市において奈良県畜産試験場の大家畜施設の移転にともない生じた跡地を有効利用するため、動物とのふれあいを通して、子供たちの健全な育成、県民の安らぎやレクリエーションの場を提供することを目的として、平成 20 年度の開園を目指し公園整備を進めている。

主な施設として動物学習館、ふれあい広場、展望広場、自然生態園、鳥獣保護施設等の整備を進めており、18 年度は公園の主要施設である動物学習館をはじめ、動物舎や鳥獣保護施設、公衆トイレ棟の建築工事を行った。

第 3 節 緑を育てる仕組みづくり

第 1 県民への意識啓発 (県民生活課、農業水産振興課)

県では、緑を育てる県民意識の高揚を図り、花とみどりにあふれたまちづくりを推進するため、18 年度は「花のもてなし情報館」を開設した。これは、ホームページを活用して、花の名所や地域の隠れた花スポット等、奈良県の魅力を花と緑をとおして紹介するとともに、開花状況や地域の花づくり活動等の情報を提供するものである。また、17 年度までに養成した花とみどりのまちづくりを行うボランティア等を活用した「花とみどりのまちづくり実践活動」を推進しており、県内 11 地区で地域住民の連携・協力した実践活動が行われている (18 年度末現在)。

第 2 事業者等への意識啓発 (環境政策課)

県では、オフィスで積極的に地球温暖化防止をはじめとする環境保全に取り組む事業所を「エコオフィス宣言」事業所として登録しているが、その取組項目に「緑化推進」を設け、民間施設における緑化を促進している。18 年度は登録事業所の約 17 %が緑化推進に取り組んでいる。

第 4 節 市街地内農地の活用 (農業水産振興課、都市計画課)

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育等に活用する場として、遊休農地等を活用して市町村が開設する市民農園の数が年々増加している。農林水産省の統計データによると、17 年度末現在の県内開設数は 26 であり、過去 5 年間で 1.4 倍に増加している。

また、市街化区域内にある保全すべき農地については「生産緑地」に指定し、農業生産活動に裏付けられた農地の緑地機能の保全を図っている。

第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

第1節 歴史的景観の形成

第1 緑の保全対策パトロール（風致保全課）

無秩序な開発による自然環境の破壊を防ぐため、主として風致地区及び自然公園内における違反行為の早期発見・是正指導を目的として、毎月2回のパトロールを行っている。18年度の指導件数は、252件である。

第2 NPOによる景観づくりの推進（風致保全課）

県では、住民による地域の景観まちづくりを推進するため、「平成18年度県とNPOとの協働事業提案」として、NPOからの事業提案に基づき、住民が主体となる地域の景観まちづくり活動を委託により実施した。事業内容は、住民の景観まちづくりへの意識醸成、地域の景観にふさわしい建築デザインの提案、景観資源を活用したまち並み活性化の提案、小学生への景観教育等である。

18年度は、三輪地域において、景観まちづくり活動の発表会を開催し、地域住民を中心に約250名に対してこれまでの取り組み内容の報告を行った。また、取り組み内容をまとめたパンフレットを20,000部作成し地域住民や来訪者に配布することで、地域住民の景観づくりへの関心を高め、景観づくりへの参加を促した。

第3 奈良の景観宝探しの実施（風致保全課）

18年度、県では守っていききたい奈良の風景、新しい奈良をイメージさせる風景を募集し、地域のまちづくりの核として大切に守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、奈良らしい景観が体験できる眺望スポットを写真で広く県民から募集する「奈良の景観宝探し」事業を行い、213名から524枚の応募があった。応募があった貴重な景観の情報と写真は「奈良県景観の宝データベース」として保存し、県ホームページ（URL:<http://www.pref.nara.jp/fuchi/takara/>）等により幅広く周知を図るとともに、今後の景観まちづくりに活用していくこととしている。

第4 歴史的風土保存のための買い入れ地の保全（風致保全課）

県では古都保存法及び明日香村特別措置法に基づき、歴史的風土の保存上必要と認められるものについては申し出によって当該土地を買い入れている。この買い入れ地について、史跡地周辺、沿道沿いにおいて景観づくりを進めるため、地力回復が必要な箇所について草刈、地拵え等を行っている。18年度は15箇所においてNPOとの協働による景観づくりを進めた。

（歴史的風土特別保存地区における土地買い入れ実績は、資料編 表3-1-8参照）

第5 電線類の地中化推進（道路維持課）

県では、歴史的景観や都市景観の向上等を目的として、電線類の地中化を推進している。特に、歴史的景観保存地区や、商業地域、オフィス街、駅周辺等を中心として整備を行っており、18年度末時点で累計38.5kmの地中化整備を行った。

第2節 田園・里山景観の形成

第1 棚田の景観保全（耕地課）

県では、地域独特の地形からおりなされる棚田の美しい景観を保全するため、「棚田地域水と土保全基金」を活用して棚田地域保全のための支援体制を構築し、持続的な棚田地域の保全を図っている。18年度は、明日香村における棚田の現況を把握するための棚田地域現況調査を実施するとともに、棚田保全活動の現況を広く周知するために広報誌「棚田かわら版」の発行等を行った。

第2 里山の景観保全（森林保全課）

県では、放置された里山林の整備をNPOやボランティア団体による県民参加の森づくりとして実施することにより、里山林の機能回復を図り里山地域における優れた景観を回復するため、18年度から、森林環境税を活用した「里山林機能回復整備事業」を行っている。18年度は、奈良市・生駒市など12市町村の16箇所を整備を行った。



図3-2-1 里山林機能回復整備事業の仕組み

第3節 都市景観の形成

第1 良好な都市景観づくりのための整備事業の推進（都市計画課）

県では、地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を目指し、JR奈良駅や近鉄八木駅などの主要な駅前の整備を促進することとしている。特に近鉄八木駅周辺地域においては、景観形成の先導的展開を図るとともに、良好な景観形成の必要性や重要性、県の取り組み等を広報することにより、県民及び市町村主体の良好な景観づくりを推進することとしている。18年度は、八木駅周辺地域をモデル地区として具体的な景観づくりの調査、検討を行った。また、景観法に基づく景観計画を策定する際の参考となるよう、市町村向け「景観計画策定ガイドライン」を改訂した。

第2 美化啓発・実践活動の促進（県民生活課）

県及び親切・美化奈良県民運動推進協議会では、「クリーンな心でグリーンな奈良に」をモットーに全県的な県民運動を展開しており、9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定め、集中的なポイ捨てゴミの美化活動を行うほか、クリーングリーン実践者の表彰やパネル展等啓発活動を行っている。

18年度は、統一実践日である9月3日に、県下19コース、約17,000人の参加を得てキャンペーン活動を展開したほか、月間中に延べ63,000人の参加を得てクリーン活動を行った。また、美化運動や花いっぱい運動などの親切・美化県民運動の優良実践者（クリーン・グリーン実践者）の日頃の取り組みをたたえるものとして、「クリーン・グリーン実践者表彰」を12月13日に行い、個人の部2名と団体の部5団体を表彰した。その他、環境フェアや商工まつりなどのイベントにおいて、県民運動のパネル、写真展示、啓発物品等の配布を行い、広く美化活動の啓発を行った。

さらに県では「落書きのない美しい奈良県」を目指し、落書きをしない、させない県民意識の醸成を図るため、なら落書き防止ネットワーク加盟団体や自治会、ボランティア等との協働による「クリーンアップならキャンペーン」時の落書き消去活動の実施や、地域ぐるみで落書き消去活動に取り組むボランティア団体の活動促進を行っている。18年度は、9月のキャンペーン期間中に82名が参加し3箇所での落書き消去の実践活動を行ったのをはじめ、年間では計224名が参加し19箇所での実践活動が行われた。



図3-2-2 落書き消去活動の一場面

第3 ふるさと奈良景観づくり懇話会の開催（風致保全課、都市計画課）

県では、奈良の美しい景観形成施策を具体化するため、民間委員による懇話会において検討を進めている。18年度は景観施策の実施状況等について説明し、県内中心市街地の景観づくりについての方向性の検討を行った。

第4節 沿道景観の形成

第1 屋外広告物の簡易除却活動の推進（風致保全課）

県では、違反屋外広告物を追放し、美しい奈良の景観づくりを推進するため、違反屋外広告物を許さない県民意識の醸成を図っている。このため、屋外広告物美化週間に歩道等に設置されている違反屋外広告物の簡易除却活動を県内一斉に実施している。また、市町村が地域住民等と協働して行う簡易除却制度の普及を推進している。18年度は、キャンペーン期間中、25市町村で簡易除却活動が行われ、住民ボランティア121名を含む267名が参加し、はり紙2,124件、はり札334件、立看板272件、広告旗30件、合計2,760件の違反屋外広告物を除却した。

第2 地域が育てる道づくりの推進（道路維持課）

県では、県民主導型の沿道景観の維持管理を進めるため、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただくことで沿道の美化を推進する「みんなで・守ロード事業」を展開している。18年度は27団体と協定を結び、平均年2回程度、美化活動が実施された。

第3 「景観保全型広告整備地区」の指定（風致保全課）

歴史的景観や地域の景観と調和した良好な沿道景観の形成には、建築物・広告物等の統一性や調和の確保が重要であるため、県では、良好な景観を保全する必要がある地域や、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などで、地域の特性にふさわしい広告景観の形成を図ることを目的に「景観保全型広告整備地区」の指定を18年度は2箇所行った。各々の地区の広告景観づくりに関する基本事項は下記のとおりである。

京奈和自動車道・五條道路インターチェンジ周辺（平成18年9月1日指定）

○ 周辺の背景となる緑豊かな自然環境との調和

周辺の豊かな緑が作り出す自然環境と調和した広告景観づくりを図るため、屋外広告物について、背景となる自然景観に配慮した色彩を使用するとともに自然景観になじまない点滅照明等は使用しない。

- 落ち着きと安らぎを感じさせる魅力的で開放的な空間の創出
地域の玄関口として、すっきりとした統一感のある広告景観づくりを図るため、屋外広告物の高さ、大きさが適度なものとなるようにするとともに、無秩序で雑然とした広告景観とならないよう形態への配慮や掲出の抑制を行う。
- インターチェンジに相応しい、わかりやすい案内誘導広告
交通の結節点としての案内誘導機能を確保するため、わかりやすいデザイン表示や集合化による掲出を誘導する。

京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）沿道（平成19年1月5日指定）

- 大和青垣の眺望を保全する開放的な空間の創出
奈良の景観の骨格である大和青垣を一望できる美しい眺望景観を保全するため、一定の高さを超えて表示される屋外広告物の掲出を抑制するものとする。

第3章 大気環境の保全

第1節 大気汚染の現状

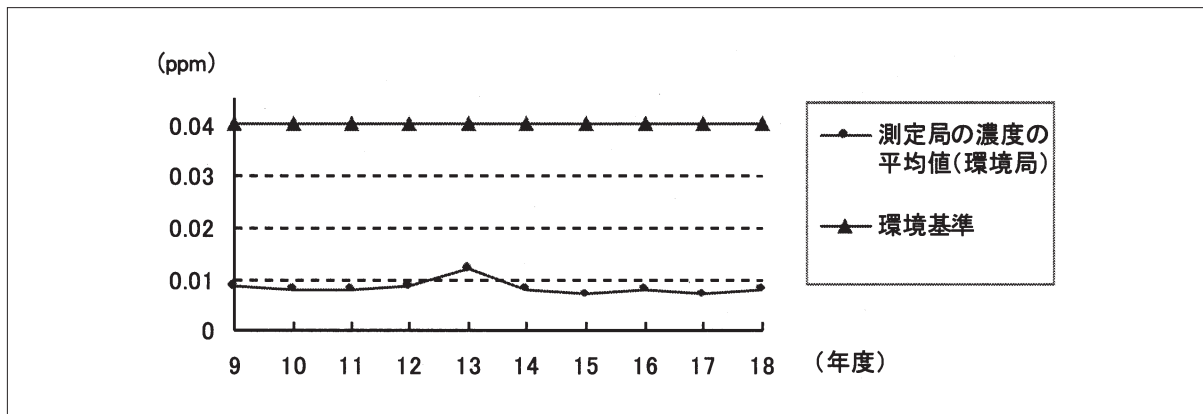
第1 硫黄酸化物（環境政策課）

硫黄酸化物には、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などがあり、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な汚染物質である。

本県では、自動測定器（導電率法）による二酸化硫黄の測定を一般環境については昭和46年度に開始し、18年度は奈良市所管の3局を含め10局において、また、自動車排ガスについては、平成元年度に測定を開始し、18年度は3局において測定を行った。

平成18年度における環境局10局の環境基準評価値（日平均値2%除外値）は0.007～0.011 ppmで、環境基準（日平均値0.04 ppm以下）を達成した。また、自排局3局の環境基準評価値（日平均値2%除外値）は0.007 ppmで環境基準（日平均値0.04 ppm以下）を達成した。

図3-3-1 二酸化硫黄濃度の経年変化



第2 窒素酸化物（環境政策課）

窒素酸化物（NO_x）とは、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）をいう。

これらの物質は、特に人体への影響が注目されている。また、窒素酸化物は物質の燃焼に伴って必然的に発生し、その主たる発生源は工場及び事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源であるが、家庭からの排出も無視できず、また自然発生もあり、その実態把握が難しく、窒素酸化物の防止対策に困難な面がある。

さらに、窒素酸化物には、炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線の影響により光化学反応を起こし、二次汚染物質としてオキシダントを生成するので光化学オキシダントの主要因子としても注目しなければならない。

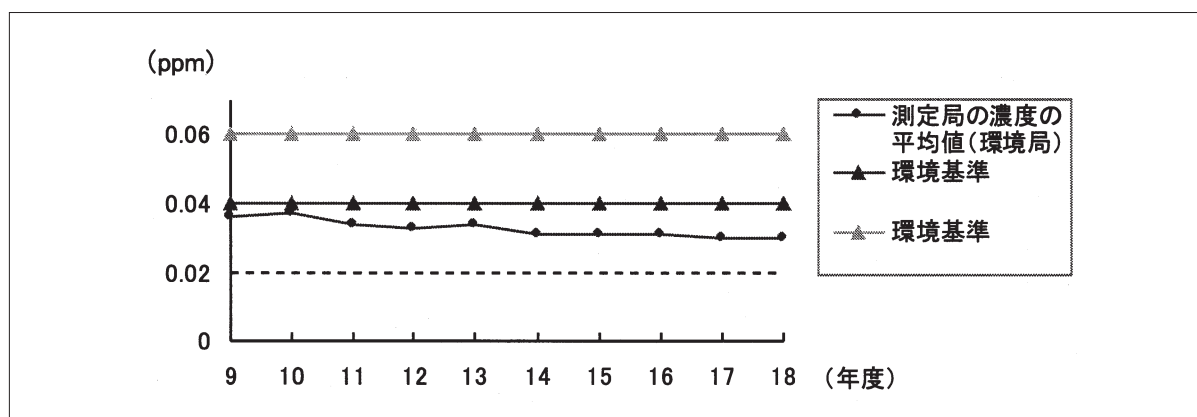
一般に、発生源から排出される窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、それが大気中で酸化され

て二酸化窒素となる。従って、排出後の時間経過に伴い二酸化窒素が増加し、一酸化窒素が減少するため、二酸化窒素濃度と窒素酸化物濃度との比は主要な発生源の目安となる。

本県では、自動測定器による測定を一般環境については昭和 49 年度に開始し、18 年度は奈良市所管の 4 局を含め 11 局において、また自動車排ガスについては平成元年度に開始し、18 年度は 3 局において測定を行った。

平成 18 年度における環境局 11 局および自排局 3 局の環境基準評価値（日平均値の 98 % 値）は 0.022 ~ 0.035 ppm で、環境基準（日平均値 0.04 ~ 0.06 ppm のゾーン内またはそれ以下）を達成した。

図 3 - 3 - 2 二酸化窒素濃度の経年変化



第 3 浮遊粒子状物質（環境政策課）

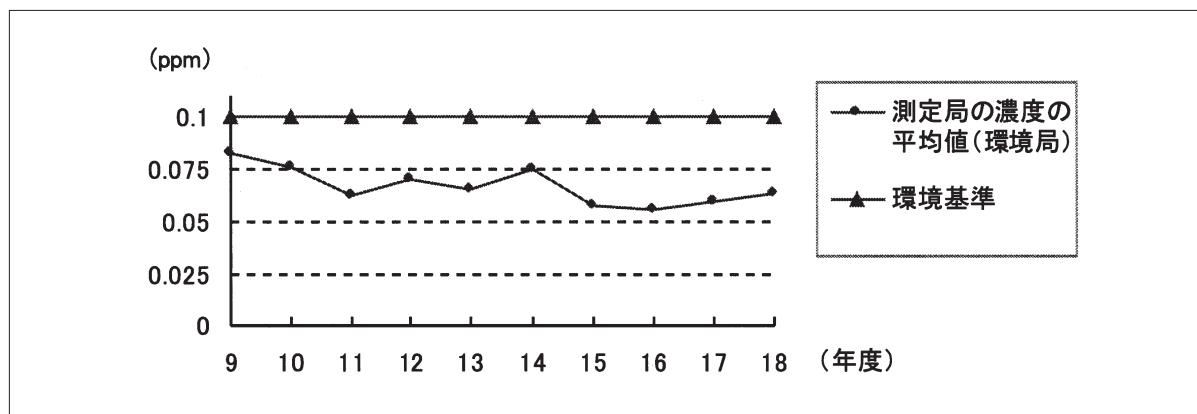
一般に、大気中に長時間存在する粒子状物質のことを浮遊粉じんといい、物質の燃焼加熱あるいは物質の破碎、選別及びたい積等の過程により発生する。特に 10 μ m 以下のものを浮遊粒子状物質と呼び、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となる。工場・事業場等の固定発生源や自動車排ガスのほか、土壌・海塩粒子等の自然界のものも発生源とされている。

本県では、一般環境については、光散乱法による浮遊粉じんの測定を行ってきたが、昭和 63 年度にベータ線吸収法による機器の整備を完了し、18 年度は奈良市所管の 4 局を含め 11 局において、また自動車排ガスについては平成元年度に測定を開始し、県内 3 局において測定を行った。

18 年度における環境局 11 局の環境基準評価値（日平均値の 2 % 除外値）は 0.053 ~ 0.080 mg / m³ であったが、高田局において日平均値が 0.10 mg / m³ を超えた日が 2 日以上連続したため、11 局中 1 局において環境基準を達成できなかった。

また、自排局 3 局の環境基準評価値は 0.055 ~ 0.067 mg / m³ で環境基準（日平均値 0.10 mg / m³ 以下）を達成した。

図3-3-3 浮遊粒子状物質濃度の経年変化



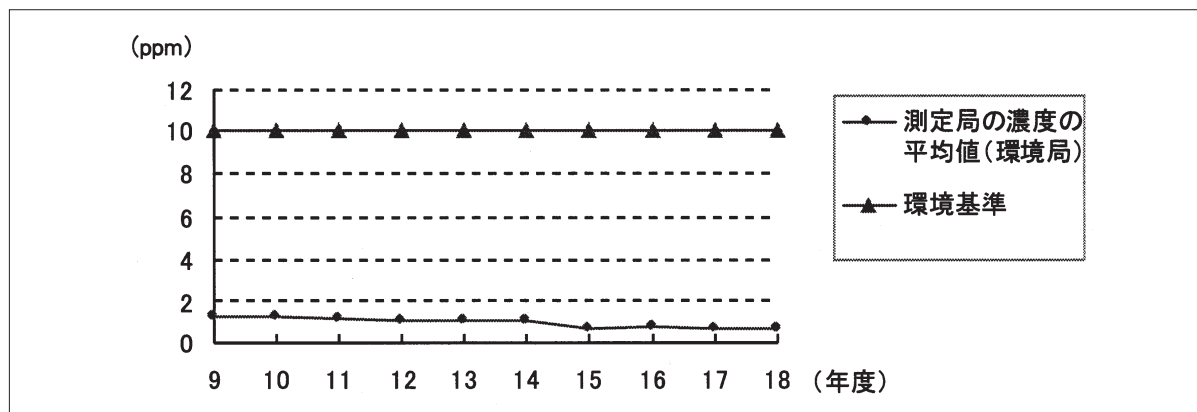
第4 一酸化炭素 (環境政策課)

一酸化炭素の発生源には、固定発生源（家庭・工場等）と移動発生源（自動車等）があり、主として発生するのは移動発生源で、中でも自動車排ガスが問題となっている。なお、一酸化炭素濃度は自動車排ガス汚染の指標とされている。本県では一般環境については昭和46年度より奈良局で測定を開始し、18年度は奈良市所管の1局を含む2局において、また自動車排ガスについては平成元年度に測定を開始し、3局において測定を行った。

18年度における県内環境局2局の環境基準評価値（日平均値の2%除外値）は0.6～0.8 ppmで、環境基準（日平均値10 ppm以下）を達成した。

また、自排局3局も環境局と同程度の濃度（0.7 ppm）で、環境基準（日平均値10 ppm以下）を達成した。

図3-3-4 一酸化炭素濃度の経年変化



第5 炭化水素 (環境政策課)

炭化水素は、炭素と水素から構成される有機化合物の総称で、安定物質のメタンと反応性に富む非メタン炭化水素に分類される。非メタン炭化水素は、パラフィン系・オレフィン系・芳香族系等の多

種類にわたり、光化学スモッグの原因物質の一つと考えられており、その主要発生源には、固定発生源（溶剤関連工場・石油及び石油化学工場・ガソリンスタンド等）と移動発生源（自動車等）があり、その発生の仕方は、主として石油系燃料の不完全燃焼及び蒸発によるものとされている。

本県では、奈良局において、昭和 47 年度より全炭化水素の測定を開始し、昭和 60 年度よりメタン及び非メタン炭化水素の測定も開始した。平成 14 年 8 月からは測定場所を奈良局から天理局に変更し、18 年度は奈良市所管の 1 局を含め 2 局において測定を行った。

(1) 全炭化水素

平成 18 年度の年間測定結果において、午前 6 時～ 9 時の 3 時間平均値は 1.70 ～ 3.07 ppmC の範囲にあった。

(2) メタン及び非メタン炭化水素

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（中央公害対策審議会答申）」により、非メタン炭化水素濃度は、午前 6 時～ 9 時の 3 時間平均値が 0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲内またはそれ以下であることとされているが、平成 18 年度の年間測定結果において、天理局では 361 日の測定日数のうち 121 日（33.5 %）がこれを超過した。

第 6 降下ばいじん（環境政策課）

大気中の粉じんのうち比較的粒子が大きく（粒径 20 ～ 50 μ 以上）、大気中に浮遊し続けることなく自重により自然降下あるいは雨水とともに降下する粒子物質のことを降下ばいじんという。

本県では、ダスト・ジャー法により測定を行い、1 ヶ月単位・1 km²に換算したトン数で表している。

18 年度は、県内 3 地点で測定を行い、年平均値は、1.5 ～ 1.8 t / km² / 月であった。

奈良市をはじめとする継続測定地点 3 地点の経年変化は、横ばいで推移している。

第 2 節 大気汚染の防止対策

第 1 大気汚染常時監視体制（環境政策課）

大気汚染を防止するためには、大気汚染の実態を科学的かつ的確に把握することが必要である。大気汚染防止法第 22 条には、「都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。」とあり、大気汚染の常時監視は地方公共団体の責務とされている。

(1) 大気汚染常時監視測定網の整備状況

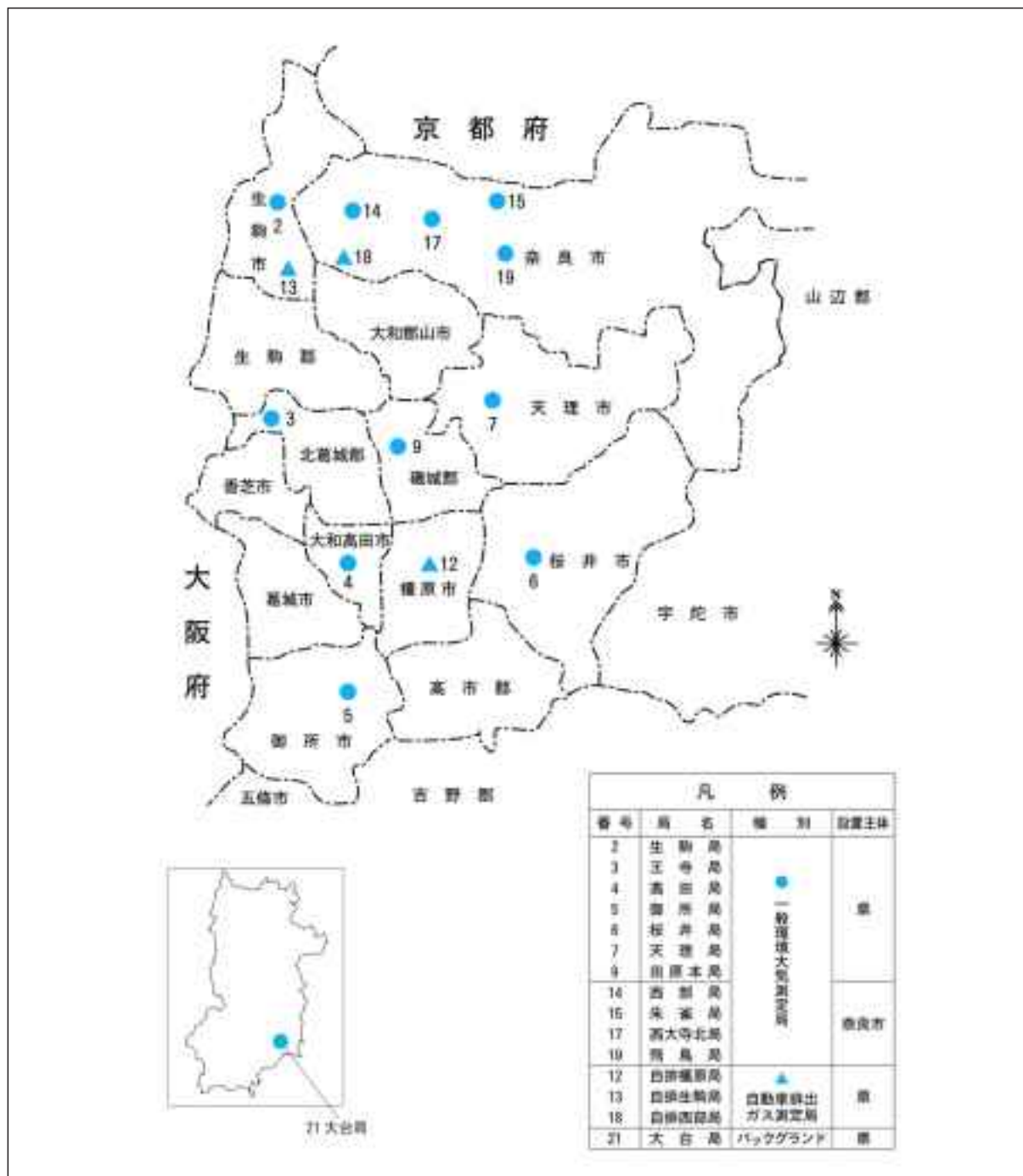
本県では、昭和 46 年度に奈良市大森町の県保健環境研究センター（当時の名称は衛生研究所）に大気汚染常時監視測定局を設置して以来、順次増設を図り、平成 7 年には磯城郡田原本町の県健康づくりセンター内に環境局を、平成 9 年には生駒市壱分町の晴光台第 2 公園と奈良市丸山 2 丁目の 2ヶ所に自排局を設置し、18 年度は奈良市所管の測定局も含め、図 3 - 3 - 5 のとおり環境局 11 局と自排局 3 局バックグラウンド局 1 局の計 15 局で大気汚染状況の常時監視を行った。

県所管の各測定局の測定項目は、環境局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・オキシダント・一酸化窒素・二酸化窒素・風向・風速・温度・湿度を、自排局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化窒素・二酸化窒素・一酸化炭素・風向・風速を、更に天理局では、一酸化炭素・メタン・非メタン炭化水素の測定も行っている。また、大台局では、オゾン・一酸化窒素・二酸化窒素・雨水・風向・風速・温度・湿度を測定している。

奈良市所管の各測定局の測定項目は、環境局では浮遊粒子状物質・一酸化窒素・二酸化窒素・風向・風速を、更に西部局では、二酸化硫黄・オキシダント・一酸化炭素・メタン・非メタン炭化水素・温度・湿度を測定している。

図3-3-5 奈良県大気汚染常時監視測定網

(平成19年3月31日現在)



第2 工場・事業場等の固定発生源対策（環境政策課）

(1) 発生源の状況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙発生施設に対し排出基準等が、一般粉じん発生施設に対し施設管理基準が、特定粉じん発生施設に対し規制基準が設けられている。これらの施設を設置または変更しようとする場合は、事前に届け出ることが義務づけられており、それぞれの届出書が提出された際に規制基準適合状況等の審査を行っている。なお、18年度のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況はそれぞれ表3-3-1、表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 ばい煙発生施設設置届出件数等（平成18年度）

施設種別 (番号は令別表第一に掲げる 項番号を表す)	前年度末 の届出施 設数	設置届出 (法第6条)	使用届出 (法第7条)	使用廃止 届出 (法第11条)	年度中の 増減	年度末の 届出施設 数	構造の 変更届出 (法第8条)	電気 工作物	ガス 工作物	合計
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = B + C - D	(F) = A + E	(G)	(H)	(I)	(J) = F + H + I
1. ボイラー	959	15		16	- 1	958				958
2. ガス発生炉・ガス加熱炉								1	3	4
5. 金属溶解炉	26	1		1		26				26
6. 金属鍛造・圧延 加熱・熱処理炉	17					17				17
8. 触媒再生塔・燃焼炉	2					2				2
9. 窯業焼成炉・溶融炉	3					3				3
10. 反応炉・直火炉	3					3				3
11. 乾燥炉	26					26				26
12. 電気炉		1			1	1				1
13. 廃棄物焼却炉	173			1	- 1	172				172
14. 銅、鉛又は亜鉛の精錬 の用に供する培焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、転炉、 溶解炉及び乾燥炉	3					3				3
29. ガスタービン								28		28
30. ディーゼル機関	19					19		117		136
31. ガス機関									4	4
合計	1231	17	0	18	- 1	1230	0	146	7	1383

表3-3-2 一般粉じん発生施設設置届出件数等（平成18年度）

令別表第一の項番号	施設種類	前年度末 の届出施 設数 (A)	年度中の設置・使用・廃止届出施設数				年度末の 届出施設 数 (F) = A + E	年度中 の届出 施設 数 (G)	電気工作物・ガス工作物・鉱 山に係る施設たる一般粉じん 発生施設数			合計 (K) = F + H + I + J
			設置届 出 (法第 18条 第1項) (B)	使用届 出 (法第 18条 第2項 第1項) (C)	使用廃 止届出 (法第 18条 第2項 第2項) (D)	年度中 の増減 (E) = B - D			電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山 に係る 施設 (J)	
1	コークス炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積場	21	0	0	0	0	21	1	0	0	0	21
3	コンベア	99	0	0	0	0	99	0	0	0	0	99
4	破砕機・摩砕機	41	0	0	0	0	41	0	0	0	0	41
5	ふるい	27	0	0	0	0	27	0	0	0	0	27
	施設合計	188	0	0	0	0	188	0	0	0	0	188
	工場・事業場数	40	0	0	0	0	40	1	0	0	0	40

法では、ばい煙発生施設として32種類の施設を定めているが、本県では全届出施設の約7割はボイラーで占められている。

本県の場合、ボイラーは工場の生産活動のための熱源を得る目的で使用される場合よりも非工業的な施設の暖房用として使用される割合が他府県と比較して大きい点、大多数の事業場が排出ガス量1万Nm³/h以下の小事業場である点が特徴である。

また、法より小規模な施設及び法で規制されていない施設について、奈良県生活環境保全条例(以下、「条例」という。)に定められている。本県にある粉じん発生施設で条例により規制されているものは、木材等に用いる切断施設等が大半を占めている。

(2) 法律及び条例による規制

ア. ばい煙に関する規制

法では、ボイラー等32項目にわたり「ばい煙発生施設」と定め、その設置及び構造等の変更にかかる事前の届出を義務づけている。そして、施設ごとに、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出基準を定めてそれを遵守させることになっている。規制基準遵守の担保としては、排出基準に適合しないばい煙の排出者に対しては、法第13条及び第33条の2の規定に基づいて、直ちに罰則を課すること(直罰規定)が定められている。

また、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあり、人の健康や生活環境に被害を生じると認めるときは、排出者に対して、法第14条の規定に基づいて、ばい煙発生施設の構造等の改善を命じ(改善命令)、または、使用の一時停止を命じること(一時停止命令)ができる。

条例では、主に歴史的風土保存区域及び風致地区で、法に定める施設より小規模のものに対し、ばいじんと硫黄酸化物の規制を行っている。

イ. 粉じんに関する規制

平成元年度の法の改正において、粉じんのうち発がん性等の健康影響が社会問題化している石綿(いわゆるアスベスト)、その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質(現在は石綿のみ)を特定粉じんと定め、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんと定めた。

法では、鉱石又は土積の堆積場、ベルトコンベア、破砕機等5項目を一般粉じん発生施設と定め、解綿用機械等9項目を特定粉じん発生施設と定めている。

一般粉じん発生施設については、施設の種類ごとの散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーでおおわれていること等の構造、並びに使用及び管理に関する基準を定め、この基準の遵守義務を事業者に課している(法第18条の3)。事業者がこの基準を遵守しない場合は基準に従うことを命じ(基準適合命令)、または当該施設の使用の一時停止を命ずる(一時停止命令)ことができる(法第18条の4)。

特定粉じん発生施設については、特定粉じんの規制基準として工場または事業場と隣地との敷地境界線における大気中の濃度の許容限度を定め(法第18条の5)、この基準の遵守義務を事業者に課している(法第18条の10)。事業者がこの基準を遵守しない場合は、当該施設の構造、使用の方法の改善及び特定粉じんの処理の方法、飛散防止の方法の改善を命じ(改善命令)、または当該施設の使用の一時停止を命ずる(一時停止命令)ことができる(法第18条の11)。条例では、法を補完する意味で食料品等の製造に係る原料の精選施設、木製品の製造に係る切断施設等の8項目を本県条例独自の一般粉じんに係るばい煙等発生施設と定め、対象施設の規模及び

種類の拡大（横出し）を図っている。規制方法は、法と同様構造等に関する基準によるものである。

また、特定粉じんが排出される解体、改造、または補修する作業を施行しようとする者は、特定粉じんの使用状況等の事前調査を行い、一定の要件に該当する場合は届出及び飛散防止対策をとらなければならない（法第 18 条の 15）、作業基準の遵守が義務付けられている（法第 18 条の 17）。届出に係る作業の方法が基準に適合しないときは計画の変更を命じ（計画変更命令）、施工者が作業基準を遵守していないときは当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、または当該作業の一時停止を命ずる（作業基準適合命令等）ことができる（法第 18 条の 18）。

(3) 発生源の指導

大気汚染物質の発生源に対する規制の実効性を期するため、法及び条例の規制対象のばい煙発生施設及び粉じん発生施設を有する工場・事業場に対する立入検査を実施している。ばい煙発生施設については、排ガス中に含まれるばいじん・窒素酸化物等の濃度測定やばい煙の自主測定結果のチェック等を行い、粉じん発生施設については、施設の使用及び管理状況等の検査を行っている。

また、特定粉じん排出等作業について、平成 18 年度中に届出がなされた 59 作業のうち、夜間、休日を除く 56 作業について、飛散防止措置等が適正になされているか検査を実施した。18 年度の大気汚染防止法に基づく立入検査は、延べ 100 工場・事業場について実施した。

第 3 自動車等の移動発生源対策（環境政策課、県警交通規制課）

大気汚染は自動車排ガスによっても引き起こされるため、県では低公害車の導入の促進やエコドライブの推進、自動車排ガスの貯留を防ぐための渋滞解消による道路交通流の円滑化に向けた取り組みを行っている。

18 年度は、環境フェアにおいて低公害車を展示し県民への意識啓発を行ったほか、エコライフファミリーやエコオフィス宣言事業所等の募集を通じ、家庭や事業所でのエコドライブの推進を図った。また、交通信号機を新たに 5 基設置したほか 155 基を改良するなどの整備を行い、自動車交通流の円滑化を図った。

第 4 光化学オキシダント対策（環境政策課）

大気中に窒素酸化物と炭化水素が共存した場合、太陽光線中の紫外線の影響で光化学反応を起こして二次汚染物質が生成される。その大部分がオゾンで、ほかにパーオキシアセチルナイトレート、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。これら生成された物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質が光化学オキシダントと称され、環境基準もこれにより規定されている。

18 年度における環境基準（1 時間値 0.06 ppm 以下）との対比では、基準値を超過した日数が 35 日～116 日で、すべての環境局において不適合となっており、全国的にも大都市やその周辺地域では基準達成が困難な状況にある。

また、18 年度の光化学スモッグ広報発令回数は、表 3-3-3 のとおり予報 9 回、注意報 3 回であった。

光化学スモッグ防止対策としては、一次汚染物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制が必要である。このため、固定発生源からの窒素酸化物については、二酸化窒素の環境基準が設定された昭和48年の第1次排出規制から徐々に規制強化され、現在は昭和58年9月の第5次規制が適用されている。また、移動発生源である自動車排ガスについても、昭和48年規制にはじまり順次規制が強化されており、最近では平成17年6月に「自動車排出ガスの量の許容限度」が一部改正され、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化が図られ、更にガソリン・LPG特殊自動車が新たに規制対象として追加されたところである。

本県では、大気汚染防止法第23条の規定に基づき、光化学オキシダントに係る緊急時に対処するため「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」を定め、緊急事態の発生が予測される場合の「予報」、緊急事態が発生した場合の「注意報」「警報」「重大警報」の4段階に区分し、規制等の措置を講じている。また、万一、被害が発生した場合の措置として、平成7年2月に「奈良県大気汚染等被害発生時対策要領」を施行した。

具体的には下記の措置を実施した。

光化学スモッグ緊急連絡体制の実施（5月7日～9月30日）

光化学スモッグ緊急時の発令及び広報

本県においては、測定局の位置や気象要素から大和平野を3地域に区分して広報の発令を行っている。（資料編 表3-3-1～4、図3-3-1参照）

表3-3-3 広報発令回数及び被害者届出数の経年変化

区分 \ 年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
予 報	5	5	12	3	22	19	8	7	13	8	9
注 意 報	0	0	1	0	8	2	5	2	5	7	3
被害者届出数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5 騒音・振動・悪臭の現状と対策（環境政策課、道路維持課）

(1) 騒音公害

現 状

騒音公害は、各種公害の中でも特に日常生活に密接な関係を有する問題である。

本県における騒音苦情の平成18年度新規受理件数は、90件であり、典型7公害に係る苦情件数に占める割合は12.8%である。また、90件の内訳は、工事・建設作業30件、産業用機械21件、家庭生活8件、その他31件であった。

なお、県では騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、騒音規制法第3条の規定に基づく指定地域内の3地点で主要な道路（一般国道）の自動車騒音レベルを調査しており、18年度は3調査区間（資料編 表3-3-10参照）1,303戸について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは1,049戸（80.5%）、いずれかの時間帯で達成したのは142戸（10.9%）、昼間・夜間ともに未達成であったのは112戸（8.6%）であった。

また、市町村は騒音規制法第 21 条の 2 に基づき、地域内の騒音の大きさを把握している。

まず、一般地域（道路に面する地域以外の地域）における 18 年度の調査結果によると、昼夜間ともに環境基準が達成されたのは 84.2 %（114 地点中 96 地点）であった。環境基準が達成されなかった地点のうち、昼夜間のいずれかで達成されたのは 8.8 %（10 地点）、昼夜間ともに達成されなかったのは 4.4 %（5 地点）であった。また、昼間について達成が確認できた地点が 2.6 %（3 地点）であった。（資料編 表 3 - 3 - 11 参照）

次に、道路に面する地域における 18 年度の調査結果によると、測定地点における騒音レベルのうち、昼夜間とも環境基準値以下であったのは 14 地点（41.2 %）、昼夜間のいずれかで環境基準値以下であったのは 2 地点（5.9 %）、昼夜間ともに超過したのは 17 地点（50.0 %）であった。また、昼間について達成されなかったのは 1 地点（2.9 %）であった。

（資料編 表 3 - 3 - 12 参照）

対 策

騒音規制法は、昭和 43 年に公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音に対する規制について定められ、昭和 45 年の法改正により自動車騒音に係る要請限度等が定められた。

騒音規制法では、具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、知事が定めることになっているため昭和 44 年 9 月に指定地域・規制基準の告示を行って以来、平成 19 年 3 月 31 日現在 29 市町村（都市計画法にいう工業専用地域を除く。）を指定している。

（表 3 - 3 - 4 参照）

規制の対象は、著しい騒音を発生する施設であって金属加工機械、空気圧縮機及び送風機等政令で定める特定施設を有する工場・事業場となっている。また、これらはその位置する区域及び時間帯に応じ事業活動に伴う騒音発生の制限を受けている。（資料編 表 3 - 3 - 5~6 参照）

さらに、くい打機又はびょう打機等を使用する特定建設作業は、一時的で短期間に終了すること、建設作業の場所に代替性がないことなどを踏まえ、騒音の大きさと同時に作業時間及び作業期間について制限を受けている。（資料編 表 3 - 3 - 7 参照）

なお、騒音規制法の指定地域以外の地域については、奈良県生活環境保全条例（昭和 44 年から平成 8 年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、騒音規制法と同様の規制を行っている。

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき騒音に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準として定められている。本県の基準指定地域は、平成元年 4 月に奈良市が、平成 8 年 12 月に 30 市町村が指定され、市町村合併に伴い平成 19 年 3 月 31 日現在 28 市町村である。なお、騒音に係る環境基準は、平成 10 年 9 月に改正され、平成 11 年 4 月 1 日から施行されている。（資料編 表 3 - 3 - 8 参照）

自動車交通騒音に対する対策として、法による指定地域を有する市町村長は、地域の実情を把握するため自動車交通騒音実態調査を行い、その結果により道路管理者等の関係機関に必要な騒音防止対策の要請若しくは参考意見を述べるができる制度となっている。平成 17 年度に要請等が行われた事例はなかった。（資料編 表 3 - 3 - 9 参照）

なお、県では 18 年度に天理王寺線：780 m、枚方大和郡山線：320 m の舗装面のリニューアルを行い、環境にやさしい低騒音舗装を行った。

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市（平成 17 年 9 月 24 日における吉野郡西吉野村及び同郡大塔村の区域を除く）・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市（平成 17 年 12 月 31 日における宇陀郡室生村の区域を除く）・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村
 （ただし、都市計画法にいう工業専用地域を除く。）

(2) 振動公害

現 状

振動公害は、各種公害の中で騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、近年におけるモータリゼーションの進行、工場などの機械施設の大型化、建設工事の増加に伴い振動による苦情が発生している。

本県における振動苦情の平成 18 年度新規受理件数は、7 件であり、これは典型 7 公害に係る苦情件数の中では比較的少なく、その占める割合は、1.0 % である。また、7 件の内訳は、移動発生源（自動車運行）4 件、産業用機械 2 件、その他 1 件であった。

対 策

本県では、奈良県生活環境保全条例（昭和 44 年から平成 8 年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、振動に対する規制を行ってきたが、昭和 51 年に振動規制法が公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動に対する規制、道路交通振動に係る要請限度等が定められた。

同法に基づく具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、騒音規制法と同様知事が定めることになっているため、昭和 52 年 12 月に 34 市町村に係る地域指定（市町村合併に伴い平成 19 年 3 月 31 日現在 29 市町村、表 3 - 3 - 5 参照）、規制基準の告示とあわせて奈良県公害防止条例（平成 9 年 4 月、奈良県生活環境条例と改称）の改正を行い、昭和 53 年 4 月から施行している。

法令による規制の対象となるのは、著しい振動を発生する金属加工機械、圧縮機等政令で定める施設を有する工場・事業場であり、これらは、その位置する区域及び時間に応じて事業活動に伴う振動発生の制限を受ける。また、くい打機又は鋼球を使用する特定建設作業は、その作業が短時間であることや建築作業の場所等に代替性がないことなどを踏まえ、振動の大きさと作業期間を定め、地域区分に応じ作業時間を規制している。

自動車交通振動に係る対策としては、一次的には道路面の改善、二次的には車種・重量の抑制、走行速度・交通量の制限などがあげられる。

さらに、法の指定地域において市町村長は、自動車振動測定結果に基づき道路管理者等の関係機関に対し必要な振動防止対策をとるよう意見提出または要請することができる。なお、近年は要請が行われた事例はない。

（資料編 表 3 - 3 - 13 ~ 16 参照）

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市（平成 17 年 9 月 24 日における吉野郡西吉野村及び同郡大塔村の区域を除く）・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市（平成 17 年 12 月 31 日における宇陀郡室生村の区域を除く地域）・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村（ただし、都市計画法にいう工業専用地域を除く。）

(3) 悪臭公害

現 状

平成 18 年度に新規受理した悪臭苦情件数は 133 件で、典型 7 公害に係る苦情件数の 18.9 % を占めており、前年度の 121 件に比べ、12 件増加した。

発生源別苦情件数では、家庭生活が 26 件（悪臭苦情件数の 19.5 %）と最も多く、次いで、焼却（野焼き）18 件（13.5 %）、流出・漏洩 8 件（6.0 %）などとなっている。都市化の進展や、住民意識の向上などに伴い、悪臭問題は産業型から都市生活型への比重が大きくなっており、ますます複雑多様化の傾向にある。

対 策

悪臭の問題は、騒音・振動と同様、感覚公害であるため苦情も多く、この悪臭公害から生活環境を守るため昭和 46 年 6 月に悪臭防止法が制定された。規制対象となる特定悪臭物質として工場・事業場において排出されるアンモニア等 22 物質が指定されており、本県では、24 市町村を規制地域として指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めている。

(資料編 表 3 - 3 - 17 参照)

第4章 水環境の保全

第1節 公共用水域の状況

第1 監視測定 of 状況 (環境政策課)

本県の公共用水域を水系別にみると、北部低地域を流域にもつ大和川水系、東部高原地帯を流域にもつ淀川(木津川)水系、県の中央部を東西に流れる紀の川(吉野川)水系、南部山岳地帯を流域にもつ新宮川水系の4つに大別される。これらの水系は全て1級河川の水系であり、それぞれの1級河川は大和川(158)、紀の川(72)、淀川(72)、新宮川(56)の計358河川である。

水質汚濁に係る類型指定は、昭和45年9月に大和川の2水域が指定されて以来、逐次追加指定がなされてきた。平成4年度には類型指定の見直しを行い、平成17年度末までに、河川57水域・湖沼7水域についてAA、A、BもしくはCタイプの指定がなされた。

平成18年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、4水系(大和川・紀の川・淀川・新宮川)、72河川、9ダム湖の計120地点で県、国土交通省、奈良市及び(独)水資源機構で常時監視を行った。

(資料編 表3-4-1参照)

表3-4-1 公共用水域水質測定地点数

水系名		大和川	紀の川	淀川	新宮川	計
河川	河川数	24	13	29	6	72
	地点数	51 (21)	16 (4)	34 (26)	9 (7)	110 (58)
湖沼	湖沼数	-	2	3	4	9
	地点数	- (-)	2 (1)	4 (4)	4 (4)	10 (7)
地点数合計		51 (21)	18 (5)	38 (28)	13 (11)	120 (65)

() は、環境基準点数

1. 河川・湖沼の現況

(1) 健康項目

健康項目(カドミウム、ひ素、鉛など26項目)は、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成していた。(資料編 表3-4-2参照)

(2) 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のうち、有機性汚濁の代表的指標であるBOD(湖沼においてはCOD)について、各水系毎の状況を以下に示す。

大和川水系

大和川は、奈良盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、周辺の河川を合して生駒金剛山地の中央に位置する王寺町藤井から大阪府を経て大阪湾に注いでいる。

大和川水系における平成18年度水質測定は、大和川本川6地点及び支川45地点の合計51地点で実施した。採水地点を図3-4-1に、環境基準点の環境基準達成状況を図3-4-2に示す。

大和川最下流地点の藤井でのBOD 平均値は、 5.4 mg/l (平成 17 年度 6.8 mg/l) と低下した。
 河川の環境基準地点 21 地点での BOD 平均値についても、 4.4 mg/l (平成 17 年度 4.9 mg/l) と低下している。

図 3 - 4 - 1 大和川水系採水地点

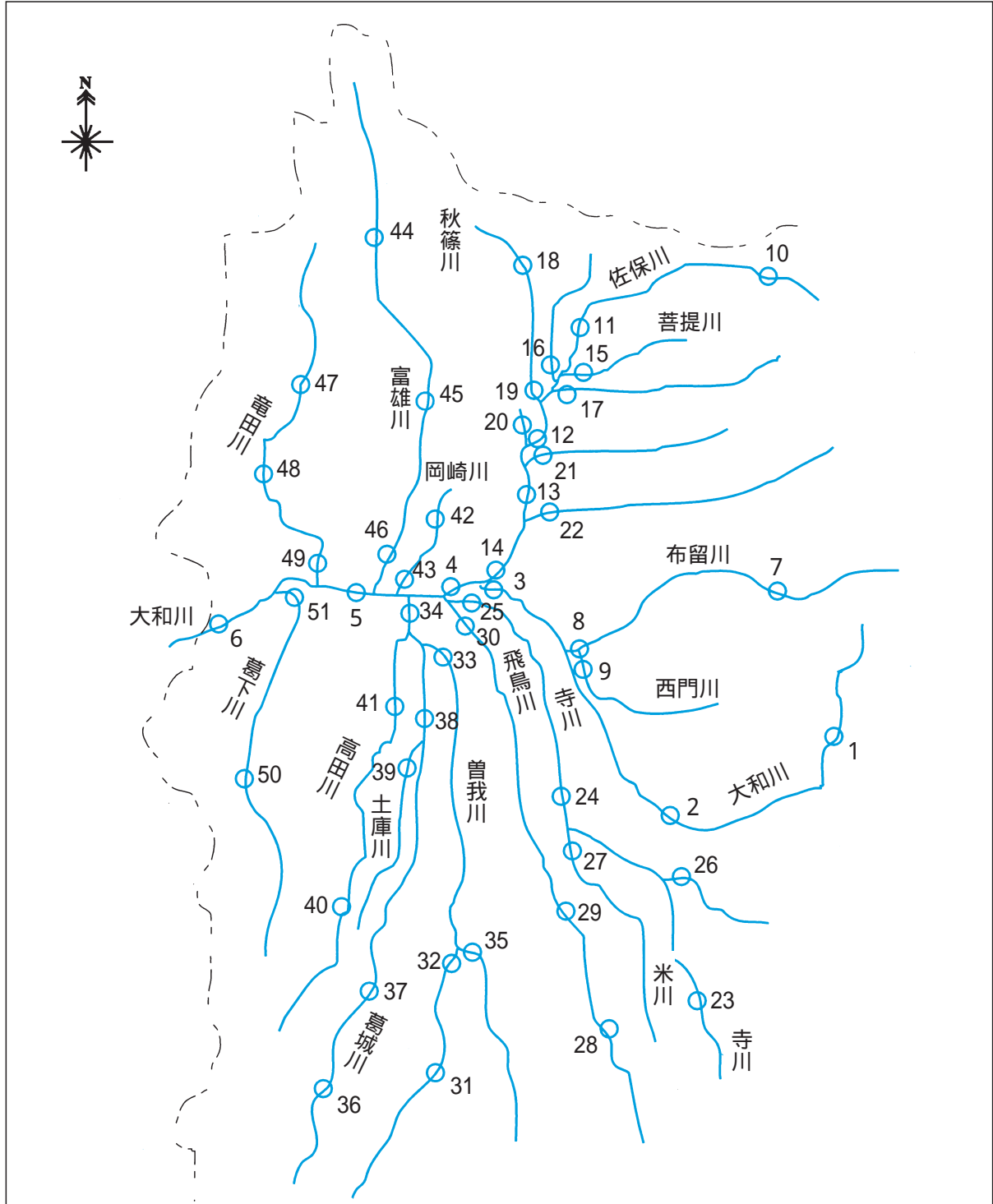
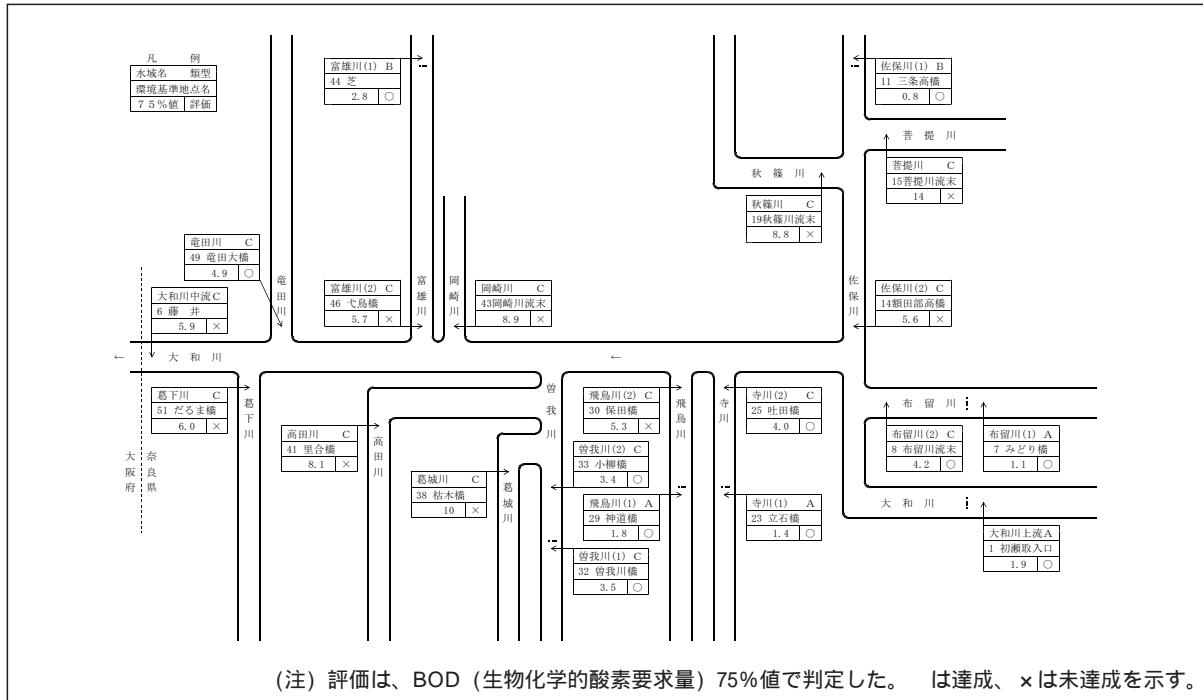


図3-4-2 大和川水系の環境基準達成状況（平成18年度）

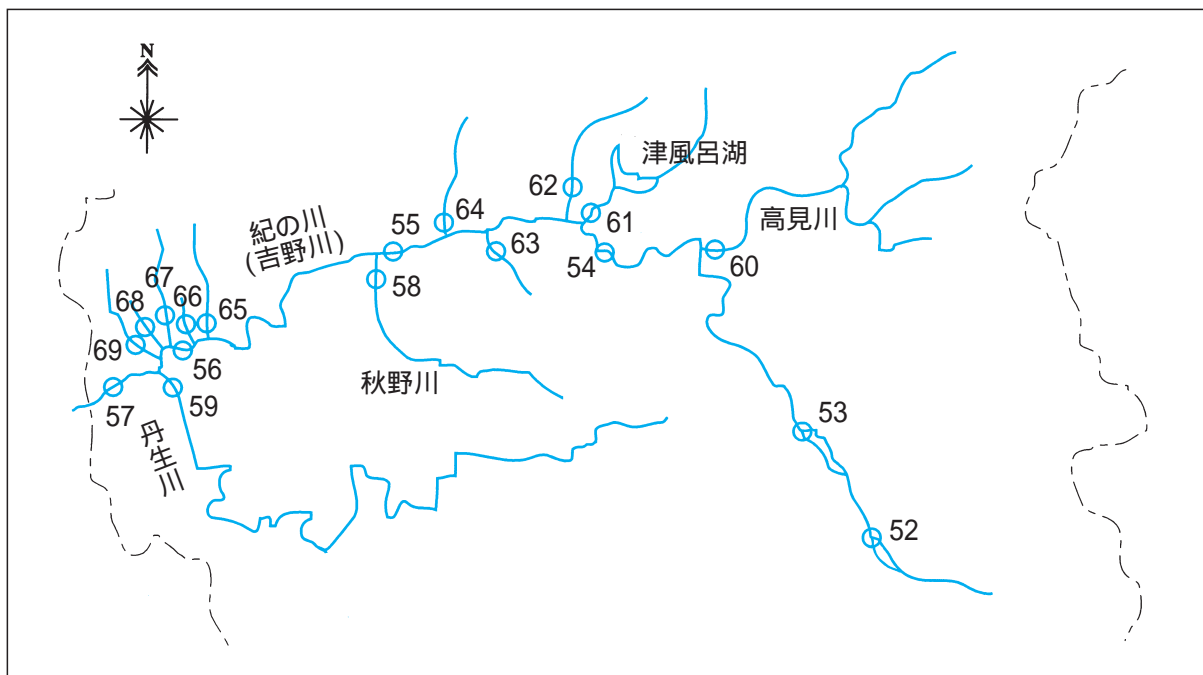


紀の川（吉野川）水系

紀の川は、県のほぼ中央に位置し、地質学上の中央構造線に沿って西行し、和歌山県を経て紀伊水道に流れる河川で、流域の多くは山間部であるため、水量に恵まれ比較的良好な水質を保っている河川である。

紀の川水系における18年度水質測定は、河川16地点・湖沼2地点の合計18地点で実施した。採水地点を図3-4-3に、環境基準点の環境基準達成状況を図3-4-4に示す。

図3-4-3 紀の川（吉野川）水系採水地点

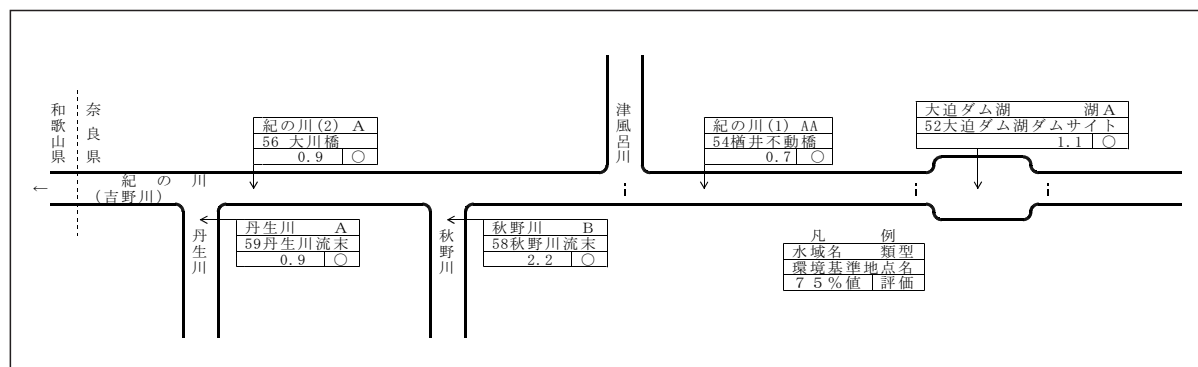


紀の川最下流地点の御蔵橋での BOD 平均値は、 0.8 mg/l （17 年度 1.1 mg/l ）と若干減少している。

河川的环境基準地点 4 地点での BOD 平均値については、 1.1 mg/l （17 年度 1.1 mg/l ）と良好な水質を保持している。

湖沼的环境基準地点 1 地点での COD 平均値は、 0.9 mg/l （17 年度 0.8 mg/l ）と良好な水質である。

図 3 - 4 - 4 紀の川水系の環境基準達成状況（平成 18 年度）



淀川（木津川）水系

木津川は、桂川・宇治川と並ぶ淀川水系の代表的な河川であり、伊賀上野盆地（三重県）を流下する木津川本流と大台ヶ原山系に続く三峰山を源とした名張川に大別され、奈良県、三重県、京都府にまたがる河川である。この木津川に流入する河川で淀川水系を構成している。

すなわち、宇陀市の中央部を流れる宇陀川の流域、御杖村を流れ三重県で宇陀川を合流して山添村・奈良市月ヶ瀬を流れ京都府で木津川に流入する名張川の流域、木津川に流入する河川の流域がこれにあたる。

宇陀川は、紀の川（吉野川）と並ぶ県営上水道源である室生ダム湖を有し、また、木津川支川である布目川等が奈良市の上水道源であるなど、当水域は、その利水上、特に重要である。

淀川水系における平成 18 年度水質測定は、宇陀川流域 30 地点及びその他の流域 8 地点の合計 38 地点で実施した。採水地点を図 3 - 4 - 5 に、環境基準点の環境基準達成状況を図 3 - 4 - 6 に示す。

宇陀川最下流地点の辻堂橋での BOD 平均値は、 1.0 mg/l （17 年度 0.9 mg/l ）と良好な水質を維持している。

河川的环境基準地点 26 地点での BOD 平均値は、 1.0 mg/l （17 年度 1.1 mg/l ）と良好な水質を維持している。

湖沼 2 地点の COD 平均値は、 4.6 mg/l （17 年度 4.9 mg/l ）とやや低くなっている。

図 3 - 4 - 5 淀川 (木津川) 水系採水地点

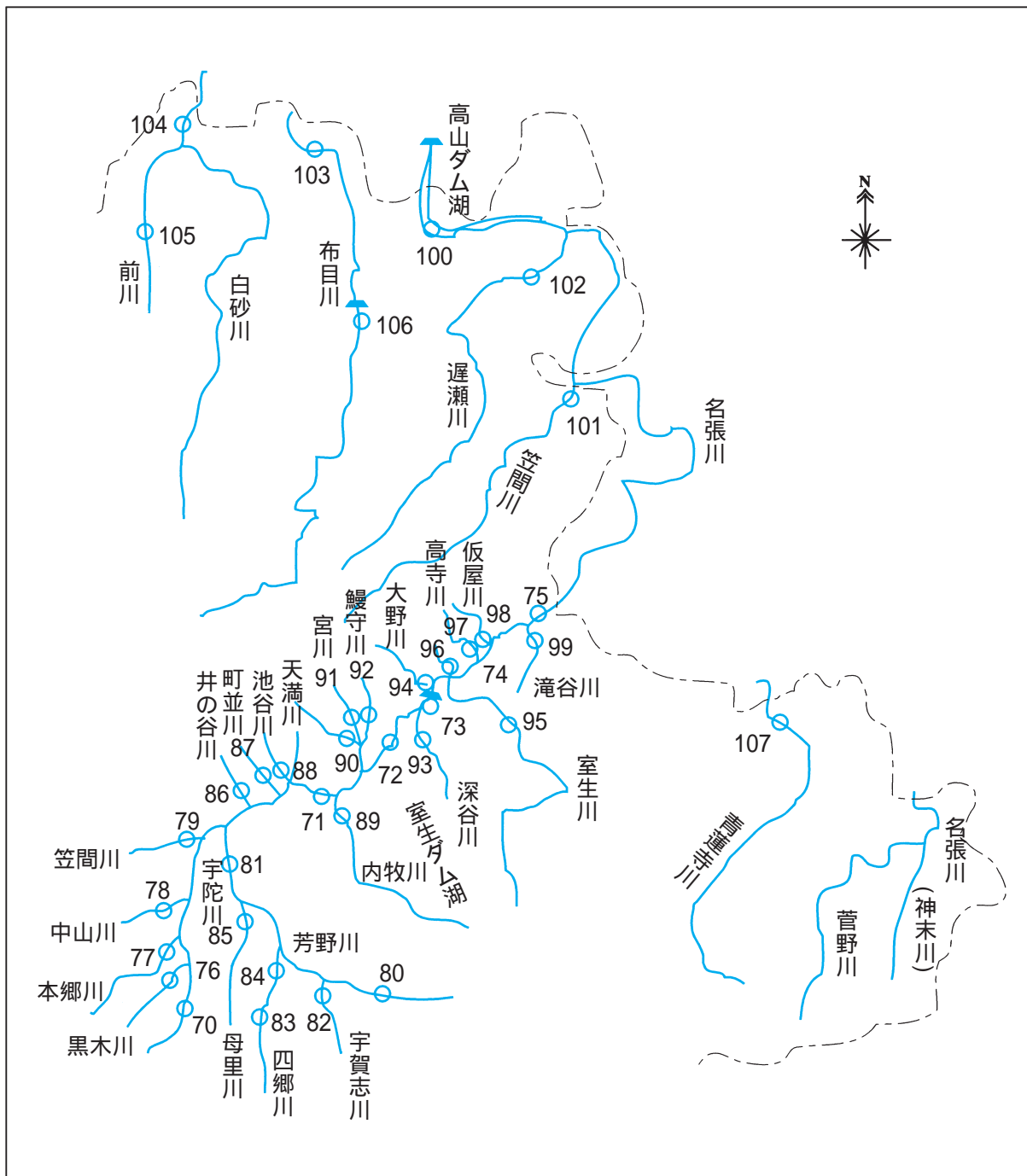
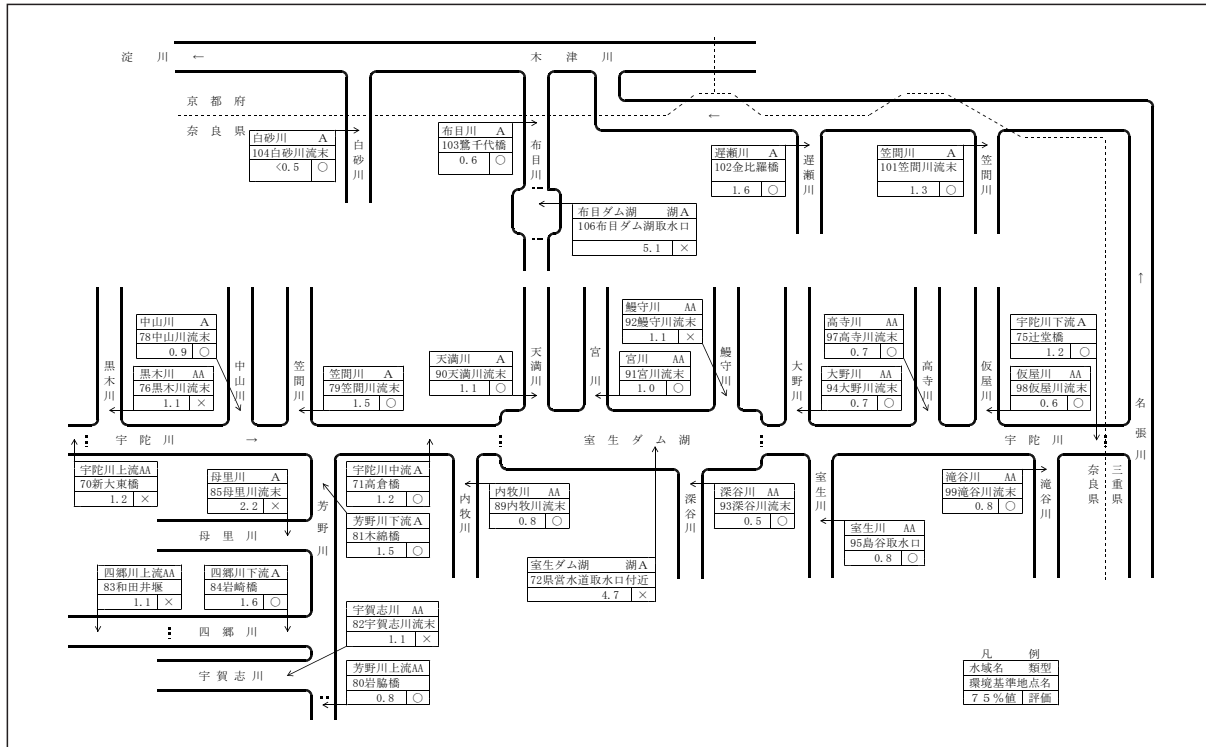


図 3 - 4 - 6 淀川水系の環境基準達成状況 (平成 18 年度)



新宮川（熊野川）水系

山上ヶ岳に端を発して南下する熊野川（十津川）と伯母峰峠を源とする北山川が合流し、和歌山県新宮市において熊野灘に注ぐ、近畿でも有数の流路延長の長い河川である。流域のほとんどが山間部で多雨地帯であることから、発電用のダムが多い。

新宮川水系における平成 18 年度水質測定は、河川 9 地点・湖沼 4 地点の合計 13 地点で実施した。採水地点を図 3 - 4 - 7 に、環境基準点の環境基準達成状況を図 3 - 4 - 8 に示す。

熊野川（十津川）最下流地点の二津野ダム湖取水口 BOD 平均値は、0.7 mg / l（17 年度 1.0 mg / l）、北山川最下流地点の小口橋では 0.7 mg / l（17 年度 0.9 mg / l）と良好な水質を維持している。

河川の環境基準地点 7 地点の BOD 平均値は、0.6 mg / l（17 年度 0.9 mg / l）と良好な水質を維持している。

湖沼の環境基準地点 4 地点の COD 平均値も 1.1 mg / l（17 年度 1.0 mg / l）と良好な水質を維持している。

図3-4-7 新宮川(熊野川)水系採水地点

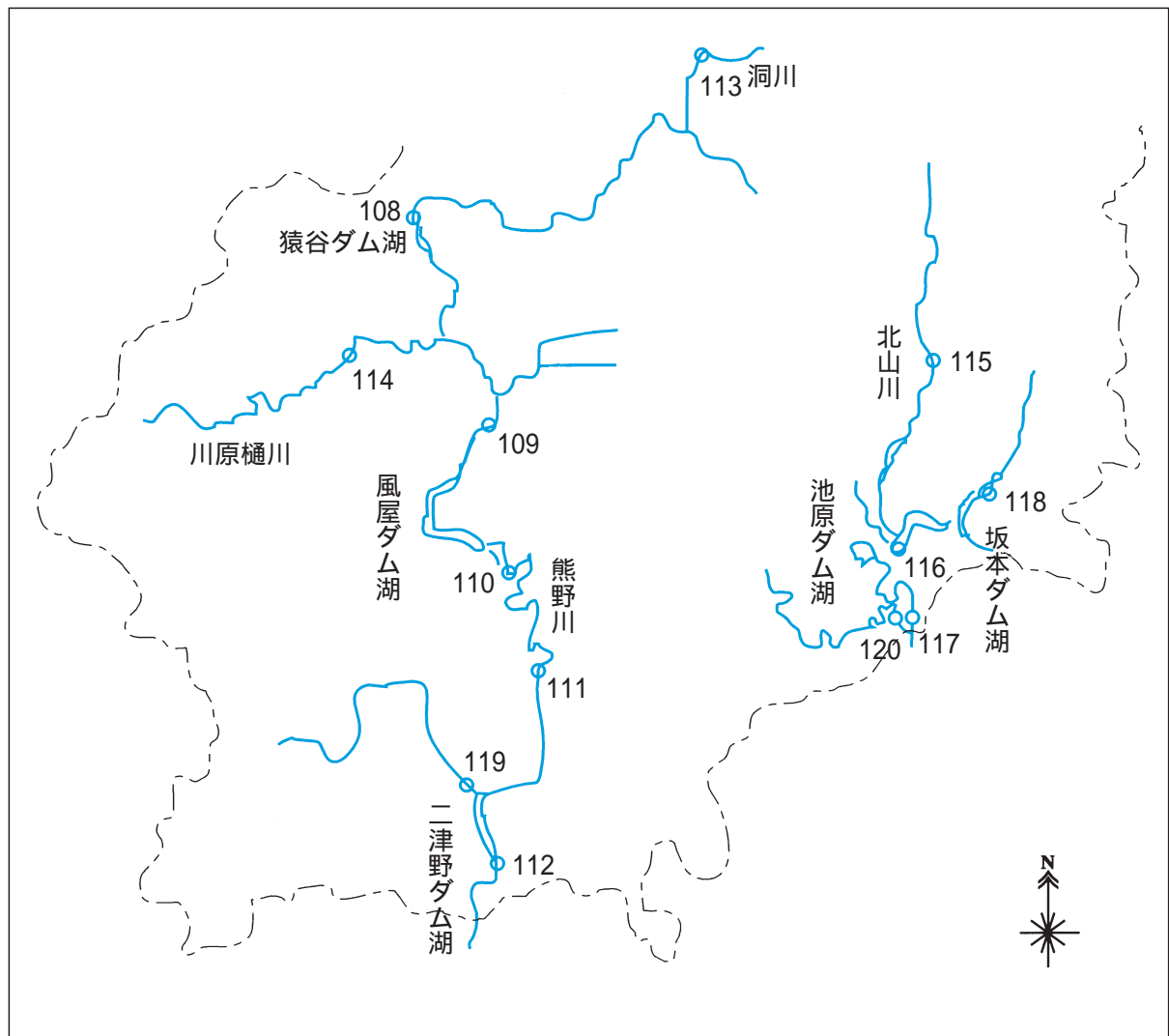
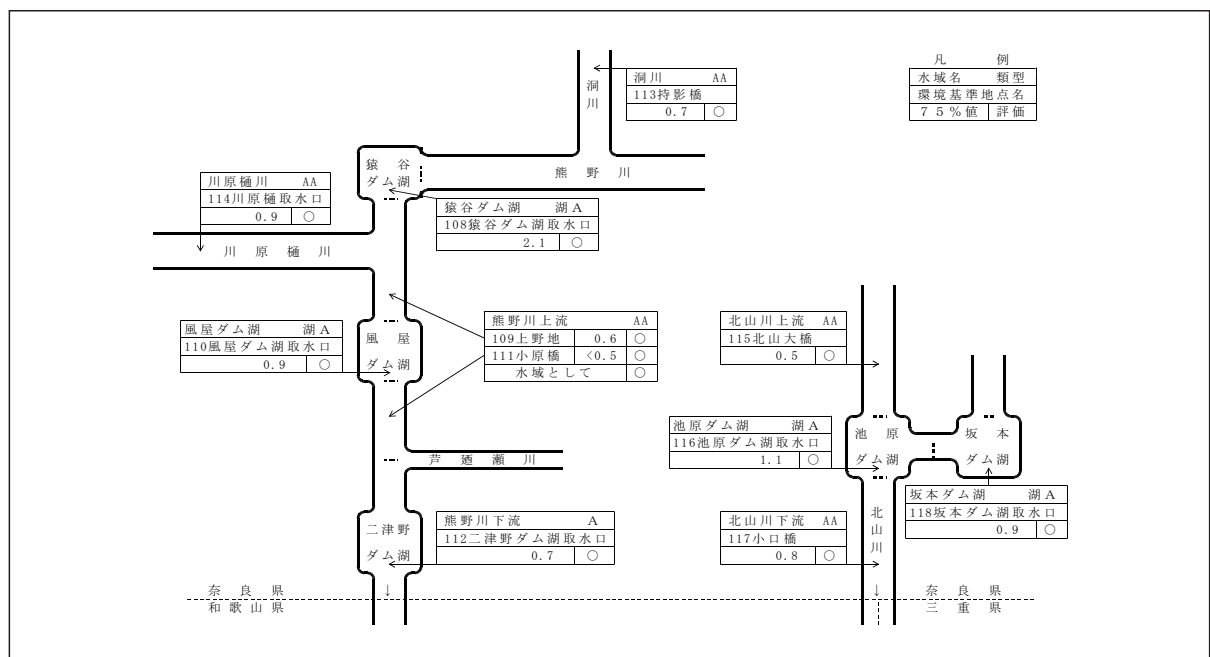


図3-4-8 新宮川水系の環境基準達成状況(平成18年度)



2. 地下水の現況

平成 18 年度地下水質測定計画に基づき、23 市町村の計 70 地点において年 1 回の概況調査、過去の調査で環境基準を超過した 4 地点において定期モニタリング調査（ふっ素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）を実施した。

概況調査の 1 地点でほう素が、6 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出された。また、定期モニタリング調査の 3 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出された。

この環境基準は主に飲用の観点から基準値が設定されており、基準値を超過しても直ちに健康に影響を及ぼすものではないが、環境基準を超過した井戸の所有者には井戸水の使用指導を行うとともに周辺井戸の水質調査を行った。その結果、いずれの周辺井戸においても環境基準を超過するところはなかった。

3. 底質汚染の現況

底質測定は、瞬時の水質測定では微量のため検出できない有害物質等による汚染を間接的に把握しようとするものであり、長期的な水質汚濁の監視という観点から、水質測定と併せて重要なものである。しかし、底質測定においては、粒度等試料採取の条件により、測定値が変動するという問題点もある。

平成 18 年度の底質測定は、大和川水系の 19 地点において延べ 19 回、淀川水系（宇陀川）の 5 地点において延べ 10 回測定した。

なお、底質についての環境基準は定められておらず、総水銀・PCB の 2 項目に暫定除去基準が定められており、測定した全地点でこれらの基準を下まわっていた。

4. 異常水質の状況

事故または不法投棄等により公共用水域へ各種有害物質が流入した場合、急激な水質変化を生じ、利水等に影響を及ぼすことが多い。このため、異常水質が発生した場合、県では異常水質対応措置要領及び水質汚濁防止連絡協議会の通報連絡体制に基づいて関係機関及び下流府県への迅速かつ適確な通報を行い、水質保全上の被害を最小限に食い止めるとともに二次災害の防止に努めている。平成 18 年度に通報のあった異常水質の発生は 19 件であった。（資料編 表 3 - 4 - 4 参照）

第 2 水質保全に係る各種連絡会議等（環境政策課）

「河川等の水質調査をし、その実態を把握するとともにその汚濁の実態を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、水質改善の実効をあげることを目的に、大和川・淀川・紀の川・新宮川（熊野川）の各水系毎に、それぞれの河川管理者を含む関係行政機関及び学識経験者などにより構成される「水質汚濁防止連絡協議会」が設置されている。

なお、大和川水系については、平成 17 年 9 月をもって大和川清



図 3 - 4 - 9 社会実験の告知チラシ

流ルネッサンス協議会と統合され、新たに「大和川水環境協議会」として設置されている。平成 18 年 9 月 10 日には、奈良市で「大和川フォーラム」が開催され、「次世代に伝える美しい大和川をめざして」などを柱とする「Cプロジェクト計画 2006」が策定された。また、18 年度は、国や流域の自治体・民間団体・企業等が協力して、生活排水軽減の取り組みを行う社会実験を年 2 回行った。

第 2 節 生活排水対策の推進

本県の河川での主な汚濁原因は生活排水に係る割合が高いため、県では「奈良県汚水処理総合基本構想」に基づき、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の整備を進めている。

第 1 下水道の整備（下水道課）

公共用水域の水質保全には、下水道整備が必要であることから、大和川・宇陀川・吉野川の三流域にそれぞれ流域下水道事業を計画し、流域関連公共下水道事業等とあいまって下水道の整備を進めている。

(1) 大和川上流流域下水道計画

第一処理区

浄化センターは、28.25 万 m³/日（全体規模の 6/15 系列）の処理能力を有し、天理市・大和郡山市・奈良市・桜井市・香芝市・生駒市・三宅町・田原本町・川西町・広陵町・安堵町・斑鳩町及び三郷町の汚水 22.0 万 m³/日进行处理している。平成 18 年度においては、水処理施設や汚泥処理施設の増設工事を実施している。

幹線管渠は平成 18 年度末で全体の 95 %、91.9 km が完成しており、平成 19 年度においては、これを 97 % まで延ばし、93.3 km を供用する計画である。

第二処理区

第二浄化センターは、10.8 万 m³/日（全体規模 3/12 系列）の処理能力を有し、大和高田市・広陵町・河合町・橿原市・香芝市・上牧町・葛城市・御所市・高取町・明日香村及び王寺町の汚水約 7.7 万 m³/日进行处理している。平成 18 年度においては、水処理施設や汚泥処理施設の増設工事を実施している。

幹線管渠は平成 18 年度末で全体の 95 % が供用しており、葛城川幹線の一部を残すのみとなっている。

(2) 宇陀川流域下水道計画

宇陀川浄化センターは、12.2 千 m³/日（全体規模の 2/3 系列）の処理能力を有し、宇陀市の汚水約 6.5 千 m³/日进行处理している。平成 18 年度においては、水処理施設における電気設備の更新工事を実施している。

幹線管渠は平成 2 年度末で全線が供用している。

(3) 吉野川流域下水道計画

吉野川浄化センターは 15.6 千 m^3 /日（全体規模の 5/9 系列）の処理能力を有し、五條市・大淀町・吉野町及び下市町の汚水約 6.6 千 m^3 /日进行处理している。平成 18 年度においては、ポンプ施設や汚泥処理施設の増設工事を実施している。

幹線管渠は平成 18 年度末で全体の 98 %が供用しており、野原幹線の一部を残すのみとなっている。

(4) 公共下水道

市町村においては、全域的に流域関連公共下水道として整備が図られているが、単独公共下水道事業として、奈良市（4 処理場）、生駒市（2 処理場）、山添村（1 処理場）及び天川村（1 処理場）において整備されている。

第 2 浄化槽の整備（環境政策課）

下水道事業等が及ばない地域では、し尿を除き生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されている。県では下水道の整備を進めるとともに浄化槽の整備促進を図るため、昭和 63 年度から市町村の実施する浄化槽設置整備事業に対し、国と共に助成を行っている。18 年度は、18 市町村に対し計 519 基分の助成を行った。（資料編 表 3 - 4 - 5 参照）

第 3 農業集落排水の整備（耕地課）

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水进行处理するについても、県では農業集落排水事業等により、施設の整備、改築を行い、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図っている。18 年度は県内 4 地区の整備を行った。（資料編 表 3 - 4 - 6 参照）

第 4 各種啓発の実施（環境政策課）

(1) 大和川アクアクリーン事業

大和川の流域において、住民一人ひとりの水質改善への意識向上と生活排水対策実践の推進を図るため、県では、市町村や市町村によって構成される団体が地域住民と協力し、生活排水対策事業を行う活動に対し助成を行っている。18 年度は、使用済み食用油の回収・リサイクル事業などの活動に 2,582 千円の助成を行った。

(2) 水質改善強化月間事業

大和川の水質が特に冬期に悪化することから、2 月を「水質改善強化月間」に指定し、18 年度は大和川流域市町村や国の関係機関と連携し、駅前や量販店の店頭等において台所鍋等ふき取りへらの配布等による街頭啓発を県内 25カ所で行った。また、併せて県及び市町村の広報誌を通じて「水質改善強化月間」の周知を行い、県民の水質保全意識の高揚を図った。

第3節 工場・事業場等の排水対策の推進

第1 工場・事業場への排出規制（環境政策課）

工場や事業場から公共用水域に流入する汚濁物質を低減するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、工場又は事業場について特定施設制度を採用し規制を行っている。平成19年3月31日現在、本県では、約3,000の特定事業場が届出又は許可されているが、これらの事業場のうち排水規制対象事業場は、460事業場となっている。

また、県では規制の徹底を図るため、奈良県生活環境保全条例により、法施設より小規模な施設及び法対象以外の業種に係る施設についても汚水等排出施設として規定し、水質汚濁防止法と同様の届出制度を採用し規制している。（表3-4-2参照）

表3-4-2 奈良県生活環境保全条例で規制対象となる汚水等排出施設届出状況
(平成19年3月31日現在)

施設の種類	事業場数
(1) ひろく一般に用いるもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	23
(2) 病院 レントゲン自動現像装置 臨床検査室 自動洗びん施設	48
(3) 畜舎 (豚50頭、牛・馬20頭以上の飼養)	46
合計	117

一方、このような法令による規制措置と並んで公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしている。公害防止協定は、法律や条例より厳しい基準の適用、事業者の報告調査協力義務等が主な内容となっており、市町村・住民と工場・事業場との間で締結されている。

水質汚濁防止法及び奈良県生活環境保全条例に基づき、本県が平成18年度に実施した工場・事業場への立入検査は延べ317事業場で276検体の分析を実施し、排水基準に違反した事業場数は延べ32事業場であった。

排水基準の不適合状況を見ると、生活環境項目であるpH・BODの違反が大半を占めている。排水基準に適合しなかった事業場に対しては、行政指導により、汚水処理施設等の改善及び維持管理の徹底等の措置を講じさせた。（資料編 表3-4-7~8参照）

第2 畜産事業場への指導（畜産課）

県では「家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、適正な排せつ物管理のための施設整備（堆肥舎やコンポスト）や堆肥化や管理状況の指導・確認により、水質に悪影響を及ぼす畜産排水の発生を未然に防ぐよう努めている。また耕種サイドと連携し家畜ふんから生成した堆肥の利用促進を図っている。

18年度は、120戸の畜産農家へ環境改善指導を行ったほか、堆肥利用の指導者育成を目的とした農業改良普及員の堆肥コーディネータ研修（全国）派遣、土づくり研修会における堆肥マップ配布（500部）を実施した。

第3 ゴルフ場への農薬適正使用の指導（環境政策課）

平成2年5月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るため、ゴルフ場農薬に係る暫定指導指針が定められた。

県ではこの指針を踏まえ、「奈良県ゴルフ場農薬使用指導要綱」を制定し、事業者の自主的な管理を前提とした遵守事項を明示し農薬使用の適正化を図るとともに、これを補完するための行政指導事項を定めた。

平成18年度には、県内の35ゴルフ場について年1～2回の検査を行ったが、検査を行った41農薬について暫定指導指針値を超過したゴルフ場はなかった。（資料編 表3-4-9参照）

第4節 河川愛護運動の推進

第1 河川愛護の啓発事業（河川課、環境政策課）

水環境の保全には、行政機関のみならず地域住民自らの河川美化の取り組みが大切であるため、県では河川愛護活動の普及を図ることを目的として、地元自治会等が自主的に実施する草刈り、清掃等の美化活動に対し、物品支給又は保険加入による支援を行っている。18年度は、117団体の活動に対して支援を行った。

また、県南部の吉野川については、夏場にキャンプ等で県内外から多くの来訪者がある。そこで、吉野川を訪れる行楽客やキャンプ客等に吉野川に対する環境美化の配慮を促すため、夏休み期間中に「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開し、流域7市町村やボランティアとともに、ごみの持ち帰りなどのマナーの向上について啓発活動を行っている。



図3-4-10 河川愛護活動の様子

第2 「地域が育む川づくり」活動の推進（河川課）

県では、地域における河川美化活動の定着を目的として、水辺整備の構想から維持管理までを地域住民が主体的に進めていただく「地域が育む川づくり事業」を18年度新たにスタートした。具体的には、県と活動団体が3箇年の協定を締結し、団体は主体的に河川の草刈等の美化活動を行い、県は草刈面積に応じた報償金を支給するものである。また、県は活動日に合わせた傷害・賠償責任保険の加入、植栽を対象にした物品の貸与又は支給、及びサインの設置を行うなどの活動支援を行っている。18年度は6団体と協定を結んだ。

第5章 化学物質対策等の推進

第1節 化学物質の総合的なリスク対策の推進

第1 P R T R制度（環境政策課）

P R T Rとは「Pollutant Release and Transfer Register」の略で、「有害性のある化学物質の環境への排出量及び破棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み（環境汚染物質排出移動登録）」である。

P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）とは、届出の対象となる事業者（製造業を中心とした23業種の一定規模以上の事業者）が、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質（第1種指定化学物質として354物質を指定）について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を自ら把握して、都道府県を経由して国に届け出し、国は、対象事業者からの届出と、届出対象外の発生源（届出対象外の事業者、農地、家庭、自動車など）からの排出量を推計して集計し、国は、集計結果を公表し、事業所ごとの情報については国民から請求があった場合にデータを開示するという仕組みである。さらに、このデータは都道府県へ通知され、地域の実情に応じてデータの集計・公表を行うことができることになっている。

また、この制度の特徴は、事業者が自ら化学物質の排出量を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた様々な取り組みを自主的に促進し、化学物質の排出に関する情報を関係者（市民、事業者、行政など）で共有し、社会全体で化学物質を管理していくことを目指すところにあり、こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待されている。

国のデータによると、18年度（17年度データ）は県内384事業所から届出があり、総排出量は1,164トンであった。

第2 リスクコミュニケーション（環境政策課）

環境リスクを管理するためには、科学的知見の解明が重要である。しかし、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要するなど科学的な解明は極めて難しく、また、リスクを受ける人の立場の違いや、問題に関する知識や経験の有無によっても、違いが生じる。

そこで、環境リスクをどのように管理すべきかなどについては、行政のみならず、事業者、



図3-5-1 リスクコミュニケーションの概念図

住民、学識経験者、NGO（非政府組織）などの様々な関係者が、環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有しつつ、お互いの立場を尊重して相互理解を深めるためのコミュニケーションの場を設定することが重要となる。

リスクに関する情報が適切に共有できれば、関係者は自らの判断で環境リスクをなるべく回避するような行動をとることが可能となる。また、関係者をリスク管理の過程に関与させることにより、リスク管理の計画などが関係者により受け入れられやすく、計画の実行が容易になり、総合的に見れば、意思決定にかかる時間と費用の節約につながると言われている。

県ではこのリスクコミュニケーションの推進のため、ホームページ等により環境リスクに関する情報提供を行っている。

第2節 重点的に進める化学物質対策の推進

第1 アスベスト対策（環境政策課）

(1) アスベスト問題対策会議による取り組み

平成17年7月、アスベストによる健康被害問題が全国的に報じられ、本県においても住民不安に迅速に対応するため、全庁的な取組体制として関係部局及び奈良労働局並びに奈良市で構成する「アスベスト問題対策会議」を設置し、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な取り組みを行ってきた。18年度には対策会議を2回開催するとともに、会議資料をホームページで公表した。

(2) 相談窓口の設置

県民の関心や不安への対応を図るため、いち早く各種相談窓口を開設し、アスベストを含む建築材料に係る確認及び対処方法、健康不安を抱える方々のための受診可能な医療機関、アスベストについてのQ & A等の各種情報収集に努め、相談に応じた。

またこれらの情報をホームページに登載するなど、様々な媒体を通じ不安を抱かれている方々への情報提供に努めた。

表3-5-1 相談内容の内訳

	建築物関係	健康関係	環境関係
17年度	832	282	203
18年度	34	188	85

(3) 環境問題への対応

過去に特定粉じん（石綿）発生施設の使用届をされた事業場に対し直ちに立入調査を実施し、既に石綿の使用をしていないこと等の確認を行った。

既存建築物の石綿除去や解体について事業者には、大気汚染防止法に基づく除去作業基準の遵守等が義務づけられている。県では届出があった解体現場等について、関係機関と連携を図った上

で、立入調査（立入件数、平成 18 年度：56 件）を実施し、除去や解体作業によるアスベストの飛散防止対策の強化に努めてきた。

また、18 年度の一般大気環境中のアスベスト濃度調査については、大和高田市、大和郡山市、天理市、王寺町、斑鳩町の 5 地点で年 4 回実施した。各地点のアスベスト濃度は、0.04 ~ 0.86 本 / ℓ の範囲であり、年平均は 0.15 本 / ℓ であった。なお、17 年度調査の年平均は 0.21 本 / ℓ であり良好な推移が認められる。

表 3 - 5 - 2 一般環境中のアスベスト濃度（平成 18 年度）

（単位：本 / ℓ）

	春 季	夏 季	秋 季	冬 季	平 均
天 理 市	0.29	0.08	0.17	0.13	0.15
大和郡山市	0.37	0.19	0.12	0.08	0.16
大和高田市	0.49	0.16	0.11	0.11	0.18
斑 鳩 町	0.34	0.16	0.12	0.07	0.15
王 寺 町	0.43	0.07	0.15	0.05	0.12
平 均	0.38	0.12	0.13	0.08	0.15

(4) 建築物問題への対応

民間建築物に係る吹付けアスベスト使用実態について調査を実施し、未対応の建築物については、文書により対策を働きかけた。また、建設業協会等関係団体に対しても、文書により関係法規制の周知等を行った。

平成 18 年 12 月、労働安全衛生法施行令等に規定のある石綿の定義改定（石綿含有率 1 % から 0.1 % < 重量比 >）に伴う適正対応について、市町村への周知を行った。

県有 713 施設については、目視及び設計図書により石綿等の使用可能性がある「吹き付けアスベスト、ロックウール」47 施設と「ひる石、パーライト、折板裏打ち石綿含有吹付け材」69 施設の計 116 施設について、分析調査の結果を踏まえた適切な対策を実施した。

民間建築物におけるアスベスト除去等の対策を促進するため、アスベストの分析調査を行う事業者に対して補助する市町村を県が支援する制度を創設するとともに、市町村に対し補助事業の創設を働きかけた。

(5) 健康問題への対応

県民の健康不安に対応するため、アスベスト関連疾患の受診可能な医療機関を紹介するとともに、市町村に対しては、肺がん検診等に係る受診周知の強化を依頼した。

平成 18 年 6 月より、職場や市町村がん検診等の機会のない 40 歳未満の県民を対象にアスベスト健康対策検診を開始した。

アスベスト関連検診に従事する者（担当者、医師等）を対象とする研修会を開催した。

平成 18 年 11 月より、「石綿ばく露による健康影響調査」を開始した。平成 19 年度からは「石綿ばく露健康リスク調査事業（環境省委託事業）」を行う予定である。

環境省により、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行（H 18. 3. 27）され、各保健所では、平成 18 年 3 月末日より同法に係る申請受付を行った。

第2 ダイオキシン類対策（環境政策課）

(1) ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類は発がん性や生殖毒性等が指摘され、廃棄物の焼却や化学物質の製造工程等で非意図的に生成し、燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出されるため、大気や河川水等の常時監視が重要となる。

県では「ダイオキシン法」に基づき、大気、公共用水域、土壌、地下水のダイオキシン類について調査を行っている。

18年度は、大気9地点、公共用水域（水質及び底質）10地点、地下水13地点及び土壌15地点について調査を行い（奈良市所管分を含む）、すべての地点において環境基準を下回っていた。

(2) 「ダイオキシン法」に基づく事業所指導

法に基づく特定施設の設置者は毎年1回以上の自主測定により排出水・ガスのダイオキシン類濃度による汚染の状況について測定を行い、その結果を知事に報告することとなっている。これを受けて、県は設置者からの報告により、特定施設からの排出水・排出ガスの状況を把握するとともに、事業所への立入検査を行い、特定施設の適切な維持管理や排出基準の遵守について指導している。18年度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきのべ62件立入検査を実施したが、特に違反事例はなかった。

第3 PCB廃棄物対策（廃棄物対策課）

平成16年3月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県では平成28年度までにPCB廃棄物を100%適正処理することとしている。18年度は、PCB特別措置法に規定するPCB廃棄物保管事業者に対して保管状況の届出や適正保管についての指導を行った。

第3節 環境ホルモン対策の推進（環境政策課）

環境ホルモンは、科学的に未解明な点が多く残されているものの、人や野生生物の正常なホルモン作用をかく乱し、生殖機能を阻害する等の悪影響を及ぼす可能性があるといわれている。このため、県では環境ホルモンの汚染状況の把握を目的として、公共用水域において調査を行っており、18年度は、3水系3地点で調査を行った。調査はノニルフェノール、4-n-オクチルフェノールおよび4-t-オクチルフェノールについて実施し、すべての調査地点においていずれの物質も検出されなかった（検出下限値はノニルフェノールで $0.1\mu\text{g}/\ell$ 、4-n-オクチルフェノールおよび4-t-オクチルフェノールで $0.01\mu\text{g}/\ell$ ）。

今後とも、県では環境ホルモンのモニタリング調査を継続的に実施し、データの蓄積に努めていく予定である。

第4節 土壌保全対策の推進

第1 農用地における土壌保全（農業水産振興課）

昨今、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進が求められている。県では、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、「奈良県持続的農業推進基本方針」を策定し、有機物資源の循環的利用による健全な土壌の形成（土づくり）を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の低減を併せて行う農業生産方式の推進に取り組んでいる。

18年度は、土づくりを基本とした環境にやさしい農業の推進を図るため、環境保全型農業技術の実証ほ場の設置、技術研修会の開催等により県内農業者への普及・啓発を行った。また、奈良県持続的農業推進基本方針に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画を策定し、環境にやさしい農業に取り組む「エコファーマー」の認定促進と支援を行った。エコファーマーは年々増加しており、18年度末現在486件を認定している。

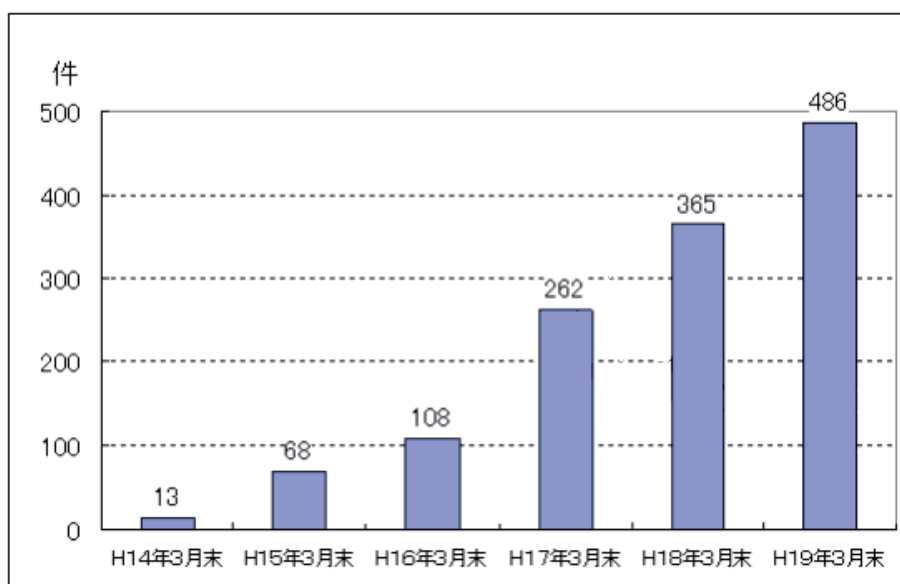


図3-5-3 エコファーマー認定件数の推移

第2 一般環境中の土壌保全（環境政策課）

県では、土壌汚染対策法（平成15年2月15日施行）に基づき、事業者等への同法の周知を行うとともに、土壌汚染の調査を実施し被害の未然防止を図っている。万が一、土壌汚染が発見された場合には、土地利用の経過等必要な調査を行い、有害物質の除去、無害化等の対策を指導、実施することとなっている。なお、本県では、過去に有機塩素系化合物を使用していた事業場において地下水汚染と共に土壌汚染が判明した事例が報告されているが、現在までのところ健康面での被害の報告はない。

（資料編 表3-5-1 参照）

第 4 部

持続的発展が可能な 循環型社会の構築

第1章 「ごみゼロ奈良」に向けた廃棄物対策の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う今日の経済社会システムは、物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を高めている。このため、循環型社会の形成に向けて、各主体がそれぞれの役割分担のもとに廃棄物の減量化及び循環利用を推進していく観点から、生産・流通・消費のあらゆる段階で廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り再利用、再資源化に努める必要がある。

このような状況の中で、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、この基本法のもとに「資源有効利用促進法」、「家電リサイクル法」、及び改正された「廃棄物処理法」と併せて、循環型社会の構築に向けた法制度の枠組みが整備された。

この改正された「廃棄物処理法」の規定及び「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づき、「奈良県廃棄物処理計画」を策定し、「県民・事業者・行政の連携でごみゼロ奈良へ!!」を基本目標に取り組みを進めている。なお、「第2次奈良県廃棄物処理計画」の策定を平成20年3月に予定している。

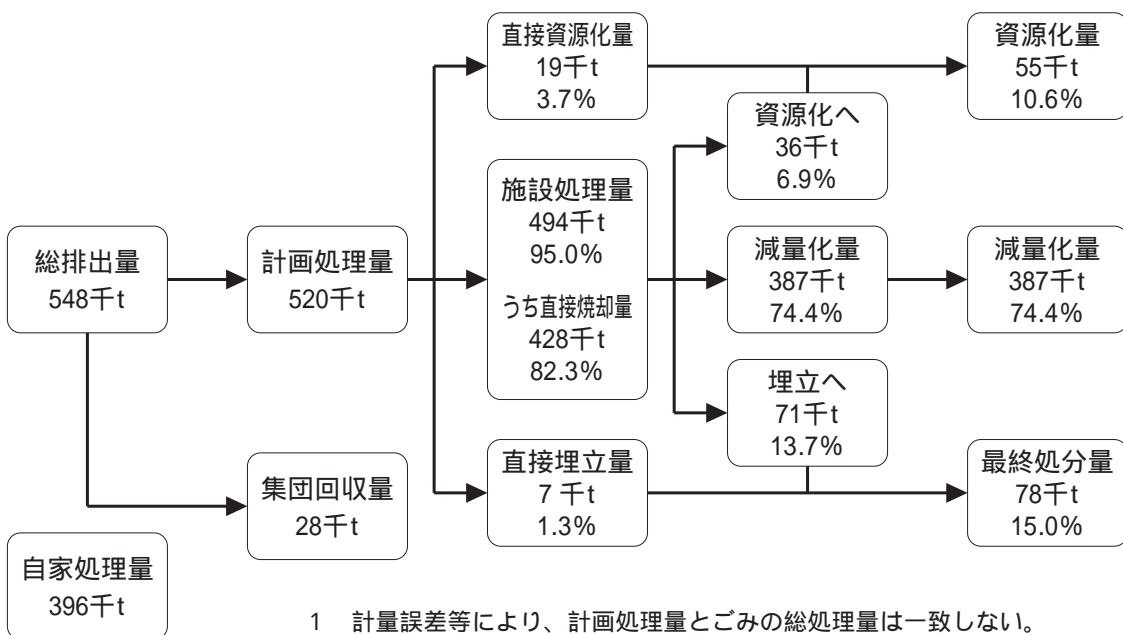
第1節 廃棄物処理の現状

第1 一般廃棄物の状況（廃棄物対策課）

(1) ごみ処理の状況

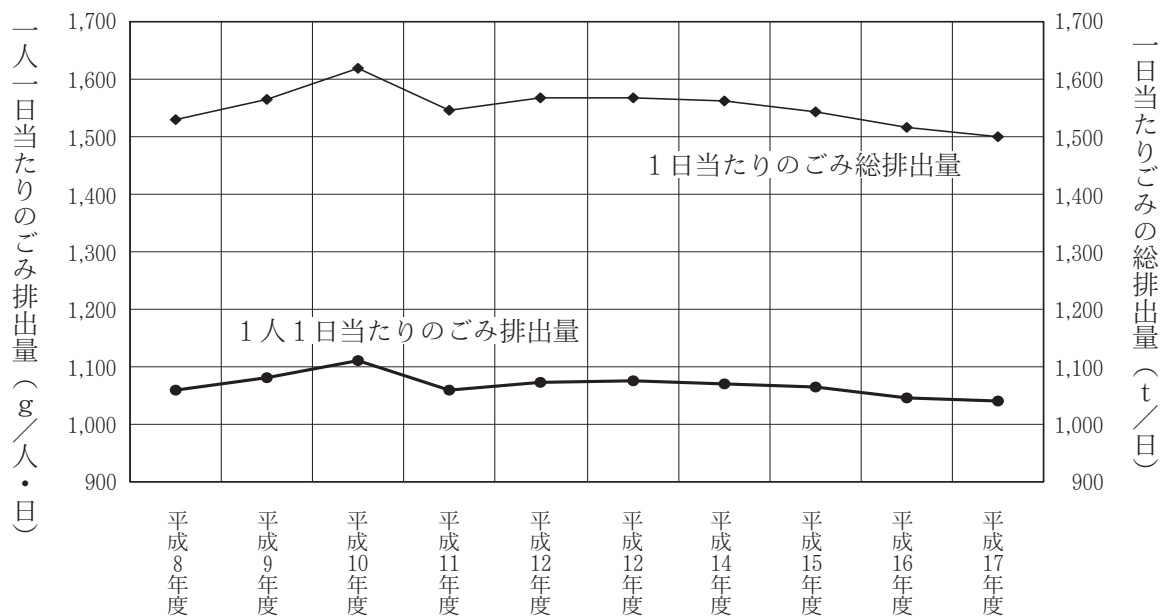
平成17年度の一般廃棄物（粗大ごみを含む。）の総排出量は、548千tであり、主として市町村のごみ処理施設で焼却処理等されている。（資料編 図4-1-1、表4-1-1~4参照）

図4-1-1 ごみ処理の状況（平成17年度）



- 1 計量誤差等により、計画処理量とごみの総処理量は一致しない。
- 2 各項目の数値は、四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

図 4 - 1 - 2 1日当たりのごみ排出量



(2) し尿処理の状況

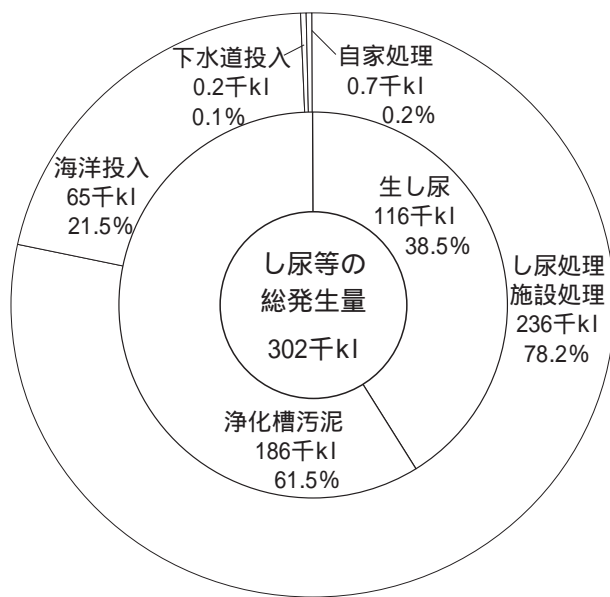
平成 17 年度のし尿（浄化槽汚泥を含む。）の総発生量は、302 千 kℓ であり、市町村のし尿処理施設等で処理されている。平成 17 年度末現在の施設の状況は、以下のとおりである。

し尿処理施設は、10 市町村・4 一部事務組合に 14 施設が設置され、その処理能力は、862 kℓ / 日である。

地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）は、2 市町に 4 施設が設置されている。

浄化槽は、平成 17 年度末現在県内に 107,702 基が設置されており、そのうち、84,643 基がし尿のみを浄化する単独処理浄化槽である。（資料編 表 4 - 1 - 5 ~ 10 参照）

図 4 - 1 - 3 し尿処理の状況（平成 17 年度）



第2 産業廃棄物の状況（廃棄物対策課）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他廃棄物処理法施行令第2条で定める廃棄物であり、20種類に分類される。

また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして同令第2条の4で定めるものである。

18年度に実施した「産業廃棄物実態調査」によると本県における平成17年度の産業廃棄物の総排出量は1,696千トンである。

排出量を業種別に見てみると、電気・水道業が660千トン（39％）で最も多く、次いで建設業が558千トン（33％）、製造業が250千トン（15％）となっており、これら3業種で全体の87％を占めている。排出量を種類別に見てみると、汚泥が793千トン（47％）と最も多く、次いでがれき類が478千トン（28％）、動物のふん尿が201千トン（12％）となっており、これらの3種類で全体の87％を占めている。

総排出量1,696千トンの処理状況を見てみると、全体の48％にあたる822千トンが再生利用され、46％にあたる773千トンが中間処理（焼却・脱水等）により減量化されており、その結果最終処分量は総排出量の6％にあたる99千トンとなっている。業種別の再生利用・減量化・最終処分率を見ても、再生利用率では農業（99％）、建設業（90％）が高く、中間処理による減量化では電気水道業（94％）が高くなっている。その結果最終処分率は、農業（1％）、電気水道業（4％）が低くなっている。種類別の再生利用・減量化・最終処分率を見ても、再生利用率では、動物のふん尿（100％）、紙くず（約97％）、金属くず（約95％）、がれき類（約94％）が高く、中間処理による減量化率では汚泥（約89％）が高くなっている。最終処分率は、ばいじん、鉦さい及び燃え殻が高く、続いてガラス陶磁器くず（約43％）、廃プラスチック類（約31％）となっている。

（資料編 表4-1-11～13参照）

第2節 廃棄物の発生抑制・循環的利用の推進

第1 県民への啓発活動（環境政策課）

10月の3R推進月間にあわせ、「環境にやさしい買い物キャンペーン」の一環として、マイバッグの配布と持参を呼びかける「マイバッグキャンペーン」を地元斑鳩町と共同でジャスコ斑鳩店で10月5日に実施した。

また、日常生活におけるエコライフの推進を呼びかける「エコライフファミリー募集」を展開し、その中で再生品の利用や生ごみのたい肥活用などを啓発した。

更に、環境フェアや暮らしと環境フェスティバル等のイベントにおいて、ブース出展し、来場者への啓発活動を行った。

第2 リサイクル認定制度（廃棄物対策課）

リサイクル製品の普及およびリサイクル産業の育成により、県内における廃棄物の発生抑制および循環的な利用を推進するため、県内で発生した廃棄物等を利用し、県内で製造されたリサイクル製品の普及を図る「奈良県リサイクル製品認定制度」を平成15年度に創設した。

18年度は新たに16品目の認定を行い、18年度末現在、44製品が「奈良県リサイクル認定製品」として認定されている。



図4-1-4 奈良県リサイクル認定製品マーク

第3 事業所のゼロエミッション取組の促進（廃棄物対策課）

事業者が、工場等で発生する廃棄物を再生利用などにより、限りなく少なくするというゼロエミッション達成に向けた取り組みを支援するため、県では次のような事業を行っている。

(1) ゼロエミッションセミナーの開催

環境に配慮した経営姿勢への転換を促進し、事業者が自主的にゼロエミッションに取り組む契機とするため、18年度は3回のセミナーを行った。

(2) 排出抑制取り組み支援事業（カウンセラー派遣）

産業廃棄物の排出事業者が抱える技術的課題や減量化計画の策定、廃棄物減量化マニュアルに基づく取り組みへの課題等に対し、助言・指導による問題解決を図るため、県が環境省に登録された「環境カウンセラー」を派遣する。

18年度の派遣実績 13事業所

(3) 環境コンサルタントの活用支援事業

ゼロエミッションセミナー参加企業、環境カウンセラー派遣先企業などに対し、ゼロエミッションの推進を図ろうとする事業者が具体的に抱える課題について、解決案（改善プラン）を提示する環境コンサルタントを活用するのに必要な経費を県が補助する。

18年度は1事業者について助成した。

第4 産業廃棄物の排出抑制に係る技術開発等に対する支援（廃棄物対策課）

県では、県内事業所が行う、排出抑制、減量化、リサイクル等を行うための技術開発や循環資源を使った製品開発を促進するため、必要経費の一部を助成している。18年度は、汚泥、廃プラ、動植物性残さ、木くず、廃油に係る技術開発5件について助成を行った。

第3節 循環型社会構築のためのネットワークづくり

第1 廃棄物情報交換システム（廃棄物対策課）

県では、産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進に資することを目的として、「産業廃棄物有効利用情報交換制度」を平成13年度より運用している。これは、事業者の方々からいただいた産業廃棄物の「譲ります」情報と産業廃棄物の「有効利用します」情報をホームページに掲載し、産業廃棄物の有効利用のための取引の促進を図るものである。

第2 循環型社会推進協議会（廃棄物対策課）

本県における循環型社会の実現を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携して、廃棄物の発生抑制、再生利用を推進していくための協議会として平成15年に設置された。18年度は2回開催し、リサイクル認定製品の審査等について審議を行った。

第3 事業者団体の連携促進（廃棄物対策課）

県では、事業者団体や複数事業者など、広く業界が連携してゼロエミッションに取り組む活動を支援するため、静脈物流システムの構築などゼロエミッションを推進する基本方針及び実施方策を定める計画策定に必要な経費に対して補助を行っている。

第4節 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するとともに、発生した事案については、早期発見・解決を図ることにより、県民の良好な生活環境の保全に努めている。

第1 未然防止（廃棄物対策課）

県では処理事業者への立入検査を行うほか、事業者向けの各種の研修会や講演会等を実施している。また、県民一人ひとりが地域環境を自ら守るという意識醸成を図るための県民運動を展開しており、18年度は不法投棄撲滅県民大会の開催（11月7日、桜井市まほろばセンター、参加者259人）、街頭キャンペーン、不法投棄撲滅強化週間啓発ポスターの公募・配布、テレビCMや新聞広告、チラシ配布による周知活動などを行った。

第2 早期発見（廃棄物対策課）

不法投棄事案の早期発見を図るため、不法投棄ホットライン（0120 - 999 - 381）を産業廃棄物監視センターに設置し、県民からの通報を受けつけているほか、地域での情報収集を図るためボランティアの地域環境保全推進員を100名委嘱している。

また、保健所や産業廃棄物監視センターによるパトロール活動を実施しており、18年度は、年間362日、延べ1,643回実施した。行政機関による監視が手薄になる夜間・早朝・休日については、民間委託パトロールを行っており、18年度は、年間350日実施した。さらに、県警の協力を得て、定期的にヘリコプターによる上空からの監視を行っており、18年度はのべ188箇所の要監視地点（最終処分場、不法投棄現場等）の監視を行った。

第3 早期解決（廃棄物対策課）

認知した事案に対しては、行為者に対し是正指導を行い、現場の現状回復を図っているが、中には行為者の特定に時間を要し、不法投棄が更なる不法投棄を呼び込む恐れがあることから、市町村が管理地内に不法投棄された産業廃棄物の撤去を行った場合には県がその費用の1/2を補助している。

18年度は、10市町村の50件の撤去に助成し、計82.25トンが処理された。

第4 産業廃棄物処理施設（廃棄物対策課）

産業廃棄物処理施設を設置または構造または規模を変更しようとする者は、廃棄物処理法第15条第1項または同法第15条の2の5の規定により知事の許可を得なければならない。18年度末現在の設置件数は表4-1-1のとおりである。

表4-1-1 産業廃棄物処理施設設置状況（県（奈良市を除く）平成19年3月31日現在）

処 理 処 分 の 区 別		事 業 者	処 理 業 者	計
中 間 処 理 施 設	汚 泥 脱 水 施 設	8	1	9
	汚 泥 焼 却 施 設	0	1	1
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 破 碎 施 設	0	2	2
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 焼 却 施 設	5	0	5
	廃 油 焼 却 施 設	0	1	1
	廃 酸 ・ 廃 アル カ リ 中 和 施 設	1	0	1
	焼却施設（汚泥、廃油、廃プラを除く）	16	1	17
	が れ き 類 等 の 破 碎 施 設	0	41	41
最 終 処 分 場	1	6	7	
計		31	53	84

(注) 廃棄物処理法施行令第7条に該当する施設のみであり、品目による重複も含む。

第2章 多様なエネルギーの有効利用

第1節 エネルギーの効率的利用

第1 家庭における省エネ活動の推進（環境政策課）

限りある化石燃料を有効に利用するため、県では、家庭での省エネルギーの取組促進を目的として、18年度も家庭での節電・節水などのエコライフに積極的に取り組む世帯（エコライフファミリー）の募集を実施した。エコライフファミリーのユニークな取り組みは、県ホームページやイベント等で広く県民に紹介し、環境にやさしい県民行動の推進を図った。なお、平成18年度末現在の登録数は2,493世帯である。

また、夏季や冬季の省エネキャンペーンの期間中に県や市町村施設等において啓発ポスターを掲示するなどにより、県民への意識啓発を行った。

第2 学校における省エネ学習の推進（教育研究所）

18年度は、5つの県立高校において実験・観察を通して体験的に環境・省エネルギー問題等を学習し、科学技術を活用して地球温暖化問題等を積極的に解決する力を生徒に身に付けさせるための科学教育プログラムを実施した。

第3 県の省エネ率先行動の推進（環境政策課、下水道課）

県では、「ストップ温暖化実行計画（第2次）」に基づき、昼休みの消灯、残業時の部分消灯などの省エネ取り組みを行っている。その内エネルギー使用量が大きい電気については、18年度使用量が43,786,555 kWhであり、基準年（16年度）に比べ3.2%減少した。

（詳細は表5-1-1参照）

また、浄化センターでは、下水処理水の水温が気温に比べ夏は低く、冬は高いという特徴を生かし、ヒートポンプという方法により下水道の熱を利用した管理本館の冷暖房を行っている。

第4 住宅の省エネの推進（住宅課、環境政策課）

住宅の省エネルギー化を推進するため、県及び（社）奈良県建築士会が主催する住宅無料相談室において省エネ住宅の相談を行っているほか、ホームページや環境フェア等のイベントにおいて省エネ住宅の情報提供を行っている。また、住宅の断熱施工技術の普及のため、（財）建築環境・省エネルギー機構と連携し、事業者向けの技術講習会を実施している。

第5 交通円滑化の推進（道路建設課、県警交通規制課）

交差点改良や幅員拡幅等の道路改良による交通円滑化により渋滞が解消され、結果として自動車燃料使用量の削減を図ることができる。18年度は、京奈和自動車道大和御所道路（大和区間）の開通や中和幹線の4車線供用部分の拡大により、県北部と中和地域間の大幅な渋滞緩和が図られた。また、交通管制エリアについては56基を整備拡充したほか、交通信号機を新設5基・改良155基について整備した。また、その他道路標識・標示についても整備を行った。

第2節 再生可能エネルギーの活用

第1 公共施設での新エネルギーの利用（商工課、水道局）

県では平成9年度に「奈良県新エネルギー利用促進計画」を策定し、御所浄水場の日本最大級の太陽光発電施設をはじめ、公共関連施設を中心に新エネルギーの率先利用を行っている。

（資料編 表4-2-1参照）

18年度は、御所浄水場からの標高差による水道水圧を利用した小水力発電を大和郡山市にある水道管理センターで導入し19年度から稼働予定である。このシステムの年間発電量は、約67万kwh（一般家庭181世帯が1年間に使う電力に相当）となっており、水道管理センターの年間使用量の約15%に相当する電力がこの小水力発電によって供給されることになる。

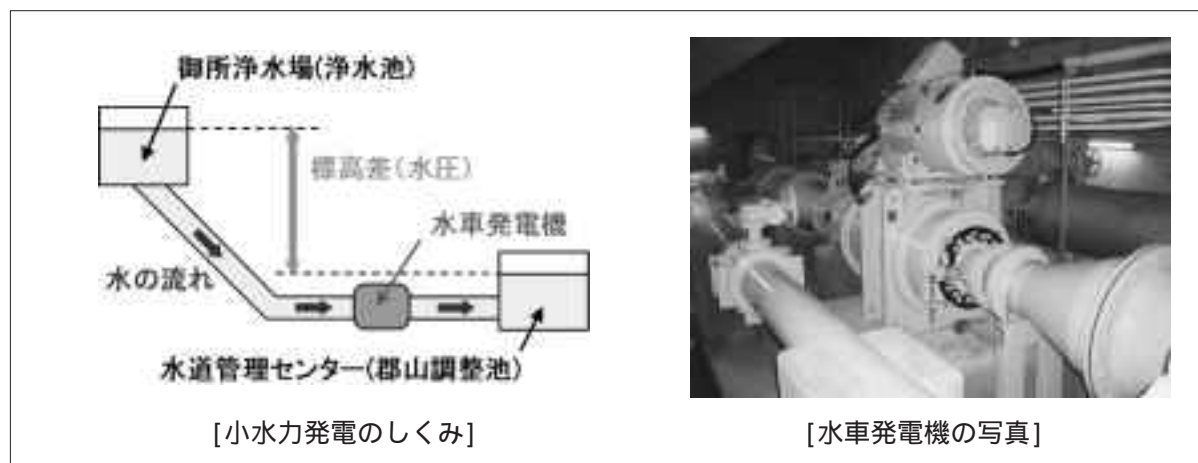


図4-2-1 水道管理センターの小水力発電設備

第2 バイオマスエネルギーの利用促進（農業水産振興課）

(1) 奈良県バイオマス総合利活用マスタープラン

県では、県民のバイオマスの利活用の重要性や意義についての認識を深め、その利活用に向けた意識の醸成を図るとともに、資源循環型産業の育成や農林漁業の活性化等を推進し、環境への負荷の少

第3章 健全な水循環の確保

第1節 水源かん養機能の強化 (水道局、林業基盤課)

県では、県民の水源地保全意識の高揚を図るため、毎年夏休みに「水源地体験ツアー」を実施している。18年度は、8月25日に134名の参加を得て、御所浄水場及び森と水の源流館の見学、蜻蛉の滝散策、ネイチャークラフト体験を内容とするツアーを実施した。

また、良質な水や安全な生活を確保するため、水資源のかん養や国土保全機能が低下した保安林において施設整備や保安林整備を実施しており、18年度は48箇所で行山事業を行った。



図4-3-1 水源地探検ツアーの一場面

第2節 保水機能の保全・回復 (耕地課、JR奈良駅連続立体・街路事務所)

水循環系の中で重要な位置を占める農地やため池の保水機能を保全するため、遊休農地対策を実施するほか、18年度、県では県営ため池5地区、団体営ため池1地区について堤体、取水施設、余水吐等の整備を行った。

また、市街地での雨水の地下浸透を促すため、例えば、JR奈良駅付近連続立体交差事業に併せて実施する関連街路の拡幅整備について歩道の透水性舗装を行っており、18年度は奈良跨線橋の撤去に伴う街路整備区間など4地点、計約550mについて歩道の透水性舗装を実施した。

第3節 合理的・循環的な水利用の促進 (資源調整課、下水道課)

水は限りある資源という認識のもと、県民一人ひとりの節水の取り組みを促進するため、8月1日の「水の日」を中心に県では中学生を対象とした水の作文の募集や水の大切さについて考えるダム見学会、ポスター・ホームページ等を活用した啓発活動を行っている。

18年度は水資源機構と共催で、8月4日に室生ダム・布目ダムの見学会を開催し、日頃何気なく使っている水の大切さを再確認してもらった。

また、浄化センターでは、水の循環利用促進の一環として、樹木への灌水・散水、道路への散水等を使用目的としてセンターの処理水の無償提供を行っている。



図4-3-2 「水の週間」のポスター

第4章 環境ビジネスの振興

第1節 産・研・学・民の連携による環境ビジネスの促進（商工課、工業支援課）

平成17年度に策定した「なら産業活性化ビジョン」に基づき、県内環境ビジネスの振興を図るため、各種支援情報の収集・提供に努めている。県工業技術センターでは、18年度に食品加工廃棄物である廃棄葛根を有効利用した環境循環型繊維に関する研究を行い、繊維関連企業の新商品開発の支援を行った。

また、本県が世界に誇る歴史・自然環境を守りつつ成長性を見込める新エネルギー分野での県内産業の振興に向け、県は、産研学の連携を図り事業化への取り組みを支援することとしている。18年度は県内産業界の意識醸成を図る目的でシンポジウムを開催するとともに、個別企業への働きかけを行った。

第2節 環境ビジネスに対する支援

第1 融資制度による支援（金融・商業振興課）

県では、独創的な技術やアイデアをもとに環境ビジネス分野において新たな事業展開を計画する事業者に対し、県中小企業支援センターにおいて環境ビジネス分野への新規参入や事業拡大に向けた取り組みへ低利による融資を行い支援している。（表4-4-1参照）

表4-4-1 融資制度の概要

（財）奈良県中小企業支援センターの融資制度

設備貸与	
創業及び経営基盤の強化に必要な設備の貸与	
【割賦】	
融資対象	創業者（小規模企業者等設備導入資金助成法の定義による創業者）の設備、及び小規模企業者等（原則従業員20人以内、一定条件を満たしている場合は50人までの企業も対象となります。）が経営基盤の強化を図るための設備を、県内に設置し、設備の貸与を希望する者。
資金用途及び融資限度額	設備の貸与：100万円～6,000万円（創業1年未満は50万円～3,000万円）
融資期間	7年以内、公害防止施設は12年（内据置半年以内）
融資利率	保証金：貸与設備額の10%、貸与損料：年2.50%
償還方法	均等半年賦

保証人	原則として代表者のみ				
申込場所	中小企業支援センター				
備考	創業1年未満の場合は、商工会・商工会議所及び商工会連合会の経営指導員による指導を半年程度以上前から受けていること。				
【リース】					
融資対象	創業者（小規模企業者等設備導入資金助成法の定義による創業者）の設備、及び小規模企業者等（原則従業員20人以内、一定条件を満たしている場合は50人までの企業も対象となります。）が経営基盤の強化を図るための設備を、県内に設置し、設備のリースを希望する者。				
資金用途及び融資限度額	設備のリース：100万円～6,000万円（創業1年未満は50万円～3,000万円）				
リース期間	3年	4年	5年	6年	7年
月額リース料率	2.990%	2.296%	1.869%	1.592%	1.392%

設備資金貸付					
創業及び経営基盤の強化に必要な設備資金の貸付					
【設備資金貸付】					
融資対象	創業者（小規模企業者等設備導入資金助成法の定義による創業者）の設備、及び小規模企業者等（原則従業員20人以内、一定条件を満たしている場合は50人までの企業も対象となります）が経営基盤の強化を図るための設備を、県内に設置し、設備の資金を希望する者。				
資金用途及び融資限度額	設備資金：50万円～4,000万円以内（創業1年未満は25万円～4,000万円） （但し、対象設備設置資金の1/2以内）				
融資期間	7年以内、公害防止施設は12年（内据置1年以内）				
融資利率	無利子				
償還方法	均等半年賦				
保証人	保証人1名以上、必要に応じて不動産担保を徴求				
申込場所	中小企業支援センター				
備考	創業1年未満の場合は、商工会・商工会議所及び商工会連合会の経営指導員による指導を半年程度以上前から受けていること。				

第2 産廃税を活用した支援（廃棄物対策課）

県では産業廃棄物税を活用して、県内事業者が排出抑制、減量化、リサイクル等を行うための技術開発、および循環資源を使った製品開発を行う経費の一部を助成している。

これは補助率が2/3、限度額700万円であり、18年度は5件の補助を行った。

第3節 環境低負荷製品等の市場拡大

第1 グリーン購入の推進（環境政策課）

製品やサービスの購入にあたって、必要性を十分に考慮し、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入する「グリーン購入」は、供給する側の企業にも環境負荷の少ない製品等の開発や環境を考えた経営を促すことになり、循環型社会づくりに重要な役割を担っている。

県では、自らが環境配慮商品等を優先的に購入するため、「奈良県庁グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮商品の購入を推進する重点品目や調達目標などを定めて県の全ての機関で計画的に取り組んでいる。18年度の取組実績は下表のとおりである。

表4-4-2 「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づく環境物品等の調達実績（平成18年度）

分野	品目	調達目標 (%)	調達実績 (%)
紙類	7	100	97.9
納入印刷物	1	100	84.3
文具類	85	100	92.6
機器類	10	100	94.2
OA機器	10	100	99.2
家電製品	4	100	100
エアコンディショナー	3	100	88.8
温水器等	4	100	83.3
照明	3	100	83.6
自動車	3	100	86.2
消火器	1	100	92.7
制服・作業服	2	100	94.7
インテリア・寝装	6	100	88.8
作業用手袋	1	100	47
その他繊維製品	3	100	100
設備	4	100	0
公共工事	60	-	-
役務	6	100 (食堂以外)	58.7

調達目標の設定は行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を優先的に調達するよう配慮

第2 環境にやさしい買い物キャンペーン（環境政策課）

事業者の協力により、環境に配慮した商品・サービスの普及を図り、消費者の環境に配慮したライフスタイルの実践を促すことを目的として、奈良県環境県民フォーラムと共同で毎年10月の1ヶ月間実施している。

18年度は、百貨店、スーパー、商店街、コンビニの事業者など県内34事業者858店舗の協力を得て、それぞれの店舗において消費者にグリーン購入の推進について呼びかけを行った。



図4-4-1 キャンペーンポスター

第 5 部

地球環境保全への取組の推進

第1章 温室効果ガスの発生抑制

第1節 地球温暖化対策の総合的な推進

第1 地球温暖化の現状（環境政策課）

温室効果ガスの削減割り当てを定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効し、日本は2008年～2012年の間に1990年（基準年）比6%の温室効果ガス削減が義務づけられた。このため、国では17年4月、我が国の削減目標を達成するために必要な対策を定めた「京都議定書目標達成計画」を策定し、わが国の削減目標を達成するために必要な対策を定め、取り組みを進めているが、温室効果ガスの排出量は減少に転じているとはいえない。

17年度の全国の温室効果ガス排出量は13億6,000万トン（基準年比7.4%増）となっており、中でも我々の経済生活に起因するエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、家庭部門や業務部門の増加により基準年比約14%増となっている。家庭部門の割合が高い本県においても、平成17年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は基準年比約18%増の593.7万トンとなっており、京都議定書の目標達成に向け、国や地域における様々な分野での一層の取組強化が必要な状況となっている。

第2 ならストップ温暖化アクションプラン（環境政策課）

県では、県民、事業者、行政といった全ての人々の参加による取り組みを目指して、17年度に「ストップ温暖化県民会議」を設立し、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出量削減に向けた議論を重ねてきた。その中で、「二酸化炭素の排出マイナス10%」を県民目標と定め、目標達成に向けた具体的な取り組みをとりまとめた「ならストップ温暖化アクションプラン」を19年3月に策定したところである。

今後、このプランをもとに県民会議を推進母体として、県民、事業者、NPO等が、協力・連携して温暖化防止に取り組んでいく。

なお、本プランは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条に基づく地球温暖化防止のための地域推進計画と位置づけている。



図5-1-1
ストップ温暖化アクションプラン

「ならストップ温暖化アクションプラン」の概要

(1) 県民目標の設定

県内のエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を、平成 22 年度（2010 年度）において、平成 14 年度（2002 年度）比で 10 %削減するという目標を県民目標とする。

(2) 家庭向けに独自の取り組み単位「な～ら」を設定

奈良独自の単位「な～ら」（吉野杉 1 本が 1 年間に吸収する CO₂ の量を「1 な～ら」）で表し、各月毎の重点的取組の例示やチェックリストを掲載。

(3) 事業所向けに削減計画や削減目標の設定を容易にするツールを提供

事業所における CO₂ 削減の具体的手法、削減計画の作成方法、削減目標の設定の仕方などを解説。

第 3 県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員（環境政策課）

都道府県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法に基づき都道府県に一団体に限り知事によって指定されるもので、主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などである。また、地球温暖化防止活動推進員は同法に基づき、地域での地球温暖化防止活動の普及促進を図るため知事が委嘱する。

本県では、地球温暖化防止活動推進員の養成を図るため、平成 12 年度に「奈良県ストップ温暖化推進員」制度を創設し、養成講座修了者をこの推進員に委嘱している。

推進員は、ボランティアとして、「県民への温暖化防止に関する助言、情報提供」「市民講座の企画・運営」「県主催の環境行事への協力」などの活動を行っている。平成 19 年 3 月末現在、ストップ温暖化推進員は 96 名が委嘱されている。

県では、平成 18 年 3 月 3 日に「特定非営利活動法人 奈良県ストップ温暖化の会」を奈良県地球温暖化防止活動推進センターとして指定したが、「奈良県ストップ温暖化の会」は上述のストップ温暖化推進員が中心となって組織され活発に活動しているもので、全国で初めて推進員が組織する N P O 団体を指定したところである。

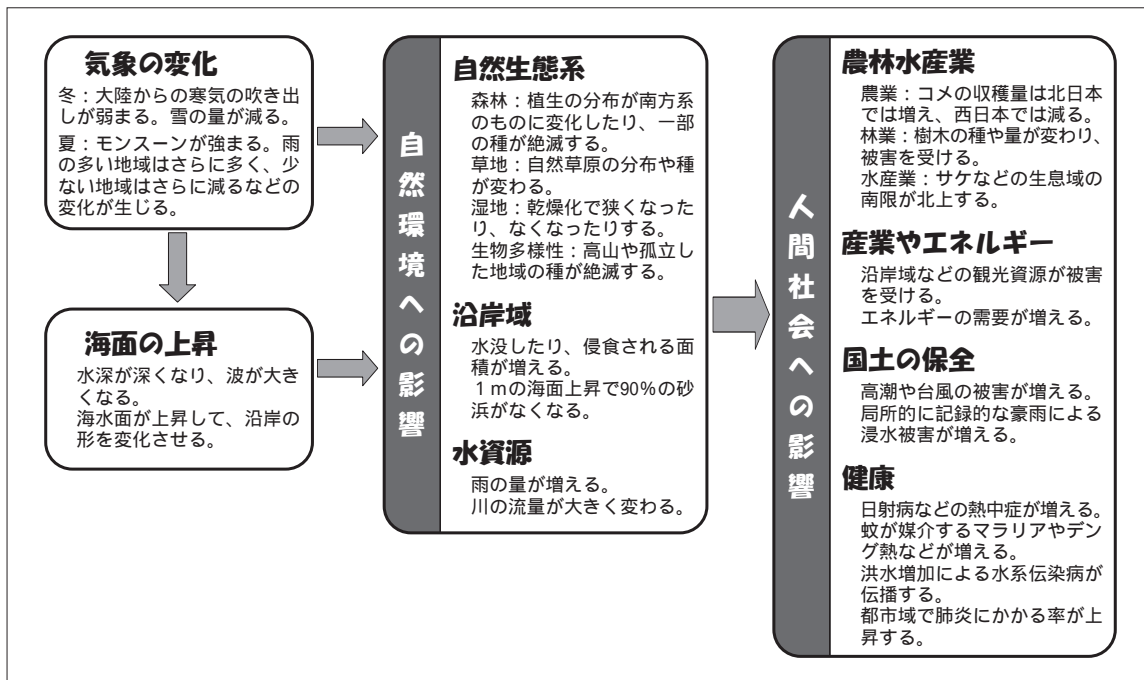
センターと推進員が有機的に連携して、地球温暖化防止活動を推進していくことが期待される。

<コラム> 地球温暖化の影響

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次報告書（2007 年）によると、21 世紀末には、地球の平均気温は、20 世紀末と比較して、最悪の場合 6.4 上昇すると予測されています。気候系が影響を受けることにより、降水パターンが変わり、洪水や干ばつが従来とは異なる地域や頻度で発生したり、海水温の上昇に伴い、台風など熱帯低気圧の最大風速や降雨強度が増したり、気温上昇によって熱波に見舞われたりといった異常気象が頻発する可能性が高まります。気候の変化についていけなくなった動植物の中には絶滅するものも出てきます。この

ような気象や生態系への影響だけではなく、地球温暖化は下記のように私たちの健康や食糧、社会基盤にも深刻な影響を与えることになります。

温暖化の影響の全体像（日本の場合）



第2節 二酸化炭素排出抑制対策の推進

第1 温暖化防止に向けた県の率先行動（環境政策課）

県では、地球温暖化防止に向け、率先した取り組みを進めていくため、平成18年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第2次）」を策定し、県の全ての機関で事務・事業に係る温室効果ガスの削減に取り組んでいる。計画の概要は以下のとおりである。

奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第2次）の概要

- 1 削減目標（基準年度：平成16年度）
 - ・削減対象排出量 23,167 トン
 - ・削減率（削減量） 6%（削減量 1,390 トン）
 - 平成22年度目標排出量 21,777 トン
- 2 個別目標
 - 直接影響 削減対象所属（病院以外）

	電気使用量	5 %削減
	公用車燃料使用量	10 %削減
	その他燃料使用量	5 %削減
県立 3 病院	電気使用量	増加させない
	公用車燃料使用量	増加させない
	その他燃料使用量	増加させない

間接影響（全ての削減対象所属）

水使用量	増加させない（庁舎等）
用紙使用量	3 %削減（コピー用紙、重量比）
廃棄物排出量	4 %削減（ごみ）

3 対象範囲：

知事部局、水道局、議会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局
（出先機関を含む）

対象の事務事業：県自らが実施する事務・事業及び職員等が行う活動
（外部への委託等により実施する事務・事業は対象外）

4 計画期間：平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間

5 主な取り組み例

- ・昼休みは原則として消灯
- ・冷房時 28℃、暖房時 19℃を目安とした、適切な温度管理の徹底
- ・両面印刷、ミスコピーの裏面使用の徹底
- ・エコドライブの徹底や洗車等における節水の励行
- ・エコマークなどの環境マークがついている環境負荷の少ない製品の購入
- ・ゴミ分別の徹底と資源化

6 推進体制、方法

- ・推進体制は、以下の通り、組織体制により活動していく。

環境活動責任者……環境活動推進員……環境活動副推進員……一般職員
（各部局長等）（所属長）（課長補佐等）

- ・また、ISO 14001 環境マネジメントシステムの考え方に基づく、「PDCA サイクル」による継続的改善を図る。

なお、18 年度の実績結果は、温室効果ガスの排出量が対前年度比 4.1 %、基準年度（平成 16 年度）に比べて 5.6 %削減（排出量 21,870 トン）となった。実績結果については下記のとおりである。

表 5 - 1 - 1 平成 18 年度奈良県庁ストップ温暖化実行計画の取組結果について

1 温室効果ガス (CO₂換算) 排出量について

16 年度排出量 (a)	23,167,093 kg	削減比率 (b/a) - 1 (%)
18 年度排出量 (b)	21,869,947 kg	
- 値	1,297,146 kg	5.6

6 %削減対象 (水道事業、警察 (車両燃料)、病院関係等を除いた所属) 分

温室効果ガス排出量の内訳

	16 年度排出量	18 年度排出量	- (増減率)
電気使用量	17,097,466 kg	16,551,318 kg	3.2 %
公用車燃料	1,412,942 kg	1,277,594 kg	9.6 %
その他燃料	4,039,346 kg	3,472,189 kg	14.0 %
その他 (廃棄物等)	617,339 kg	568,846 kg	7.9 %

2 個別項目別の使用量・排出量について

項 目		計画削減目標	基準年度実績 (H16 年度)	H18 年度実績			
			(a)	(b)	16 年度比較 (b/a) - 1 (%)	評価	
直接 影響 分	電気使用量(kwh)	5 %	45,231,391	43,786,555	- 3.2 %	B	
	公用車燃料 使用量	ガソリン (L)		431,651	386,969	- 10.4 %	B
		軽油 (L)		140,386	131,550	- 6.3 %	
		CO ₂ 排出比	10 %	1,412,941	1,277,594	- 9.6 %	
	その他燃料 使用量	A重油 (L)		589,908	460,846	- 21.9 %	A
		都市ガス (m ³)		524,963	528,376	0.7 %	
		LPG (kg)		81,108	82,483	1.7 %	
		分灯油 (L)		467,883	377,518	- 19.3 %	
	CO ₂ 排出比	5 %	4,039,346	3,472,189	- 14.0 %		
間接 影響	水使用量 (m ³)	± 0 %	691,547	647,476	- 6.4 %	A	
	コピー用紙使用量 (kg)	3 %	327,741	303,829	- 7.3 %	A	
	廃棄物排出量 (kg)	4 %	1,249,825	1,116,133	- 10.7 %	A	
	温室効果ガス総排出量 (kg)	6 %	23,167,093	21,869,947	- 5.6 %	B	

水道事業、警察 (車両燃料)、病院関係等は県民サービスの低下につながらない範囲で取り組む
 公用車燃料、その他燃料使用量は、種類があるため、CO₂排出量に換算して削減目標を管理
 評価

・ H18 年度の状況を、削減目標値との比較などによって、以下のとおり 3 段階で評価

A : 目標を達成している。

B : 基準年度より減少しているものの、計画目標を達成していない。

C : 基準年度より増加し、計画目標を達成していない。

第2 地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進（環境政策課）

地域における地球温暖化防止対策の推進を図るためには、地域住民・団体、事業者、NPO、行政等の幅広い連携・協働により取り組みを進めていくことが重要であるため、県では、地球温暖化対策推進法第26条に基づく地球温暖化防止対策地域協議会の設置を進めている。18年度は、本県初の地域協議会として、平成19年3月24日に生駒市環境地域協議会「ECOMA」が設置され、地域ぐるみで行う地球温暖化防止等の環境保全を効果的に推進することなどを目的に活動している。

第3 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進（環境政策課、交流政策課）

(1) エコライフファミリー募集事業

環境に配慮した行動を日常生活の中で実践できるよう、県民1人ひとりが地球温暖化防止のために何ができるかを、イラスト等を用いてわかりやすく示した「県民行動指針（ならエコライフガイド）」を平成13年度に作成配布したが、この「県民行動指針」を広く普及啓発するために平成14年度から実施している。

事業の内容は、節電、節水、アイドリングストップや買い物時のマイバッグ持参など、県民行動指針で示しているエコライフの取り組みを実践する家庭を募集し、エコライフファミリーとして登録のうえ、様々な環境情報を提供するものである。

エコライフファミリーのユニークな取り組みは、県ホームページやイベント等で県民に紹介し、地球環境にやさしい県民行動の推進を図っている。平成18年度末の登録数は2,493世帯である。

なお、本事業は国で同種の「我が家の環境大臣」事業を開始したことから、18年度末で終了した。

(2) 関西エコオフィス宣言

関西広域連携協議会と連携し、オフィスにおける地球温暖化対策を進める取り組みとして関西エコオフィス宣言に賛同するオフィス(事業所)を募集し、登録している。

18年度は、前年に引き続き、県内の事業所(株式会社明成)が、先導的で優れた取り組みを行っているオフィスに贈られる「関西推奨エコオフィス賞」に選定された。

エコオフィス宣言の取り組み(例)

- ・適正冷房(28℃)と軽装勤務
- ・節電、節水の励行
- ・省エネ、新エネ設備の導入
- ・自動車のアイドリングストップ

宣言事業所数(事業所名と取り組みはホームページで公表)

265事業所(平成19年3月31日現在)



図5-1-2
エコオフィス宣言ポスター

(3) 環境フェア

日常生活における地球温暖化防止の取り組みを促進するため、環境保全活動の事例紹介やパネル展示、環境商品の展示、ステージイベントなどを通して県民に広く啓発することを目的に開催している。

<平成 18 年度開催状況>

開催日	平成 18 年 7 月 29 日 (土) 10:00~16:30
場所	奈良県広域地場産業振興センター (大和高田市幸町 2 - 33)
来場者数	約 1,500 名 出展企業・団体数 37
内容	企業・団体等の出展 活動紹介展示、親子工作教室、電気自動車展示等 ステージイベント「どーもくとナッキーの環境ステージ」
実施主体	主催：県、県環境県民フォーラム、県地球温暖化防止活動推進センター 協力：近畿エコ・トラック推進協議会、大和高田市担い手営農研究会、 NHK 奈良放送局、奈良新聞社、共同通信社、全国地方新聞社連合会
後援	環境省近畿地方環境事務所、県教育委員会、大和高田市

(4) 地球温暖化防止月間パネル展

地球温暖化防止月間の 12 月に、地球温暖化の仕組みや日常生活における温暖化防止の取り組み等を説明したパネル展を開催している。ならファミリーでは、奈良県ストップ温暖化推進員による地球温暖化問題の解説やエコライフファミリーの募集も行った。

表 5 - 1 - 2 平成 18 年度地球温暖化防止月間パネル展開催状況

開催期間	開催場所
12 月 4 日 (月) ~ 8 日 (金)	奈良県広域地場産業振興センター (大和高田市)
12 月 11 日 (月) ~ 15 日 (金)	ならファミリー 1 階 らくだ広場 (奈良市)
12 月 18 日 (月) ~ 22 日 (金)	奈良県庁 1 階 県民ホール (奈良市)

(5) 低公害車の普及等

近畿地区 (近畿 2 府 4 県及び福井県) においては、「近畿低公害車導入促進協議会」を中心として低公害車の普及推進を行っている。平成 18 年 6 月の総会において、短期目標として平成 18 年度末に 230 台、中期目標として平成 20 年度末に 300 万台の近畿地区の低公害車導入目標を設定し、普及活動を展開してきたところであるが、平成 18 年度末の実績は 223 万台と目標にわずかに及ばず、今後、中期目標の達成に向けて普及活動を強化していく予定である。

表5-1-3 低公害車保有台数（平成19年3月現在）

近畿運輸局調べ 単位：台

	電 気	メタノール	ONG	ハ イ ブリッド	低燃費かつ低排出ガス					合 計	低公害 車割合 (%)
					新	新					
大 阪	29	0	3,767	16,949	277,417	169,458	181,068	75,643	128,237	838,015	32.5
京 都	15	0	550	6,200	84,807	50,661	56,545	23,752	38,361	254,126	29.0
兵 庫	21	0	1,027	13,753	188,050	113,004	130,633	54,198	92,364	581,083	30.5
滋 賀	4	0	84	3,933	58,674	34,542	39,611	15,816	27,608	176,251	30.7
奈 良	4	0	70	3,703	51,549	29,411	33,393	15,292	26,581	156,746	29.7
和歌山	1	0	107	2,044	33,463	18,051	24,229	11,712	15,882	103,738	27.4
福 井	3	0	22	2,667	36,684	23,260	25,859	12,110	16,482	114,689	29.1
近畿地区計	77	0	5,627	49,249	730,644	438,387	491,338	208,523	345,515	2,226,468	30.7
全国計	342	19	21,300	342,778	4,646,542	2,800,144	3,238,371	1,444,177	2,204,393	14,397,304	28.5

(注)・ハイブリッドには、自動車税グリーン化対象外車の一部含まれているため、合計値とは合致しない。

- ・新 ……平成17年規制基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車
- 新 ……平成17年規制基準値より、有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車
 - ……………新短期規制基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車
 - ……………新短期規制基準値より、有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車
 - ……………新短期規制基準値より、有害物質を25%以上低減させた低排出ガス車

(6) 公共交通機関への利用転換の推進

国では、環境的に持続可能な交通（E S T : Environmentally Sustainable Transport）、を旨とし、関係機関と連携を図りつつ、一定の地域において、集中的かつ効果的な支援を行うとともに、効果を検証する「国土交通省環境行動計画モデル事業（E S Tモデル事業等）」を実施している。

本県では、平成16年12月に、奈良市地域が「古都奈良における平城遷都1300年記念事業に向けた交通流対策」として、E S Tモデル事業の実施地域に選定され、円滑な交通の確保のため、公共交通機関の利用促進を図ることを基本に、国、県、奈良市、交通事業者及びNPOなどの関係者がそれぞれ連携して、ノーマイカーデー、パーク&ライド、交差点改良などソフト・ハード両面から、渋滞対策や環境にやさしい交通体系づくりの取り組みについて、平成17年度から3か年にわたり進めている。

また、平成18年4月に、奈良市及び周辺地域が、国土交通省の「CO₂削減アクションプログラム」における重点地区に選定されたことから、同年10月に、関係者とともに「奈良県モビリティ・マネジメント協議会」を立ち上げ、過度な自動車利用を減らして、公共交通機関や自転車等を利用するライフスタイルへと変化を促すための取り組みであるモビリティ・マネジメントを実施している。

平成18年度は、大和郡山市の松下電器産業株式会社の従業者等216名を対象として、参加者一人ひとりの外出行動を記録して、移動の仕方を評価し、自発的に公共交通等への変換を促す、モビリティ・マネジメントの基本的な手法であるトラベル・フィードバック・プログラム（TFP）に取り組んだ。その結果、CO₂排出量が取り組み前に比べて、35.1%（1年換算でCO₂が70トン相

当) 削減との成果があがっている。

併せて、19年3月4日、県新公会堂において、「モビリティ・マネジメント・シンポジウム 人にやさしい公共交通 ～かしこいクルマの使い方を求めて～」を開催するなど、県民への啓発活動を行った。

第3節 二酸化炭素以外の排出抑制対策の推進 (畜産課)

温室効果ガスの多くは二酸化炭素が占めるが、メタンガスなどは少量でも温室効果が高く、そのまま大気中に排出されると地球温暖化に悪影響をもたらす。このため、県では、温室効果ガスの発生抑制にも寄与することを目的として、畜産技術センター内に設置したわが国初の家畜糞尿を資材とした乾式バイオマスプラントでメタンガスを発生させエネルギー生産を試みている。(図4-2-2参照)

第2章 温室効果ガスの吸収源対策

第1節 健全な森林の整備

第1 森林吸収源対策推進プラン（林政課）

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄える機能を持つことから、持続可能な森林経営を推進することが、地球温暖化を防止する上で大きな役割を担うものとして注目されている。

京都議定書の採択以来、地球温暖化防止のため政府においては、「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部）が策定され、この中で森林の吸収量を約1,300万炭素トン確保するという目標が設定された。この目標を達成するため農林水産省において、「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」（平成14年12月26日策定）が策定され、県においても、森林による吸収量確保に資するよう、適切な森林整備を促進するため、平成15年度に「森林吸収源対策推進プラン」を策定した。

この「推進プラン」は森林による二酸化炭素吸収量を確保するための取組方針を示すほか、県内6つの重点区域における当面5ヶ年間の森林整備のあり方を提示している。

森林吸収源対策推進プランの概要

取組方針

- ・地域森林計画の整備目標を達成する
- ・県・市町村・森林組合・森林所有者・NPO・森林ボランティアはそれぞれ役割に応じて対策に取り組む
- ・県及び市町村は普及啓発活動に取り組む
- ・県内で管理不十分な森林の多い市町村からモデル的な区域を選定（重点区域）し対策に取り組む

6つの重点区域

奈良市、御杖村、五條市、下北山村、上北山村、十津川村地域

第2 森林環境税を活用した取組（林政課）

上述のとおり、適切な森林経営により二酸化炭素の吸収源を確保することは、地球温暖化防止の点からも重要である。本県は県土の77%を森林が占める森林県であるが、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代による経営意欲の減退、林業労働者の高齢化と減少など、林業を取り巻く厳しい状況から、必要な手入れのされない放置人工林の増加が問題となっている。このため、豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として将来に向けて引き継ぐため、森林環境税を活用した取組みを行っている。

森林環境税を活用した18年度の主な事業

奈良の元気な森林づくり推進事業

放置人工林を調査し、その所有者に対して、森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森が有している多方面の公益的機能を普及啓発して、放置人工林の解消を図るもの。

18年度実績 緊急間伐マネージャー設置者数 23人

森林環境保全緊急間伐事業

放置人工林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、公的関与にて強度な間伐を緊急に実施することにより、県土の保全や水源かん養など、当該森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るもの。

18年度実績 間伐実施面積 17市町村 538ha

里山林機能回復整備事業

NPOやボランティア等の協力のもと、都市住民に身近な里山林の自然を保全する活動を進めていくもの。

18年度実績 12市町村 16箇所 (3.97ha)

森林環境教育推進事業

教員や県民を対象とした森林環境教育指導者の養成や、子どもたちが森林を守り育てる心を育めるように森林でのさまざまな体験学習を行うもの。

表5-2-1 平成18年度 森林環境教育推進事業 実績

課名	主旨	事業区分(中事業)	細 項 目	H18年実績
林 政 課	学校教育以外の森林環境教育	指導者養成セミナー	基本的な指導者養成研修(5日間)	1回開催 27人参加
			実技中心の体験型研修(1日間)	3回開催 計44人参加
			林業技術修得研修(10日間)	1回開催 28人参加
		体験学習の実施	指導者認定申請	21人
			森林体験学習申請	8人
			「森の学校」開催	延14日開催
		人材・フィールドの支援	人材バンクの登録と斡旋	86人登録
			登録フィールドの紹介	44施設登録
			道具資材の配置	鋸、鉋、鎌、ヘルメット等 50人分配備

教 育 研 究 所	学 校 教 育 に お け る 森 林 環 境 教 育	森林環境教育指導資料の作成	奈良らしい森林環境教育の在り方の検討と学習指導資料作成	協議会 3 回開催 指導資料26事例
		森林環境体験学習の推進	森林環境教育の推進校に対する委託料	48 校 99 クラス
			学習プログラムの作成や体験学習に必要な備品等の整備	学習プログラム 500 部作成・配布、機器整備 (延 17 校利用)
		教育現地研修の実施	森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成。 管理職 371 人 + 延 8.5 日間 270 人	8 回開催 569 名
		技術者育成	吉野高校の生徒による、木材製品の製作	間伐材ベンチ、 ログハウス作成

第3章 オゾン層保護・酸性雨被害への取組

第1節 オゾン層保護の推進（環境政策課）

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のために、機器に使用されているフロン類（CFC、HCFC及びHFC）の大気中への排出を抑制する目的で「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月に制定された。

この法により、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する業者（第一種フロン類回収業者）カーエアコン（使用済自動車）を引き取る業者（第二種特定製品引取業者）及びカーエアコンからフロン類を回収する業者（第二種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要となった。これにより、平成13年12月からは第一種フロン類回収業者の登録手続きが開始され、平成14年4月からは第一種特定製品に係るフロン回収・破壊システムが運用されている。また、平成18年6月にはフロン回収破壊法の改正が行われ、行程管理制度等が導入された。（平成19年3月31日現在で奈良県に登録している第一種フロン類回収業者数は551者である。）

なお、第二種特定製品に係るフロン回収・破壊システムについては、自動車リサイクル法（平成17年1月1日施行）に移行された。

第2節 酸性雨対策の推進（環境政策課）

酸性雨とは、硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸などに化学変化し、雨や雪などに溶け込んだ形で沈着したり（湿性沈着）、ガスやエアロゾルとして直接地上に沈着する（乾性沈着）現象である。このような酸性雨現象は、近年、欧米諸国や中国及び我が国において認められ、森林などの生態系あるいは文化財などの建造物に与える影響について、大きな社会問題となっている。

環境省では、昭和58年からそれぞれ5ヶ年計画で第1次～第4次酸性雨対策調査と2001年～2002年度の酸性雨調査を併せた計20年間の調査結果を総合的にまとめている。これまでに以下のことが報告されている。

我が国では欧米なみの酸性雨が広く観測されているが、陸水、土壌、植生など生態系への影響については必ずしも明確なものとはいえず、多くの専門家の間でも意見が一致していない。しかし、酸性雨の影響を受けやすいと考えられる湖沼や土壌が存在すること、初期の融雪水により陸生生態系に影響を及ぼすことが懸念されること、一部地域では原因不明の樹木衰退が進んでおり、酸性雨との関連が否定できないこと、等を考えると、現状程度の酸性雨が継続した場合、将来、生態系への影響が顕在化するおそれもある。これは我が国と同程度の酸性雨により湖沼の酸性化、植生被害、歴史的建造物の被害などの影響が現れている欧米の状況からも推察される。

このような、長期的な生態系への影響を考慮し、国では酸性雨長期モニタリング調査を実施してい

る。本県においても、平成 15 年度より大台ヶ原において森林モニタリング（樹木衰退度調査・森林総合調査）・土壌モニタリングを実施している。

一方、東アジア地域全体に目を向けてみると、近年の経済成長は世界的にみても目覚ましく、SO_x、NO_xなどの排出量が今後更に急増する可能性があり、こうした状況を考えると酸性雨問題は深刻化することが懸念される。そのため、我が国を含む東アジア地域における酸性雨対策に向けた検討を進めるため、東アジアモニタリングネットワーク（EANET）が創設された。

また、総合的な見知から酸性雨の実態を長期的に把握するため、平成 2 年 9 月に、環境政策課、農業水産振興課、林政課、文化財保存課、保健環境研究センター、農業総合センター及び森林技術センターの 4 課 3 機関で構成された酸性雨問題検討会を設置し、平成 3 年度から 5 ヶ年計画で酸性雨総合モニタリング調査を開始し、第 3 次酸性雨総合モニタリング調査（平成 13 年度～平成 15 年度）が終了した。

又、平成 16 年度より酸性雨長期総合モニタリング調査 { 酸性雨モニタリング調査、湖沼モニタリング調査、社寺林に対する森林モニタリング調査 } を実施している。

第4章 国際協力の推進 (環境政策課)

県では、関西の2府7県や経済団体等で構成される関西広域連携協議会（現：関西広域機構）の一員として、環境保全や国際環境協力に関する情報を整備・発信している。具体的には、環境問題に取り組んでいる企業、団体、行政機関のうち、海外からの視察や研修を受け入れていただける事業所を幅広くホームページで紹介する事業などを行っている。



図 5 - 4 - 1 事業所を紹介しているホームページ
(URL : <http://www.kippo.or.jp/environment/>)

第 6 部

参加と協働による 環境保全への取組の推進

第1章 環境教育・環境学習の推進

第1節 環境教育・環境学習を担う人材育成と活用

第1 ストップ温暖化推進員の養成（環境政策課）

ストップ温暖化推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく制度で、ボランティアとして、地球温暖化の現状や対策について県民の理解を深め、県民に対して日常生活でできる取り組みの助言や情報提供を行う役割を担っている。県では県地球温暖化防止活動推進センターに委託して、温暖化防止活動に熱意のある方を対象に推進員の養成講座を実施している。18年度は9月16日～12月2日の間で計7回の講座を開催し、22名の推進員を養成し、第4期の奈良県ストップ温暖化推進員として委嘱した。

第2 環境教育リーダー研修基礎講座の開催（環境政策課）

環境省近畿地方環境事務所では、環境教育・環境学習を推進する人材として期待されている学校教員や地域で活動されている方々を対象に、指導者として能力養成・パートナーシップの構築を目的とした、「環境教育リーダー研修基礎講座」を実施している。18年度は、奈良県及び奈良県教育委員会と共同で実施した。

日時	10月31日（火）～11月2日（木）
場所	奈良県青少年会館
参加者	50名（一般33名、教員17名 内県内 一般5、教員3）
内容	{ 環境教育・学習に関する基本的知識の習得 学校・地域における環境教育・学習の進め方 体験型環境教育プログラムの作成・実施

第3 環境アドバイザー派遣及びどこでもエコ教室の講師派遣（環境政策課）

県民や事業者等が自発的に実施する環境に関する講演会、講習会、地域活動等に環境についての専門家である環境アドバイザーを講師として派遣している。

また、学校や婦人会、自治会などが開催する環境に関する学習会等に、テーマに応じて環境ボランティア（県環境県民フォーラム会員、県ストップ温暖化推進員）や県職員を講師として派遣する「どこでもエコ教室」を平成14年度から実施している。

18年度は、環境アドバイザー14件、どこでもエコ教室36件の講師派遣を行った。

第4 森林環境税を使った人材養成事業（教育研究所）

県では18年度から導入した森林環境税を活用し、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成や森林環境教育に関する基礎的な知識、技術について、実践的でわかりやすい講義・実習による研修を行っている。

18年度は、教員現地研修を計9回実施し566名が参加した。また、指導者養成セミナーを計5回実施し、のべ99名の参加を得た。



図6-1-1
森林環境教育教員現地研修の一場面

第2節 環境教育・環境学習のプログラムの整備（教育研究所、環境政策課）

県では、学校教育における体験的な森林環境教育を進めるため、18年度は県内48校が指定を受け体験活動を展開した。併せて、18年度の報告集と森林環境教育指導資料集を作成・配布し他校の参考に供した。

また、18年度に県が作成した水質保全に関する啓発資料「家庭から清流をめざして」をはじめ、環境保全に関するパンフレットや啓発資料は紙媒体での配布のほか、県の環境情報サイト「エコなら」での掲示も行っている。

第3節 環境教育・環境学習の機会と場の提供

第1 環境教育実践モデル事業（教育研究所）

地球環境問題や都市・生活型公害などの環境問題の解決に向けた循環型社会の形成を目指し、学校・家庭・地域が一体となった環境教育の実践に取り組むため、17年度に引き続き桜井市をモデル地域として指定し、初瀬小学校、桜井東中学校において具体的な実践研究を行った。

第2 ストップ温暖化科学教育推進事業（教育研究所）

科学技術による地球温暖化問題等を積極的に解決する力を生徒に身に付けさせるために、実験・観察を通して体験的に環境・省エネルギー問題等を学習し、自ら課題を見出し、これからの社会においてますます重要となる科学技術と人間のかかわりについて考察できる力を養うことができる体系的な科学教育プログラムの構築支援を県立高等学校5校で実施した。

第3 こどもエコクラブ（環境政策課）

次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境・地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動ができるよう協力・支援することを目的として、環境庁（当時）の提唱で平成7年度から始まり、その普及啓発を図っている。

平成18年度においては、56クラブ、会員数1,892人の登録があった。なお、県では「こどもエコクラブ」の活動を子供たちがまとめた壁新聞を毎年環境月間に展示している。



図6-1-2 エコクラブ壁新聞展の様子

第4 川の教室の開催（環境政策課）

川の生き物から河川の水質について考える機会として御所市婦人会と共催で川の生き物観察などを行う「川の教室」を、7月17日に御所市内で地域の小学生も含め100名以上の参加を得て開催した。

当日は、川辺での植物観察や透視度計を用いた川の濁り度調査、パックテストによる水質調査を行い、台所から出る生活排水が川の水質に大きな影響を与えていることを参加者に啓発した。

第2章 環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進

第1節 環境に配慮した事業活動や日常行動の推進

第1 環境月間行事（環境政策課）

昭和47（1972）年、国際連合の人間環境会議において、人間環境の保全と改善を努力目標とする「人間環境宣言」が採択され、これを記念して、毎年6月5日が「世界環境デー」に定められた。我が国ではこれを受けて、6月5日を初日とする1週間を「環境週間」に定め、関連行事を実施してきた。

平成3年度からは、6月を「環境月間」に定め、全国各地で環境の重要性を認識するための行事が実施されている。また、6月5日は、環境基本法第10条において「環境の日」に定められている。

本県では、表6-2-1のとおり「環境月間行事」を開催しているほか、県、市町村、各種団体等による美化活動、記念植樹、環境パトロール等の快適な環境づくりを積極的に進めるための関連行事が行われている。

また、平成11年度より、環境の保全と創造に関する活動に関し、特に功績のあった者を表彰する「奈良県環境保全功労賞表彰」を実施している。最近5年間の被表彰者は表6-2-2のとおりである。

なお、最近5年間の環境大臣表彰に係る県内の地域環境保全功労者及び地域環境美化功績者は表6-2-3のとおりである。

表6-2-1 最近5年間の県の主な環境月間行事

年度	行 事 名	内 容	開 催 日	開催地	入場者	主催	後 援
平成14年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成14.6.5	奈良市 橿原市		奈良県	
	地球温暖化防止フェア	県・企業・団体等による出展 環境人形劇 「グリーン購入フォーラム in なら」など	平成14.8.9	奈良市	約800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環 境 省 奈 良 市
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成14.6.27	県 庁		奈良県	
平成15年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成15.6.5	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 映画上映 「環境タウンフォーラム in 高 田」など	平成15.6.28	大和高田市	約800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環 境 省 大 和 高 田 市
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成15.6.25	県 庁		奈良県	
平成16年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成16.6.3	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 NHKステージイベント 「坂田おさむ 地球だいすきコ ンサート」など	平成16.7.31	大和高田市	約1,800名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環 境 省 大 和 高 田 市 奈 良 県 教 育 委 員 会
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成16.6.23	県 庁		奈良県	

平成 17 年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成17.6.3	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 NHKステージイベント 「ナポレオンの環境マジック ショー！」など	平成17.8.6	大和高田市	約1,500名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 大和高田市 奈良県教育委員会
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成17.6.21	県庁		奈良県	
平成 18 年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成18.6.5	奈良市		奈良県	
	環境フェア ～みんなでとめよう温暖化～	県・企業・団体等による出展 NHKステージイベント 「どーもくとナッキーの環境 ステージ」など	平成18.7.29	大和高田市	約1,500名	奈良県 奈良県 環境県民 フォーラム	環境省 大和高田市 奈良県教育委員会
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成18.6.19	県庁		奈良県	

表6-2-2 「奈良県環境保全功労賞」被表彰者（最近5年間）

年度	名 称	活 動 内 容
14 年 度	関西電力株式会社奈良支店	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 (ガレージセール開催等) 環境学習、環境教育の推進 グリーン購入の推進
15 年 度	奈良友の会	環境家計簿の普及 環境学習、環境教育の推進
	広陵町商工会	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	NPO法人奈良ネイチャーネット	環境学習、環境教育の推進
16 年 度	奈良県ストップ温暖化推進員の会	環境家計簿の普及 環境学習、環境教育の推進
	五條市立宇智小学校	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	リサイクルクラブ天理	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
17 年 度	平群町立平群東小学校	環境学習、環境教育の推進
	地球の宝を守り隊	地域社会でのごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	久保 彰守	その他(ホテルの生育環境の保全等を目的とした 河川の清掃活動等)
18 年 度	株式会社南都銀行	オフィス活動におけるごみの減量・リサイクル活動 エコスタイルキャンペーンへの積極的な取り組み
	奈良近鉄タクシー株式会社	省エネにつながるエコドライブ運動への取り組み
	王寺町立王寺小学校	環境学習、環境教育の推進

表 6 - 2 - 3 環境大臣表彰の状況（最近 5 年間）

年 度	表 彰 内 容	種 別	被 表 彰 者	住所・所在地
平成 17 年度	地域環境美化功績者	団 体	瀬 ノ 上 自 治 会	下 市 町
		個 人	南 ヤスノ 氏	東 吉 野 村
平成 18 年度	地域環境保全功労者	個 人	松 村 佳 子 氏	奈 良 市
	地域環境美化功績者	個 人	涌 井 せ つ 氏	葛 城 市
		団 体	門 前 町 自 治 会	生 駒 市

平成 14 ~ 16 年度は該当者なし

第 2 自然公園等における美化推進活動（風致保全課）

吉野熊野国立公園大台ヶ原地区、金剛生駒紀泉国定公園二上山地区、同くろんど池地区及び大和青垣国定公園山の辺の道地区に、それぞれ県・関係市町村・地元観光協会・交通運輸機関・宿泊施設経営者等による美化促進協議会等を設置し、地区内清掃の実施、ごみ持ち帰り運動等を行った。特に、大台ヶ原地区においては、園地内のくずかごを全部撤去、駐車場内にごみ集積場 1ヶ所のみを設置とし、利用者に道徳心の向上を呼びかけ、非常な効果をあげ、全国の自然公園での美化運動へのさきがけとなっている。

なお、将来は駐車場内のごみ集積場も撤去し、「持ってきたものはすべて持ち帰る。持ってこないものは何一つ持ち出さない」運動の推進に努める。

表 6 - 2 - 4 美化促進協議会等設置状況

会 名	会 長 名	設 立 年 月 日
大 台 ヶ 原 美 化 促 進 協 議 会	上 北 山 村 長	昭 和 48 年 5 月 1 日
二 上 山 美 化 促 進 協 議 会	葛 城 市 長	昭 和 50 年 4 月 1 日
山 の 辺 の 道 美 化 促 進 協 議 会	桜 井 市 長	昭 和 54 年 5 月 22 日
く ろ ん ど 池 美 化 促 進 協 議 会	西 向 正 久	昭 和 57 年 5 月 14 日

第 3 親切・美化県民運動における環境美化活動（県民生活課）

親切・美化県民運動は、各分野にわたる関係機関・団体の参加を得て、昭和 61 年に協議会を設立し、「ひろく豊かな心を育てよう」、「まちやむらをきれいにしよう」を基本項目として、さまざまな県民運動を展開している。

この県民運動の主なものとして、次のような事業を実施している。

クリーンアップならキャンペーン

心豊かで住みよく美しい郷土を創出するため、毎年 9 月を「クリーンアップならキャンペーン月間」

と定めて、この月間中には集中的な啓発活動並びに美化活動を実施している。平成 18 年度の美化統一実践日、9 月 3 日（日）（9 月の第 1 日曜日）には、県内の 19 のコースにおいて、約 17,000 人の参加を得て実施した。

クリーン・グリーン実践者の表彰

美化、花いっぱい運動等の地道な活動を続ける優良実践者の個人またはグループを市町村長の推薦に基づき、個人については 2 名、団体は 5 団体の表彰を行った。

落書き防止キャンペーン

落書きのない美しい奈良をつくるため、なら落書き防止活動ネットワーク加盟団体を中心に地域団体、ボランティア・NPO、企業、行政等が協力して、「落書きをさせない」「書かれたら消す」という気運を盛り上げ、「落書き防止活動」の全県的な取り組みを推進している。18 年度は「クリーンアップならキャンペーン」にあわせ県内 3 箇所落書き消去活動を実施し、82 人が参加した。

第 4 みんなで・守ロード事業（道路維持課）

県では、快適でうつくしい道路を維持するため、県が管理する道路の一定区間において、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただき、沿道の美化を推進する「みんなで守ロード事業」をすすめている。18 年度は 27 団体と協定を結び、平均年 2 回程度美化活動を実施してもらった。



図 6 - 2 - 1 守ロード事業のポスター

第 2 節 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

第 1 環境マネジメントシステム（環境政策課）

(1) 県内の環境マネジメントシステムの取得動向

(財) 日本適合性認定協会の調べによると、県内事業所等の ISO 14001 の認証取得件数は 18 年度末で 134 件となっており、取得件数は経年的に増えている。

また、中小事業者等を対象にした簡易環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 については、県内では奈良環境カウンセラー協会が平成 18 年 6 月にエコアクション 21 の地域事務局と認定され、認証や登録等の事務を行っている。

なお、県内市町村では、斑鳩町が ISO 14001 の認証取得済である。

(2) 奈良県庁の ISO 14001 の取組概要

取り組みの動機とその効果

現在の環境問題は、複雑化、多様化、国際化しており、これまでの規制的な手法以外に、環境

対策を推進する新たな手法の必要性が高まっている。

そうした中で、県庁は県内最大の事業者として、省エネ・省資源の取り組みなどを通じて、継続して環境負荷の軽減に取り組むことが求められている。

県庁が率先して、認証登録の取得をめざすことは、自らの環境負荷の軽減を実現することはもとより、県民や県内事業者の環境保全・配慮に対する関心を高めるための意識啓発に役立つとともに、県内事業者のISO 14001 認証取得を促すことにつながると考えられる。

さらに、県庁内の事務事業の効率的な実施や進行管理体制の充実、職員の意識改革と行財政改革の推進といった効果も期待できる。

認証取得の範囲と対象とする事務事業

県庁（本庁舎、分庁舎、北分庁舎、自治能力開発センター、奈良総合庁舎、高田総合庁舎及び桜井総合庁舎）の知事部局、水道局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部を適用範囲とし、公共事業を含むすべての事務事業を対象としている。

環境方針及び取組内容

環境方針の重点5項目

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 循環型社会システムの形成 | イ 恵み豊かな環境の保全と継承 |
| ウ 県民、事業者等の環境に配慮した行動の促進 | エ 環境保全対策の率先実行 |
| オ 地球環境保全に向けた取り組みの推進 | |

主な取組内容

- ア 省資源、省エネルギーの推進
 - 節電、用紙の節約、ごみの排出抑制など
- イ 環境保全施策の推進
 - 環境への有益な影響を及ぼす事業や環境保全意識を高める啓発事業の推進
- ウ 公共事業に伴う環境への負荷低減
 - 公共事業の施工に伴う騒音や排出ガスの低減、建設副産物、廃棄物のリサイクルなど

(3) 県内事業者等へのISO 14001 認証取得の支援

県内事業者へのISO 14001 の認証取得を促進するため、相談受付や認証取得経費への低利融資を行っている。

第2 連携の仕組みづくり（環境政策課）

(1) 奈良県環境県民フォーラム

環境保全活動を積極的に行っている県民団体や企業等によって構成し、相互の意見や情報交換を通じてそれぞれの団体等の活動をステップアップするとともに、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目的として平成9年8月8日に発足した。18年度末現在で、28の環境ボランティア団体、13の企業、1名の学識経験者が参加している。

当フォーラムの役割・機能として、構成員が学習・研究し、相互に意見交換を行うこと、県民や企業の認識、モラル、行動意欲を高めること、環境保全行動の手法を考え、連携・協力して

推進すること、フォーラムの活動内容等を情報発信することがあげられる。

参加団体等は「水」、「大気」、「ごみ減量・リサイクル」「自然環境」の4つの分科会のいずれかに所属し、各分科会ごとにテーマを選定し活動している。

平成18年度は、子どもたちを対象に水棲生物の観察や水質調査を行う「川の教室」の実施（7月）、県と共催した「環境フェア」の実施（7月）、県内のスーパー、商店街など34事業所（858店舗）の参加を得た「環境にやさしい買い物キャンペーン」の展開（10月）、自然とふれあう中での環境教育の促進を図る「自然環境学習講座」の開催（11月）のほか、アイドリング・ストップ、節電等の手法による省エネの促進など地球環境にやさしいエコライフの推進を目的として県と共同で「エコライフファミリー」の募集（通年）を行った。

また、地域における循環型社会構築の実践モデルとして、奈良市内の休耕田を活用した「県民フォーラムの菜の花プロジェクト」を多くの会員が参画して取り組んだ。

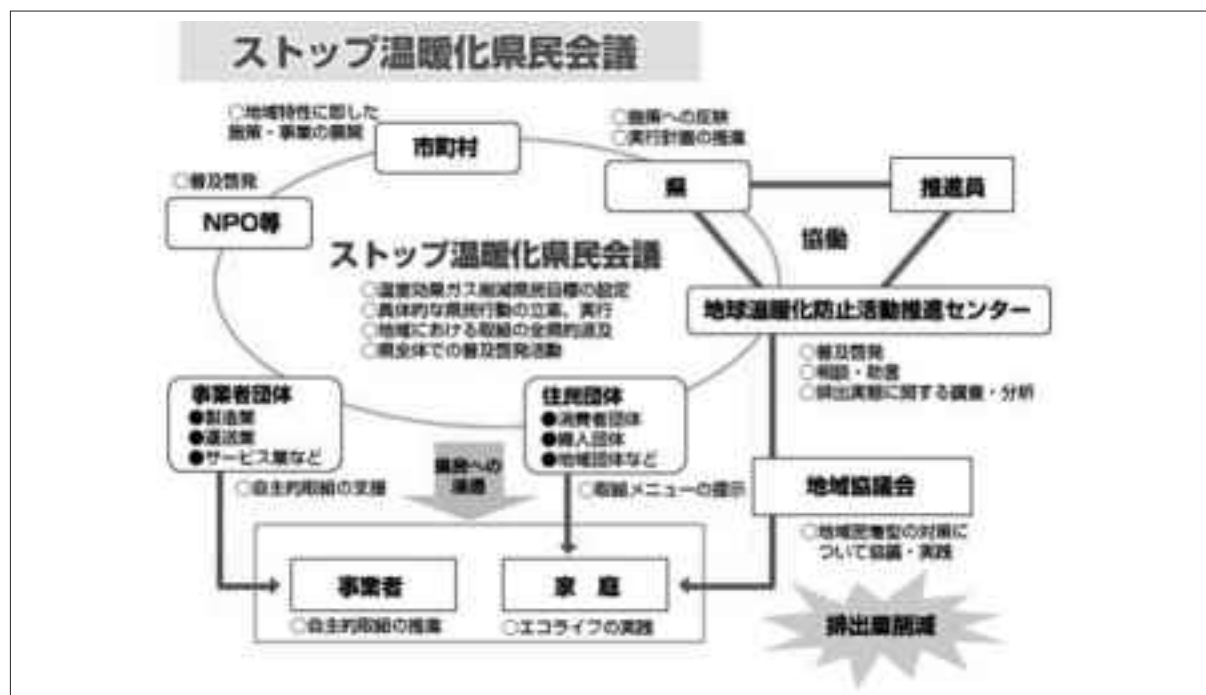
(2) 奈良県ストップ温暖化県民会議

地球温暖化を防止するためには、県民、事業者、関係団体、NPO等すべての参加・連携による取り組みが不可欠であることから、そのための体制として、「奈良県ストップ温暖化県民会議」を平成18年5月に設立した。この県民会議は、住民団体、県民（3名公募）、事業者団体、NPO、奈良県地球温暖化防止活動推進センター、学識経験者、行政など計56名から構成されており、構成メンバーの組織或いは地域ネットワークを通じて、自主的かつ実践的な県民運動を展開していくこととなっている。

18年度は、総会・部会あわせて延べ10回の会議を開催し、具体的な温室効果ガスの削減目標（県民目標 エネルギー起源のCO₂排出量マイナス10%）を決定するとともに、その実現に向け事業分野及び家庭分野における「ストップ温暖化アクションプラン」を策定した。

（アクションプランについては図5-1-1参照）

図6-2-2 ストップ温暖化県民会議の概要



(3) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体または地域住民と、当該地域に立地または立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として両者の自由意志に基づき締結される文書による合意である。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的条件・操業形態等の各種の条件に対応した個別的な公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。奈良県生活環境保全条例において「事業者は、公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。」と努力義務を規定している。従って、この規定により各市町村長に対し、既設・新設の企業との間に公害の防止に関する協定を締結するよう指導している。

公害防止協定の内容は、現行法の基準をさらに厳しくしたり、具体的な内容や基準を示したものが多く。公害防止における具体的義務内容は、ばい煙の規制（煙突の高さ、ばい煙や排ガスの排出速度、温度・量の基準設定、集じん機の限定など） 排水規制（排水濃度の基準設定、処理施設の設置、維持管理方法、排水量の限定など） 騒音・振動規制（音量基準の設定、装置・機械の配置場所の特定、消音装置・防音壁の設置、夜間作業の禁止など） 悪臭規制（悪臭除去装置の設置、ガス漏えい防止装置の設置など） 産業廃棄物の規制（汚泥の処理・処分方法など）などを定めたものが多い。

公害防止協定を実質的に有効なものにする対策としては、公害防止協定の締結にあたって、その内容につき抽象的・道義的に規定するのではなく、科学的・技術的に事項を特定すること。

その内容の実効が担保できうる措置がとられていること。（たとえば、工場内の立入検査など）

企業が公害防止協定に違反した場合に法律上とりうる措置を明記しておくことなどが必要である。公害防止協定に違反した場合の措置の具体的内容としては、差止請求（たとえば操業の停止）、代執行（公害防除措置の代執行と費用負担など）、違約金の没収（契約補償金の没収など）、土地の売買契約の解除や買い戻し、損害賠償請求などが考えられる。

なお、県内の公害防止協定の締結状況は表 6 - 2 - 4 のとおりである。

表 6 - 2 - 4 公害防止協定の締結状況（締結事業所数）

地方公共団体と企業（事業者としての地方公共団体を含む。）間の協定（平成 18 年 3 月 31 日現在）

相手方業種	農 業	鉱 業	建 設	食 料 品 製 造	衣 服 ・ 織 維 製 品 製 造	木 材 ・ 木 製 品 製 造	紙 ・ パ ル プ 等 製 造	化 学 工 業	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造	ゴ ム ・ 皮 革 製 造	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造	金 属 製 品 製 造	一 般 機 械 器 具 製 造	電 気 機 械 器 具 製 造	産 業 廃 棄 物 処 分 場	そ の 他 ゴ ル フ 場	そ の 他 の 他	合 計
事業所数	3	0	3	12	9	12	7	15	11	1	6	5	3	29	11	5	9	17	29	187

第 7 部

共通の基盤施策の推進

第 1 章 環境情報の提供と情報共有の促進

第 1 節 環境情報の提供 (環境政策課)

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要である。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っている。

環境情報サイト「エコなら」の運用

県では、行政情報だけでなく、地域の環境保全活動や環境教育・環境学習に関する情報などを広範囲に収集し、ホームページにて情報提供している。

URL : <http://www.eco.pref.nara.jp/>

図 7 - 1 - 1 「エコなら」のトップページ



第 2 節 環境に関する公聴

県では、市町村などの相談窓口寄せられた公害苦情を把握し統計を取っている。生活環境に関する苦情は、地域に密着したものであるため、大半が市町村において処理されているが、規模が大きく内容が複雑で専門知識や技術を必要とする事案などは県が処理している。

第 1 公害苦情の発生状況 (環境政策課)

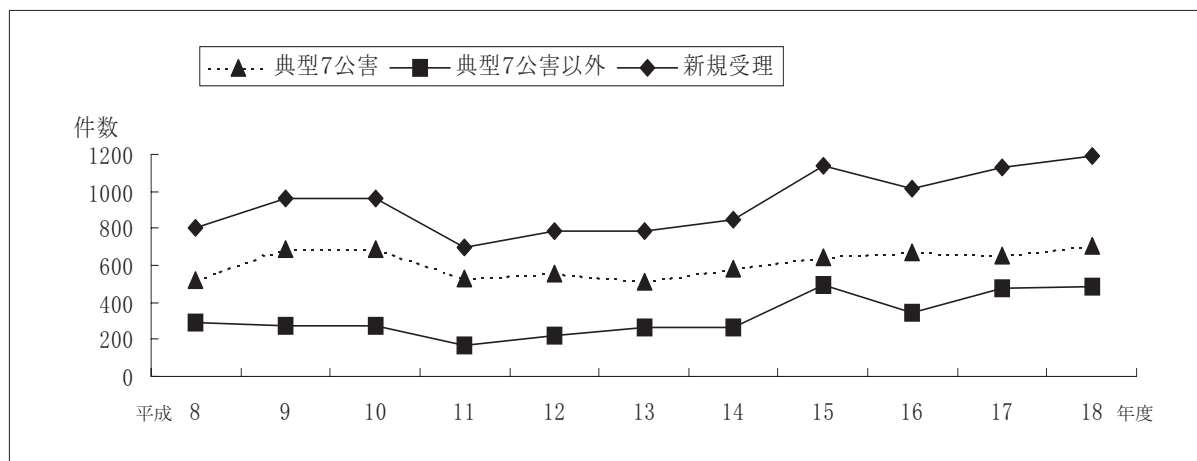
(1) 苦情件数の内訳

平成 18 年度に県及び市町村が取り扱った生活環境に関する苦情件数は 1,207 件であり、このうち新規受理した件数は 1,193 件 (98 %) で、前年度と比べ 67 件増加した。前年度からの繰越件数は 21 件 (2 %) であった。

新規受理した苦情の内容をみると、典型 7 公害に係る苦情は 704 件で前年より 54 件増加し、典型 7 公害以外の苦情 (以下「その他の苦情」という。) では 489 件と 13 件増加した。

(資料編 表 7 - 1 - 1 ~ 3 参照)

図 7 - 1 - 2 新規受理苦情件数の経年変化（最近 10 年間）



(2) 種類別苦情件数

平成 18 年度の新規受理件数 1,193 件を種類別にみると、大気汚染が 277 件（23 %）と最も多く、次いで水質汚濁 189 件（16 %）、悪臭 133 件（11 %）、騒音 90 件（8 %）、土壌汚染 8 件（0.7 %）、振動 7 件（0.6 %）の順であった。

(3) 発生源別苦情件数

平成 18 年度の新規受理件数 1,193 件のうち、典型 7 公害に関する苦情 704 件を発生源別にみると、焼却（野焼き）200 件（28 %）が最も多く、流出・漏洩 89 件（13 %）、工事建設作業 60 件（9 %）、焼却（施設）56 件（8 %）がそれに続いた。

(4) 地域別苦情発生件数

市町村別苦情発生件数

平成 18 年度の新規受理件数 1,193 件のうち、市町村が受理した 1,023 件を種類別にみると、表 7 - 1 - 1 及び資料編の表 7 - 1 - 1 のとおりになる。全体の苦情の 87 % が市部で発生し、町部では 13 %、村部では 0 %となっている。

表 7 - 1 - 1 市町村・種類別苦情発生件数（平成 18 年度）

区分	典 型 7 公 害								典型 7 公害 以外の苦情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
市	208	90	77	7	91	3	0	476	417	893
町	25	16	12	0	23	1	0	77	53	130
村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

用途地域別苦情発生件数

平成 18 年度に新規受理した典型 7 公害に関する苦情 704 件の発生場所をみると、都市計画区域内で 694 件（98.6 %）発生しており、そのうちその他の地域（市街化調整区域等）290 件

(41.2%)、次いで住居系用途地域(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域)において280件(39.8%)、となっており、両地域で81.0%を占めている。(表7-1-2参照)

表7-1-2 用途地域別苦情発生件数(典型7公害)(平成18年度)

区分	都市計画法による都市計画区域								都市計画区域以外の地域	合計
	住居系地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	その他	小計		
件数	280 (279)	22 (15)	37 (19)	36 (41)	29 (16)	0 (3)	290 (275)	694 (648)	10 (2)	704 (650)

(注) 件数の下段かっこ書は、平成17年度の件数である。

(5) 被害の種類別苦情件数

平成18年度に新規受理した典型7公害に関する苦情704件をみると、感覚的・心理的被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らないもの)が全体の4分の3を占め、最も多い。(表7-1-3参照)

表7-1-3 被害の種類別苦情件数(典型7公害)(平成18年度)

区分	健康	財産	動・植物	感覚的・心理的	その他	合計
件数	44 (87)	13 (12)	37 (41)	537 (480)	73 (30)	704 (650)

(注) 件数の下段かっこ書は、平成17年度の件数である。

第2 公害苦情の処理状況(環境政策課)

(1) 種類別解決件数

平成18年度に県及び市町村が取扱った生活環境に関する苦情件数1,207件について、解決件数(直接処理)は1,093件で解決割合は90.6%であった。種類別に解決件数及び解決割合をみると表7-1-4のとおりである。

表7-1-4 種類別解決件数と解決割合(平成18年度)

区分	典型7公害								典型7公害以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	小計		
苦情件数	280	190	96	8	134	8	0	716	491	1,207
解決件数	250	166	84	8	120	7	0	635	458	1,093
解決割合(%)	89.3	87.4	87.5	100	89.6	87.5	-	88.7	93.3	90.6

(2) 繰越苦情件数

平成 17 年度以前に受理した苦情を含め、平成 18 年度に解決に至らず引き続き平成 19 年度においても処理すべきと判断された件数は表 7 - 1 - 5 のとおりである。

表 7 - 1 - 5 苦情の未処理件数 (平成 18 年度)

区 分	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
件 数	11	1	7	0	2	0	0	21	2	23

第 3 奈良県公害審査会 (環境政策課)

公害紛争は、一般的に直接人の生命・健康にかかわるものであること、加害行為と被害との因果関係立証が困難であること、さらに被害者の立証能力が劣ることなどから、現行の司法制度をもって処理するには、被害者救済の面から充分でないところがあった。

そこで、従来の民事紛争における訴訟のほか、公害にかかる紛争について、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法が制定され、国においては公害等調整委員会が、都道府県においては公害審査会が設置されることとなった。

本県においては、昭和 45 年 9 月に奈良県公害紛争処理条例が制定され、奈良県公害審査会を設置した。

平成 19 年 3 月 31 日までに公害審査会で受け付けた公害紛争事件は、19 件 (調停 18 件・あっせん 1 件) であり、調停 18 件・あっせん 1 件が終結している。

(資料編 表 7 - 1 - 4 参照)

第2章 県の試験研究機関等における 環境関連技術等の研究開発

第1節 保健環境研究センター

大和川の水質の特性と多変量解析による評価

大和川の水質汚濁の特性を把握するために、奈良県内の大和川5地点と大和川へ流入する河川9地点の計14地点について平成13年度から平成16年度までの4年間の年4回の測定データ（13測定項目）を用いて、多変量解析（クラスター分析と主成分分析）を行った。

多変量解析の結果、主成分分析より、2つの主成分Z1とZ2で要約することができ、Z1とZ2を用いることにより調査地点の特性や年度別の特性を把握することができた。

これより大和川の水質改善傾向が見られた。

固相抽出を用いた水中の有機リン化合物の分析

水質汚濁に係わる環境基準（環境水）では、改正（平成5年3月）により有機リン系農薬（パラチオン、メチルパラチオン、EPNおよびメチルジメトン）はその基準項目から削除されたが（EPNのみ監視項目）、水質汚濁防止法（排水基準）、下水道法などでは、従来どおり有機リン系農薬の許容濃度が規制されている。その中で前処理方法として溶媒抽出法が採用されている。しかし最近の農薬分析では固相抽出法が広く用いられている。固相抽出法は溶媒抽出法に比べて取り扱いが簡便で、使用する溶媒も少量のため環境にも優しい。そのためスクリーニング法として前処理に固相抽出を、測定にはGC/MSを用いて、環境基準項目や要監視項目の農薬と同時に分析する方法を検討した。

第2節 工業技術センター

食品加工廃棄物を利用した新規天然繊維の開発

吉野葛は全国的に知られた葛の根より採取される良質な澱粉の最高級品であるが、根に含まれる澱粉は10%程度であり澱粉採取後の根の大半は廃棄されている。そこで、奈良県繊維工業協同組合連合会が新しい素材として葛根の繊維を含有した系による製品開発プロジェクトを開始したが、技術的な課題のために商品展開が限られている。そこで信州大学の協力の下、葛根の繊維を化学処理によって細繊維化し、綿50%・葛根50%の混率で混紡糸の作製支援を行った。

第3節 農業総合センター

ナスに対する農薬散布時のドリフト発生状況とその低減対策

食品衛生法の改正でポジティブリスト制度が施行され、農薬散布時のドリフトによる周辺作物の残留基準値超過が懸念されている。そこで、水田転作作物として、県内でも多く栽培されているナスに対する農薬散布時のドリフト発生状況とその低減対策について調査した。その結果、農薬散布する場合のドリフト低減対策として、ドリフト低減ノズルの使用が有効であること、補完対策として、遮蔽ネットの設置や不織布による周辺作物の被覆をすると、さらに有効であることがわかった。

第4節 森林技術センター

間伐材を利用した土木資材の劣化調査

間伐の促進は、従来からの水源かん養、国土保全上の理由だけでなく、待ったなしの地球温暖化防止の観点から、国の重要施策の一つになっている。その一環として、県内で施工される森林土木事業の各種構造物に間伐材が使用される事例が増えているが、この動きを促進するための必要なことの一つに、工事の設計者や管理者に対する間伐材の劣化や強度低下に関する情報提供がある。そこで平成18年度から「間伐材を利用した土木資材の劣化調査」を実施しており、森林土木事業の構造物に使用されている間伐材の劣化調査を進めている。18年度は、間伐材を衝撃緩衝材として利用した「落石防護壁」に使用されている間伐材の劣化調査を行った。

資 料 編

資料編目次

「第1部 環境行政の総合的推進」に関して (担当課・室)

表1-1-1	環境行政のあゆみ	(1)	(環境政策課)
表1-1-2	環境関係予算の概要	(2)	(環境政策課)
表1-1-3	市町村の環境行政担当組織	(3)	(環境政策課)
表1-4-1	奈良県環境審議会の答申状況	(4)	(環境政策課)

「第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生」に関して

表2-3-1	鳥獣保護区及び特別保護区の状況	(5)	(森林保全課)
表2-3-2	休猟区の状況	(6)	(森林保全課)
表2-3-3	鳥獣捕獲禁止区域の状況	(6)	(森林保全課)
表2-3-4	鉛散弾規制地域の状況	(6)	(森林保全課)
表2-3-5	銃猟禁止区域の状況	(6)	(森林保全課)
表2-5-1	県内の文化財の指定件数	(8)	(文化財保存課)
表2-5-2	国指定文化財の指定件数	(9)	(文化財保存課)
表2-5-3	県指定文化財の指定件数	(9)	(文化財保存課)
表2-5-4	文化財の保護対策(平成18年度)	(10)	(文化財保存課)

「第3部 快適・安全な生活環境の創造」に関して

表3-1-1	市町村別の風致地区指定状況	(11)	(風致保全課)
表3-1-2	風致地区における許可基準	(11)	(風致保全課)
表3-1-3	風致地区における行為別許可申請件数	(11)	(風致保全課)
表3-1-4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における 地区別許可申請件数	(12)	(風致保全課)
表3-1-5	市町村別の歴史的風土保存区域及び 特別保存地区等指定状況	(13)	(風致保全課)
表3-1-6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為規制	(13)	(風致保全課)
表3-1-7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為別申請件数	(14)	(風致保全課)
表3-1-8	歴史的風土特別保存地区における買入れ実績	(14)	(風致保全課)
表3-1-9	都市公園の現況	(15)	(公園緑地室)
図3-3-1	光化学スモッグ広報伝達機構	(16)	(環境政策課)
表3-3-1	光化学スモッグ広報発令状況表(平成18年度)	(17)	(環境政策課)

表 3 - 3 - 2	光化学スモッグ広報発令基準	(18)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 3	光化学スモッグ広報発令地域区分	(18)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 4	光化学スモッグ対策措置事項	(18)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 5	工場騒音に係る特定施設	(19)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 6	工場騒音に係る規制基準 (敷地境界線上)	(20)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 7	特定建設作業及び規制基準 (騒音)	(21)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 8	騒音に係る環境基準	(22)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 9	道路交通騒音に係る要請限度	(23)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 10	自動車騒音の常時監視調査区間表 (平成 18 年度)	(23)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 11	環境騒音測定結果表 (市町村測定分)		
	一般地域 (道路に面する地域以外の地域)	(24)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 12	環境騒音測定結果表 (市町村測定分)		
	道路に面する地域	(27)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 13	工場振動に係る特定施設	(28)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 14	工場振動に係る規制基準 (敷地境界線上)	(29)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 15	特定建設作業及び規制基準 (振動)	(29)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 16	道路交通振動に係る要請限度	(30)	(環境政策課)
表 3 - 3 - 17	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	(31)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 1	環境基準水域類型指定状況	(33)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 2	水質汚濁に係る環境基準	(36)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 3	地下水質測定結果総括表 (平成 18 年度)	(40)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 4	異常水質発生状況	(41)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 5	浄化槽設置事業 (奈良県浄化槽設置事業) の概要	(41)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 6	農業集落排水事業の実績	(42)	(耕地課)
表 3 - 4 - 7	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法 による業種別特定事業場数	(43)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 8	上乘せ基準の設定状況	(45)	(環境政策課)
表 3 - 4 - 9	平成 18 年度ゴルフ場使用農薬調査結果	(46)	(環境政策課)
表 3 - 5 - 1	土壌の汚染に係る環境基準	(47)	(環境政策課)

「第 4 部 持続的発展が可能な循環型社会の構築」に関して

図 4 - 1 - 1	廃棄物の分類	(48)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 1	ごみ処理の状況	(48)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 2	ごみ処理 (焼却処理) 施設の整備状況	(49)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 3	粗大ごみ処理施設の整備状況	(50)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 4	廃棄物再生利用 (リサイクル) 施設の整備状況	(50)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 5	大阪湾フェニックス利用の状況	(51)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 6	し尿処理の状況	(51)	(廃棄物対策課)

表 4 - 1 - 7	し尿処理施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 8	地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の 整備状況	(53)	(耕地課)
表 4 - 1 - 9	浄化槽の設置状況	(53)	(環境政策課)
表 4 - 1 - 10	浄化槽設置届出状況	(53)	(環境政策課)
表 4 - 1 - 11	産業廃棄物の種類	(54)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 12	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況	(56)	(廃棄物対策課)
表 4 - 1 - 13	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況	(56)	(廃棄物対策課)
表 4 - 2 - 1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの 導入状況	(57)	(商工課)

「第 7 部 共通的基盤施策の推進」に関して

表 7 - 1 - 1	公害苦情調査結果	(60)	(環境政策課)
表 7 - 1 - 2	種類別の苦情（新規受理）件数の推移	(61)	(環境政策課)
表 7 - 1 - 3	典型 7 公害の発生源別苦情（新規受理）件数	(61)	(環境政策課)
表 7 - 1 - 4	奈良県公害審査会の処理事件の概要	(62)	(環境政策課)

環境用語の解説	(65)
---------------	------

表 1 - 1 - 1 環境行政のあゆみ

年	奈 良 県	国
昭和42年 (1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布 (8月)
昭和43年 (1968)		・大気汚染防止法を公布 (6月) ・騒音規制法を公布 (6月)
昭和44年 (1969)	奈良県公害防止条例を制定 (4月)	・初の公害白書を刊行 (5月)
昭和45年 (1970)	・企画部に公害消防課を設置 (4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定 (9月) ・企画部に公害課を設置 (12月)	・公害紛争処理法を公布 (6月) ・公害対策本部を設置 (7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布 (12月) ・水質汚濁防止法を公布 (12月)
昭和46年 (1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正 (7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定 (7月)	・悪臭防止法を公布 (6月) ・環境庁を設置 (7月)
昭和47年 (1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定 (3月)	・自然環境保全法を公布 (6月)
昭和48年 (1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布 (10月)
昭和49年 (1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正 (3月)	
昭和51年 (1976)	・公害課を衛生部へ移管 (4月)	・振動規制法を公布 (6月)
昭和63年 (1988)	・公害課を環境保全課に改称 (4月)	
平成元年 (1989)	・衛生部を保健環境部に改称 (4月)	
平成3年 (1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置 (4月) ・奈良県環境会議設置 (6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布 (4月)
平成4年 (1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 (12月)
平成5年 (1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管 (4月)	・環境基本法を公布 (11月)
平成6年 (1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称 (7月)	・環境基本計画を策定 (12月)
平成7年 (1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入 (4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布 (6月)
平成8年 (1996)	・奈良県環境総合計画を策定 (3月) ・奈良県環境基本条例を制定 (12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定 (12月)	
平成9年 (1997)	・奈良県環境基本条例を施行 (4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行 (4月)	・環境影響評価法を公布 (6月)
平成10年 (1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定 (12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布 (6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布 (10月)
平成11年 (1999)	・環境保全課を環境管理課に統合 (4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置 (4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行 (12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布 (7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布 (7月)
平成12年 (2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布 (5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布 (5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布 (6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布 (6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布 (6月) ・環境基本計画の改正 (12月)
平成13年 (2001)	・産業廃棄物監視センターを設置 (4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布 (6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布 (6月)
平成14年 (2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管 (4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称 (4月)	・土壌汚染対策法を公布 (5月) ・京都議定書を批准 (6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布 (7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 (7月)
平成15年 (2003)	・環境管理課を環境政策課に改称 (4月)	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布 (7月)
平成16年 (2004)	・奈良県産業廃棄物税条例を公布 (3月) ・奈良県動物の愛護及び管理に関する条件の施行 (12月)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布 (6月) ・景観法を公布 (6月)
平成17年 (2005)	・奈良県森林環境税条例を公布 (3月)	・京都議定書が発効 (2月)
平成18年 (2006)	・新奈良県環境総合計画の策定 (3月) ・奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定 (3月)	・石綿による健康被害の救済に関する法律を公布 (2月) ・第3次環境基本計画の策定 (4月)
平成19年 (2007)	・ストップ温暖化アクションプランの策定 (3月)	

表 1 - 1 - 2 環境関係予算の概要

(単位：千円)

分 類	平成19年度予算額 (平成18年度予算額)	主 な 事 業 名	各事業の 平成19年度予算額
環境政策	18,902 (19,444)	環境企画推進事業 環境啓発推進事業 環境にやさしい県民行動推進事業 ISO14001環境マネジメントシステム推進事業 環境影響評価推進事業 環境県民フォーラム推進事業 吉野川マナーアップキャンペーン事業 環境保全基金積立金 地球温暖化防止県民運動事業費 地球温暖化対策推進事業 環境政策推進事務	2,352 482 956 1,503 2,043 334 439 2,040 4,796 1,719 2,238
環境保全対策	175,748 (174,615)	ダイオキシン類常時監視等対策 大気汚染防止対策 アスベスト対策事務費 特定化学物質管理促進事業 環境放射能測定調査 水質汚濁防止対策 騒音振動防止対策 公害防止施設整備資金利子補給金 公害紛争処理対策 環境情報管理システム運営 リフレッシュ大和川行動事業 土壌環境保全事業 合併浄化槽設置整備費補助 浄化槽維持管理促進事務費 石綿健康被害救済基金出資金 公害防止計画策定事業費 浄化槽関係指導事務費	4,326 28,555 3,057 63 1,261 10,337 915 687 1,125 7,195 3,400 82 90,000 3,200 20,150 700 695
生活環境対策	363,318 (367,831)	産業廃棄物減量化等推進基金積立金 ゼロエミッション推進支援事業費 産業廃棄物排出抑制等研究開発事業費補助金 産業廃棄物排出抑制取組支援事業費 産業廃棄物適正処理推進支援事業費 リサイクル推進事業費 産業廃棄物適正処理監視体制強化事業費 産業廃棄物処理計画策定事業費 産業廃棄物監視事業費 奈良県循環型社会構築構想推進事業費 産業廃棄物監視センター事業費 産業廃棄物処理適正化事業 産業廃棄物排出事業者指導事業 特定産業廃棄物処理対策 PCB廃棄物処理対策推進事業 廃棄物対策推進事業その他	152,572 5,505 35,251 3,258 2,100 1,514 62,029 949 2,274 338 24,253 7,294 509 18,700 23,000 23,772
風致行政	9,360 (16,630)	古都風致審議会運営 屋外広告物規制 自然公園保護対策 風致地区等規制指導事業 風致行政推進	804 678 4,489 2,919 470
古都保存	1,595,092 (1,745,537)	歴史的風土保存買収事業 歴史的風土保存買収地整備 歴史的風土保存買収地景観管理 歴史的風土保存関連事業 あすかの里花園づくり事業 古都法買入地景観づくり事業	1,508,600 38,000 24,000 22,706 1,038 748
林業振興	1,107,514 (1,070,103)	森林環境教育事業費 森林整備地域活動支援事業 他	13,200 1,094,314
県有林造成	116,068 (132,597)	県有林造成事業	116,068
鳥獣保護	23,434 (20,801)	鳥獣保護事業 他 狩猟適正化事業	8,202 15,232
森林計画	9,216 (10,035)	森林計画樹立事業 林地開発許可事業費	8,727 489
造林	1,040,949 (827,867)	森林造成事業 森林環境保全緊急間伐事業費その他	750,697 290,252
治山	797,984 (1,241,419)	治山事業 民有林直轄治山事業費負担金 他	677,760 120,224
緑化推進	18,546 (21,943)	奈良県版レッドデータブック作成事業 緑化推進事業 他	5,365 13,181
自然公園	65,376 (69,957)	国立国定公園施設整備 県立自然公園施設整備 他	30,775 34,601
河川	6,386,893 (7,496,300)	河川愛護啓発事業 河川維持修繕 河川改良 他	1,280 516,750 5,868,863
都市公園	658,325 (944,061)	補助都市公園事業 都市公園管理運営費 他	420,000 238,325
下水道	195,292 (232,503)	第二浄化センタースポーツ広場整備事業費 奈良県流域下水道事業費特別会計への繰出金 他	2,000 193,292
合計 平成19年度 (平成18年度)	12,582,017 (14,391,643)		

地域住民の生活環境に密接に関係する県内市町村の環境行政担当組織は、下表のとおりである。

表 1 - 1 - 3 市町村の環境行政担当組織

(平成 20 年 2 月現在)

市町村名	課	郵便番号	住 所	メールアドレス	電話番号	直 通	FAX 番号
奈良市	環境保全課	630-8580	二条大路南 1-1-1	lg-kankyohozen02@city.nara.lg.jp	0742-34-1111	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中 100-1	eisei@info.city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101		0745-52-2801
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町 248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1151		0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町 605	kannkyouseisaku@city.tenri.lg.jp	0743-63-1001		0743-62-2880
橿原市	環境対策課	634-8586	八木町 1 丁目 1-18	kankyo@city.kashihara.nara.jp	0744-22-4001		0744-24-9719
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古 485-1	greenpark1@city.sakurai.nara.jp	0744-45-2001	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町 1 丁目 1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3152	0747-22-8210
御所市	環境政策課	639-2298	栗坂 293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境管理課	630-0288	東新町 8-38	kankyokanri@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111		0743-75-8125
香芝市	生活環境課	630-0292	本町 1397	seikatu@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001		0745-78-3830
葛城市	環 境 課	639-2195	柿本 166	kankyo@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001		0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足 17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西 151	jumin@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0041	0743-85-0048	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新 1 丁目 1-1	somu@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001		0745-45-0100
三郷町	生活環境課	636-8535	勢野西 1 丁目 1-1	seikatsukankyo@town.sango.lg.jp	0745-73-2101		0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西 3 丁目 7-12	kankyo@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001		0745-75-4455
安堵町	住 民 課	639-1095	大字東安堵 958	JUUMIN@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1515	0743-57-1525
川西町	産業振興課	636-0202	大字結崎 28-1	kshinkou@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211		0745-44-4734
三宅町	町民生活課	636-0213	大字伴堂 689	tyoumin@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001		0745-43-0922
田原本町	生活安全課	636-0392	890-1	seikatsu@town.tawaramoto.nara.jp	0744-34-2114		0744-33-8220
曽爾村	住民生活課	633-1212	大字今井 495-1	pm-jyumin@office.vill.soni.nara.jp	0745-94-2101		0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野 368	jumin2@vill.mitsue.nara.jp	0745-95-2001		0745-95-3545
高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覚寺 990-1	saruishi@ceres.ocn.ne.jp(高取町企画課)	0744-52-3334		0744-52-4063
明日香村	住 民 課	634-0111	大字岡 55	hideki_nakai@vill.asuka.lg.jp	0744-54-2001	0744-54-3239	0744-54-3239
上牧町	環 境 課	639-0293	大字上牧 3350	pegasust@aioros.ocn.ne.jp	0745-76-1001		0745-77-6673
王寺町	住 民 課	636-8511	王寺 2 丁目 1-23	yawaragi@town.oji.nara.jp	0745-73-2001		0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-8515	大字古寺 81	info@town.koryo.nara.jp	0745-55-4431		0745-55-4432
河合町	環境衛生課	636-8501	池部 1 丁目 1-1	mn-kamimura@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706		0745-32-9491
吉野町	企画観光課	639-3192	大字上市 80-1	kikakukankou@town.yoshino.nara.jp	0746-32-3081		0746-32-8855
大淀町	住民生活課	638-8501	大字捨垣本 2090	juminseikatsu@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501		0747-52-5505
下市町	住民福祉課	638-8510	大字下市 1960	TEIJYU@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001		0747-52-0007
黒滝村	住民福祉課	638-0292	大字寺戸 77	kurotaki@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031		0747-62-2569
天川村	住 民 課	638-0392	大字沢谷 60	jyumin@vill.tenkawa.nara.jp	0747-63-0321		0747-63-0329
野迫川村	住 民 課	648-0392	大字北股 84	jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101		0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原 225-1	k-odama@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0001		0746-62-0020
下北山村	住 民 課	639-3803	大字寺垣内 983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001		07468-6-0377
上北山村	住 民 課	639-3701	大字河合 330	s-oka@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	住民生活課	639-3594	大字迫 1335-7	y-marui@vill.kawakami.lg.jp	0746-52-0111		0746-52-0345
東吉野村	環境衛生課	633-2492	大字小川 99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	07464-2-0441		07464-2-0446

注) 担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。

自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

表 1 - 4 - 1 奈良県環境審議会の答申状況（最近 5 年間）

年度	諮問事項等	答申年月日	答 申 内 容
平成 14 年度	平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成15年 3 月17日 (環審第 2 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	「廃棄物処理計画(概要)」に対する意見について	平成15年 3 月17日 (環審第 3 号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、奈良県廃棄物処理計画を策定することについて、諮問どおり答申した。
平成 15 年度	水質環境基準に係る水域類型指定について	平成16年 3 月23日 (環審第 1 号)	環境基本法第16条第 2 項にもとづく、水質環境基準に係る水域類型の設定について、布目ダム貯水池の水域類型を湖沼 A 湖沼（全窒素の項目の基準値を除く）と答申した。
	平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成16年 3 月23日 (環審第 2 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成 16 年度	平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成17年 3 月23日 (環審第 1 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成 17 年度	平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成18年 2 月16日 (環審第 1 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	次期「奈良県環境総合計画」の策定について	平成18年 2 月16日 (環審第 2 号)	環境基本条例第10条第 3 項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画案について諮問どおり答申した。
平成 18 年度	平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成19年 2 月14日 (環審第 2 号)	水質汚濁防止法第16条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改訂について	平成19年 2 月14日 (環審第 3 号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。

表 2 - 3 - 1 鳥獣保護区及び特別保護区の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 台 山 系	吉野郡上北山村大台ヶ原	昭和 4 年 11 月 1 日 から 平成 24 年 10 月 31 日 まで	2,083 (838)
2	吉 野 山	吉野郡吉野町吉野山	平成 12 年 11 月 1 日 から 平成 22 年 10 月 31 日 まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成 6 年 11 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 31 日 まで	2,050
4	神 野 山	山辺郡山添村神野山周辺	〃	672
5	室 生	宇陀市室生区室生寺周辺	〃	369 (93)
6	玉 置 山	吉野郡十津川村玉置山周辺	〃	538
7	二 上 山	葛城市二上山周辺	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村	〃	10,694
9	池 峯 ・ 池 原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺	〃	535
10	鎧 ・ 兜 岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩	〃	1,110
11	立 里 荒 神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成 18 年 11 月 1 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで	2,458 (54)
12	日 張 山	宇陀市菟田野区日張山周辺	〃	300
13	高 見 山	吉野郡東吉野村高見山	〃	3,102
14	下 市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸 の一部	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	880
15	金 剛 葛 城	五条市、御所市、葛城市	平成 18 年 11 月 1 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで	4,184
16	前 鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	1,033
17	都 祁	奈良市都祁吐山、都祁相河周辺	平成 11 年 11 月 1 日 から 平成 21 年 10 月 31 日 まで	603
18	旭	吉野郡十津川村	平成 12 年 11 月 1 日 から 平成 22 年 10 月 31 日 まで	1,190
19	白 谷 川	吉野郡十津川村	平成 17 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日 まで	250
20	花 瀬 山	吉野郡十津川村	平成 18 年 11 月 1 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで	1,836
21	薊 岳	吉野郡川上村	平成 12 年 11 月 1 日 から 平成 22 年 10 月 31 日 まで	124
22	白 川 又	吉野郡上北山村	平成 13 年 11 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 31 日 まで	1,688 (379)
計 22 ヶ所				39,188 (1,364)

(注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表 2 - 3 - 2 休猟区の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在 設定なし

表 2 - 3 - 3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	奈良公園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永 年	496
2	竜田公園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大神神社	桜井市三輪	〃	280

表 2 - 3 - 4 鉛散弾規制地域の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
坂本ダム鉛散弾規制地域	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成12年11月1日から 特に終期を定めない	61

表 2 - 3 - 5 銃猟禁止区域の状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 和 平 野	大和平野部一円	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	48,459
2	津 風 呂 湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びに グランテージゴルフクラブ敷地内とその周辺	〃	660
3	高 山 ダ ム	奈良市月ヶ瀬村、山辺郡山添村高山ダム水面及 び周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	〃	111
4	奈 良 万 葉 カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺 50 m 以内	〃	75
5	重 阪 牧 場	御所市重阪牧場区域	〃	60
6	春 日 台 カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びそ の周辺 50 m 以内	〃	142
7	東 海 自 然 歩 道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側 100 m 以内	〃	1,575
8	曾 爾 高 原	曾爾村伊賀見及亀山周辺	〃	508
9	室 生 ダ ム	宇陀市室生区、榛原区室生ダム水面及び周遊道 路	〃	138
10	天 川	吉野郡天川村北角周辺	〃	101
11	二 津 野 ダ ム	十津川村二津野ダム水面	〃	192
12	上 野 地	十津川村上野地周辺	〃	40
13	大 宇 陀	宇陀市大宇陀区西部	〃	2,949
14	布 目 ダ ム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周 辺	平成14年11月1日から 平成 24年10月31日まで	174
15	上 津 ダ ム	山添村の上津ダム建設地	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	42
16	西 吉 野	五條市西吉野町北部	平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで	3,300
17	須 川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリーク ラブゴルフ場及びその周辺	平成14年11月1日から 平成24年10月31日まで	420

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
18	桃 俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	100
19	御 所	御所市古瀬周辺	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	37
20	初 瀬 ダ ム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成11年11月1日から平成21年10月31日まで	37
21	龍 王 山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	265
22	桜 井	大和平野銃猟禁止区域に接する生田地区	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	30
23	菟 田 野	宇陀市菟田野区北西部	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	441
24	高 取	高取町東部	〃	683
25	大 淀	県道今木出口線、国道169号を結んだ線より南側及び西側	〃	2,750
26	五 條	五條市一円	平成9年11月1日から平成19年10月31日まで	5,005
27	大 深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺	〃	30
28	牧 五 條 市	五條市域の牧 団地とその周辺	〃	4
29	生 琉 里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成10年11月1日から平成20年10月31日まで	151
30	デ ィ ア パ ー ク	ディアパークゴルフ場	〃	81
31	柳 生 ゴ ル フ 場	柳生ゴルフ場	〃	119
32	宇 陀 ゴ ル フ 場	宇陀ゴルフ場及びその周辺	〃	606
33	阿 騎 野 ゴ ル フ 場	阿騎野ゴルフ場及びその周辺	〃	202
34	水 泥	御所市水泥周辺	〃	29
35	新 田	御所市新田周辺	〃	43
36	朝 倉	桜井市朝倉周辺	平成11年11月1日から平成21年10月31日まで	182
37	榛 原	宇陀市榛原区萩原周辺	〃	775
38	都 祁	奈良市蘭生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	〃	787
39	川 上	川上村中奥川上流	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	823
40	川 上 第 2	川上村大滝周辺	〃	600
41	大 塔	五條市大塔町殿野	〃	300
42	吉 野	吉野町丹治・飯貝周辺	〃	381
43	菟 田 野 第 2	宇陀市菟田野区駒帰・稲戸周辺	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	99
44	奈 良 教 育 大 学 奥 吉 野 演 習 林	五條市大塔町赤谷	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	176
45	福 住	天理市福住町の一部	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで	52
計 45ヶ所				73,554

表 2 - 5 - 1 県内の文化財の指定件数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区 分		件 数	備 考	
有 形 文 化 財	国 宝	211 件		
	重 要 文 化 財	1,422 件	国宝を含む	
	県 指 定 有 形 文 化 財	311 件		
	小 計	1,733 件		
無 形 文 化 財	重 要 無 形 文 化 財	2 件	個人 2 人	
	県 指 定 無 形 文 化 財	3 件		
	小 計	5 件		
民 俗 文 化 財	有 形	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	5 件	
		県 指 定 有 形 民 俗 文 化 財	20 件	
		小 計	25 件	
	無 形	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	5 件	
		県 指 定 無 形 民 俗 文 化 財	32 件	
		小 計	37 件	
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	10 件	
		史 跡	117 件	特別史跡を含む
		県 指 定 史 跡	51 件	
		小 計	168 件	
	名 勝	特 別 名 勝	1 件	(注)
		名 勝	10 件	特別名勝を含む
		県 指 定 名 勝	4 件	
		小 計	14 件	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3 件	
		天 然 記 念 物	23 件	特別天然記念物 含む
		県 指 定 天 然 記 念 物	59 件	
		小 計	82 件	
伝 統 的 建 造 物 群	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	2 地区		
文 化 財 の 保 存 技 術	選 定 保 存 技 術	9 件	個人 9 人	
	県 選 定 保 存 技 術	1 件	個人 1 人	
	小 計	10 件		

(注) 記念物については、同一の物件につき 2 つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみ
に 1 件として数えた件数 (例えば「名勝及び史跡」は名勝のみに計上)。

表 2 - 5 - 2 国指定文化財の指定件数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

件名 区分	国 宝									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	典 籍 跡 書 跡	古 文 書	考 古 料	歴 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	64	71	14	70	38	14	2	9	0	211
全 国	213	257	157	126	252	223	59	41	2	1,073
対全国比(%)	30.0	27.6	8.9	55.6	15.1	6.3	3.4	22.0	-	19.7

件名 区分	重 要 文 化 財 (含 国 宝)									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	典 籍 跡 書 跡	古 文 書	考 古 料	歴 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	261	374	132	501	231	188	50	49	10	1,422
全 国	2,306	4,147	1,952	2,615	2,405	1,857	717	559	150	12,561
対全国比(%)	11.3	9.0	6.8	19.2	9.6	10.1	7.0	8.8	6.7	11.3

件名 区分	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 別 天 然 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 文 化 無 形 財	重 民 俗 文 化 無 形 財	重 民 俗 文 化 有 形 財	重 建 造 物 的 群 體	保 存 技 術	登 録 有 形 財 (建 造 物)
									個人	個人	個人	個人		
奈 良 県	10	1	3	14	117	10	23	150	個人2	5	5	2	個人9	114
全 国	60	29	72	161	1,572	308	934	2,814	個人82件 110人 団体25件 25団体	252	205	79	個人45件 49人 団体23件 24団体	5,913
対全国比(%)	16.7	3.4	4.2	8.7	7.4	3.2	2.5	5.3	-	2.0	2.4	2.5	-	1.9

(注) 史跡・名勝・天然記念物の件数には、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表 2 - 5 - 3 県指定文化財の指定件数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

件名 区分	有 形 文 化 財									史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 形 文 化 財	無 文 化 民 俗 財	有 文 化 民 俗 財	選 定 保 存 術	計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 古 料	歴 史 料								
	件数	棟数															
奈 良 県	107	158	33	95	40	10	13	9	4	51	4	59	3	32	20	1	481

表 2 - 5 - 4 文化財の保護対策 (平成 18 年度)

事業名	事業内容
文化財保存事業	<p>(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理・買収等に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県指定文化財 ... 修理事業ほか (イ) 国指定文化財 ... 修理事業ほか (ウ) 埋蔵文化財発掘調査等 ... 平城京跡発掘調査ほか <p>(2) 文化財防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 文化財防災設備設置 (イ) 文化財防災設備保守点検及び修理 <p>(3) 史跡地等の保護・調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 史跡地環境整備事業 ... 新沢千塚古墳群の環境整備事業ほか (イ) 史跡地公有化事業 ... 桜井茶臼山古墳追加指定地買収ほか (ウ) カモシカ食害対策事業 ... カモシカ生息概況調査ほか <p>(4) 埋蔵文化財発掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国庫補助事業 ... 東大寺旧境内緊急調査ほか (イ) 受託発掘調査 ... 京奈和自動車道ほか
重要文化財保存 修理受託事業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が唐招提寺他の建造物を修理する。

表3-1-1 市町村別の風致地区指定状況

(平成19年3月31日現在)

区分 市町村名	地区数	面積 (ha)	種別内訳 (ha)					備考
			第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
奈良市	6	4,727.9	1,809.0	1,455.4	1,316.8	24.5	122.2	
大和郡山市	2	478.0	341.0	69.0	37.0	27.6	3.4	
天理市	1	1,338.0	151.9	1,066.9	118.6	-	0.6	
橿原市	4	371.3	212.0	61.0	58.2	40.1	-	
桜井市	3	1,406.9	304.0	977.7	-	125.2	-	
生駒市	1	1,010.0	-	348.5	287.5	316.9	57.1	
斑鳩町	1	628.4	80.9	376.3	171.2	-	-	
明日香村	1	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	-	-	村全域を指定
計	19	12,378.5	3,024.4	5,210.2	3,426.3	534.3	183.3	

表3-1-2 風致地区における許可基準

(平成19年3月31日現在)

種別	条 例 に よ る 基 準								指 導 要 綱 に よ る 基 準	
	建物の高さ (m)	建ぺい率 (%)	道路後退距離 (m)	隣地後退距離 (m)	緑地率 (%)	森林区域の緑地率 (%)	切土又は盛土高さ (m)	宅 地 割		
								1 ha 以上の開発地	1 ha未滿の開発地	
第1種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当り500㎡以上	1宅地当り500㎡以上	
第2種	10	30	2	1	30	50	3	最低 200㎡以上 平均 300㎡以上	原則として 200㎡ 以上	
第3種	10	40	2	1	20	40	4			
第4種	12	40	2	1	20	40	4			
第5種	15	40	2	1	20	40	4			

表3-1-3 風致地区における行為別許可申請件数 (最近5年間)

(単位: 件)

区分 年度	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	土石の 採取	その他	計	協議通知 件数
平成14年度	543	40	86	2	0	15	687	118
平成15年度	525	62	71	5	0	4	667	97
平成16年度	516	38	86	8	0	5	653	132
平成17年度	510	33	68	5	0	9	625	136
平成18年度	407	55	107	2	1	1	573	150

(注) 協議: 許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合
 通知: 風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表 3 - 1 - 4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数 (平成 18 年度) (単位: 件)

市 町 村	風 致 地 区					歴史的風土特別保存地区			
	地 区 名	許 可	協 議	通 知	計	地 区 名	許 可	協 議	計
奈 良 市	春 日 山	58	14	17	89	春 日 山	54	1	55
	佐 保 山	45	3	1	49	聖 武 天 皇 陵	0	0	0
						平 城 宮 跡	5	2	7
	平 城 山	24	6	4	34	平 城 宮 跡	5	2	7
						山 陵	2	0	2
	あ や め 池	32	1	1	34				
	西 の 京	35	2	2	39	唐 招 提 寺	2	0	2
						薬 師 寺	0	0	0
富 雄	7	0	1	8					
計	201	26	26	253					
大和郡山市	郡山城跡	22	0	2	24				
	矢田山	0	0	5	5				
	計	22	0	7	29				
生駒市	生駒山	65	0	7	72				
斑鳩町	斑鳩	56	0	20	76	法隆寺	2	0	2
天理市	山の辺	4	3	3	10	石上神宮	1	0	1
						崇神景行天皇陵	3	0	3
桜井市	三輪山の辺	6	0	0	6	三輪山	1	0	1
	鳥見山	31	0	0	31				
	磐余	1	0	0	1				
	計	38	0	0	38				
橿原市	耳成山	3	0	0	3	耳成山	0	0	0
	香久山	0	0	0	0	香久山	0	0	0
	畝傍山	5	0	0	5	畝傍山	2	0	2
	藤原宮跡	2	1	2	5	藤原宮跡	2	3	5
	計	10	1	2	13				
明日香村	明日香	42	7	28	24	飛鳥宮跡	6	2	8
						石舞台	0	0	0
						岡寺	1	0	1
						高松塚	0	2	2
						明日香 2 種	93	4	97
合 計	438	37	93	515	合 計	179	16	195	

(注) 風致地区の申請数は、歴史的風土保存区域に重複して規制される申請数を含む。

表 3 - 1 - 5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

古都保存法による指定

(平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位 : ha)

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保 存 区 域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

明日香村特別措置法による指定

(平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位 : ha)

区 分	第 1 種 地 区	第 2 種 地 区	計 (明日香村全村)
面 積	126	2,278	2,404

表 3 - 1 - 6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区 分		規 制 内 容	
保 存 区 域		届 出 制	指導・助言等による規制
特 別 保 存 地 区		許 可 制	原則として現状保存の規制 著しい変更を抑制することとしているが、同村の生活環境を配慮し、建築物等については、一定の緩和を図っている。
明日香村	第 1 種 地 区		
	第 2 種 地 区		

表 3 - 1 - 7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為別申請件数 (最近 5 年間) (単位：件)

年度	行為区分 規制区分	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	その他	計
		平成14年度	保存区域	2	0	0	0
	特別保存地区	23	20	8	0	1	52
	明日香第2種地区	44	39	13	0	0	96
平成15年度	保存区域	2	0	0	0	0	2
	特別保存地区	23	20	8	0	1	52
	明日香第2種地区	44	39	13	0	0	96
平成16年度	保存区域	5	0	0	0	0	5
	特別保存地区	31	26	53	2	8	120
	明日香第2種地区	42	39	14	0	2	97
平成17年度	保存区域	5	0	0	0	0	5
	特別保存地区	29	15	39	1	8	92
	明日香第2種地区	25	42	16	0	0	83
平成18年度	保存区域	6	0	0	0	0	6
	特別保存地区	23	47	43	0	4	117
	明日香第2種地区	28	55	10	0	0	93

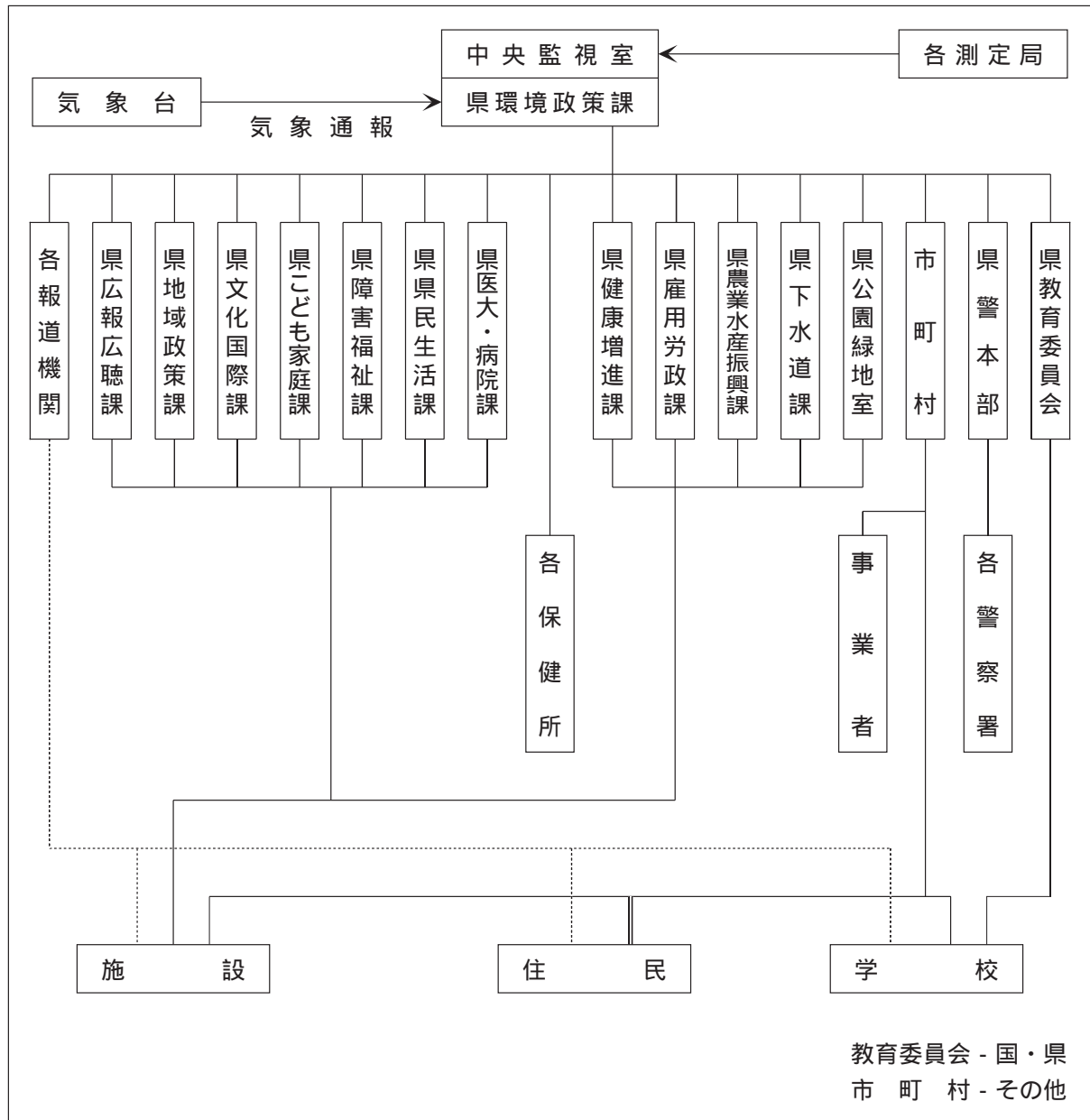
(注) 件数は延件数である。

表 3 - 1 - 8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

地区名	件数	面積 (㎡)
春日山	624	1,943,004
平城宮跡	631	591,578
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	28	23,867
唐招提寺	11	8,601
崇神景行天皇陵	86	55,431
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	200	168,206
明日香第2種	325	326,450
計	1,983	3,279,628

図 3 - 3 - 1 光化学スモッグ広報伝達機構

(平成 19 年 4 月 1 日現在)



(注) —— FAX による伝達 (ただし、県から市町村へは防災ファックスとする。)

—— 有線放送・掲示等による伝達

..... ラジオ・テレビ等その他の方法による伝達

表 3 - 3 - 1 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成 18 年度)

月日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
6 / 1 (木)	1	13 : 15	北部	生駒局 0.103				
		"	中部	天理局 0.109				
		"	南部	桜井局 0.104				
6 / 5 (月)	2	15 : 15	北部	生駒局 0.107				
		"	中部	王寺局 0.119				
		"	南部	高田局 0.109				
6 / 14 (水)	3	13 : 50	北部	生駒局 0.098				
		"	中部	王寺局 0.100				
6 / 29 (木)	4	15 : 00	北部	生駒局 0.113				
		"	中部	王寺局 0.120				
		"	南部	高田局 0.102				
8 / 4 (金)	5	13 : 10	北部	生駒局 0.107	1	14 : 10、17 : 20	北部	生駒局 0.138
		"	中部	王寺局 0.108		"	中部	王寺局 0.133
8 / 5 (土)	6	13 : 10	北部	生駒局 0.115	2	15 : 10、18 : 00	北部	生駒局 0.155
		"	中部	王寺局 0.106		"	中部	王寺局 0.140
8 / 6 (日)	7	14 : 15	北部	生駒局 0.093	3	15 : 15、17 : 10	北部	生駒局 0.123
		"	中部	王寺局 0.099		"	中部	王寺局 0.141
8 / 11 (金)	8	12 : 10	北部	生駒局 0.116				
		"	中部	王寺局 0.120				
8 / 24 (木)	9	13 : 15	北部	生駒局 0.084				
		"	中部	王寺局 0.114				

(注) 予報の解除は、午後 5 時としている。

表 3 - 3 - 2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発 令 基 準
予 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.08 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注 意 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.12 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.24 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重 大 警 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.40 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表 3 - 3 - 3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大 和 平 野 北 部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大 和 平 野 中 部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大 和 平 野 南 部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表 3 - 3 - 4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措 置 事 項
予 報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること (2) 屋外での特に過激な運動はさけること (3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをすることを指導すること
注 意 報	(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをすることを指導すること (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時 1 万立方メートル以上を排出する工場及び事業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警 報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重 大 警 報	(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることの徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

(注) この表の措置事項のうち注意報の(5)・(6)・(7)及び重大警報の(2)・(3)・(4)は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条の規定に基づくものであること。

表 3 - 3 - 5 工場騒音に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 動 力 等
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	砥石を用いるもの
空気圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
送風機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破砕機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分吸機	
織機		原動機を用いるもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であるもの
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5キロワット以上であるもの
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25キロワット以上であるもの
	砕木機	すべてのもの
	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15キロワット以上、木工用にあつては 2.25キロワット以上であるもの
	丸のご盤	
	かなな盤	原動機の定格出力が 2.25キロワット以上であるもの
抄紙機		すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3 - 3 - 6 工場騒音に係る規制基準 (敷地境界線上)

(単位：デシベル)

区域の区分	許 容 限 度			
	昼 間	朝 ・ 夕		夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種 低層住居専用地域・第 1 種中高層 住居専用地域・第 2 種中高層住居 専用地域・風致地区 (第 3 種区域 に該当する区域を除く。)・歴史的 風土保存区域	50	45		40
第 2 種区域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域 ・準住居地域 (第 1 種区域に該当 する区域を除く。)・その他の区域	60	50		45
第 3 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業 地域	65	60		50
第 4 種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

(注) 第 2 種から 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所 (患者収容施設を有するもの)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50 m 区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表3-3-7 特定建設作業及び規制基準（騒音）

<p>特定建設作業</p>	<p>(1) くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）</p> <p>(4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>(5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）または、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</p> <p>(6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p>		
<p>規制基準 (敷地境界線上)</p>	<p>規 制 値</p>	<p>85 デシベル</p>	
<p>第1号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前7時～午後7時</p>	
	<p>作業時間</p>	<p>1日10時間以内</p>	
	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	
	<p>作業時間帯</p>	<p>午前6時～午後10時</p>	
	<p>作業時間</p>	<p>1日14時間以内</p>	
	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80m以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3 - 3 - 8 騒音に係る環境基準

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

AA : 地域指定なし

A : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

B : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種住居地域・準住居地域

C : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下) によることができる。	

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

表 3 - 3 - 9 道路交通騒音に係る要請限度

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区域の区分	時間の区分	昼 間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

- a 区域 ... 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・風致地区（第 3 種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域
- b 区域 ... 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域
- c 区域 ... 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼 間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路。

「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

表 3 - 3 - 10 自動車騒音の常時監視調査区間表 (平成 18 年度)

番号	区 間 名	測 定 地 点
1	一般国道 24 号 (天理市南六条町 ~ 天理市嘉幡町)	天理市二階堂上ノ庄町地内
2	一般国道 24 号 (天理市嘉幡町 ~ 田原本町大字阪手)	田原本町大字阪手地内
3	一般国道 25 号 (大和郡山市横田町 ~ 大和郡山市小泉町)	大和郡山市筒井町地内

表3-3-11 環境騒音測定結果表(市町村測定分)

一般地域(道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
1	201	1	奈良市	中登美ヶ丘一丁目(公団中登美団地C-14棟横公園)	H18.10.30	A	44	35			
2	201	2	奈良市	鶴舞西町1-16(公団鶴舞団地16棟横)	H18.11.1	A	48	42			
3	201	3	奈良市	学園南二丁目4-11	H18.11.1	A	43	37			
4	201	4	奈良市	鳥見町四丁目(公団富雄団地48棟北側)	H18.11.1	A	47	44			
5	201	5	奈良市	学園大和町五丁目(学園大和第6号児童公園)	H18.11.1	A	44	35			
6	201	6	奈良市	六条二丁目16-3(西側空き地)	H18.10.30	A	47	38			
7	201	7	奈良市	平松一丁目24(グラウンド南側)	H18.10.30	A	45	39			
8	201	8	奈良市	西登美ヶ丘七丁目13(西登美ヶ丘南街区公園)	H18.11.1	A	43	32			
9	201	9	奈良市	東登美ヶ丘一丁目5(東登美ヶ丘一丁目東児童公園)	H18.10.30	A	46	39			
10	201	10	奈良市	帝塚山南四丁目8(帝塚山南四丁目街区公園)	H18.11.1	A	44	35			
11	201	11	奈良市	朱雀五丁目12(朱雀五丁目街区公園)	H18.10.30	A	46	40			
12	201	12	奈良市	右京三丁目18(公園)	H18.10.30	A	46	40			
13	201	13	奈良市	南京終町五丁目(公園)	H18.11.1	C	47	40			
14	201	14	奈良市	菅原町(菅原町児童公園南側)	H18.10.30	-	62	60	-	-	-
15	201	15	奈良市	四条大路三丁目3(四条大路三丁目第1号街区公園)	H18.11.1	A	43	39			
16	201	16	奈良市	法蓮西町398-10	H18.11.1	A	46	42			
17	201	17	奈良市	南永井町(南永井町第1号街区公園)	H18.11.1	B	46	35			
18	201	18	奈良市	青山七丁目(青山七丁目児童公園)	H18.10.30	A	44	39			
19	201	19	奈良市	南紀寺町二丁目(南紀寺町街区公園)	H18.11.1	A	51	42			
20	201	20	奈良市	あやめ池南三丁目2(公園)	H18.11.1	B	45	38			
21	201	21	奈良市	秋篠早月町3	H18.10.30	B	49	42			
22	201	22	奈良市	西大寺南町2	H18.10.30	C	49	41			
23	201	23	奈良市	奈良阪町(奈良豆比古神社)	H18.10.30	B	46	40			
24	201	24	奈良市	西九条町二丁目(龍頭児童公園)	H18.11.1	B	47	38			
25	201	25	奈良市	芝辻町四丁目(芝辻町四丁目児童公園)	H18.11.1	C	50	44			
26	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H18.11.1	C	48	42			
27	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H18.11.1	B	46	32			
28	203	3	大和郡山市	柳4丁目25	H18.11.1	C	46	38			
29	203	4	大和郡山市	矢田山町29-11	H18.11.1	A	37	31			
30	203	5	大和郡山市	西田中町166-9	H18.11.1	B	44	37			
31	203	6	大和郡山市	小泉町1830-8	H18.11.1	A	42	33			
32	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H18.11.1	C	46	38			
33	203	8	大和郡山市	今国府町764	H18.11.1	C	40	35			
34	203	9	大和郡山市	筒井町959-1	H18.11.1	C	60	66		x	x
35	203	10	大和郡山市	柏木町120	H18.11.1	B	42	35			
36	204	1	天理市	櫛本町白川台公園	H18.11.24	C	45	40			
37	204	2	天理市	櫛本町城法話所南門	H18.11.24	A	53	46		x	x
38	204	3	天理市	櫛本町櫛本公民館	H18.11.24	B	49	42			
39	204	4	天理市	中町会館前	H18.11.30	C	47	35			
40	204	5	天理市	中町トーメン団地内公園	H18.11.30	A	48	35			
41	204	6	天理市	二階堂上ノ庄町	H18.11.30	C	48	41			
42	204	7	天理市	杉本町小林住宅付近	H18.11.30	A	43	36			
43	204	8	天理市	田井庄町八剣神社	H18.11.30	B	51	33			
44	204	9	天理市	田井庄町児童公園付近	H18.11.30	C	53	43			
45	204	10	天理市	川原城町神明神社付近	H18.11.30	C	44	38			

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
46	204	11	天理市	三島町公会堂付近	H18.11.24	A	58	38	×		×
47	204	12	天理市	丹波市町公民館前	H18.11.30	C	41	35			
48	204	13	天理市	勾田町ひばりが丘	H18.11.24	C	48	38			
49	204	14	天理市	嘉幡町二階堂公民館	H18.11.30	C	46	42			
50	204	15	天理市	西長柄町公民館付近	H18.11.24	B	63	48	×	×	×
51	204	16	天理市	西長柄町市道572号	H18.11.24	C	52	35			
52	204	17	天理市	西長柄町材木団地内	H18.11.24	C	67	46	×		×
53	204	18	天理市	柳本町市営住宅付近	H18.11.24	B	45	35			
54	205	1	橿原市	白檀町2-6 阿弥陀児童公園前	H18.10.24	A	44	38			
55	205	2	橿原市	川西町74 県営橿原団地中央集会所前	H18.10.24	A	47	42			
56	205	3	橿原市	上飛驒町57 日高山団地内	H18.10.24	B	47	32			
57	205	4	橿原市	畝傍町9-1 市保健センター前	H18.10.24	C	50	39			
58	205	5	橿原市	久米町860 県営橿原野球場南側	H18.10.24	C	49	43			
59	205	6	橿原市	法花寺町537-13 緑ヶ丘住宅内公園	H18.10.24	C	48	47			
60	205	7	橿原市	十市町650 箱塚荘園内	H18.10.24	C	45	41			
61	206	1	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	48	40	-	-	-
62	206	2	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	49	44	-	-	-
63	206	3	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	48	43	-	-	-
64	206	4	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	55	43	-	-	-
65	206	5	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	53	39	-	-	-
66	206	6	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	50	42	-	-	-
67	206	7	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	55	44	-	-	-
68	206	8	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	54	41	-	-	-
69	206	9	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H18.10.19	-	50	41	-	-	-
70	206	10	桜井市	大字下り尾819(最終処分場)	H18.10.19	-	39	41	-	-	-
71	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園西側	H18.11.15	A	47	37			
72	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H18.11.15	B	45	39			
73	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ北側	H18.11.15	C	46	41			
74	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H18.11.15	A	45	38			
75	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H18.11.15	A	47	33			
76	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H18.11.15	A	44	40			
77	209	7	生駒市	俵口町 長福寺	H18.11.15	B	42	39			
78	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H18.11.15	A	49	36			
79	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校南側	H18.11.15	A	47	36			
80	209	10	生駒市	元町1丁目 生駒コミュニティセンター付近	H18.11.15	C	46	35			
81	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H18.11.15	B	46	38			
82	209	12	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園北側	H18.11.15	A	44	35			
83	209	13	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第一公園北側	H18.11.15	A	40	31			
84	209	14	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H18.11.15	A	49	34			
85	209	15	生駒市	壱分町 晴光台集会所北側	H18.11.15	B	47	33			
86	209	16	生駒市	萩原町 生駒南中学校北側付近	H18.11.15	B	48	42			
87	209	17	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園南側	H18.11.15	A	48	39			
88	210	1	香芝市	磯壁1丁目918 香芝中学校	H18.11.17	B	43	44			
89	210	2	香芝市	鎌田685 鎌田自治会館前	H18.11.17	B	44	44			
90	210	3	香芝市	別所967 別所児童遊園前	H18.11.17	B	46	44			
91	210	4	香芝市	西真美2丁目33 カンナガ八池上	H18.11.17	A	46	44			
92	210	5	香芝市	白鳳台1丁目14番地 白鳳台4号公園駐車場	H18.11.17	A	48	44			

番号	市町村		測定場所		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等			昼	夜	昼	夜	総合評価
93	210	6	香芝市	高山台3丁目14番地 郡ヶ池近隣公園	H18.11.17	A	50	43			
94	210	7	香芝市	高200番地	H18.11.17	C	48	45			
95	211	1	葛城市	東室63-2	H19.3.23	B	53	49		×	×
96	211	2	葛城市	大屋175-2	H19.3.23	A	41	37			
97	211	3	葛城市	柿本29-3	H19.3.23	C	49	48			
98	211	4	葛城市	忍海252-2	H19.3.23	B	45	45			
99	211	5	葛城市	北花内648-8	H19.3.23	C	51	40			
100	211	6	葛城市	忍海161	H19.3.23	C	53	46			
101	211	7	葛城市	當麻1388-2	H19.3.23	-	44	38	-	-	-
102	211	8	葛城市	長尾271-6	H19.3.23	A	45	44			
103	212	1	宇陀市	大宇陀区小附1184(カンデ山公園)	H18.11.30	C	42	35			
104	212	2	宇陀市	大宇陀区下竹171-40(山田米穀店付近)	H18.11.30	C	61	54	×	×	×
105	212	3	宇陀市	大宇陀区下出口2263(センター松山)	H18.11.30	B	52	39			
106	212	4	宇陀市	大宇陀区拾生1871-1(福祉会館)	H18.11.30	B	59	46	×	×	×
107	212	5	宇陀市	菟田野区古市場1263番地(菟田野区保育所)	H18.12.11	B	51	46		×	×
108	212	6	宇陀市	菟田野区岩崎(オンジ山児童公園)	H18.12.11	C	43	37			
109	212	7	宇陀市	榛原区篠築(白樺台公園)	H18.12.15	C	37	35			
110	212	8	宇陀市	榛原区ひのき坂(ひのき坂古墳公園)	H18.12.15	A	44	40			
111	212	9	宇陀市	榛原区天満台西(大和富士ホール)	H18.12.15	A	48	44			
112	212	10	宇陀市	榛原区高萩台(近鉄榛原駅北)	H18.12.15	C	53	47			
113	361	1	川西町	結崎30-5 フレックスパーク	H19.2.28	A	45	38			
114	361	2	川西町	結崎598-1 出屋敷公園	H19.2.28	B	53	47		×	×
115	361	3	川西町	結崎1598-1 先	H19.2.28	C	59	52		×	×
116	424	1	上牧町	服部台4丁目	H18.9.15	B	57	52			
117	426	1	広陵町	大字南郷 役場 駐車場	H18.12.4	A	54	-		-	-
118	426	2	広陵町	大字三吉 大垣内公民館玄関前	H18.12.4	B	52	-		-	-
119	426	3	広陵町	馬見中1丁目 見立山公園	H18.12.4	B	49	-		-	-
120	427	1	河合町	高塚台第三3公園	H19.2.9	A	59	61	×	×	×
121	427	2	河合町	高塚台1-4-1	H19.2.9	C	56	59		×	×
122	427	3	河合町	高塚台(まほろばホール駐車場)	H19.2.9	A	66	64	×	×	×
123	427	4	河合町	星和台1-2-17	H19.2.9	C	60	56		×	×
124	443	1	下市町	大字下市235	H18.10.24	C	48	43			
125	443	2	下市町	大字新住825-1	H18.10.24	A	46	39			
126	443	3	下市町	大字阿知賀1821-1	H18.10.24	B	51	34			

表 3 - 3 - 12 環境騒音測定結果表 (市町村測定分)

道路に面する地域

番号	市町村 コード 連番	測定場所		測定開始 年月日	路線名	車線 数	環 境 基 準 型	近 接 空 間	等価騒音 レベル(dB)		環境基準超過状況			
		市町村名	町域名・字名・ 施設名称等						昼	夜	昼	夜	総合評価	
1	201	1	奈良市	菅原町	H18.10.30	県道奈良生駒線	4	B	1	74	73	x	x	x
2	201	2	奈良市	中町	H18.10.30	一般国道 308 号	4	A	1	63	53			
3	201	3	奈良市	押熊町	H18.10.30	県道奈良精華線	4	B	1	67	62			
4	201	4	奈良市	神功五丁目	H18.10.30	県道奈良精華線	4	B	1	65	60			
5	202	1	大和高田市	神楽 267-6	H18.10.12	県道大和高田斑鳩線	2	-	0	71	67	-	-	-
6	202	2	大和高田市	出 165-1	H18.12.11	市道天 1 号線	1	-	0	70	64	-	-	-
7	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H18.11. 7	国道 24 号バイパス	4	-	1	73	72	-	-	-
8	203	2	大和郡山市	藤原町	H18.11. 1	県道奈良・大和郡山・斑鳩線	2	B	1	68	63			
9	204	1	天理市	嘉幡町 天理市クリーンセンター前	H19. 2. 6	国道 24 号	2	C	1	71	68	x	x	x
	204		天理市	嘉幡町 天理市クリーンセンター前	H19. 2. 7	国道 24 号	2	C	1	71	69	x	x	x
	204		天理市	嘉幡町 天理市クリーンセンター前	H19. 2. 8	国道 24 号	2	C	1	71	69	x	x	x
10	205	1	橿原市	小槻町	H18.10.26	国道 24 号バイパス	4	B	1	61	56			
11	205	2	橿原市	白檀町	H18.10.26	県道戸毛久米線	2	A	1	65	60			
12	205	3	橿原市	土橋町	H18.10.26	中和幹線	4	C	1	70	67		x	x
13	205	4	橿原市	新堂町	H18.10.26	国道 24 号バイパス	4	C	1	67	62			
14	209	1	生駒市	鹿ノ台北 2 丁目 1 番	H18.11.15	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	62	56	x	x	x
15	209	2	生駒市	ひかりが丘 1 丁目 6 番	H18.11.15	市道高山北田原線	2	B	0	68	61	x	x	x
16	209	3	生駒市	北田原町	H18.11.15	国道 163 号	2	C	1	75	73	x	x	x
17	209	4	生駒市	北大和 5 丁目 5 番	H18.11.15	市道押熊真弓線	2	A	0	66	61	x	x	x
18	209	5	生駒市	北大和 1 丁目 14 番	H18.11.15	市道真弓芝線	2	A	0	65	58	x	x	x
19	209	6	生駒市	白庭台 2 丁目 11 番	H18.11.15	市道奈良阪南田原線	2	A	0	69	64	x	x	x
20	209	7	生駒市	真弓 3 丁目 1 番	H18.11.15	市道奈良阪南田原線	2	A	0	68	63	x	x	x
21	209	8	生駒市	あすか野北 2 丁目 12 番	H18.11.15	市道西村線	2	A	0	68	62	x	x	x
22	209	9	生駒市	小明町	H18.11.15	市道俵口上線	2	A	0	68	63	x	x	x
23	209	10	生駒市	俵口町	H18.11.15	県道奈良生駒線	4	B	1	72	68	x	x	x
24	209	11	生駒市	辻町 (図書館前)	H18.11.15	国道 168 号	4	C	1	67	62			
25	209	12	生駒市	谷田町 (生駒郵便局前)	H18.11.15	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	69	64			
26	209	13	生駒市	東生駒 1 丁目 (東生駒北第 1 公園)	H18.11.15	市道大谷線	2	A	0	70	66	x	x	x
27	209	14	生駒市	元町 1 丁目 16 番	H18.11.15	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	63	57			
28	209	15	生駒市	東菜畑 2 丁目	H18.11.15	国道 168 号	2	B	1	72	67	x	x	x
29	209	16	生駒市	東生駒 2 丁目 (社会保険健康センター付近)	H18.11.15	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	69	66	x	x	x
30	209	17	生駒市	さつき台 2 丁目 450 番	H18.11.15	市道菜畑老分線	2	A	0	69	65	x	x	x
31	209	18	生駒市	萩の台 3 丁目 5 番	H18.11.15	市道老分乙田線	2	A	0	68	63	x	x	x
32	210	1	香芝市	良福寺 (阿日寺駐車場)	H18.11.17	国道 168 号線	2	-	1	62	60	-	-	-
33	210	2	香芝市	畑 3 丁目 784 番地	H18.11.17	国道 165 号線	2	B	1	61	56			
34	210	3	香芝市	真美ヶ丘 7 丁目 1 番付近	H18.11.17	中和幹線	4	A	1	61	59			
35	210	4	香芝市	高山台 3 丁目 11 番地付近	H18.11.17	中和幹線	4	B	1	57	54			
36	361	1	川西町	結崎 830-49 先	H19. 2.28	県道天理・王寺線	2	A	1	68	62	○	○	
37	426	1	広陵町	大字大野 382-1	H18.11. 7	県道大和高田斑鳩線	2	-	1	71	70	-	-	-
38	426	2	広陵町	真美ヶ丘第 2 小学校 西側 歩道	H18.12. 4	大谷・奥鳥井線	4	A	1	72	-	x	-	-
39	427	1	河合町	西穴間 88-8	H19. 2. 9	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	70	67	○	x	x

近接空間について位置する場合は 1、そうでない場合は 0 とする。

表 3 - 3 - 13 工場振動に係る特定施設

施設名		規模又は能力等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機・空気圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破砕機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3 - 3 - 14 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時 ~ 午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時 ~ 翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

(注) 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50 m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。
区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。
なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3 - 3 - 15 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。） (4) ブレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）	
規 制 基 準 (敷地境界線上)	振動レベル (敷地境界)	75 デシベル
		第 1 号 区 域 第 2 号 区 域
	作業時間帯	午前 7 時 ~ 午後 7 時 午前 6 時 ~ 午後 10 時
	作業時間	1 日 10 時間以内 1 日 14 時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して 6 日を超えないこと
	作業禁止日	日曜日その他の休日

(注) 基準には除外規定がある。第 1 号区域・第 2 号区域は、表 3 - 3 - 7 のとおり。
なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3 - 3 - 16 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (午前 8 時 ~ 午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時 ~ 翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

表 3 - 3 - 17 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市（平成 17 年 9 月 24 日における吉野郡西吉野村及び同郡大塔村の区域を除く。）・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

敷地境界線（法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルパレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソパレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。
 2 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
 3 順応地域とは、2 及び 4 に規定する地域以外の地域をいう。
 4 その他の地域とは、2 に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

排出口（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第2条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量（Nm³ / 時）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm： に掲げる規制基準の値（ppm）

（補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない）

排水水（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$C_{Lm} = K \times Cm$$

C_{Lm}：排水水中の濃度（mg / ℓ）

K：係数で、下の表を参照（mg / ℓ）

C_m： に掲げる規制基準の値（ppm）

特定悪臭物質名	排水水量（m ³ /s）	K の 値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上 0.1 以下	3.4
	0.1 以上	0.71
硫 化 水 素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上 0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫 化 メ チ ル	0.001 以下	32
	0.001 以上 0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二 硫 化 メ チ ル	0.001 以下	63
	0.001 以上 0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表3-4-1 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類型	達成 期間	暫定 目標	環境基準点	告 示	
大 和 川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イ イ		初瀬取入口	S.45. 9. 1 閣 議 決 定
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から 大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハ イ		藤 井	生物について H.18. 6. 30 環 告 示
	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	□		三条高橋	S.54. 2. 23 県 告 示
	佐保川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	□		額田部高橋	
	秋篠川	全 域	C	ハ		佐保川 合流点前	S.54. 2. 23 県 告 示
	菩提川	全 域	C	ハ		佐保川 合流点前	
	曾我川(1)	高取川合流点より上流	C	イ		曾我川橋	S.55. 6. 6 県 告 示
	曾我川(2)	高取川合流点から大和川合流点まで	C	ハ		小柳橋	
	葛城川	全 域	C	ハ		枯木橋	
	高田川	全 域	C	ハ		里合橋	
和 川	布留川(1)	みどり橋より上流	A	イ		みどり橋	S.57. 2. 23 県 告 示
	布留川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ		大和川 合流点前	
	寺川(1)	立石橋より上流	A	イ		立石橋	S.57. 2. 23 県 告 示
	寺川(2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ		吐田橋	
	飛鳥川(1)	神道橋より上流	A	ハ	B	神道橋	
	飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	C	ハ		保田橋	
	岡崎川	全 域	C	ハ		大和川 合流点前	S.58. 2. 22 県 告 示
	富雄川(1)	芝より上流	B	イ		芝	
	富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	D	弋鳥橋	
	竜田川	全 域	C	ハ	D	竜田大橋	
葛下川	全 域	C	ハ		だるま橋		
紀 の 川 吉 野 川	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流	A A	イ		櫛井不動橋	S.47. 11. 6 環 告 示
	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで	A	イ		大川橋	
	秋野川	全 域	B	ハ		秋野川流末	H.5. 4. 2 県 告 示
	丹生川	全 域	A	イ		丹生川流末	H.15. 3. 27 環 告 示
	大迫ダム 貯水池	全 域	湖沼 A	イ		大迫ダム ダムサイト	
淀 川	宇陀川上流	新大東橋より上流	A A	イ		新大東橋	S.52. 2. 1 県 告 示
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで(本郷川、 井の谷川、町並川、香醉川および池谷川 を含み室生ダム湖を除く)	A	イ		高倉橋	H.5. 4. 2 県 告 示
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで (北川を含む)	A	イ		辻堂橋	

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標	環 境 基 準 点	告 示
淀 川	黒 木 川	全 域	A A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	S.52. 2. 1 県 告 示
	中 山 川	全 域	A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	
	笠 間 川	全 域	A	口	宇 陀 川 合 流 点 前	
	芳 野 川 上 流	岩脇橋より上流	A A	イ	岩 脇 橋	H.5. 4. 2 県 告 示
	芳 野 川 下 流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木 綿 橋	
	宇 賀 志 川	全 域	A A	イ	芳 野 川 合 流 点 前	S.52. 2. 1 県 告 示
	四 郷 川 上 流	和田井堰より上流	A A	イ	和 田 井 堰	
	四 郷 川 下 流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	ハ	B 岩 崎 橋	
	母 里 川	全 域	A	イ	芳 野 川 合 流 点 前	
	内 牧 川	全 域	A A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	
	天 満 川	全 域	A	イ	室 生 ダ ム 湖 合 流 点 前	
	宮 川	全 域	A A	イ	室 生 ダ ム 湖 合 流 点 前	
	鰻 守 川	全 域	A A	イ	室 生 ダ ム 湖 合 流 点 前	
	深 谷 川	全 域	A A	イ	室 生 ダ ム 湖 合 流 点 前	
	大 野 川	全 域	A A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	
	室 生 川	全 域	A A	イ	島 谷 取 水 口	H.5. 4. 2 県 告 示
	高 寺 川	全 域	A A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	S.52. 2. 1 県 告 示
	仮 屋 川	全 域	A A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	
	滝 谷 川	全 域	A A	イ	宇 陀 川 合 流 点 前	
	室 生 ダ ム 湖	全 域	A A	イ	県 営 水 道 取 水 口 付 近	
	笠 間 川	全 域 但し奈良県の区域に属する水域	A	イ	笠 間 川 流 末	H.5. 4. 2 県 告 示
遅 瀬 川	全 域	A	イ	金 比 羅 橋		
布 目 川	全 域 但し奈良県の区域に属する水域 で布目ダム湖を除く	A	イ	鷺 千 代 橋		
白 砂 川	全 域 但し奈良県の区域に属する水域	A	イ	白 砂 川 流 末		
布 目 ダ ム 湖	全 域	湖沼 A 全窒素 を除く	ハ	布 目 ダ ム 湖 取 水 口	H.16. 4. 2 県 告 示	
新 宮 川	熊 野 川 上 流	芦 迺 瀬 川 合 流 点 以 上 但し猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	A A	イ	上 野 地 小 原 橋	S.52. 12. 6 県 告 示

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標	環 境 基 準 点	告 示
新 宮 川	熊野川下流	芦迺瀬川合流点から和歌山県境まで	A	□	二津野ダム湖取水口	S.52. 12. 6 県 告 示
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流 ただし池原ダム湖を除く	A A	イ	北山大橋	
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県 の区域に属する水域	A A	□	小口橋	
	洞 川	全 域	A A	□	持影橋	
	川原樋川	全 域	A A	イ	川原樋取水口	
	猿谷ダム湖	全 域	湖沼 A	□	猿谷ダム湖取水口	
	風屋ダム湖	全 域	湖沼 A	□	風屋ダム湖取水口	
	池原ダム湖	全 域	湖沼 A	□	池原ダム湖取水口	
	坂本ダム湖	全 域	湖沼 A	□	坂本ダム湖取水口	

(注) 達成期間 「イ」は、直ちに達成

「□」は、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

暫定目標 5年以内で可及的すみやかに達成

類 型 「 」は、SSについてのみ1月～6月及び10月～12月B - □、7月～9月C - □

表 3 - 4 - 2 水質汚濁に係る環境基準

〔水質汚濁に係る環境基準について昭和46年環境庁告示第59号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ 以下
ひ 素	0.01 mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下
チウラム	0.006mg / ℓ 以下
シマジン	0.003mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下
セレン	0.01 mg / ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg / ℓ 以下
ほう素	1 mg / ℓ 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

(昭 49 環庁告 63・昭 50 環庁告 3・昭 57 環庁告 41・昭 57 環庁告 140・昭 60 環庁告 29・平 3 環庁告 78・一部改正)

河川 (湖沼を除く)

ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	50 MPN / 100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / l 以下	25 mg / l 以下	5 mg / l 以上	5,000 MPN / 100 ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / l 以下	50 mg / l 以下	5 mg / l 以上	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / l 以下	100 mg / l 以下	2 mg / l 以上	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg / l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / l 以上	

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産 1 級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。

湖沼 (天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / ℓ 以下	1 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50 MPN / 100 ml 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / ℓ 以下	15 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / ℓ 以上		

(注) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値		該当 水域
		全 窒 素	全 リ ン	
	自然環境保全及び 以下の欄に 掲げるもの	0.1 mg / ℓ 以下	0.005 mg / ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
	水道 1 級 水産 1 種 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	0.2 mg / ℓ 以下	0.01 mg / ℓ 以下	
	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg / ℓ 以下	0.03 mg / ℓ 以下	
	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	0.6 mg / ℓ 以下	0.05 mg / ℓ 以下	
	工業用水 2 級 環境保全	1 mg / ℓ 以下	0.1 mg / ℓ 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表3-4-3 地下水質測定結果総括表 (平成18年度)

項目名	概況調査数	検出数	うち基準値超過数	定期モニタリング調査数	検出数	うち基準値超過数	環境基準値	最大検出濃度	
環境基準健康項目	カドミウム	70	0	0	0	0	0	0.01	<0.001
	全シアン	70	0	0	0	0	0	ND	ND
	鉛	70	8	0	0	0	0	0.01	0.005
	六価クロム	70	1	0	0	0	0	0.05	0.01
	ヒ素	70	4	0	0	0	0	0.01	0.003
	総水銀	70	0	0	0	0	0	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	ND	ND
	ジクロロメタン	70	1	0	0	0	0	0.02	0.0003
	四塩化炭素	70	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	70	0	0	0	0	0	0.004	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	70	0	0	0	0	0	0.02	<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	70	1	0	0	0	0	0.04	0.010
	1,1,1-トリクロロエタン	70	0	0	0	0	0	1.0	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	70	0	0	0	0	0	0.006	<0.0002
	トリクロロエチレン	70	2	0	0	0	0	0.03	0.0019
	テトラクロロエチレン	70	2	0	0	0	0	0.01	0.0031
	1,3-ジクロロプロペン	70	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
	チウラム	70	0	0	0	0	0	0.006	<0.001
	シマジン	70	0	0	0	0	0	0.003	<0.0003
	チオベンカルブ	70	0	0	0	0	0	0.02	<0.002
ベンゼン	70	0	0	0	0	0	0.01	<0.0002	
セレン	70	1	0	0	0	0	0.01	0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	70	66	6	3	3	3	10	43	
ふっ素	70	44	0	1	1	0	0.8	0.8	
ほう素	70	41	1	0	0	0	1.0	1.2	

(注) ・環境基準値及び最大検出濃度 単位：mg/ℓ ND：不検出

例：<0.1 検出下限値が0.1未満であったことを示す。

・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

表3-4-4 異常水質発生状況

番号	状 況	場 所	発 生 年 月 日
1	油 流 出	田原本町味間 (寺川支川つじ川)	平成18年5月26日
2	油 流 出	葛城市脇田 (葛城川支川安位川)	平成18年6月6日
3	油 流 出	川上村大滝 (大滝ダム貯水池)	平成18年6月1日
4	油 流 出	大和郡山市矢田町 (富雄川支川沖台川)	平成18年6月10日
5	油 流 出	御所市柏原 (曾我川流域水路)	平成18年6月16日
6	油 流 出	大和郡山市池沢町 (岡崎川)	平成18年7月8日
7	油 流 出	天理市田井庄町 (布留川北々流)	平成18年8月10日
8	白 い 泡	葛城市大畑 (高田川支川東の川)	平成18年8月18日
9	油 流 出	御所市元町 (葛城川支川元町川)	平成18年8月22日
10	油 流 出	宇陀市室生区大野 (室生ダム減勢池)	平成18年8月25日
11	油 流 出	広陵町古寺 (葛城川流域水路)	平成18年9月28日
12	白 濁 水	奈良市法華寺町 (佐保川支川菰川)	平成18年10月3日
13	魚 へ い 死	香芝市下田東 (葛下川支川熊谷川)	平成18年10月22日
14	魚 へ い 死	天理市田町 (布留川支川布留川南流)	平成18年11月14日
15	油 流 出	宇陀市榛原区笠間 (宇陀川支川笠間川)	平成18年11月20日
16	油 流 出	桜井市阿部木材団地 (寺川支川銭川水路)	平成18年12月15日
17	油 流 出	宇陀市榛原区檜牧 (室生ダム直上流)	平成19年1月16日
18	油 流 出	大和郡山市額田部 (岡崎川流域水路)	平成19年2月9日
19	油 流 出	御所市室 (曾我川流域水路)	平成19年3月28日

表3-4-5 浄化槽設置事業（奈良県浄化槽設置事業）の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年～(実施中)	1,385	曽爾村	平成2年～(実施中)	336
天理市	平成13年～(実施中)	32	御杖村	平成3年～(実施中)	449
橿原市	平成12年～(実施中)	264	高取町	平成13年～(実施中)	127
桜井市	平成17年～(実施中)	19	吉野町	平成10年～(実施中)	231
五條市	平成7年～(実施中)	413	大淀町	平成15年～(実施中)	140
生駒市	平成3年～(実施中)	1,118	下市町	平成12年～(実施中)	126
葛城市	昭和63年～平成4年	24	十津川村	平成6年～(実施中)	323
宇陀市	平成3年～(実施中)	1,276	下北山村	平成1年～(実施中)	291
山添村	平成2年～(実施中)	821	上北山村	平成7年～平成17年	183
平群町	平成2年～(実施中)	172	東吉野村	平成6年～(実施中)	190
斑鳩町	平成2年～(実施中)	355	計		8,275

設置基数は、平成18年度末までの実績累計。

表 3 - 4 - 6 農業集落排水事業の実績

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂(小島)	奈良市	昭和49年度	昭和54年度	-	-	流域下水道に接続
二階堂(合場)	天理市	昭和49年度	昭和62年度	-	-	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	-	-	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成7年度	55	240	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成7年度	69	230	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香束	吉野町	平成5年度	平成8年度	26	303	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	444	1,455	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	-	-	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度	平成18年度	670	1,796	
福貴畑	平群町	平成9年度		95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成12年度	45	150	
福住	天理市	平成13年度		543	1,457	
東部第2-1	奈良市	平成16年度		255	1,520	

表3-4-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数

(平成19年3月31日現在)

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場 (水濁法第5条第1項及び第2項の届出)				特定事業場 (瀬戸内海法第5条第1項の許可)				総合計	
		一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 以上 の 事業 場	うち、 有害 物質 特定 事業 場	一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 未満 の 事業 場	うち、 有害 物質 特定 事業 場	合 計	一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 以上 の 事業 場	うち、 有害 物質 特定 事業 場	一日当 たりの 平均 排水 量50 m ³ 未満 の 事業 場		うち、 有害 物質 特定 事業 場
1	鉱 業			1		1					1
102	畜 産 農 業			76		76	1			1	77
2	畜産食料品製造業			13		13					13
3	水産食料品製造業										
4	保存食料品製造業			6		6	3			3	9
5	味噌・調味料製造業			23		23					23
6	小麦粉製造業			1		1					1
7	砂糖製造業			1		1	1			1	2
8	製 あ ん 業			7		7	2			2	9
9	米菓・こうじ製造業			22		22					22
10	飲料製造業			90		90					90
11	有機質肥料製造業						2			2	2
12	動植物油脂製造業			5		5					5
13	イースト製造業										
14	でん粉製造業			5		5	1			1	6
15	水あめ製造業			1		1					1
16	めん類製造業			75		75	3			3	78
17	豆腐製造業			178		178	3			3	181
18	インスタントコーヒー製造業										
1802	冷凍食品製造業			1		1					1
1803	たばこ製造業										
19	紡績業・繊維製品製造業			26	2	26	30			30	56
20	洗 毛 業			2		2					2
21	化学繊維製造業										
2102	製 材 業			1		1					1
2103	合 板 製 造 業			5		5					5
2104	パーティクルボード製造業			1		1					1
22	木材薬品処理業			3		3					3
23	製 紙 業										
2302	印刷業・出版業			20	6	20					20
24	化学肥料製造業			9		9					9
25	か性ソーダ製造業										
26	無機顔料製造業			1		1	1			1	2
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1			1	3
28	アセチレン誘導品製造業										
29	コールタール製造業			1		1					1
30	発 酵 工 業										
31	メタン誘導品製造業										
32	有機顔料製造業										
33	合成樹脂製造業			4		4					4
34	合成ゴム製造業										
35	有機ゴム薬品製造業						1			1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					1
37	石油化学工業										
38	石けん製造業						3	1		3	3
39	硬化油製造業										
40	脂肪酸製造業										
41	香料製造業										
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2					2
43	写真感光材料製造業										
44	天然樹脂製品製造業										

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場 (水濁法第5条第1項及び第2項の届出)				特定事業場 (瀬戸内海法第5条第1項の許可)				総合計		
		一日当 りの平均 排水量 50m ³ 以上 の事業場	うち、 有害物質 特定 使用事業場	一日当 りの平均 排水量 50m ³ 未満 の事業場	うち、 有害物質 特定 使用事業場	合 計	一日当 りの平均 排水量 50m ³ 以上 の事業場	うち、 有害物質 特定 使用事業場	一日当 りの平均 排水量 50m ³ 未満 の事業場		うち、 有害物質 特定 使用事業場	合 計
45	木 材 化 学 工 業			1		1					1	
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11		1		1	12	
47	医 薬 品 製 造 業						3			3	3	
48	火 薬 製 造 業											
49	農 薬 製 造 業											
50	試 薬 製 造 業											
51	石 油 精 製 業											
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1			1	2	
51の3	医療用ゴム製品製造業											
52	皮 革 製 造 業			60		60					60	
53	ガラス製品製造業			4	2	4					4	
54	セメント製品製造業			15		15		1		1	16	
55	生コンクリート製造業	5		74		79	2			2	81	
56	有機質砂かべ材製造業											
57	人造黒鉛電極製造業											
58	窯業原料精製業			1		1					1	
59	砕 石 業			11		11					11	
60	砂 利 採 取 業			13		13	3			3	16	
61	鉄 鋼 業			1		1					1	
62	非鉄金属製造業			3	1	3	2			2	5	
63	金属製品製造業			9	1	9	1			1	10	
63の2	空きびん卸売業											
63の3	石炭火力発電所											
64	ガ ス 供 給 業											
64の2	水 道 施 設			40	8	40	4			4	44	
65	酸・アルカリ表面処理施設			25	11	25	19	9		19	44	
66	電 気 メ ッ キ 施 設			12	3	12	6	3		6	18	
66の2	旅 館 業	6		549		555	14	1		15	570	
66の3	共 同 調 理 場	2		7		9	1	1		2	11	
66の4	弁 当 製 造 業			3		3	1			1	4	
66の5	飲 食 店	4		12		16	23	1		24	40	
66の6	飲食店 (軽食)											
66の7	飲食店 (料亭等)											
67	洗 た く 業			259	38	259	1			1	260	
68	写 真 現 像 業			71	13	71	2	1		2	73	
682	病 院			7	5	7	6			6	13	
69	と 畜 業											
69の2	中 央 卸 売 市 場											
69の3	地 方 卸 売 市 場											
70	廃 油 処 理 施 設											
70の2	自動車分解整備事業											
71	自動式車両洗浄施設			222		222	1			1	223	
71の2	試 験 研 究 機 関			82		82	2			2	84	
71の3	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2		3	41	
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3					3	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設			16	16	16					16	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			1	1	1					1	
72	し 尿 処 理 施 設	45		66	13	111	88			88	199	
73	下水道終末処理施設	8				8					8	
74	特定事業場から排出される水の処理施設											
	指定地域特定施設	155		300		455					455	
	合 計	225		2500	121	2725	235	17	5	240	2965	

表 3 - 4 - 8 上乘せ基準の設定状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

対 象 水 域	有 害 物 質 について の 規 制 の 概 要	生 活 環 境 項 目 について の 規 制 の 概 要	生 活 環 境 項 目 に関 して 1 日 当 りの 平 均 排 水 量 が 50 m ³ 未 満 の 特 定 事 業 場 を 規 制 対 象 と し て い る も の
<p>全 て の 公 共 用 水 域</p>	<p>(対 象 物 質) カドミウム、シアン、 有 機 リン、6 価 クロム、 砒 素、総 水 銀、ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル</p> <p>(対 象 事 業 場) 有 害 物 質 を 使 用 す る 一 部 の 特 定 事 業 場 (新 増 設 に 限 る)</p> <p>(許 容 限 度) カドミウム 0.01mg / ℓ 6 価 クロム 0.05mg / ℓ 砒 素 0.05mg / ℓ シアン、有 機 リン、総 水 銀、ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル に つ い て は 検 出 さ れ ない こ と</p>	<p>(対 象 物 質) BOD、SS</p> <p>(対 象 事 業 場) 日 平 均 排 水 量 が 50 m³ 以 上 の 特 定 事 業 場</p> <p>(許 容 限 度) 新 設 事 業 場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既 設 事 業 場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染 色 業 ・ 浄 化 槽 は 別 基 準</p>	<p>(排 水 量 の 裾 切 り) 10 m³ / 日 以 上</p> <p>(対 象 事 業 場) 汚 濁 負 荷 が 著 し い 一 部 の 特 定 事 業 場 (新 増 設 に 限 る) 又 は、 風 致 地 区 等 一 部 の 地 域 で 新 増 設 さ れ る 特 定 事 業 場</p>

「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」

表3-4-9 平成18年度ゴルフ場使用農薬調査結果

	農薬名	調査ゴルフ場数	指針値超過ゴルフ場数	環境省暫定指針値(mg/l)	調査検体の検出範囲(mg/l)	検出数調査検体数
殺	アセフェート	35	0	0.8	<0.01	0/48
	イソキサチオン	35	0	0.08	<0.001	0/48
	イソフェンホス	13	0	0.01	<0.001	0/26
	エトフェンブロックス	22	0	0.8	<0.002	0/22
虫	クロルピリホス	35	0	0.04	<0.001	0/48
	ダイアジノン	35	0	0.05	<0.001	0/48
	トリクロルホン	13	0	0.3	<0.001	0/26
	ピリダフェンチオン	35	0	0.02	<0.001	0/48
剤	フェニトロチオン	35	0	0.03	<0.001	0/48
	アゾキシストロビン	35	0	5	<0.002~0.021	1/48
	イソプロチオラン	35	0	0.4	<0.001	0/48
	イブロジオン	35	0	3	<0.002	0/48
殺	エトリジアゾール	13	0	0.04	<0.001	0/26
	オキシシン銅	13	0	0.4	<0.004	0/26
	キャプタン	13	0	3	<0.001	0/26
	クロロタロニル	35	0	0.4	<0.002	0/48
菌	クロロネブ	35	0	0.5	<0.001	0/48
	チウラム	35	0	0.06	<0.002	0/48
	トルクロホスメチル	35	0	0.8	<0.001	0/48
	フルトラニル	35	0	2	<0.001~0.003	2/48
剤	プロピコナゾール	25	0	0.5	<0.001	0/29
	ペンシクロン	35	0	0.4	<0.004	0/48
	メタラキシル	35	0	0.5	<0.001~0.002	4/48
	メブロニル	35	0	1	<0.001	0/48
除	アシュラム	35	0	2	<0.001~0.003	1/48
	ジチオピル	35	0	0.08	<0.001	0/48
	シデュロン	35	0	3	<0.002	0/48
	シマジン	35	0	0.03	<0.001	0/48
草	テルブカルブ	35	0	0.2	<0.001	0/48
	トリクロピル	35	0	0.06	<0.001	0/48
	ナプロパミド	35	0	0.3	<0.001	0/48
	ハロスルフロンメチル	35	0	0.3	<0.001~0.001	1/48
剤	ピリブチカルブ	35	0	0.2	<0.001	0/48
	ブタミホス	35	0	0.04	<0.001	0/48
	フラザスルフロン	35	0	0.3	<0.002	0/48
	プロピザミド	35	0	0.08	<0.001~0.006	1/48
剤	ベンスリド	13	0	1	<0.002	0/26
	ペンディメタリン	35	0	0.5	<0.001	0/48
	ペンフルラリン	35	0	0.8	<0.001	0/48
	メコプロップ	35	0	0.05	<0.001	0/48
	メチルダイムロン	35	0	0.3	<0.001	0/48
						10/1810

表 3 - 5 - 1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること
1,2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 mg 以下であること
1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 mg 以下であること
1,1,1 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること
1,1,2 - トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
1,3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg 以下であること
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること

図 4 - 1 - 1 廃棄物の分類

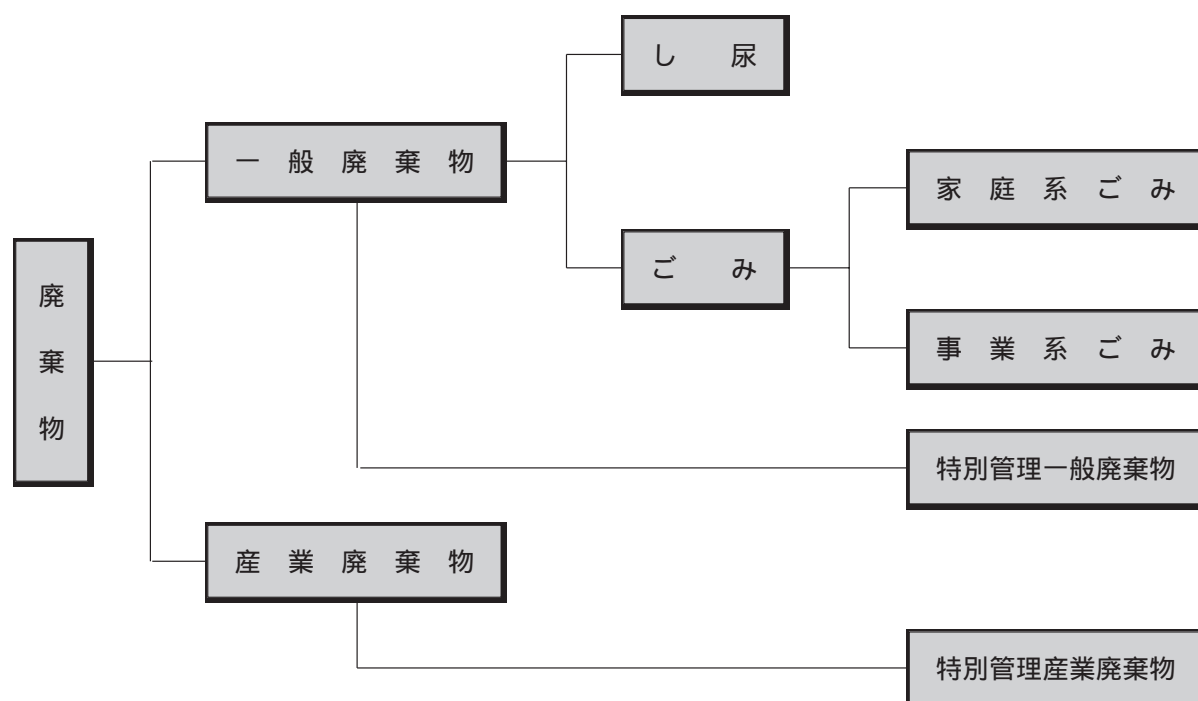


表 4 - 1 - 1 ごみ処理の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
計 画 区 域 内 人 口 処 理 人 口	収 集 人 口 (人)	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
	自 家 処 理 人 口 (人)	0	0	0	0	0
	計 (人)	1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
年 間 発 生 量 (トン)		572,108	570,197	564,848	553,494	547,632
発 生 内 訳	計 画 収 集 (トン)	461,943	472,468	469,367	453,391	455,176
	直 接 搬 入 (トン)	76,229	63,740	63,090	66,322	64,396
	集 団 回 収 (トン)	33,936	33,989	32,391	33,781	28,060
年 間 処 理 量 (トン)		536,151	538,014	535,936	525,369	519,572
処 理 内 訳	直 接 焼 却 (トン)	446,866	449,092	444,468	433,041	427,513
	直 接 埋 立 (トン)	9,341	8,466	8,691	8,105	6,867
	直 接 資 源 化 (トン)	10,469	9,645	12,281	15,674	19,198
	中 間 処 理 (トン)	69,475	70,811	70,496	68,549	65,994

計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在

表 4 - 1 - 2 ごみ処理（焼却処理）施設の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t / 日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京 5 - 2	360	全連	S 60. 8
		120	全連	S 57. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方 23	150	全連	S 61. 3
大和郡山市	大和郡山市九条町 80	180	全連	S 60. 11
天理市	天理市嘉幡町 189	220	全連	S 57. 3
橿原市	橿原市川西町 1086	180	全連	S 53. 9
桜井市	桜井市浅古 485 - 1	150	全連	H 14. 11
五條市	五條市北山町 932	70	准連	H 6. 9
御所市	御所市栗阪 975	72	准連	H 6. 9
生駒市	生駒市俵口町 3116 - 91	220	全連	H 3. 3
平群町	平群町椿井 1737	35	機バ	H 4. 3
三郷町	三郷町勢野 2141	40	准連	H 2. 3
斑鳩町	斑鳩町幸前 207	40	機バ	S 57. 3
安堵町	安堵町笠目 326 - 1	20	機バ	H 3. 10
田原本町	田原本町西竹田 279	60	准連	S 60. 11
宇陀市	宇陀市大宇陀区岩清水 1820	27	機バ	H 9. 8
東宇陀環境衛生組合	宇陀市室生区大野 3783	20	機バ	H 8. 6
明日香村	明日香村畑	6	機バ	H 14. 3
新庄町	新庄町笛堂 282	26	機バ	S 63. 6
當麻町	當麻町當麻 120	20	機バ	H 14. 3
上牧町	香芝市上中 3350	15	機バ	S 46. 3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	150	全連	S 57. 2
広陵町	広陵町馬見南 3 - 9 - 30	50	機バ	S 54. 2
河合町	河合町山坊 683 - 1	30	機バ	S 52. 2
吉野広域行政組合	吉野町立野 767 - 2	25	機バ	H 4. 6
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	40	准連	H 6. 3
下市町	下市町新住 1010	20	機バ	S 61. 6
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	10	機バ	H 4. 8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	5	機バ	H 15. 3
計	28 施設	2,361 t / 日		

処理方式欄の「全連」は連続燃焼式、「准連」は准連続燃焼式、「機バ」は機械化バッチ燃焼式。

表4-1-3 粗大ごみ処理施設の整備状況

(平成18年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京5-2	100	併用	H1.3
大和高田市	大和高田市今里川合方23	30	併用	S58.3
天理市	天理市嘉幡町189	50	併用	S52.3
五條市	五條市北山町932	25	併用	H6.9
御所市	御所市栗阪975	15	併用	H6.9
三郷町	三郷町勢野2141	9	併用	H2.3
田原本町	田原本町西竹田279	15	併用	S60.11
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺615	30	併用	S57.6
河合町	河合町山坊683-1	6	併用	H3.3
吉野広域行政組合	吉野町立野767-2	13	併用	H5.5
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	8	併用	H6.3
計	11施設			301 t/日

処理方式欄の「破碎」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破碎(粉碎)する施設

「併用」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破碎することにより、容易に焼却できるよう処理する施設

表4-1-4 廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況

(平成18年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
橿原市	橿原市東竹田町1-1	47	破碎・圧縮 機械選別	H14.3
桜井市	桜井市浅古485-1	30	破碎・圧縮 機械選別	H15.3
五條市	五條市北山町932	7	圧縮 機械選別	H16.3
葛城市	葛城市当麻120	4.2	破碎・減容 機械選別	H15.2
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	4	磁選別 手選別	H6.3
計	5施設			92.2 t/日

表4-1-5 大阪湾フェニックス利用の状況

年 度	一 般 廃 棄 物		産 業 廃 棄 物	
	市町村数	搬 入 量 (トン)	事業所数	搬 入 量 (トン)
平 成 14 年 度	25	46,178	11	1,367
平 成 15 年 度	25	45,186	13	1,442
平 成 16 年 度	25	42,425	11	1,661
平 成 17 年 度	25	39,932	11	1,585
平 成 18 年 度	34	38,494	11	1,798

表4-1-6 し尿処理の状況

(各年度3月31日現在)

区 分			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 人 口 (人)			1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
計 画 処 理 区 域 内 人 口	水 人 洗 化 口	公 共 下 水 道 (人)	759,368	798,830	800,762	827,538	847,066
		浄 化 槽 (人)	476,050	460,866	467,961	451,970	440,740
	収 集 人 口 (人)		219,507	197,621	179,620	167,019	153,519
	自 家 処 理 人 口 (人)		2,825	2,310	2,038	2,206	903
	計 (人)		1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
年 間 収 集 量 (kl)			326,289	319,292	316,332	303,926	301,389
処 理 内 訳	施 設 処 理 (kl)		166,027	173,327	249,002	238,950	236,213
	海 洋 投 入 (kl)		159,696	145,454	66,819	64,365	65,058
	そ の 他 処 理 (kl)		566	511	511	611	118

計画処理区域内人口は、各年度10月1日現在

し尿浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む

表 4 - 1 - 7 し尿処理施設の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (kl / 日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市大安寺西 2 丁目 281	90	膜分離 高負荷	H 15. 3
大和郡山市	大和郡山市本庄町 316	66	高負荷	H 5. 3
天理市	天理市嘉幡 189	57	高負荷	H 4. 10
桜井市	桜井市浅古 485 - 2	70	高負荷 限外膜	H 3. 3
五條市	五條市二見 5 丁目 4 - 2	76	嫌	S 53. 3
生駒市	生駒市北田原町 2476 - 8	80	膜分離 高負荷	H 13. 3
斑鳩町	斑鳩町神南	40	好希釈	S 52. 3
田原本町	田原本町黒田 50 - 1	50	低二段	S 58. 3
下市町	下市町新住 1010	25	好 一	S 56. 10
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	10	好	S 54. 3
山辺環境衛生組合	山添村遅瀬 2384	20	高負荷	S 63. 3
宇陀衛生一部事務組合	宇陀市大宇陀区和田 262	35	高負荷	S 63. 3
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	3	好	S 46. 3
葛城地区清掃事務組合	御所市憎堂 333	240	膜分離 高負荷	H 15. 3
計	14 施設			862 kl / 日

処理方式欄の「嫌」は、嫌気性消化方式

「好」は、好気性消化方式

「好一」は、好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式

「低二段」は、低希釈法による二段活性汚泥処理方式

「好希釈」は、好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式

「高負荷」は、生物学的脱窒処理方式のうち高負荷脱窒処理方式

「限外模」は、限外ろ過膜処理方式

表 4 - 1 - 8 地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

設置主体名	所在地	能力 (m^3 /年)	処理方式	竣工年月
大和郡山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 44
三郷町	三郷町南畑	9,131	長時間ばっ気方式	S 50
	三郷町勢野	117,430		S 54
	三郷町勢野	29,941		S 61
計	4 施設	499,413 m^3 /年		

表 4 - 1 - 9 浄化槽の設置状況

		保健所						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
設置 基数	単独	22,015	17,472	26,095	4,091	2,580	12,390	84,643
	合併	6,306	6,538	4,138	2,336	1,264	2,477	23,059
	計	28,321	24,010	30,233	6,427	3,844	14,867	107,702

表 4 - 1 - 10 浄化槽設置届出状況（最近 5 年間）

年度	保健所							計
	郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市		
平成 14 年度	625	459	737	232	177	99	2,329	
平成 15 年度	644	481	735	232	169	79	2,340	
平成 16 年度	696	466	647	252	177	186	2,424	
平成 17 年度	510	501	598	234	161	265	2,269	
平成 18 年度	574	516	505	176	91	177	2,039	

表 4 - 1 - 11 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	(1) 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動 植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイト かす赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、 タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチなど
	(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液
	(5) 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状 のすべての合成高分子系化合物
政 令	(1) 紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本 業、印刷物加工業から生じる紙、板紙のくず
	(2) 木 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸 入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、バーク類
	(3) 織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、 のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(5) 動物性固定不要物	と畜場において、と殺または解体された獣畜及び食鳥処理場におい て、処理された食鳥にかかる固形状の不要物
	(6) ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	(7) 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(8) ガ ラ ス く ず 等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（(9) を除く）など
	(9) 鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱 石、不良石炭、粉かす
	(10) が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去にともなって生ずるコンクリートの破 片、レンガの破片その他これに類する不要物
	(11) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど のふん尿
	(12) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど の死体
	(13) ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、(1)に掲げるもので PCB が塗布さ れた紙くず若しくは(6)に掲げるもので PCB が付着し、又は封入 された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって集じ ん施設によって集められたもの
	(14) 上記(1)～(6)及び(1)～(12)	に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

種 類		内 容
政 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 令	(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
	(2) 廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の著しい腐食性を有する廃酸
	(3) 廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
	(4) 感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれのある産業廃棄物
	(5) 特定有害産業廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
	廃 PCB 等	廃 PCB や PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が塗布、染み込んだ紙くず PCB が染み込んだ木くず、繊維くず PCB が付着、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
	廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出されるプラスチックシート等の用具・器具
		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん又は政令 ⁽¹³⁾ に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質 ^(*) について、厚生省令で定める基準に適合しないもの (*) アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

表 4 - 1 - 12 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況 (平成 17 年度推計値)

(単位: 千トン/年)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	中間処理による減量化量	割合	最終処分量	割合
燃 え 殻	0	100 %	0	21 %	0	0 %	0	80 %
汚 泥	793	100 %	43	5 %	709	89 %	39	5 %
廃 油	27	100 %	13	48 %	14	51 %	0	1 %
廃 酸	3	100 %	0	7 %	2	79 %	0	14 %
廃 アルカリ	24	100 %	1	5 %	22	94 %	0	0 %
廃プラスチック類	33	100 %	15	45 %	8	24 %	10	31 %
紙 く ず	14	100 %	13	97 %	0	3 %	0	0 %
木 く ず	45	100 %	32	71 %	12	26 %	1	3 %
織 維 く ず	1	100 %	0	18 %	0	64 %	0	18 %
動植物性残さ	16	100 %	12	80 %	2	11 %	1	9 %
ゴ ム く ず	1	100 %	0	2 %	1	86 %	0	12 %
金 属 く ず	26	100 %	24	95 %	0	0 %	1	5 %
ガラス陶磁器くず	22	100 %	13	57 %	0	0 %	10	43 %
鋳 さ い	3	100 %	0	13 %	0	0 %	2	87 %
が れ き 類	478	100 %	450	94 %	0	0 %	28	6 %
ば い じ ん	0	100 %	0	0 %	0	0 %	0	100 %
動物ふん尿	201	100 %	201	100 %	0	0 %	0	0 %
そ の 他	10	100 %	2	24 %	2	21 %	6	55 %
合 計	1,696	100 %	822	48 %	773	46 %	99	6 %

表 4 - 1 - 13 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況 (平成 17 年度推計値)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	中間処理による減量化量	割合	最終処分量	割合
農 業	203	100 %	201	99 %	0	0 %	1	1 %
鋳 業	4	100 %	4	100 %	0	0 %	0	0 %
建 設 業	558	100 %	502	90 %	14	3 %	42	7 %
製 造 業	250	100 %	94	38 %	131	52 %	25	10 %
電気・水道業	660	100 %	10	2 %	620	94 %	28	4 %
情報通信業	0	100 %	0	34 %	0	59 %	0	7 %
運 輸 業	1	100 %	0	32 %	0	43 %	0	25 %
卸・小売業	13	100 %	7	58 %	3	25 %	2	17 %
医療・福祉	4	100 %	0	6 %	2	69 %	1	25 %
サービス業	4	100 %	2	50 %	1	27 %	1	24 %
合 計	1,696	100 %	822	48 %	773	46 %	99	6 %

表 4 - 2 - 1 奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

種 類	事業主体名	所在地	施 設 名 称	設 備 概 要
太陽光発電	奈良県	奈良市	自発光式線形誘導標	4.3 w × 4 基
			自発光式反射板	0.37 kw × 5 基
			自発光式道路標 (センター標)	0.30 w 3.3 v 93 mA 13 個
			時計塔 (三面太陽電池時計)	
			時計塔 (二面太陽電池時計)	
			交通誘導標	8 標 L = 24 m
		大和郡山市	フラワーセンター	太陽電池ソーラーシステム (最大発電量 18 w)
		御所市	葛城山園地公衆トイレ	ソーラー外灯
		宇陀市	室生園地公衆トイレ	太陽光発電屋根一体型 2.125 KW
		御杖村	電気牧場	太陽光発電モジュール 2.8 W、1.2 V 電牧器 2 次電圧 5300 V (断続器)
		葛城市	二上山園地公衆トイレ	80 AIH × 20、バッテリー
		吉野町	吉野山如意輪寺前公衆トイレ	太陽光発電バッテリー付き 外灯 18 W
		天川村	霊山寺前公衆トイレ	太陽光発電 590 W
		下北山村	前鬼公衆トイレ	太陽電池モジュール 1 KW バッテリー 120 AH. 12 V × 10 個
		上北山村	大台ヶ原ビジタセンター	太陽光発電 10 KW
			大台ヶ原公衆トイレ	太陽光発電 3 KW
		県内	交通誘導標 (連結式自発行光標・ソーラーシステム)	発光ダイオード (LED)
			視線誘導標 (宇陀市・宇陀郡内 7 ヲカ所)	多結晶 出力 : 0.165 W × 80 基 蓄電池容量 : 1.2 Ah 耐熱用ニッケル電池
		奈良県教育委員会	奈良市	県立図書館情報館
	奈良商業高校 (太陽電池時計)			
	奈良工業高校 (太陽電池時計)			
	奈良高校 (太陽電池時計)			
	奈良高校 (太陽電池時計)			
	西の京高校 (太陽電池時計)			
	平城高校 (太陽電池時計)			
	西の京養護学校 : ジュラシック・ファーム「わくわく」			太陽電池 単結晶 出力 110 w 蓄電池容量 105 Ah × 2
	大和高田市		高田高校 (太陽電池時計)	
	大和郡山市		片桐高校 (太陽電池時計)	
			城内高校 (太陽電池時計)	
	天理市		二階堂高校 (太陽電池時計)	
	御所市		御所高校 (太陽電池時計)	
			青翔高校 (太陽電池時計)	
	生駒市		北大和高校 (太陽電池時計)	
	香芝市		香芝高校 (太陽電池時計)	
	宇陀市		大宇陀高校 (太陽電池時計)	
	三郷町		信貴ヶ丘高校 (太陽電池時計)	
	斑鳩町		斑鳩高校 (太陽電池時計)	
	田原本町		志貴高校 (太陽電池時計)	
	高取町		高取高校 (太陽電池時計)	
	上牧町		上牧高校 (太陽電池時計)	
	王寺町		王寺工業高校 (太陽電池時計)	
大淀町	大淀高校 (太陽電池時計)			
奈良県水道局	御所市		御所浄水場	多結晶シリコン電池 最大出力 790 k w
奈良県警察本部	県内		道路標 (停止線標) 156 個	単結晶 出力 0.86 w 蓄電池容量 1.8 Ah 名称 : 信号機運動型自発光式停止線標
			道路標 (センター標) 857 個	出力 2.8 v 60 mA × 2 個 名称 : 自発光式道路標
			道路標識 (自発光式) 181 個	出力 5.7 w 蓄電池容量 8.8 Ah 名称 : 路側式自発光標識
			道路標識 (路側可変式) 63 個	単結晶 蓄電池容量 3.5 Ah 最大出力 110 mA 名称 : 路側式可変標識

種 類	事業主体名	所在地	施 設 名 称	設 備 概 要
太陽光発電	奈良市教育委員会	奈良市	奈良市立椿井小学校	10kw
	天理市	天理市	天理市立二階堂体育館	2.1kw (37.5w × 56枚)
	橿原市	橿原市	橿原市営香久山墓園	シリコン太陽電池最大出力 51W 蓄電池容量 150Ah 照明蛍光灯 18W 設置基数 5基
	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽	太陽電池 34.2㎡ (1.14㎡ × 30枚) 最大出力 5kw
			RAKU-RAKU はうす	単結晶 出力：3kw 太陽電池モジュール、インバーター
			北コミュニティセンター ISTA	多結晶シリコン太陽電池 太陽電池容量 30kw インバーター容量 30kw
	生駒市教育委員会	生駒市	生駒市立依口小学校	単結晶 10kw 太陽光発電モジュール インバーター 接続箱 データ収集装置
	香芝市教育委員会	香芝市	香芝市立香芝北中学校	単結晶 50kw 太陽電池モジュール、系統連系盤継続箱、気象計測機器 (日射計)、インバータ、データ計測装置、蓄電池
	葛城市教育委員会	葛城市	歴史博物館	太陽電池容量 20kw 相当 インバーター容量 20kw (10kw × 2)
	宇陀市	宇陀市	宇陀市役所	多結晶太陽電池 三相三線式 200V 40kw (120wp × 336枚)
	斑鳩町	斑鳩町	太陽電池案内板音声発生機 (上宮遺跡公園)	太陽電池式案内板音声発生機
			駅前北口広場街灯	太陽電池式街灯
	田原本町	田原本町	はせがわ展望公園 第5号 (すいせんの丘)	電圧 4.5V 530mW 蓄電池容量 4.0Ah
はせがわ展望公園 第4号 (えのき広場)			電圧 6.8V 450mW 蓄電池容量 1,000mAh	
はせがわ展望公園 第3号 (みちくさ広場)			電圧 6.8V 450mW 蓄電池容量 1,300mAh	
はせがわ展望公園 第7号 (森と泉の広場)			電圧 6.0V 700mW	
広陵町	広陵町	広陵町総合保健福祉会館	太陽光発電モジュール 発電容量：5kw 集熱面積：0.96㎡ × 40枚	
太陽熱利用	奈良県	橿原市	県立医科大学付属病院	[集熱器] 1.91㎡ × 213枚 = 413㎡
	奈良県教育委員会	奈良市	奈良県営プール (温水プール)	集熱面積 440㎡ (2㎡ × 220枚) 蓄熱槽容量 20㎡ 年間集熱量 202,425千Kカロリー
	大和高田市	大和高田市	大和高田市立病院	集熱面積：465.6㎡ (1.94㎡ × 240枚) 蓄熱槽容量：20㎡
	葛城市	葛城市	福祉総合ステーション	集熱面積：27.84㎡ (3.48㎡ × 8枚) 蓄熱槽容量：1.8㎡
	三郷町	三郷町	老人福祉センター	集熱面積：150㎡ (2㎡ × 80枚) 蓄熱槽容量：6㎡ 利用温度：45 ソーラー給湯システム
	上牧町	上牧町	保健福祉センター	平板型選択吸収膜付 保有水量 1.5リットル 有効集熱面積 1.94㎡ 最高使用圧力 10kg/cm ² 本体寸法 1,030 × 2,030 × 95mm 重量 (満水時)
風力発電	奈良県教育委員会	奈良市	奈良養護学校：風と太陽と花の家	風力発電装置 出力 400w × 2 蓄電池容量 200Ah × 2
	野迫川村	野迫川村	鶴姫風力発電施設 みらい・ゆめ・きぼう	発電出力 40kw × 1基 10kw × 2基
バイオマス発電	奈良県	宇陀市	バイオマスプラント	交流単相 3線式 200V 6.0kw (1台) 自動式インバータ発電機
	生駒市	生駒市	衛生処理場「エコパーク21」	発電機 420V 70kw ボイラー最高使用圧力 0.98MPa (10kg/cm ²) 最大蒸発量 (換算値) 0.6t/hr
バイオマス熱利用	奈良県	大和郡山市	奈良県浄化センター	1号焼却炉バーナー 190N ^m /hr 1基 1号焼却炉補助バーナー 420N ^m /hr 1基 1号加熱炉バーナー 136N ^m /hr 1基 2号焼却炉バーナー 190N ^m /hr 1基 2号焼却炉補助バーナー 420N ^m /hr 1基 2号加熱炉バーナー 136N ^m /hr 1基
廃棄物発電・熱利用	橿原市	橿原市	クリーンセンターかしはら	焼却炉 85t/日 × 3基 蒸気タービン (最大発電量 5000kw) × 1基 廃熱ボイラー (最大蒸気発生量 38t/h) × 3基

種 類	事業主体名	所在地	施 設 名 称	設 備 概 要
廃棄物発電・熱利用	桜井市	桜井市	桜井市グリーンパーク (桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設焼却炉棟 (廃棄物発電))	焼却炉 75t / 日 × 2 基 蒸気タービン 1 基 廃熱ボイラー 2 基 三相交流同期発電機 容量 2,487 KVA 出力 1,990 kw × 1 基
廃棄物熱利用	大和高田市	大和高田市	クリーンセンター	170,000 kcal/h × 2 基
	大和郡山市	大和郡山市	大和郡山市清掃センター / 九条スポーツセンター	蒸気 - 水熱交換器 : 能力 2,203,000 kcal / h × 3 基 蒸気式吸収式冷凍機 : 45 (US) RT
	天理市	天理市	天理市清掃センター	温水発生器 水管強制循環式 2 基 (180,000 kcal / h × 2 基)
	生駒市	生駒市	清掃センター	500,000 kcal / h × 2 基
	香芝・王寺環境施設組合	香芝市	ごみ焼却 (美濃園)	温水発生器 2 基、6,450 kcal / h × 2 基
	三郷町	三郷町	清掃センター	50,000 kcal / h × 2 基
	斑鳩町	斑鳩町	衛生処理場	22,500 kcal / h × 2 基 温水タンク : 4.5 m ³
	田原本町	田原本町	清掃工場	200,000 kcal / h × 2 基
廃棄物燃料製造	吉野広域行政組合	吉野町	吉野三町村クリーンセンター	温水発生器、空気予熱器
	株式会社リサイクルマネジメント 榛原事業所	宇陀市	宇陀市護美センター	固形燃料生産能力 1 t / h 固形燃料カロリー 4,000 - 5,000 kcal / kg
温度差エネルギー	奈良県	大和郡山市	奈良県浄化センター	熱源 : 下水処理水 熱回収機器 : プレート型熱交換器 2 台 水熱源ヒートポンプチャージユニット 2 台 供給熱量 : 冷房 354,000 kcal/h 暖房 350,000 kcal/h
コージェネレーション (ガスエンジン)	奈良市	奈良市	奈良市総合老人ホーム和楽園	60 kw / h 87,000 kcal / h ラインポンプ 熱交換器 膨張タンク 発電電力量 : 262,800 kwh / 年 総熱供給量 : 381 mcal / 年
	奈良市	奈良市	奈良市大宮児童館	9.8 kw
	奈良市教育委員会	奈良市	奈良市西部生涯スポーツセンター 屋内体育施設	100 kw × 2
コージェネレーション	JR奈良駅周辺地区 (第一街区) 市街地再開発組合	奈良市	JR 奈良駅前再開発第一ビル	200 kw × 2
	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽	9.8 kw × 1
クリーンエネルギー自動車	野迫川村	野迫川村	ホテルのせ川	コージェネレーション設備 30 kw 1 基 客室個別空調設備 31 台 本館ロビー暖房システム改善改善設備 4 台
	奈良県	県内	ハイブリッド自動車	1300 cc乗用車 3 台 1500 cc乗用車 8 台 2000 cc乗用車 2 台
	奈良県	奈良市	天然ガス自動車	1460 cc乗用車 1 台 1500 cc乗用車 1 台
	奈良県教育委員会	奈良市	ハイブリッド自動車	1500 cc乗用車 1 台
	奈良県警察本部	奈良市	ハイブリッド自動車	1500 cc乗用車 1 台
	奈良県心身障害者リハビリテーションセンター	田原本町	ハイブリッド自動車	1500 cc乗用車 1 台
	奈良市	奈良市	ハイブリッド自動車	9 台
	奈良市	奈良市	天然ガス自動車	4 台
	奈良市	奈良市	天然ガスパッカー車	24 台
	大和郡山市	大和郡山市	天然ガスパッカー車	4330 cc 2 台
	橿原市	橿原市	ハイブリッド自動車	2 台
橿原市	橿原市	天然ガス自動車	1 台	
桜井市	桜井市	天然ガス自動車	1 台	
王寺町教育委員会	王寺町	ハイブリッド自動車	2400 cc 1 台	

表7-1-1 公害苦情調査結果 (平成18年度)

(単位: 件)

市町村名	受 理			解 決				種 類 別 苦 情 件 数 (新規受理・移送件数を対象)										
								典 型 7 公 害							典型7公害以外			
	新規受理	移送	繰越	解決	移送	繰越	その他	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計	廃棄物投	その他	合計
奈良市	130	0	10	124	3	13	0	45	23	0	30	1	0	31	130	0	0	0
大和高田市	34	0	0	29	5	0	0	15	5	1	5	0	0	4	30	2	2	4
大和郡山市	106	0	0	106	0	0	0	6	0	0	5	0	0	3	14	3	89	92
天理市	114	0	3	116	0	0	1	27	13	0	6	1	0	6	53	38	23	61
橿原市	105	0	0	101	2	0	2	36	13	2	13	4	0	21	89	8	8	16
桜井市	95	0	0	94	0	0	1	15	8	0	3	0	0	2	28	67	0	67
五條市	133	0	0	112	12	5	4	34	7	0	6	0	0	7	54	66	13	79
御所市	70	0	0	62	8	0	0	5	7	0	0	0	0	1	13	26	31	57
生駒市	10	0	0	10	0	0	0	6	0	0	2	1	0	1	10	0	0	0
香芝市	11	0	0	11	0	0	0	7	2	0	2	0	0	0	11	0	0	0
葛城市	42	0	0	42	0	0	0	11	6	0	5	0	0	6	28	13	1	14
宇陀市	43	0	0	27	10	0	6	1	6	0	0	0	0	9	16	27	0	27
市合計	893	0	13	834	40	18	14	208	90	3	77	7	0	91	476	250	167	417
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
三郷町	22	0	0	22	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	21	0	21
斑鳩町	17	0	0	17	0	0	0	11	3	0	2	0	0	1	17	0	0	0
安堵町	34	0	0	30	1	0	3	5	3	1	1	0	0	0	10	22	2	24
川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	32	0	1	24	5	1	3	1	5	0	7	0	0	18	31	0	1	1
曽爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上牧町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王寺町	7	0	0	7	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	4	1	2	3
広陵町	10	0	0	9	0	0	1	2	3	0	1	0	0	1	7	1	2	3
河合町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
吉野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀町	6	0	0	6	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	6	0	0	0
下市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	130	0	1	116	7	1	7	25	16	1	12	0	0	23	77	45	8	53
市町村計	1023	0	14	950	47	19	21	233	106	4	89	7	0	114	553	295	175	470
県機関全体	170	0	0	143	0	4	23	44	83	4	1	0	0	19	151	7	12	19
県全体	1193	0	14	1093	47	23	44	277	189	8	90	7	0	133	704	302	187	489

表 7 - 1 - 2 種類別の苦情（新規受理）件数の推移（最近 5 年間）

（単位：件）

年 度	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壤 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
平成14年度	210	130	95	6	141	1	0	583	261	844
平成15年度	264	138	106	7	131	1	0	647	491	1138
平成16年度	220	155	100	10	177	1	0	663	347	1010
平成17年度	238	178	103	6	121	4	0	650	476	1126
平成18年度	277	189	90	7	133	8	0	704	489	1193

表 7 - 1 - 3 典型 7 公害の発生源別苦情（新規受理）件数（平成 18 年度）

（単位：件）

	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壤 汚 染	地 盤 沈 下	合 計	
								件数	割合
焼 却（施 設）	49	0	0	0	7	0	0	56	8.0%
産 業 用 機 械 作 動	7	0	21	2	5	0	0	35	5.0%
産 業 排 水	0	21	0	0	6	0	0	27	3.8%
流 出 ・ 漏 洩	0	79	0	0	8	2	0	89	12.6%
工 事 ・ 建 設 作 業	26	3	30	0	1	0	0	60	8.5%
飲 食 店 営 業	1	8	3	0	5	0	0	17	2.4%
カ ラ オ ケ	0	0	5	0	0	0	0	5	0.7%
移 動 発 生 源 （自動車・鉄道・航空機）	0	0	2	4	0	0	0	6	0.9%
廃 棄 物 投 棄	0	3	0	0	2	3	0	8	1.1%
家 庭 生 活	1	13	8	0	26	1	0	49	7.0%
焼 却（野 焼 き）	181	0	0	0	18	1	0	200	28.4%
自 然 系	0	14	1	0	4	0	0	19	2.7%
そ の 他	9	15	20	1	38	0	0	83	11.8%
不 明	3	33	0	0	13	1	0	50	7.1%
合 計	277	189	90	7	133	8	0	704	

表7-1-4 奈良県公害審査会の処理事件の概要

(平成19年3月31日現在)

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
昭和56年(調)第1号事件 (昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5年4月5日 調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日 調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調)第1号事件への参加申立て	昭和61年11月8日 調停成立
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打切り
平成2年(調)第1号事件 (平成2年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取下
平成2年(調)第2号事件 (平成2年12月25日受付)	平成2年(調)第1号事件への参加申立て	〃
平成3年(調)第1号事件 (平成3年1月30日)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成3年(調)第2号事件 (平成3年3月18日)	〃	〃
平成3年(調)第4号事件 (平成3年7月8日受付)	〃	〃
平成3年(調)第5号事件 (平成3年9月2日受付)	〃	〃
平成3年(調)第6号事件 (平成3年9月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5年3月26日 調停打切り
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月18日受付)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成6年(調)第1号事件 (平成6年3月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場への立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書面を交付することを求める。	平成6年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9年4月22日 調停打切り

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
平成11年（調）第1号事件 （平成11年11月24日受付）	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日 調停成立
平成12年（調）第1号事件 （平成12年4月12日受付）	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8月24日 取下
平成15年（調）第1号事件 （平成15年8月26日受付） 平成17年（調）第1号事件 （参加申立て） （平成17年4月20日受付）	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するとともに、施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転することを求める。	平成17年12月26日 調停成立

【環境用語の解説】

ア

ISO14001シリーズ ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構、本部：スイスのジュネーブ) は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界135か国が加盟している。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格で、平成8年9月1日以降19の規格が発行されている。

アイドリング 自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO_x等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

赤潮 プランクトンの大増殖により、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらす、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。

悪臭 物質特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質として定めている。環境省では、現在指定されている悪臭物質以外の悪臭物質の追加指定についても調査検討を行っている。

アスベスト 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働

安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

イ

硫黄酸化物 (SO_x) 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素 (CO) 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

一般廃棄物 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ (一般廃棄物) まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

ウ

ウィーン条約 正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択され、88年9月に発効した。オゾン層を保護するために、5種の特定フロンと3種のハロンの生産量及び消費量の段階的削減、開発途上国に対する特別の

配慮などについて規定されている。わが国は1988年9月に加盟した。

上乗せ基準 汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの、規制対象項目を広げるもの（「横だし」と呼ばれる。）をも含めて使われる場合がある。

工

エコ・ステーション 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充電設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。エコマークの許可された商品は、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、1992年5月現在で、2071製品にのぼっている。このようなマークはドイツ、北欧、カナダ、フランス、韓国、EC、オランダでも導入されている。

エコロジー 生物集団間及びそれを取りまく無機的環境との関連を研究する学問。日本語では「生態学」と訳される。エネルギーや物質循環などの環境要因もその研究対象とされ、最近で

は自然科学的分野のみならず、社会科学的分野及び人文科学的分野からのアプローチも求められており、生物学の一分野として捉えきれない学際的な学問領域として発展してきている。

オ

オキシダント (Ox) 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

汚染者負担の原則 (PPP: Polluter Pays Principle) PPP: Polluter Pays Principle の欄を参照

オゾン層 地球上のオゾン (O₃) の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年、フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物 (総称フロン) は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用后、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。

フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線はUV-B (280~320nm) である。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の

形成阻害が起きる。

オゾン層保護法 正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。1988年5月、わが国において、ウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円満な実施を確保するために制定された。

汚泥 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のものも含む。

温室効果ガス 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

力

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand） 水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

拡大生産者責任 生産者が負うべき環境負荷軽減の責任を、製品の製造・流通・使用段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考えのこと。廃棄されてゴミになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられるが、リサイクルしやすい製品や処理・処分時に環境負荷が低い製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられる。英訳（Extended Pro-

ducer Responsibility）の頭文字を取ってEPRとも呼ばれる。

家電リサイクル 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、家庭用電気機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクルを義務づけている。機器の使用者は、その再商品化費用を「リサイクル券」の購入により負担し、製造業者等がその機器に使用していた資材の再商品化を実施する。

活性汚泥 多数の好気性（呼吸時に酸素を必要とする）バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片（フロック）を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられる。

環境影響評価 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、代替案の比較検討を含め、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにすることである。

環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

環境基本法 環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的強調による地域環境保全の積極的推進」を3つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

環境教育・環境学習 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

環境月間 昭和48年から、毎年、6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」として環境省、関係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各種の普及啓発事業が行われている。

環境の日 環境基本法第10条において、6月5日を「環境の日」とすることが定められている。この日は、国連の「世界環境デー」でもある。

環境マネジメントシステム（EMS） 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

キ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC） 地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に対する化学的知見の

充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約1000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995年12月に第二次評価報告書等をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

気候変動枠組条約 気候に対して危険な人為的な影響を及ぼさないような水準に、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度を安定化させることを目的として、地球温暖化に対する世界的な取組の枠組を設定するもの。地球サミット中に日本を含む155か国が署名。平成6年3月発効。

規制基準 工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する悪臭・騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などい影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

規制地域 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法においては、悪臭・騒音及び振動の発生を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

京都議定書 平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された。先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成を義務づけるとともに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組みも導入した。

許容限度 自動車が一定条件で運行する場合に発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低

減のための自動車単体への規制である。環境大臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の保全基準を定める法令・規制の中でこの限度値が守られるように考慮しなければならない。

近隣騒音 飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

ク

グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

ケ

K値規制 大気汚染防止法において定められた硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する排出基準。これは、施設の排出口から排出された硫黄酸化物について、それが拡散したときの周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を定めるものであり、 $q = K \times 10^{-3} He^2$ という式で表される（ q ：硫黄酸化物の量、 K ：地域ごとに定められる値、 He ：補正された排出口の高さ）。

K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

コ

公害 環境基本法でいう「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のことである。

公害防止管理者 「特定工場における公害組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定 公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業の間締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

光化学スモッグ 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風に弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

こどもエコクラブ 地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するた

め、環境省が平成7年度から委託事業で始めた。

サ

再生紙 O A化の進行とともにオフィスから排出される紙ごみが増加し、焼却炉の過負荷が問題となっており、自治体や企業の中には古紙回収・再生紙利用を積極的に進めるところも出てきた。最近では、O A用の再生紙も出てきて、品質は向上してきているが、まだ問題は残っている。人手不足から回収業者が減ってきており、再生紙の利用を増やすには、効率的な古紙回収システムの整備等を進め、コストの低減を図ることが望まれている。

産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定めるものとされている。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び保健所設置市の事務とされている。

産業廃棄物税 循環型社会の形成を目指し資源の有効利用を図り、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進するために、創設された法定外目的税のこと。県では、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税している。税は民間事業者の排出抑制への取組支援、不法投棄撲滅等の適正処理の推進、その他循環型社会推進事業に役立てる。

酸性雨 化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常 pH が 5.6 以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

シ

資源有効利用促進法 正式には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、旧「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正したもので、企業が回収した製品などを再利用するリサイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品などを再利用するリユースの「3R」を新たに導入。使用後の廃棄量が多い製品について、省資源・長寿命化の設計・製造、修理体制の充実などを事業者が義務づけ、部品等の再使用が容易な製品設計・製造、使用済製品から取り出した部品の再使用、分別回収のための表示なども定めている。また、スラグ、汚泥等を削減するため、事業者が副産物の有効利用を促進し、計画的にリサイクルを行うように義務づけた。

自然公園 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

指定文化財 文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをいう。指定文化財は、現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなる。

自動車排出ガス測定局 「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

循環型社会 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この法律において、循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）が促進され、及び循環的な利用の行われないものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会と定義されている。社会が持続的に発展しながら、祖先から引き継いできた環境を良好なまま将来の世代に引き継いでいくためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、新しい社会経済システムである循環型社会を形成することが必要である。

循環資源 廃棄物処理法に規定された廃棄物、及び収集、廃棄された物品、または人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち、有用なもの。

浄化槽 生活排水のうち、し尿（水洗トイレ汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

振動レベル 振動の加速度レベルに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。単位はデシベル（dB）。振動はその方向によって人体への影響が異なるが、振動規制法では、公害の対象となる振動の周波数域では人体が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛直振動の大きさのみを規制対象としている。

新エネルギー 石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

森林環境税 多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進するため、県民税の特例として平成18年4月から導入。県民税の超課税方式で徴収し、個人は年額500円、法人は現行の県民税均等割の税額の5%相当額が税額となる。

税の用途は、放置人工林を対象とした強度な間伐、荒廃している里山林の整備、森林育成への県民意識の醸成を図る森林環境教育の推進などである。

ス

水質総量規制 閉鎖性水域の水質環境基準を確保するために、排出される汚濁物質の総量を全体的に削減する制度。現在、対象となる閉鎖性水域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されており、この3水域及びこれらに流入する河川等へ排出している事業所（工場や下水処理場など）が規制対象になっている。

総量規制で対象とする項目は、化学的酸素要求量（COD）・窒素・りんが指定されている。

水質総量規制基準 指定地域内事業場（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域の流域に立地する一定規模以上の事業場）から排出される汚濁負荷量について定める許容限度で、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について、業種ごとに知事が定める一定の濃度と工程排水の積から算定される。

水素イオン濃度（pH） 水（溶液）の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。

セ

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand） 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。教値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

生分解性プラスチック 微生物の働きによって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。生ゴミ袋やコップなどのコンポスト資材、マルチフィルムや育苗ポットなどの農業土木資材、生鮮食料品用トレーなどの食品包装容器にはすでに利用されている。今後はリサイクルの難しい分野への普及が期待されている。

ゼロ・エミッション（zero emission） 最終処分される廃棄物をゼロにしようとする試み。工場から排出される廃棄物の発生量を徹底的に減らし、リサイクルすることでゼロ・エミッションを達成し、環境に配慮している企業イメージをアピールできる。また、この努力は省資源・省エネルギーにつながり、コストの削減ができるメリットがある。国連大学が1994年に提唱した研究構想。

ソ

騒音レベル 騒音の大きさ。単位はデシベル（dB）で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正（A特性補正という。）を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

タ

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、-TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

大腸菌群数 大腸菌のほとんどの種はひとの健康に有害なものではないが、これが多数存在する場合には、同時に赤痢菌、防疫菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。このことから、汚濁の有無の間接的指標として利用されている。

多量排出事業者 「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」において、

年間500トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、資本金4千万円以上の建設業者であって県内で工事を行うもの、年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生

させる事業所を有する事業者、許可病床数 150 床以上の病院を、多量排出事業者として規定。

チ

地球温暖化 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が 1990 年にまとめた報告は、21 世紀中に全球平均表面気温は、1.4 ~ 5.8 上昇し、海水の膨張などにより 21 世紀末には 9 cm ~ 88 cm 上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

地球温暖化防止京都会議 (COP3) 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997 年 (平成 9 年) 12 月 1 日から 11 日まで京都で第 3 回締約国会議 (地球温暖化防止京都会議) が開催され、2008 年から 2012 年までに、日本、アメリカ、EU (ヨーロッパ連合) など先進国 (39 カ国) 全体で二酸化炭素、メタンなど 6 種類の温室効果ガスの総排出量 (二酸化炭素換算) を 1990 年に比べ 5 % 削減する京都議定書が採択された。

窒素酸化物 (NO_x) 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素 (NO₂) は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一酸化窒素 (NO) が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広

くは、亜酸化窒素 (N₂O) や硝酸ミスト (HNO₃) などが含まれる。

テ

低公害車 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後は技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われる。我が国でも国土交通省、経済産業省、環境省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っている。

デポジット制度 一定の金額を預かり金 (deposit) として販売価格に上乗せし、製品 (容器) を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。現在、全国規模のデポジット制度が確立されているものに、ビール瓶や一升瓶などのガラス瓶容器がある。欧米では、缶やガラス瓶 PET ボトルなどにデポジット制度が適用され、ごみ減量に効果を上げている。

天然ガス自動車 都市ガスの原料である天然ガス (タクシーなどで使われている LP ガスとは別のもの) を圧縮して積み込みエンジンに吹き込んで燃やす自動車。走行性能はガソリン車とほぼ同じだが、黒煙を全く出さず、窒素酸化物や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車である。現在、世界で約 410 万台の天然ガス自動車が使われている。

天然記念物 わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）であって、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

ト

登録文化財 建設後 50 年を経過し、現在、重要文化財等の指定を受けていない建築物・土木構造物（橋、ダム、堤防等）・その他の工作物を国の登録台帳に登録して保存を図るもの。

登録文化財制度は、大幅な現状変更等に届出を必要とするだけで、所有者の自主的な保護に期待する制度であり、文化財を活用しながら保存していこうとする、やわらかな仕組みをいう。平成 8 年の文化財保護法の一部改正により導入された。

特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する 8 種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する 4 種類の作業を指定している。

特定施設 水質汚濁防止法では、「人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある程度の物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの」、騒音規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの」を特定施設と定めている。大気汚染防止法ではこれに相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設が定められている。工場又は事業場が特定施設等を設置しようとするときには、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

特定有害産業廃棄物 廃 PCB・PCB 汚染物・PCB 処理物、廃石綿等及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又はそれらを処分するために処理したもののうち、環境省令で定める有害物質等の基準に適合しないもの。3 ng-TEQ/g を超えるダイオキシン類を含む廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻、廃ガス洗浄施設の汚泥及びこれらを処分するために処理したもの

特定有害物質 農用地の土壤に含まれることに起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質であって、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、政令で指定されたものをいう。現在、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されている。

都市公園 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

ハ

パークアンドライド マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、電車等により乗り換えて（ライド）通勤等を行う方法。通勤等の目的で車を利用している人に対し、自宅の最寄り駅からは公共交通機関に転換させることにより、都心やその周辺部での交通混雑の緩和、交通公害の抑制や違法路上駐車削減を図ることを目的としている。特に、マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車し、電車に乗り換える場合をパークアンドレイルライドといい、マイカーを自宅の最寄りのバス停周辺の駐車場に駐車し、バスに乗り換える場合をパークアンドバスライドという。また、最寄り駅まで家族

にマイカーで送ってもらい、最寄り駅から公共交通機関に乗り換えることをキスアンドライドという。

バーゼル条約 正式には「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」という。1989年3月、スイスのバーゼルでUNEPによって採択された。有害廃棄物の越境移動の禁止、自国内処分の原則、越境移動の際の事前通報及び同意を得る義務、違法な越境移動の際の再輸入措置、開発途上国への技術協力について規定されている。

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴って発生するいおう酸化物、ばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び政令で指定される有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）の総称。

バイオマス バイオ（生物）・マス（体）のこと。樹木、草などがこれにあたる。特にエネルギー源として木質バイオマスが注目されているが、これは樹木が二酸化炭素を吸収して、伐採後も植樹による再生可能な資源である、という面による。

最近では、木質資源のエネルギー利用の方法や用途の開発などについて研究が行われている。

排出基準 大気汚染防止法では、工場などのばい煙について排出基準が定められている。いおう酸化物については、着地濃度によってK値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、

特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乗せ基準を定めることができる。

排水基準 特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排水を出す場合、その排水に対して適用される基準。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乗せ基準）があり、基準違反に対しては罰則が課せられる。

ハイブリッド自動車 通常走行時はエンジンで走行し、停止・発信の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、NOxや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。現在、ハイブリッドシステムのコンパクト化が進み、低公害車としての普及が進んできている。

パソコンリサイクル 近年急速に普及した家庭用パソコンについては、平成15年10月からリサイクルが製造者等に義務づけられた。10月以降販売する製品についてはリサイクル料金が価格に含まれる。また、10月以前に販売されたパソコンについては、排出時にリサイクル料金を支払うこととなる。なお、事業所から排出されるパソコンについては、平成13年4月から、ユーザーが費用を負担する形で製造業者等に資材の再商品化が義務づけられている。

フ

浮遊物質（SS：Suspended Solids）水中に懸濁している物質の量のことであり、数値が大きいほど、水質汚濁が著しい。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）浮遊粉じんのうち、その粒

径が 10 μ m 以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

フロン メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン 11、12、113、114、115 の 5 種類が特定フロンとされている。

粉じん 物の破砕や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。

へ

閉鎖性水域 地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。

ホ

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサといった電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和 47 年以降製造は行われていない。

しかし、すでに製造された PCB については、約 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いている状況にある。このような状況から、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定 (平成 13 年 6 月)

され、環境事業団 (平成 16 年 4 月 1 日より日本環境安全事業株式会社) による拠点処理施設の整備及び廃 PCB の処理 (平成 16 年 12 月北九州市において処理開始) が進められている。

マ

マニフェスト制度 (システム) 廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量や、処理業者名、取扱上の注意事項などを記載した「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理するとともに、最終処分されたことを確認することとされている。これにより、不法投棄の防止など適正処理を確保することを目的にした制度のこと。新たに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度も導入された。

モ

モントリオール議定書 正式には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」という。1987 年 9 月、カナダのモントリオールで開かれた外交官会議で採択され、1989 年 1 月に発効したオゾン層破壊物質に関する議定書。1989 年 5 月、フィンランドのヘルシンキで開催された第 1 回締約国会合において、1999 年末までに特定フロンを全廃するヘルシンキ宣言が採択された。わが国は 1988 年 9 月に加盟した。1996 年の第 7 回締約国会合で、代替フロン (HCFC) 等の規制の強化が図られることとなった。

ミ

要請限度 市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化している

と認める時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音（振動）低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法は、家庭から排出される廃棄物の6割の容積を占める容器包装廃棄物のリサイクルを図るために、容器包装のリサイクルを行おうとする市町村に対しては分別収集の実施を、容器包装を製造・販売・利用する事業者に対しては容器包装廃棄物の再資源化を義務づけている。県内すべての市町村が、何らかの形で容器包装廃棄物のリサイクルを行うこととしている。（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

溶存酸素（DO：Dissolved Oxygen） 水中に溶解している酸素のこと。数値が小さいほど、水質汚濁が著しい。

ラ

ラムサール条約 正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサールで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。

リ

リサイクル（再利用 Recycling） 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材（材料）として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリ

サイクルがある。

ル

類型指定 環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考としながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、環境大臣又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて水域類型（ランク付け）をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。

レ

レッドデータブック 国際自然保護連合（IUCN）が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁（現環境省）が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」脊椎動物編と無脊椎動物編を、2000年に植物と（維管束植物）と植物（維管束植物以外）を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15～19年度の5ヶ年間で作成作業をすすめている。

ワ

ワシントン条約 正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1973年3月、アメリカのワシントンで採択され、1975年に発効した。ワシントン条

約における規制とは、絶滅のおそれのある野生動植物約 1,000 種を、その程度に応じて、附属書の ~ にリスティングし、政府の発給した許可証のないものは取り引きしないというものである。わが国は 1980 年 8 月に加盟した。

その他

NPO (民間非営利組織 Non-Profit Organization) 利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

ボランティアは、「個人」に注目した言葉で、NPO は、「団体」に注目した言葉。NPO 法人とは、「特定非営利活動法人」の通称で、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証した法人を呼ぶ。

P P P (Polluter Pays Principle) 汚染者負担の原則。汚染物質を排出している者は、それによって環境が汚染されることを防止するための費用を自らが負担すべきであるという考え方。

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

3 R (Reduce, Reuse, Recycle) 3 R とは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再使用)、リサイクル (Recycle 再生利用) について、3 つの頭文字をとって表したものの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全

部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。

リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料として再利用すること。

6 つの「R」(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Repair, Rental) リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる「3 R」にリフューズ、リペアー、レンタルの 3 つを加えた、6 つの頭文字をとって表したものの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。リフューズは、ごみを増やすことになるものを受け取らないこと。

リペアーは、修理して同じ製品を長く使うこと。

レンタルは、買わなくても済むものを借りて済ますこと。

平成19年度版

2007

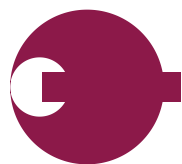
環 境 白 書

発行 奈良県生活環境部環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30 0742-27-8732

FAX 0742-22-1668

E-mail kankyo@office.pref.nara.lg.jp



奈良県

生活環境部環境政策課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県の環境情報サイト



<http://eco.pref.nara.jp>



奈良県ストップ温暖化県民運動
キャラクター「な～らちゃん」

☆この冊子は再生紙を使用しています



環境にやさしい大豆油インキを使用しています